

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (134/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建 築</th> <th style="width: 15%;">設 備 名 称 等</th> <th style="width: 15%;">性 能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい・拡大防止機能</td> <td>第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)</td> <td rowspan="2">ドリップトレイ</td> <td rowspan="2">・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>322U1 322U2 331U001 326U120</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建 築	設 備 名 称 等	性 能	維持すべき期間	・漏えい・拡大防止機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	ドリップトレイ	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)			322U1 322U2 331U001 326U120			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建 築	設 備 名 称 等	性 能	維持すべき期間														
・漏えい・拡大防止機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	ドリップトレイ	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで														
	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)																	
		322U1 322U2 331U001 326U120																

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																																																																																														
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (135/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">+漸えい・拡大防止機能</td> <td style="vertical-align: top;">廃液処理技術開発施設 (ST)</td> <td style="vertical-align: top;">ドリップアブトラクタ</td> <td style="vertical-align: top;">+漸えい・拡大防止機能に影響するよ うな有意な損傷がない状態であること</td> <td style="vertical-align: top;">廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U001</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U002</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U003</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U004</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U005</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U006</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U007</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U008</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U010a</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U012a</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U012b</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U013</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020a</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020b</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020c</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020d</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020e</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U020f</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U021</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328U046</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	+漸えい・拡大防止機能	廃液処理技術開発施設 (ST)	ドリップアブトラクタ	+漸えい・拡大防止機能に影響するよ うな有意な損傷がない状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで			328U001					328U002					328U003					328U004					328U005					328U006					328U007					328U008					328U010a					328U012a					328U012b					328U013					328U020a					328U020b					328U020c					328U020d					328U020e					328U020f					328U021					328U046			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																																																																																																												
+漸えい・拡大防止機能	廃液処理技術開発施設 (ST)	ドリップアブトラクタ	+漸えい・拡大防止機能に影響するよ うな有意な損傷がない状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで																																																																																																												
		328U001																																																																																																														
		328U002																																																																																																														
		328U003																																																																																																														
		328U004																																																																																																														
		328U005																																																																																																														
		328U006																																																																																																														
		328U007																																																																																																														
		328U008																																																																																																														
		328U010a																																																																																																														
		328U012a																																																																																																														
		328U012b																																																																																																														
		328U013																																																																																																														
		328U020a																																																																																																														
		328U020b																																																																																																														
		328U020c																																																																																																														
		328U020d																																																																																																														
		328U020e																																																																																																														
		328U020f																																																																																																														
		328U021																																																																																																														
		328U046																																																																																																														

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (136/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・漏えい・拡大防止機能</td> <td>廃液処理技術開発施設 (5T)</td> <td>ドリップトレイ 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U120b 328U121 328U902 328U903</td> <td>・漏えい・拡大防止機能に影響するよう十分な損傷がない状態であること。</td> <td>廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい・拡大防止機能	廃液処理技術開発施設 (5T)	ドリップトレイ 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U120b 328U121 328U902 328U903	・漏えい・拡大防止機能に影響するよう十分な損傷がない状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・漏えい・拡大防止機能	廃液処理技術開発施設 (5T)	ドリップトレイ 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U120b 328U121 328U902 328U903	・漏えい・拡大防止機能に影響するよう十分な損傷がない状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (137/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい・拡大防止機能</td> <td>廃却施設 (IF)</td> <td>ドリップトレイ 342U006-1 342U006-4 342U006-5 342U308</td> <td rowspan="2">・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">廃液の貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>低放射性蒸餾廃液貯蔵施設 (LWSEF)</td> <td>プロセスレンボット S71V20 S04U002 S04U003 S04U004</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アスファルト固化処理施設 (ASP)</td> <td>ドリップトレイ A08U051 A08U052 A08U055 A08U056 A08U251 A08U352 A08U359</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい・拡大防止機能	廃却施設 (IF)	ドリップトレイ 342U006-1 342U006-4 342U006-5 342U308	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の貯蔵への使用を完了するまで	低放射性蒸餾廃液貯蔵施設 (LWSEF)	プロセスレンボット S71V20 S04U002 S04U003 S04U004		アスファルト固化処理施設 (ASP)	ドリップトレイ A08U051 A08U052 A08U055 A08U056 A08U251 A08U352 A08U359			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・漏えい・拡大防止機能	廃却施設 (IF)	ドリップトレイ 342U006-1 342U006-4 342U006-5 342U308	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の貯蔵への使用を完了するまで															
	低放射性蒸餾廃液貯蔵施設 (LWSEF)	プロセスレンボット S71V20 S04U002 S04U003 S04U004																	
	アスファルト固化処理施設 (ASP)	ドリップトレイ A08U051 A08U052 A08U055 A08U056 A08U251 A08U352 A08U359																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																					
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (138/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい・火大防止機能</td> <td>廃液貯蔵場 (WS)</td> <td>333U020 333U021 333U022 333U023 333U100A 333U100B</td> <td rowspan="2">・漏えい・火大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">廃液の貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>スラッジ貯蔵場 (LW)</td> <td>333U031 333U032</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>第二スラッジ貯蔵場 (LW2)</td> <td>ドリツアップトレイ 332U501 332U502 332U503</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)</td> <td>533U001 533U002 533U035 533U151</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい・火大防止機能	廃液貯蔵場 (WS)	333U020 333U021 333U022 333U023 333U100A 333U100B	・漏えい・火大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の貯蔵への使用を完了するまで	スラッジ貯蔵場 (LW)	333U031 333U032		第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	ドリツアップトレイ 332U501 332U502 332U503			第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	533U001 533U002 533U035 533U151			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																			
・漏えい・火大防止機能	廃液貯蔵場 (WS)	333U020 333U021 333U022 333U023 333U100A 333U100B	・漏えい・火大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃液の貯蔵への使用を完了するまで																			
	スラッジ貯蔵場 (LW)	333U031 333U032																					
	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	ドリツアップトレイ 332U501 332U502 332U503																					
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	533U001 533U002 533U035 533U151																					

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (139/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・漏えい・拡大防止機能</td> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td>ドリフトホレイ 204U005A 204U005B 204U0140 204U016 204U017 204U030 204U216</td> <td>・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>廃止の貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい・拡大防止機能	分離精製工場 (MP)	ドリフトホレイ 204U005A 204U005B 204U0140 204U016 204U017 204U030 204U216	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃止の貯蔵への使用を完了するまで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・漏えい・拡大防止機能	分離精製工場 (MP)	ドリフトホレイ 204U005A 204U005B 204U0140 204U016 204U017 204U030 204U216	・漏えい・拡大防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	廃止の貯蔵への使用を完了するまで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																														
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (140/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">+ 漏えい液移送機能</td> <td rowspan="14">高放射線防護貯蔵場 (HAW)</td> <td>スチーム</td> <td rowspan="14">+ 漏えい液が移送できる状態であること</td> <td rowspan="14">廃液の貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> </tr> <tr> <td>漏えい液移送装置</td> </tr> <tr> <td>272J0011</td> </tr> <tr> <td>272J0012</td> </tr> <tr> <td>272J0013</td> </tr> <tr> <td>272J0021</td> </tr> <tr> <td>272J0022</td> </tr> <tr> <td>272J0023</td> </tr> <tr> <td>272J0031</td> </tr> <tr> <td>272J0032</td> </tr> <tr> <td>272J0033</td> </tr> <tr> <td>272J0041</td> </tr> <tr> <td>272J0042</td> </tr> <tr> <td>272J0043</td> </tr> <tr> <td>272J0051</td> </tr> <tr> <td>272J0052</td> </tr> <tr> <td>272J0053</td> </tr> <tr> <td>272J0061</td> </tr> <tr> <td>272J0062</td> </tr> <tr> <td>272J0063</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	+ 漏えい液移送機能	高放射線防護貯蔵場 (HAW)	スチーム	+ 漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで	ジェット	漏えい液移送装置	272J0011	272J0012	272J0013	272J0021	272J0022	272J0023	272J0031	272J0032	272J0033	272J0041	272J0042	272J0043	272J0051	272J0052	272J0053	272J0061	272J0062	272J0063	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																												
+ 漏えい液移送機能	高放射線防護貯蔵場 (HAW)	スチーム	+ 漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで																												
		ジェット																														
		漏えい液移送装置																														
		272J0011																														
		272J0012																														
		272J0013																														
		272J0021																														
		272J0022																														
		272J0023																														
		272J0031																														
		272J0032																														
		272J0033																														
		272J0041																														
		272J0042																														
272J0043																																
272J0051																																
272J0052																																
272J0053																																
272J0061																																
272J0062																																
272J0063																																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (141/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・漏えい液移送機能 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) </td> <td> スチーム ジェット </td> <td rowspan="2"> ・漏えい液が移送できる状態であること </td> <td rowspan="2"> 廃液の貯蔵への使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td> 漏えい液移送装置 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 重力流配管* </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">*当該ドリフトレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい液移送機能	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	スチーム ジェット	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで	漏えい液移送装置			重力流配管*			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・漏えい液移送機能	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	スチーム ジェット	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで														
		漏えい液移送装置																
		重力流配管*																

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																				
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (142/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・溜えい液移送機能</td> <td rowspan="2">ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</td> <td>溜えい液 移送装置</td> <td rowspan="2">・溜えい液が移送できる状態であること</td> <td rowspan="2">施設の処理・貯蔵への 使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">スチーム ジェネラ</td> <td style="width: 50%;">ポンプ</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J</td> <td style="width: 50%;">G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・溜えい液移送機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	溜えい液 移送装置	・溜えい液が移送できる状態であること	施設の処理・貯蔵への 使用を完了するまで	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">スチーム ジェネラ</td> <td style="width: 50%;">ポンプ</td> </tr> </table>	スチーム ジェネラ	ポンプ			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J</td> <td style="width: 50%;">G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272</td> </tr> </table>	G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J	G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
・溜えい液移送機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	溜えい液 移送装置	・溜えい液が移送できる状態であること	施設の処理・貯蔵への 使用を完了するまで																		
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">スチーム ジェネラ</td> <td style="width: 50%;">ポンプ</td> </tr> </table>			スチーム ジェネラ	ポンプ																
スチーム ジェネラ	ポンプ																					
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J</td> <td style="width: 50%;">G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272</td> </tr> </table>	G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J	G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272																		
G0-J0011 G0-J0012 G0-J0013 G0-J0014 G0-J003 G22J131J	G01P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272																					

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (143/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">+ 漏えい液移送機能</td> <td rowspan="2">廃棄物処理場 (AAF)</td> <td>漏えい液移送装置</td> <td rowspan="2">+ 漏えい液が移送できる状態であること</td> <td rowspan="2">廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>スチーム ジェット</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>308J201 308J202 308J211 308J212 308J221 308J222 308J501 308J502 308J511 308J512</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ポンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>重力流配管*</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>321U120 321U123</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">*当該ドリップトライトレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	+ 漏えい液移送機能	廃棄物処理場 (AAF)	漏えい液移送装置	+ 漏えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	スチーム ジェット			308J201 308J202 308J211 308J212 308J221 308J222 308J501 308J502 308J511 308J512					ポンプ					重力流配管*					321U120 321U123			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																													
+ 漏えい液移送機能	廃棄物処理場 (AAF)	漏えい液移送装置	+ 漏えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで																													
		スチーム ジェット																															
		308J201 308J202 308J211 308J212 308J221 308J222 308J501 308J502 308J511 308J512																															
		ポンプ																															
		重力流配管*																															
		321U120 321U123																															

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																		
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (144/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建 築</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>スチーム</th> <th>322J200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">+ 漏えい液移送機能</td> <td rowspan="3">第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)</td> <td>漏えい液移送装置</td> <td>322J201</td> <td rowspan="3">+ 漏えい液が移送できる状態であること。</td> <td rowspan="3">廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> <td>331U001</td> </tr> <tr> <td>重力流配管*</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*当該ドリップトレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建 築	設備名称等		性能	維持すべき期間	スチーム	322J200	+ 漏えい液移送機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	漏えい液移送装置	322J201	+ 漏えい液が移送できる状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	ジェット	331U001	重力流配管*		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建 築			設備名称等				性能	維持すべき期間											
		スチーム	322J200																	
+ 漏えい液移送機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	漏えい液移送装置	322J201	+ 漏えい液が移送できる状態であること。	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで															
		ジェット	331U001																	
		重力流配管*																		

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (145/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建 築</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>漏えい液 移送装置</th> <th>ポンプ 重力流 配管*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい液移送 機能</td> <td rowspan="2">第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(Z)</td> <td>326P041</td> <td>326P041</td> <td rowspan="2">・漏えい液が移送できる状態である こと。</td> <td rowspan="2">廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>326U120</td> <td>326U120</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*当該ドリフトレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建 築	設備名称等		性能	維持すべき期間	漏えい液 移送装置	ポンプ 重力流 配管*	・漏えい液移送 機能	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(Z)	326P041	326P041	・漏えい液が移送できる状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで	326U120	326U120	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建 築			設備名称等				性能	維持すべき期間									
		漏えい液 移送装置	ポンプ 重力流 配管*															
・漏えい液移送 機能	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(Z)	326P041	326P041	・漏えい液が移送できる状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで													
		326U120	326U120															

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (146/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・溜えい液移送機能</td> <td>廃液処理技術開発施設(ST)</td> <td>溜えい液移送装置 スチームジェット</td> <td>・溜えい液が移送できる状態であること</td> <td>廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>328J101 328J201 328J211 328J251 328J252 328J301 328J311 328J321 328J401 328J431 328J441</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・溜えい液移送機能	廃液処理技術開発施設(ST)	溜えい液移送装置 スチームジェット	・溜えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで			328J101 328J201 328J211 328J251 328J252 328J301 328J311 328J321 328J401 328J431 328J441			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・溜えい液移送機能	廃液処理技術開発施設(ST)	溜えい液移送装置 スチームジェット	・溜えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで													
		328J101 328J201 328J211 328J251 328J252 328J301 328J311 328J321 328J401 328J431 328J441															

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (147/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい液移送機能 </td> <td style="vertical-align: top;"> 廃液処理技術開発施設(ST) </td> <td style="vertical-align: top;"> 重力流配管* 漏えい液移送装置 </td> <td style="vertical-align: top;"> ・漏えい液が移送できる状態であること </td> <td style="vertical-align: top;"> 廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> 328U010a 328U020a 328U020b 328U020c 328U020d 328U020e 328U020f 328U021 328U046 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U121 328U902 328U903 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">*当該ドリップトレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい液移送機能 	廃液処理技術開発施設(ST)	重力流配管* 漏えい液移送装置	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで			328U010a 328U020a 328U020b 328U020c 328U020d 328U020e 328U020f 328U021 328U046 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U121 328U902 328U903			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい液移送機能 	廃液処理技術開発施設(ST)	重力流配管* 漏えい液移送装置	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで													
		328U010a 328U020a 328U020b 328U020c 328U020d 328U020e 328U020f 328U021 328U046 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U121 328U902 328U903															

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																		
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (148/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい液移送機能</td> <td>焼却施設 (IF)</td> <td>重力流配管*</td> <td>342L005-5</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)</td> <td>スチームジェット</td> <td>S04J0020 S04J0021 S04J0030 S04J0031 S04J0040 S04J0041 S71J201</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アスファルト固化処理施設 (ASP)</td> <td>重力流配管*</td> <td>A11J203 A11J213 A11J233 A08L251 A08L352 A08L359</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*当該ドリフトレイ等から移送先までの配管。</p>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい液移送機能	焼却施設 (IF)	重力流配管*	342L005-5		低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	スチームジェット	S04J0020 S04J0021 S04J0030 S04J0031 S04J0040 S04J0041 S71J201		アスファルト固化処理施設 (ASP)	重力流配管*	A11J203 A11J213 A11J233 A08L251 A08L352 A08L359		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																
・漏えい液移送機能	焼却施設 (IF)	重力流配管*	342L005-5																	
	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	スチームジェット	S04J0020 S04J0021 S04J0030 S04J0031 S04J0040 S04J0041 S71J201																	
	アスファルト固化処理施設 (ASP)	重力流配管*	A11J203 A11J213 A11J233 A08L251 A08L352 A08L359																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (149/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・漏えい液移送機能</td> <td>廃液貯蔵場 (WS)</td> <td>スチーム ジェネット 333J201 333J211 333J221 333J231 重力流 配管* 333U100A 333U100B</td> <td rowspan="2">・漏えい液が移送できる状態であること</td> <td rowspan="2">廃液の貯蔵への使用を 終了するまで</td> </tr> <tr> <td>スラッジ貯蔵場 (LW)</td> <td>スチーム ジェネット 333J501 333J502 333J504 333J505 重力流 配管* 332U501 332U502 332U503</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二スラッジ貯蔵場 (LW2)</td> <td>スチーム ジェネット 533J521 533J525 533J526 重力流 配管* 533U035 533U151</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*当該ドリフトレイ等から移送先までの配管。</p>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい液移送機能	廃液貯蔵場 (WS)	スチーム ジェネット 333J201 333J211 333J221 333J231 重力流 配管* 333U100A 333U100B	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を 終了するまで	スラッジ貯蔵場 (LW)	スチーム ジェネット 333J501 333J502 333J504 333J505 重力流 配管* 332U501 332U502 332U503		第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	スチーム ジェネット 533J521 533J525 533J526 重力流 配管* 533U035 533U151			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・漏えい液移送機能	廃液貯蔵場 (WS)	スチーム ジェネット 333J201 333J211 333J221 333J231 重力流 配管* 333U100A 333U100B	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を 終了するまで															
	スラッジ貯蔵場 (LW)	スチーム ジェネット 333J501 333J502 333J504 333J505 重力流 配管* 332U501 332U502 332U503																	
	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	スチーム ジェネット 533J521 533J525 533J526 重力流 配管* 533U035 533U151																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (150/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">漏えい液移送装置</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・漏えい液移送機能</td> <td rowspan="3">分析所(CB)</td> <td rowspan="3">漏えい液移送装置</td> <td>スチーム</td> <td>108J214</td> <td rowspan="3">・漏えい液が移送できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> <td>108J404</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>108P501</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	漏えい液移送装置	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい液移送機能	分析所(CB)	漏えい液移送装置	スチーム	108J214	・漏えい液が移送できる状態であること	ジェット	108J404	ポンプ	108P501	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	漏えい液移送装置	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・漏えい液移送機能	分析所(CB)	漏えい液移送装置	スチーム	108J214	・漏えい液が移送できる状態であること													
			ジェット	108J404														
			ポンプ	108P501														

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (151/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・漏えい液移送機能 </td> <td rowspan="2"> 分離精製工場 (MP) </td> <td> 漏えい液移送装置 </td> <td rowspan="2"> ・漏えい液が移送できる状態であること </td> <td rowspan="2"> 廃液の貯蔵への使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td> スチーム ジェット </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 重力流配管* </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*当該ドリフトラレイ等から移送先までの配管。</p> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・漏えい液移送機能	分離精製工場 (MP)	漏えい液移送装置	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで	スチーム ジェット			重力流配管*			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・漏えい液移送機能	分離精製工場 (MP)	漏えい液移送装置	・漏えい液が移送できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を完了するまで														
		スチーム ジェット																
		重力流配管*																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (152/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建号</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止機能</td> <td rowspan="2">高放射線感液貯蔵場 (HAW)</td> <td>HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5</td> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">高放射線感液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>浸水防止扉 閉止板 (盾式角部シ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>HAW-4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間	・津波による損傷の防止機能	高放射線感液貯蔵場 (HAW)	HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	高放射線感液貯蔵場の管理区域解除まで	浸水防止扉 閉止板 (盾式角部シ)			HAW-4			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・津波による損傷の防止機能	高放射線感液貯蔵場 (HAW)	HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	高放射線感液貯蔵場の管理区域解除まで														
		浸水防止扉 閉止板 (盾式角部シ)																
		HAW-4																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (153/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 </td> <td style="vertical-align: top;"> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td style="vertical-align: top;"> 浸水防止扉 開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 </td> <td style="vertical-align: top;"> ガラス固化技術開発施設の ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	浸水防止扉 開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	ガラス固化技術開発施設の ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	浸水防止扉 開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	ガラス固化技術開発施設の ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (154/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止機能</td> <td>ガラス固化技術 開発施設(TVF) 開発棟</td> <td>閉止板</td> <td>開発棟 9</td> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他、延長ダクト等の浸水防止設備</td> <td>開発棟 5 開発棟 8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等		性能	維持すべき期間	・津波による損傷の防止機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) 開発棟	閉止板	開発棟 9	・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで		その他、延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟 5 開発棟 8	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等		性能	維持すべき期間												
・津波による損傷の防止機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) 開発棟	閉止板	開発棟 9	・津波による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで												
		その他、延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟 5 開発棟 8														

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																												
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (155/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF) </td> <td>津波漂流物防護欄</td> <td rowspan="2"> ・津波による損傷の防止機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで </td> </tr> <tr> <td>スイングゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・津波による損傷の防止機能 (通上状況の監視) </td> <td rowspan="2"> ガラス固化技術開発棟で共用 </td> <td>津波漂流物防護欄(西側・引き波防護対策)</td> <td rowspan="2"> ・設備が使用できている状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃液の取出しが完了するまで </td> </tr> <tr> <td>屋外監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・津波による損傷の防止機能 </td> <td rowspan="2"> ガラス固化技術開発棟 スラッシュ貯蔵場(LW) </td> <td>X-共-屋外監視カメララ-001</td> <td rowspan="2"> ・所定の条件において作動する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃液の取出し完了するまで </td> </tr> <tr> <td>制御室パラメータ監視・津波監視システム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>止水井</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波漂流物防護欄	・津波による損傷の防止機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	スイングゲート	・津波による損傷の防止機能 (通上状況の監視)	ガラス固化技術開発棟で共用	津波漂流物防護欄(西側・引き波防護対策)	・設備が使用できている状態であること。	廃液の取出しが完了するまで	屋外監視カメラ	・津波による損傷の防止機能	ガラス固化技術開発棟 スラッシュ貯蔵場(LW)	X-共-屋外監視カメララ-001	・所定の条件において作動する状態であること。	廃液の取出し完了するまで	制御室パラメータ監視・津波監視システム			止水井			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																										
・津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波漂流物防護欄	・津波による損傷の防止機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																										
		スイングゲート																												
・津波による損傷の防止機能 (通上状況の監視)	ガラス固化技術開発棟で共用	津波漂流物防護欄(西側・引き波防護対策)	・設備が使用できている状態であること。	廃液の取出しが完了するまで																										
		屋外監視カメラ																												
・津波による損傷の防止機能	ガラス固化技術開発棟 スラッシュ貯蔵場(LW)	X-共-屋外監視カメララ-001	・所定の条件において作動する状態であること。	廃液の取出し完了するまで																										
		制御室パラメータ監視・津波監視システム																												
		止水井																												

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																																		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (156/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 30%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・電巻による損傷 の防止機能 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵罐(HAW) </td> <td>防護板 HP-1</td> <td rowspan="10"> ・電巻による損傷の防止機能に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。 </td> <td rowspan="10"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-2</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-3</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-4</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-5</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-6</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-7</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-8</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-9</td> </tr> <tr> <td>防護板 HP-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防護扉 HD-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防護扉 HD-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・電巻による損傷 の防止機能	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	防護板 HP-1	・電巻による損傷の防止機能に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	防護板 HP-2	防護板 HP-3	防護板 HP-4	防護板 HP-5	防護板 HP-6	防護板 HP-7	防護板 HP-8	防護板 HP-9	防護板 HP-10			防護扉 HD-1					防護扉 HD-2					防護フード HH-1			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																																
・電巻による損傷 の防止機能	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	防護板 HP-1	・電巻による損傷の防止機能に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																																
		防護板 HP-2																																		
防護板 HP-3																																				
防護板 HP-4																																				
防護板 HP-5																																				
防護板 HP-6																																				
防護板 HP-7																																				
防護板 HP-8																																				
防護板 HP-9																																				
防護板 HP-10																																				
		防護扉 HD-1																																		
		防護扉 HD-2																																		
		防護フード HH-1																																		

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (157/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td> 防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するよりの有意な損傷がない状態であること。 </td> <td> 高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するよりの有意な損傷がない状態であること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するよりの有意な損傷がない状態であること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで								

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>											
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (158/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 </td> <td rowspan="2"> ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td> 防護屏 防護屏 TD-1 防護屏 TD-2 </td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の廃出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで </td> </tr> <tr> <td> 防護フード 防護フード TH-1 防護フード TH-2 防護フード TH-3 防護フード TH-4 防護フード TH-5 防護フード TH-6 防護フード TH-7 防護フード TH-8 防護フード TH-9 防護フード TH-10 防護フード TH-11 防護フード TH-12 防護フード TH-13 防護フード TH-14 防護フード TH-15 防護フード TH-16 </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟	防護屏 防護屏 TD-1 防護屏 TD-2	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の廃出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	防護フード 防護フード TH-1 防護フード TH-2 防護フード TH-3 防護フード TH-4 防護フード TH-5 防護フード TH-6 防護フード TH-7 防護フード TH-8 防護フード TH-9 防護フード TH-10 防護フード TH-11 防護フード TH-12 防護フード TH-13 防護フード TH-14 防護フード TH-15 防護フード TH-16	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間									
<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能 	ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟	防護屏 防護屏 TD-1 防護屏 TD-2	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻による損傷の防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の廃出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで									
		防護フード 防護フード TH-1 防護フード TH-2 防護フード TH-3 防護フード TH-4 防護フード TH-5 防護フード TH-6 防護フード TH-7 防護フード TH-8 防護フード TH-9 防護フード TH-10 防護フード TH-11 防護フード TH-12 防護フード TH-13 防護フード TH-14 防護フード TH-15 防護フード TH-16											

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																			
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (159/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建築</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・溢水による損傷の防止機能(漏えい検知機能)</td> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF) 開発棟</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11</td> <td>潮えい検知装置</td> </tr> </table> </td> <td>・所定の条件において作動すること。</td> <td>高放射性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>・溢水による損傷の防止機能(溢水防止機能)</td> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03</td> <td>蒸気遮断弁</td> </tr> </table> </td> <td>・設備が使用できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・溢水による損傷の防止機能(漏えい検知機能)	ガラス固化技術開発施設(TVF) 開発棟	<table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11</td> <td>潮えい検知装置</td> </tr> </table>	TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11	潮えい検知装置	・所定の条件において作動すること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	・溢水による損傷の防止機能(溢水防止機能)		<table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03</td> <td>蒸気遮断弁</td> </tr> </table>	TVF-01 TVF-02 TVF-03	蒸気遮断弁	・設備が使用できる状態であること。		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																	
・溢水による損傷の防止機能(漏えい検知機能)	ガラス固化技術開発施設(TVF) 開発棟	<table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11</td> <td>潮えい検知装置</td> </tr> </table>	TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11	潮えい検知装置	・所定の条件において作動すること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで															
TVF-01 TVF-02 TVF-03 TVF-04 TVF-05 TVF-06 TVF-07 TVF-08 TVF-09 TVF-10 TVF-11	潮えい検知装置																				
・溢水による損傷の防止機能(溢水防止機能)		<table border="1"> <tr> <td>TVF-01 TVF-02 TVF-03</td> <td>蒸気遮断弁</td> </tr> </table>	TVF-01 TVF-02 TVF-03	蒸気遮断弁	・設備が使用できる状態であること。																
TVF-01 TVF-02 TVF-03	蒸気遮断弁																				

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (160/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>・火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能)</p> </td> <td> <p>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</p> </td> <td> <p>予備ケーブール (火災防護における代替策用)</p> <p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p> </td> <td> <p>・設備が使用できる状態であること。</p> </td> <td> <p>高放射性廃液のカラシ固化完了まで</p> </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能)</p>	<p>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</p>	<p>予備ケーブール (火災防護における代替策用)</p> <p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p>	<p>・設備が使用できる状態であること。</p>	<p>高放射性廃液のカラシ固化完了まで</p>	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<p>・火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能)</p>	<p>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</p>	<p>予備ケーブール (火災防護における代替策用)</p> <p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p>	<p>・設備が使用できる状態であること。</p>	<p>高放射性廃液のカラシ固化完了まで</p>								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>										
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (161/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建案</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能) </td> <td> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td> 予備ケーブール (火災防護における 代替専用) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設備が使用できる状態であること。 </td> <td> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建案	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能) 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	予備ケーブール (火災防護における 代替専用)	<ul style="list-style-type: none"> 設備が使用できる状態であること。 	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建案	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<ul style="list-style-type: none"> 火災による損傷の防止機能(火災の影響軽減機能) 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	予備ケーブール (火災防護における 代替専用)	<ul style="list-style-type: none"> 設備が使用できる状態であること。 	高放射性廃液のガラス 固化完了まで								

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																					
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (162/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべし期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> <p>・有毒ガスの検出・ 警報機能 (従事者の防護)</p> </td> <td rowspan="10"> <p>ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</p> </td> <td>制御室換気用 仮設送風機</td> <td rowspan="10"> <p>・設備が使用できる状態であること。</p> </td> <td rowspan="10"> <p>高放射性廃液のガラス 固化完了及びガラス固 体化保管ピットに保管し ているガラス固化体の庫 出完了(又は崩壊熱によ る発熱量が低減し、強制 空冷が不要となる時期) まで</p> </td> </tr> <tr> <td>制御室除熱用 仮設スボットク ーラ</td> </tr> <tr> <td>フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td>仮設ダクト</td> </tr> <tr> <td>接続ダクト(吸込側)</td> </tr> <tr> <td>接続ダクト(吐出側)</td> </tr> <tr> <td>接続パネル</td> </tr> <tr> <td>隔離弁</td> </tr> <tr> <td>環境用測定 装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>・測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報を発報す る状態であること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべし期間	<p>・有毒ガスの検出・ 警報機能 (従事者の防護)</p>	<p>ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</p>	制御室換気用 仮設送風機	<p>・設備が使用できる状態であること。</p>	<p>高放射性廃液のガラス 固化完了及びガラス固 体化保管ピットに保管し ているガラス固化体の庫 出完了(又は崩壊熱によ る発熱量が低減し、強制 空冷が不要となる時期) まで</p>	制御室除熱用 仮設スボットク ーラ	フィルタユニット	仮設ダクト	接続ダクト(吸込側)	接続ダクト(吐出側)	接続パネル	隔離弁	環境用測定 装置			<p>・測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報を発報す る状態であること。</p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべし期間																			
<p>・有毒ガスの検出・ 警報機能 (従事者の防護)</p>	<p>ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</p>	制御室換気用 仮設送風機	<p>・設備が使用できる状態であること。</p>	<p>高放射性廃液のガラス 固化完了及びガラス固 体化保管ピットに保管し ているガラス固化体の庫 出完了(又は崩壊熱によ る発熱量が低減し、強制 空冷が不要となる時期) まで</p>																			
		制御室除熱用 仮設スボットク ーラ																					
		フィルタユニット																					
		仮設ダクト																					
		接続ダクト(吸込側)																					
		接続ダクト(吐出側)																					
		接続パネル																					
		隔離弁																					
		環境用測定 装置																					
						<p>・測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報を発報す る状態であること。</p>																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (163/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">組立水槽</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・事故対処機能 (全対象)</td> <td rowspan="3">高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</td> <td>組立水槽</td> <td>X-H-組立水槽-001~003</td> <td rowspan="3">・設備が使用できる状態であること</td> <td rowspan="3">高放射性廃液のガラス 固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>エンジン付き ポンプ</td> <td>X-H-エンジン付きポンプ 001~005</td> </tr> <tr> <td>消防ホース</td> <td>X-H-消防ホース-001~ 053</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	組立水槽	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (全対象)	高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)	組立水槽	X-H-組立水槽-001~003	・設備が使用できる状態であること	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	エンジン付き ポンプ	X-H-エンジン付きポンプ 001~005	消防ホース	X-H-消防ホース-001~ 053	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	組立水槽	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・事故対処機能 (全対象)	高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)	組立水槽	X-H-組立水槽-001~003	・設備が使用できる状態であること	高放射性廃液のガラス 固化完了まで													
		エンジン付き ポンプ	X-H-エンジン付きポンプ 001~005															
		消防ホース	X-H-消防ホース-001~ 053															

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																														
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (164/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>可搬型 冷却設備</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策機能②) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵罐(HAW) </td> <td>可搬型冷却設備</td> <td>X-H-可搬型冷却設備-001 X-H-可搬型冷却設備-002</td> <td>・冷却水を供給できる状態であること。</td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化売丁まで </td> </tr> <tr> <td>可搬型冷却設備用発電機</td> <td>X-H-可搬型冷却設備用発電機-001</td> <td>・電源を供給できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策機能②③) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵罐(HAW) </td> <td>分岐管</td> <td>X-H-分岐管(IN)-001 X-H-分岐管(OUT)-002</td> <td>・設備が使用できる状態であること。</td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化売丁まで </td> </tr> <tr> <td>切換えバルブ</td> <td>X-H-切換えバルブ(IN)-001～006 X-H-切換えバルブ(OUT)-001～006</td> <td>・設備が使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td> ・事故対処機能 (遅延対策機能②) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵罐(HAW) </td> <td>二又分岐管</td> <td>X-H-二又分岐管-001</td> <td>・蒸気を供給できる状態であること。</td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化売丁まで </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (遅延対策機能①) </td> <td>可搬型蒸気供給設備</td> <td>X-H-可搬型蒸気供給設備-001 X-H-可搬型蒸気供給設備-002</td> <td>・電源を供給できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>X-H-可搬型蒸気供給設備用発電機-001</td> <td>・設備が使用できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>X-H-蒸気用ホース-001～004</td> <td>・設備が使用できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	可搬型 冷却設備	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (未然防止対策機能②)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	可搬型冷却設備	X-H-可搬型冷却設備-001 X-H-可搬型冷却設備-002	・冷却水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで	可搬型冷却設備用発電機	X-H-可搬型冷却設備用発電機-001	・電源を供給できる状態であること。	・事故対処機能 (未然防止対策機能②③)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	分岐管	X-H-分岐管(IN)-001 X-H-分岐管(OUT)-002	・設備が使用できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで	切換えバルブ	X-H-切換えバルブ(IN)-001～006 X-H-切換えバルブ(OUT)-001～006	・設備が使用できる状態であること。	・事故対処機能 (遅延対策機能②)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	二又分岐管	X-H-二又分岐管-001	・蒸気を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで	・事故対処機能 (遅延対策機能①)	可搬型蒸気供給設備	X-H-可搬型蒸気供給設備-001 X-H-可搬型蒸気供給設備-002	・電源を供給できる状態であること。				X-H-可搬型蒸気供給設備用発電機-001	・設備が使用できる状態であること。					X-H-蒸気用ホース-001～004	・設備が使用できる状態であること。		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	可搬型 冷却設備	設備名称等	性能	維持すべき期間																																											
・事故対処機能 (未然防止対策機能②)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	可搬型冷却設備	X-H-可搬型冷却設備-001 X-H-可搬型冷却設備-002	・冷却水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで																																											
		可搬型冷却設備用発電機	X-H-可搬型冷却設備用発電機-001	・電源を供給できる状態であること。																																												
・事故対処機能 (未然防止対策機能②③)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	分岐管	X-H-分岐管(IN)-001 X-H-分岐管(OUT)-002	・設備が使用できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで																																											
		切換えバルブ	X-H-切換えバルブ(IN)-001～006 X-H-切換えバルブ(OUT)-001～006	・設備が使用できる状態であること。																																												
・事故対処機能 (遅延対策機能②)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	二又分岐管	X-H-二又分岐管-001	・蒸気を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化売丁まで																																											
・事故対処機能 (遅延対策機能①)		可搬型蒸気供給設備	X-H-可搬型蒸気供給設備-001 X-H-可搬型蒸気供給設備-002	・電源を供給できる状態であること。																																												
				X-H-可搬型蒸気供給設備用発電機-001	・設備が使用できる状態であること。																																											
			X-H-蒸気用ホース-001～004	・設備が使用できる状態であること。																																												

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
<p>表5-1 性能維持施設 (165/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 1646 1555 1822">要求される機能</th> <th data-bbox="1507 1470 1555 1646">建家</th> <th data-bbox="1507 1310 1555 1470">設備名称等</th> <th data-bbox="1507 932 1555 1310">性能</th> <th data-bbox="1507 428 1555 932">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 1646 2279 1822"> <p>・事故対処機能 (全対象)</p> </td> <td data-bbox="1555 1470 2279 1646"> <p>高放射線液体貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td data-bbox="1555 1310 2279 1470"> <p>可搬型 温度測定設備</p> <p>X-H-可搬型温度測定設備-001A X-H-可搬型温度測定設備-001B X-H-可搬型温度測定設備-002A X-H-可搬型温度測定設備-002B X-H-可搬型温度測定設備-003A X-H-可搬型温度測定設備-003B X-H-可搬型温度測定設備-004A X-H-可搬型温度測定設備-004B X-H-可搬型温度測定設備-005A X-H-可搬型温度測定設備-005B X-H-可搬型温度測定設備-007 X-H-可搬型温度測定設備-008</p> </td> <td data-bbox="1555 932 2279 1310"> <p>・設備が使用できる状態であること</p> </td> <td data-bbox="1555 428 2279 932"> <p>高放射線液体貯蔵場のガラス固化完了まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1310 2279 1470"></td> <td data-bbox="1555 1142 2279 1310"></td> <td data-bbox="1555 932 2279 1142"> <p>可搬型 液位測定設備</p> <p>X-H-可搬型液位測定設備-001 X-H-可搬型液位測定設備-002 X-H-可搬型液位測定設備-003 X-H-可搬型液位測定設備-004 X-H-可搬型液位測定設備-005 X-H-可搬型液位測定設備-006 X-H-可搬型液位測定設備-007 X-H-可搬型液位測定設備-008</p> </td> <td data-bbox="1555 932 2279 1310"></td> <td data-bbox="1555 428 2279 932"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 932 2279 1142"></td> <td data-bbox="1555 764 2279 932"></td> <td data-bbox="1555 428 2279 764"> <p>可搬型 密度測定設備</p> <p>X-H-可搬型密度測定設備-001 X-H-可搬型密度測定設備-002 X-H-可搬型密度測定設備-003 X-H-可搬型密度測定設備-004 X-H-可搬型密度測定設備-005 X-H-可搬型密度測定設備-007 X-H-可搬型密度測定設備-008</p> </td> <td data-bbox="1555 932 2279 1310"></td> <td data-bbox="1555 428 2279 932"></td> </tr> </tbody> </table>			要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・事故対処機能 (全対象)</p>	<p>高放射線液体貯蔵場 (HAW)</p>	<p>可搬型 温度測定設備</p> <p>X-H-可搬型温度測定設備-001A X-H-可搬型温度測定設備-001B X-H-可搬型温度測定設備-002A X-H-可搬型温度測定設備-002B X-H-可搬型温度測定設備-003A X-H-可搬型温度測定設備-003B X-H-可搬型温度測定設備-004A X-H-可搬型温度測定設備-004B X-H-可搬型温度測定設備-005A X-H-可搬型温度測定設備-005B X-H-可搬型温度測定設備-007 X-H-可搬型温度測定設備-008</p>	<p>・設備が使用できる状態であること</p>	<p>高放射線液体貯蔵場のガラス固化完了まで</p>			<p>可搬型 液位測定設備</p> <p>X-H-可搬型液位測定設備-001 X-H-可搬型液位測定設備-002 X-H-可搬型液位測定設備-003 X-H-可搬型液位測定設備-004 X-H-可搬型液位測定設備-005 X-H-可搬型液位測定設備-006 X-H-可搬型液位測定設備-007 X-H-可搬型液位測定設備-008</p>					<p>可搬型 密度測定設備</p> <p>X-H-可搬型密度測定設備-001 X-H-可搬型密度測定設備-002 X-H-可搬型密度測定設備-003 X-H-可搬型密度測定設備-004 X-H-可搬型密度測定設備-005 X-H-可搬型密度測定設備-007 X-H-可搬型密度測定設備-008</p>		
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
<p>・事故対処機能 (全対象)</p>	<p>高放射線液体貯蔵場 (HAW)</p>	<p>可搬型 温度測定設備</p> <p>X-H-可搬型温度測定設備-001A X-H-可搬型温度測定設備-001B X-H-可搬型温度測定設備-002A X-H-可搬型温度測定設備-002B X-H-可搬型温度測定設備-003A X-H-可搬型温度測定設備-003B X-H-可搬型温度測定設備-004A X-H-可搬型温度測定設備-004B X-H-可搬型温度測定設備-005A X-H-可搬型温度測定設備-005B X-H-可搬型温度測定設備-007 X-H-可搬型温度測定設備-008</p>	<p>・設備が使用できる状態であること</p>	<p>高放射線液体貯蔵場のガラス固化完了まで</p>																		
		<p>可搬型 液位測定設備</p> <p>X-H-可搬型液位測定設備-001 X-H-可搬型液位測定設備-002 X-H-可搬型液位測定設備-003 X-H-可搬型液位測定設備-004 X-H-可搬型液位測定設備-005 X-H-可搬型液位測定設備-006 X-H-可搬型液位測定設備-007 X-H-可搬型液位測定設備-008</p>																				
		<p>可搬型 密度測定設備</p> <p>X-H-可搬型密度測定設備-001 X-H-可搬型密度測定設備-002 X-H-可搬型密度測定設備-003 X-H-可搬型密度測定設備-004 X-H-可搬型密度測定設備-005 X-H-可搬型密度測定設備-007 X-H-可搬型密度測定設備-008</p>																				
<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>																						

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																														
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (165/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵機 (HAW) </td> <td>計装設備用 可搬型発電機</td> <td>X-H-計装設備用可搬型 発電機-001</td> <td> ・電源を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>計装設備用 可搬型圧縮空気設備</td> <td>X-H-計装設備用可搬型 圧縮空気設備-001</td> <td> ・圧縮空気を供給でき る状態であること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (延延対策機能 ①②) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵機 (HAW) </td> <td>ペーパーレスレコーダー (データ収集装置)</td> <td>X-H-データ収集装置- 001</td> <td> ・設備が使用できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ</td> <td>X-H-可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ-001</td> <td> ・設備が使用できる 状態であること。 </td> </tr> <tr> <td> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td></td> <td>放射線管理設備用可搬型 発電機</td> <td>X-H-放射線管理設備用 可搬型発電機-001</td> <td> ・電源を供給できる 状態であること。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (全対策)	高放射性廃液 貯蔵機 (HAW)	計装設備用 可搬型発電機	X-H-計装設備用可搬型 発電機-001	・電源を供給できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	計装設備用 可搬型圧縮空気設備	X-H-計装設備用可搬型 圧縮空気設備-001	・圧縮空気を供給でき る状態であること。	・事故対処機能 (延延対策機能 ①②)	高放射性廃液 貯蔵機 (HAW)	ペーパーレスレコーダー (データ収集装置)	X-H-データ収集装置- 001	・設備が使用できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ	X-H-可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ-001	・設備が使用できる 状態であること。	・事故対処機能 (全対策)		放射線管理設備用可搬型 発電機	X-H-放射線管理設備用 可搬型発電機-001	・電源を供給できる 状態であること。		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間																											
・事故対処機能 (全対策)	高放射性廃液 貯蔵機 (HAW)	計装設備用 可搬型発電機	X-H-計装設備用可搬型 発電機-001	・電源を供給できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																											
		計装設備用 可搬型圧縮空気設備	X-H-計装設備用可搬型 圧縮空気設備-001	・圧縮空気を供給でき る状態であること。																												
・事故対処機能 (延延対策機能 ①②)	高放射性廃液 貯蔵機 (HAW)	ペーパーレスレコーダー (データ収集装置)	X-H-データ収集装置- 001	・設備が使用できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																											
		可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ	X-H-可搬型ダスト・ヨウ素 サンプラ-001	・設備が使用できる 状態であること。																												
・事故対処機能 (全対策)		放射線管理設備用可搬型 発電機	X-H-放射線管理設備用 可搬型発電機-001	・電源を供給できる 状態であること。																												

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																																																			
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (167/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能①) ・事故対処機能 (全対策) </td> <td rowspan="2"> ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td>水中ポンプ</td> <td rowspan="2"> ・浄水を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td> X-G-水中ポンプ-001 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td rowspan="2"></td> <td>組立水槽</td> <td rowspan="2"> ・設備が使用できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> X-G-組立水槽-001~003 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、遅延 対策機能①②) </td> <td rowspan="2"></td> <td>消防ホース</td> <td rowspan="2"> ・電源を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> X-G-消防ホース-001~024 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、遅延 対策機能①②) </td> <td rowspan="2"></td> <td>給水用ホース</td> <td rowspan="2"> ・浄水を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> X-G-給水用ホース(屋内用)-001 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能②) </td> <td rowspan="2"></td> <td>可搬型チラー</td> <td rowspan="2"> ・電源を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> X-G-可搬型チラー-001 X-G-可搬型チラー-002 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td rowspan="2"></td> <td>可搬型チラー用 発電機</td> <td rowspan="2"> ・浄水を供給できる 状態であること。 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> X-G-可搬型チラー用発電機-001 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>エンジン付き ポンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>X-G-エンジン付きポンプ-001~003</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (未然防止対策 機能①) ・事故対処機能 (全対策)	ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟	水中ポンプ	・浄水を供給できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	X-G-水中ポンプ-001	・事故対処機能 (全対策)		組立水槽	・設備が使用できる 状態であること。		X-G-組立水槽-001~003	・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、遅延 対策機能①②)		消防ホース	・電源を供給できる 状態であること。		X-G-消防ホース-001~024	・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、遅延 対策機能①②)		給水用ホース	・浄水を供給できる 状態であること。		X-G-給水用ホース(屋内用)-001	・事故対処機能 (未然防止対策 機能②)		可搬型チラー	・電源を供給できる 状態であること。		X-G-可搬型チラー-001 X-G-可搬型チラー-002	・事故対処機能 (全対策)		可搬型チラー用 発電機	・浄水を供給できる 状態であること。		X-G-可搬型チラー用発電機-001			エンジン付き ポンプ					X-G-エンジン付きポンプ-001~003			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																																																	
・事故対処機能 (未然防止対策 機能①) ・事故対処機能 (全対策)	ガラス固化技術 開発施設(TV/F) ガラス固化技術 開発棟	水中ポンプ	・浄水を供給できる 状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																																																	
		X-G-水中ポンプ-001																																																			
・事故対処機能 (全対策)		組立水槽	・設備が使用できる 状態であること。																																																		
		X-G-組立水槽-001~003																																																			
・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、遅延 対策機能①②)		消防ホース	・電源を供給できる 状態であること。																																																		
		X-G-消防ホース-001~024																																																			
・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、遅延 対策機能①②)		給水用ホース	・浄水を供給できる 状態であること。																																																		
		X-G-給水用ホース(屋内用)-001																																																			
・事故対処機能 (未然防止対策 機能②)		可搬型チラー	・電源を供給できる 状態であること。																																																		
		X-G-可搬型チラー-001 X-G-可搬型チラー-002																																																			
・事故対処機能 (全対策)		可搬型チラー用 発電機	・浄水を供給できる 状態であること。																																																		
		X-G-可搬型チラー用発電機-001																																																			
		エンジン付き ポンプ																																																			
		X-G-エンジン付きポンプ-001~003																																																			

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (168/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、避難 対策機能①②) </td> <td rowspan="4"> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td>給水ポンプ</td> <td>X-G-給水ポンプ-001</td> <td> ・浄水を供給できる 状態であること。 </td> </tr> <tr> <td>分岐付ヘッダー</td> <td>X-G-分岐付ヘッダー-001</td> <td> ・設備が使用できる 状態であること。 </td> </tr> <tr> <td>コンプレッサー用発電機</td> <td>X-G-コンプレッサー用発電機 -001</td> <td> ・電源を供給できる 状態であること。 </td> </tr> <tr> <td>コンプレッサー</td> <td>X-G-コンプレッサー-001</td> <td> ・圧縮空気を供給でき る状態であること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、③) </td> <td rowspan="2"></td> <td>既設配管 接続用フランジ</td> <td>X-G-既設配管接続用フラン ジ(OUT)-001 X-G-既設配管接続用フラン ジ(IN)-001</td> <td> ・設備が使用できる 状態であること。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> 高放射性廃渣のガラス 固化完了まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、避難 対策機能①②)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	給水ポンプ	X-G-給水ポンプ-001	・浄水を供給できる 状態であること。	分岐付ヘッダー	X-G-分岐付ヘッダー-001	・設備が使用できる 状態であること。	コンプレッサー用発電機	X-G-コンプレッサー用発電機 -001	・電源を供給できる 状態であること。	コンプレッサー	X-G-コンプレッサー-001	・圧縮空気を供給でき る状態であること。	・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、③)		既設配管 接続用フランジ	X-G-既設配管接続用フラン ジ(OUT)-001 X-G-既設配管接続用フラン ジ(IN)-001	・設備が使用できる 状態であること。	高放射性廃渣のガラス 固化完了まで				<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																										
・事故対処機能 (未然防止対策 機能②A、避難 対策機能①②)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	給水ポンプ	X-G-給水ポンプ-001	・浄水を供給できる 状態であること。																										
		分岐付ヘッダー	X-G-分岐付ヘッダー-001	・設備が使用できる 状態であること。																										
		コンプレッサー用発電機	X-G-コンプレッサー用発電機 -001	・電源を供給できる 状態であること。																										
		コンプレッサー	X-G-コンプレッサー-001	・圧縮空気を供給でき る状態であること。																										
・事故対処機能 (未然防止対策 機能②B、③)		既設配管 接続用フランジ	X-G-既設配管接続用フラン ジ(OUT)-001 X-G-既設配管接続用フラン ジ(IN)-001	・設備が使用できる 状態であること。																										
		高放射性廃渣のガラス 固化完了まで																												

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																										
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (169/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建築</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> ・事故対応機能 (全対象) </td> <td rowspan="2"></td> <td>可搬型温度測定設備</td> <td>・温度を測定できる状態であること。</td> <td rowspan="10"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型温度測定設備-001</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型液位測定設備</td> <td>・液位を測定できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型液位測定設備-V10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型液位測定設備-V12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型液位測定設備-V14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型液位測定設備-V20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型液位測定設備-E10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型密度測定設備</td> <td>・密度を測定できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型密度測定設備-V10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型密度測定設備-V12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型密度測定設備-V20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-G-可搬型密度測定設備-E10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ</td> <td></td> <td>X-G-可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ-001</td> <td>・使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 用可搬型発電機</td> <td></td> <td>X-G-放射線管理設備用可搬型発電機-001</td> <td>・電源を供給できる状態であること。</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対応機能 (全対象)		可搬型温度測定設備	・温度を測定できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	X-G-可搬型温度測定設備-001		可搬型液位測定設備	・液位を測定できる状態であること。	X-G-可搬型液位測定設備-V10		X-G-可搬型液位測定設備-V12		X-G-可搬型液位測定設備-V14		X-G-可搬型液位測定設備-V20		X-G-可搬型液位測定設備-E10		可搬型密度測定設備	・密度を測定できる状態であること。	X-G-可搬型密度測定設備-V10		X-G-可搬型密度測定設備-V12		X-G-可搬型密度測定設備-V20		X-G-可搬型密度測定設備-E10		可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ		X-G-可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ-001	・使用できる状態であること。	放射線管理設備 用可搬型発電機		X-G-放射線管理設備用可搬型発電機-001	・電源を供給できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																																								
・事故対応機能 (全対象)		可搬型温度測定設備	・温度を測定できる状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																																								
		X-G-可搬型温度測定設備-001																																										
	可搬型液位測定設備	・液位を測定できる状態であること。																																										
	X-G-可搬型液位測定設備-V10																																											
	X-G-可搬型液位測定設備-V12																																											
	X-G-可搬型液位測定設備-V14																																											
	X-G-可搬型液位測定設備-V20																																											
	X-G-可搬型液位測定設備-E10																																											
	可搬型密度測定設備	・密度を測定できる状態であること。																																										
	X-G-可搬型密度測定設備-V10																																											
X-G-可搬型密度測定設備-V12																																												
X-G-可搬型密度測定設備-V20																																												
X-G-可搬型密度測定設備-E10																																												
可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ		X-G-可搬型ダスト・ヨウ素サンブラ-001	・使用できる状態であること。																																									
放射線管理設備 用可搬型発電機		X-G-放射線管理設備用可搬型発電機-001	・電源を供給できる状態であること。																																									

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																				
<p>表 5-1 性能維持施設 (170/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 1646 1555 1822">要求される機能</th> <th data-bbox="1507 1465 1555 1646">建家</th> <th colspan="2" data-bbox="1507 1045 1555 1465">設備名称等</th> <th data-bbox="1507 688 1555 1045">性能</th> <th data-bbox="1507 436 1555 688">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 1646 1626 1822" rowspan="2"> ・事故対処機能 (全対象) </td> <td data-bbox="1555 1465 1626 1646" rowspan="2"> 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用 </td> <td data-bbox="1555 1285 1626 1465">不整地運搬車(トラム缶運搬用)</td> <td data-bbox="1555 1045 1626 1285">X-共-不整地運搬車(トラム缶運搬用)-001</td> <td data-bbox="1626 688 1697 1045"> ・運転に異常がない状態であること。 </td> <td data-bbox="1626 436 1697 688" rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1285 1697 1465">簡易無線機(屋外用)</td> <td data-bbox="1626 1045 1697 1285">X-共-簡易無線機(屋外用)-001~016</td> <td data-bbox="1697 688 1768 1045"> ・通信ができる状態であること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1646 1768 1822" rowspan="4"></td> <td data-bbox="1697 1465 1768 1646" rowspan="4"></td> <td data-bbox="1697 1285 1768 1465">可搬型充電機(通信機器の充電用)</td> <td data-bbox="1697 1045 1768 1285">X-共-可搬型充電機(通信機器の充電用)-001</td> <td data-bbox="1768 688 1840 1045"> ・電源を供給できる状態であること。 </td> <td data-bbox="1768 436 1840 688" rowspan="4"> 高放射性廃液のガラス固化完了まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 1285 1840 1465">組立水槽</td> <td data-bbox="1768 1045 1840 1285">X-共-組立水槽-001~008</td> <td data-bbox="1840 688 1911 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1840 1285 1911 1465">可搬型貯水設備</td> <td data-bbox="1840 1045 1911 1285">X-共-可搬型貯水設備 265L-001~0016</td> <td data-bbox="1911 688 1982 1045"> ・設備が使用できる状態であること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1911 1285 1982 1465">エンジン付きライト</td> <td data-bbox="1911 1045 1982 1285">X-共-エンジン付きライト-001~006</td> <td data-bbox="1982 688 2053 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 1646 2053 1822"></td> <td data-bbox="1982 1465 2053 1646"></td> <td data-bbox="1982 1285 2053 1465">消防ホース</td> <td data-bbox="1982 1045 2053 1285">X-共-消防ホース-001~222</td> <td data-bbox="2053 688 2125 1045"></td> <td data-bbox="2053 436 2125 688"></td> </tr> </tbody> </table>			要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (全対象)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用	不整地運搬車(トラム缶運搬用)	X-共-不整地運搬車(トラム缶運搬用)-001	・運転に異常がない状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	簡易無線機(屋外用)	X-共-簡易無線機(屋外用)-001~016	・通信ができる状態であること。			可搬型充電機(通信機器の充電用)	X-共-可搬型充電機(通信機器の充電用)-001	・電源を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	組立水槽	X-共-組立水槽-001~008		可搬型貯水設備	X-共-可搬型貯水設備 265L-001~0016	・設備が使用できる状態であること。	エンジン付きライト	X-共-エンジン付きライト-001~006				消防ホース	X-共-消防ホース-001~222		
要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間																																	
・事故対処機能 (全対象)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用	不整地運搬車(トラム缶運搬用)	X-共-不整地運搬車(トラム缶運搬用)-001	・運転に異常がない状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																																	
		簡易無線機(屋外用)	X-共-簡易無線機(屋外用)-001~016	・通信ができる状態であること。																																		
		可搬型充電機(通信機器の充電用)	X-共-可搬型充電機(通信機器の充電用)-001	・電源を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで																																	
		組立水槽	X-共-組立水槽-001~008																																			
		可搬型貯水設備	X-共-可搬型貯水設備 265L-001~0016	・設備が使用できる状態であること。																																		
		エンジン付きライト	X-共-エンジン付きライト-001~006																																			
		消防ホース	X-共-消防ホース-001~222																																			
		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>																																				

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																								
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (171/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建築</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TV/F) </td> <td>水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m³/分(0.85 MPa))</td> <td> ・設備が使用できる状態であること。 X-共-消防ポンプ車-001 X-共-消防ポンプ車-002 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>エンジン付きポンプ</td> <td> X-共-エンジン付きポンプ-001~006 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能) </td> <td rowspan="2"> ガラス固化技術開発棟で共用 </td> <td>移動式発電機 1000kVA</td> <td> ・電源を供給できる状態であること。 X-共-移動式発電機 1000kVA-001(1号機) X-共-移動式発電機 1000kVA-002(2号機) </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>重機</td> <td> X-共-ホイールローダ X-共-ホイールローダ-001 X-共-油圧ショベル X-共-油圧ショベル-001 </td> </tr> <tr> <td> ・事故対処機能 (全対策) </td> <td></td> <td></td> <td> ・運転に異常がない状態であること。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (全対策)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TV/F)	水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa))	・設備が使用できる状態であること。 X-共-消防ポンプ車-001 X-共-消防ポンプ車-002	高放射性廃液のガラス固化完了まで	エンジン付きポンプ	X-共-エンジン付きポンプ-001~006	・事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能)	ガラス固化技術開発棟で共用	移動式発電機 1000kVA	・電源を供給できる状態であること。 X-共-移動式発電機 1000kVA-001(1号機) X-共-移動式発電機 1000kVA-002(2号機)		重機	X-共-ホイールローダ X-共-ホイールローダ-001 X-共-油圧ショベル X-共-油圧ショベル-001	・事故対処機能 (全対策)			・運転に異常がない状態であること。		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																						
・事故対処機能 (全対策)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TV/F)	水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa))	・設備が使用できる状態であること。 X-共-消防ポンプ車-001 X-共-消防ポンプ車-002	高放射性廃液のガラス固化完了まで																						
		エンジン付きポンプ	X-共-エンジン付きポンプ-001~006																							
・事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能)	ガラス固化技術開発棟で共用	移動式発電機 1000kVA	・電源を供給できる状態であること。 X-共-移動式発電機 1000kVA-001(1号機) X-共-移動式発電機 1000kVA-002(2号機)																							
		重機	X-共-ホイールローダ X-共-ホイールローダ-001 X-共-油圧ショベル X-共-油圧ショベル-001																							
・事故対処機能 (全対策)			・運転に異常がない状態であること。																							

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>													
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (172/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 30%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対処機能 (全対象) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> 高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用 </td> <td style="vertical-align: top;"> 地下式貯油槽 </td> <td style="vertical-align: top;"> 地下式貯油槽-001 地下式貯油槽-002 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料を供給できる状態であること </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 接続端子盤 </td> <td style="vertical-align: top;"> 接続端子盤-001 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備が使用できる状態であること </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対処機能 (全対象) 	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用	地下式貯油槽	地下式貯油槽-001 地下式貯油槽-002	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料を供給できる状態であること 	接続端子盤	接続端子盤-001	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が使用できる状態であること 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間											
<ul style="list-style-type: none"> ・事故対処機能 (全対象) 	高放射性廃液貯蔵場(HAW)、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟で共用	地下式貯油槽	地下式貯油槽-001 地下式貯油槽-002	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料を供給できる状態であること 											
		接続端子盤	接続端子盤-001	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が使用できる状態であること 											

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>									
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (173/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対応機能 (移動式電源機 からの電源供給 機能) </td> <td> 接続端子盤 緊急電源 接続盤 </td> <td rowspan="2"> ・設備が使用できる状態である こと </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td> 1(高放射性廃液貯蔵場) 2(ガラス固化技術開発施設) 高放射性廃液貯蔵場 ガラス固化技術開発施設 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対応機能 (移動式電源機 からの電源供給 機能)	接続端子盤 緊急電源 接続盤	・設備が使用できる状態である こと	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	1(高放射性廃液貯蔵場) 2(ガラス固化技術開発施設) 高放射性廃液貯蔵場 ガラス固化技術開発施設	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・事故対応機能 (移動式電源機 からの電源供給 機能)	接続端子盤 緊急電源 接続盤	・設備が使用できる状態である こと	高放射性廃液のガラス 固化完了まで								
	1(高放射性廃液貯蔵場) 2(ガラス固化技術開発施設) 高放射性廃液貯蔵場 ガラス固化技術開発施設										

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (174/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (崩壊熱除去及び放出抑制のための水の供給機能) </td> <td>水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m³/分(0.85 MPa))</td> <td rowspan="2"> ・運転に異常がない状態であること </td> <td rowspan="2"> 系統降臨が完了するまで </td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車 (2.8 m³/分(0.85 MPa))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・通信連絡機能 </td> <td>緊急時対応設備</td> <td rowspan="2"> ・通信ができる状態であること </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 通信機材 (1式) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td>MCA 携帯型無線機</td></tr> <tr><td>衛星電話</td></tr> <tr><td>簡易無線機</td></tr> <tr><td>トランシーバー</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ・事故対処機能 (電源供給機能) </td> <td>可搬型発電機(3.0 kVA)</td> <td rowspan="2"> ・電源を供給できる状態であること </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>可搬型発電機(6.5 kVA)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・事故対処機能 (崩壊熱除去及び放出抑制のための水の供給機能)	水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m ³ /分(0.85 MPa))	・運転に異常がない状態であること	系統降臨が完了するまで	化学消防自動車 (2.8 m ³ /分(0.85 MPa))	・通信連絡機能	緊急時対応設備	・通信ができる状態であること		通信機材 (1式) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td>MCA 携帯型無線機</td></tr> <tr><td>衛星電話</td></tr> <tr><td>簡易無線機</td></tr> <tr><td>トランシーバー</td></tr> </table>	MCA 携帯型無線機	衛星電話	簡易無線機	トランシーバー	・事故対処機能 (電源供給機能)	可搬型発電機(3.0 kVA)	・電源を供給できる状態であること		可搬型発電機(6.5 kVA)	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間																						
・事故対処機能 (崩壊熱除去及び放出抑制のための水の供給機能)	水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m ³ /分(0.85 MPa))	・運転に異常がない状態であること	系統降臨が完了するまで																						
	化学消防自動車 (2.8 m ³ /分(0.85 MPa))																								
・通信連絡機能	緊急時対応設備	・通信ができる状態であること																							
	通信機材 (1式) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td>MCA 携帯型無線機</td></tr> <tr><td>衛星電話</td></tr> <tr><td>簡易無線機</td></tr> <tr><td>トランシーバー</td></tr> </table>			MCA 携帯型無線機	衛星電話	簡易無線機	トランシーバー																		
MCA 携帯型無線機																									
衛星電話																									
簡易無線機																									
トランシーバー																									
・事故対処機能 (電源供給機能)	可搬型発電機(3.0 kVA)	・電源を供給できる状態であること																							
	可搬型発電機(6.5 kVA)																								

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (175/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ・使用済燃料等の搬送機能 </td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"> 分離精製工場 (MP) </td> <td style="text-align: center;">燃料カスクレーン</td> <td rowspan="3"> ・取扱い中に使用済燃料が破損しない、および正常に動作すること。 </td> <td rowspan="3"> ・使用済燃料の搬出が完了するまで </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料取出しブールクレーン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料貯蔵ブールクレーン</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・使用済燃料等の搬送機能	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン	・取扱い中に使用済燃料が破損しない、および正常に動作すること。	・使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取出しブールクレーン	燃料貯蔵ブールクレーン	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
・使用済燃料等の搬送機能	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン	・取扱い中に使用済燃料が破損しない、および正常に動作すること。	・使用済燃料の搬出が完了するまで										
		燃料取出しブールクレーン												
		燃料貯蔵ブールクレーン												

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																										
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (176/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・遮蔽機能 (プール)</td> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>予備貯蔵 プール</td> <td rowspan="2">・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</td> <td rowspan="2">使用済燃料の搬出が 完了するまで。</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン 貯蔵プール</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>液位下限 警報装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>217LA-101.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>217LA-107.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・遮蔽機能 (プール)	分離精製工場 (MP)	予備貯蔵 プール	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	使用済燃料の搬出が 完了するまで。	濃縮ウラン 貯蔵プール			液位下限 警報装置					217LA-101.2					217LA-107.2			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																								
・遮蔽機能 (プール)	分離精製工場 (MP)	予備貯蔵 プール	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	使用済燃料の搬出が 完了するまで。																								
		濃縮ウラン 貯蔵プール																										
		液位下限 警報装置																										
		217LA-101.2																										
		217LA-107.2																										

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																													
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (177/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 40%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ・その他の事故対 処機能(ガラス 固化体の冷却) </td> <td rowspan="3"> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td>移動式発電機 1000kVA</td> <td> ・電源を供給できる状態であること。 </td> <td rowspan="3"> ガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は前燃熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで </td> </tr> <tr> <td>電源接続装置</td> <td> ・設備が使用できる状態であること。 </td> </tr> <tr> <td>電源切替装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> X-G-移動式発電機 1000kVA-001 (1号機) X-G-移動式発電機 1000kVA-002 (2号機) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>VFB3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>電源切替装置(1) 電源切替装置(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・その他の事故対 処機能(ガラス 固化体の冷却)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	移動式発電機 1000kVA	・電源を供給できる状態であること。	ガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は前燃熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	電源接続装置	・設備が使用できる状態であること。	電源切替装置				X-G-移動式発電機 1000kVA-001 (1号機) X-G-移動式発電機 1000kVA-002 (2号機)					VFB3					電源切替装置(1) 電源切替装置(2)			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																											
・その他の事故対 処機能(ガラス 固化体の冷却)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	移動式発電機 1000kVA	・電源を供給できる状態であること。	ガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は前燃熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																											
		電源接続装置	・設備が使用できる状態であること。																												
		電源切替装置																													
		X-G-移動式発電機 1000kVA-001 (1号機) X-G-移動式発電機 1000kVA-002 (2号機)																													
		VFB3																													
		電源切替装置(1) 電源切替装置(2)																													

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (178/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・崩壊熱除去機能</td> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>冷却塔</td> <td rowspan="2">・冷却水を供給できる状態であること</td> <td rowspan="2">高放射性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>2次冷却水用ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浄水用ポンプ</td> <td rowspan="2">・浄水を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浄水受槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・崩壊熱除去機能	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却塔	・冷却水を供給できる状態であること	高放射性廃液のガラス固化完了まで	2次冷却水用ポンプ			浄水用ポンプ	・浄水を供給できる状態であること				浄水受槽		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
・崩壊熱除去機能	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却塔	・冷却水を供給できる状態であること	高放射性廃液のガラス固化完了まで																		
		2次冷却水用ポンプ																				
		浄水用ポンプ	・浄水を供給できる状態であること																			
		浄水受槽																				

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																					
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (179/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">棟名</th> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・崩壊熱除去機能</td> <td rowspan="2">高放射線性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>中間熱交換器</td> <td rowspan="2">・冷却水を供給できる状態であること</td> <td rowspan="2">高放射線性廃液のカラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>カメラボット</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>272H314 272H315 272H324 272H325 272H334 272H335 272H344 272H345 272H354 272H355 272H364 272H365</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>272V3191 272V3192 272V3291 272V3292 272V3391 272V3392 272V3491 272V3492 272V3591 272V3592 272V3691 272V3692</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	棟名	設備名称等	性能	維持すべき期間	・崩壊熱除去機能	高放射線性廃液貯蔵場 (HAW)	中間熱交換器	・冷却水を供給できる状態であること	高放射線性廃液のカラス固化完了まで	カメラボット			272H314 272H315 272H324 272H325 272H334 272H335 272H344 272H345 272H354 272H355 272H364 272H365					272V3191 272V3192 272V3291 272V3292 272V3391 272V3392 272V3491 272V3492 272V3591 272V3592 272V3691 272V3692			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	棟名	設備名称等	性能	維持すべき期間																			
・崩壊熱除去機能	高放射線性廃液貯蔵場 (HAW)	中間熱交換器	・冷却水を供給できる状態であること	高放射線性廃液のカラス固化完了まで																			
		カメラボット																					
		272H314 272H315 272H324 272H325 272H334 272H335 272H344 272H345 272H354 272H355 272H364 272H365																					
		272V3191 272V3192 272V3291 272V3292 272V3391 272V3392 272V3491 272V3492 272V3591 272V3592 272V3691 272V3692																					

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																											
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (180/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">棟名</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">・増設熱除去機能</td> <td rowspan="10">高放射性性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>1次冷却水用ポンプ</td> <td rowspan="10">・冷却水を供給できる状態であること</td> <td rowspan="10">高放射性性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>272P3161</td> </tr> <tr> <td>272P3162</td> </tr> <tr> <td>272P3261</td> </tr> <tr> <td>272P3262</td> </tr> <tr> <td>272P3361</td> </tr> <tr> <td>272P3362</td> </tr> <tr> <td>272P3461</td> </tr> <tr> <td>272P3462</td> </tr> <tr> <td>272P3561</td> </tr> <tr> <td>272P3562</td> </tr> <tr> <td>272P3661</td> </tr> <tr> <td>272P3662</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却水用予備ポンプ(152 m³/h)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	棟名	設備名称等	性能	維持すべき期間	・増設熱除去機能	高放射性性廃液貯蔵場 (HAW)	1次冷却水用ポンプ	・冷却水を供給できる状態であること	高放射性性廃液のガラス固化完了まで	272P3161	272P3162	272P3261	272P3262	272P3361	272P3362	272P3461	272P3462	272P3561	272P3562	272P3661	272P3662			1次冷却水用予備ポンプ(152 m ³ /h)			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	棟名	設備名称等	性能	維持すべき期間																									
・増設熱除去機能	高放射性性廃液貯蔵場 (HAW)	1次冷却水用ポンプ	・冷却水を供給できる状態であること	高放射性性廃液のガラス固化完了まで																									
		272P3161																											
		272P3162																											
		272P3261																											
		272P3262																											
		272P3361																											
		272P3362																											
		272P3461																											
		272P3462																											
		272P3561																											
272P3562																													
272P3661																													
272P3662																													
		1次冷却水用予備ポンプ(152 m ³ /h)																											

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																										
<p>表 5-1 性能維持施設 (181/254)</p> <table border="1" data-bbox="1507 430 1994 1827"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建号</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> ・崩壊熱除去機能 </td> <td rowspan="10"> ガラス固化技術 開発施設(TV-F) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td>保管ピット</td> <td>・排気できる状態であること。</td> <td>ガラス固化体の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>G83H10 G83H20</td> <td rowspan="2"> ・冷却水を供給できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>二次冷却水循環ポンプ</td> <td>G83P12 G83P22</td> </tr> <tr> <td>一次冷却水循環ポンプ</td> <td>G83P32 G83P42</td> <td rowspan="2"> ・補水を供給できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液のガラス固化完了まで </td> </tr> <tr> <td>冷却器</td> <td>G83H30 G83H40</td> </tr> <tr> <td>膨張水槽</td> <td>G83V11 G83V21 G83V31 G83V41</td> <td>・補水を供給できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間	・崩壊熱除去機能	ガラス固化技術 開発施設(TV-F) ガラス固化技術 開発棟	保管ピット	・排気できる状態であること。	ガラス固化体の搬出が完了するまで	冷却塔	G83H10 G83H20	・冷却水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	二次冷却水循環ポンプ	G83P12 G83P22	一次冷却水循環ポンプ	G83P32 G83P42	・補水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	冷却器	G83H30 G83H40	膨張水槽	G83V11 G83V21 G83V31 G83V41	・補水を供給できる状態であること。	
要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間																								
・崩壊熱除去機能	ガラス固化技術 開発施設(TV-F) ガラス固化技術 開発棟	保管ピット	・排気できる状態であること。	ガラス固化体の搬出が完了するまで																								
		冷却塔	G83H10 G83H20	・冷却水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで																							
		二次冷却水循環ポンプ	G83P12 G83P22																									
		一次冷却水循環ポンプ	G83P32 G83P42	・補水を供給できる状態であること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで																							
		冷却器	G83H30 G83H40																									
		膨張水槽	G83V11 G83V21 G83V31 G83V41	・補水を供給できる状態であること。																								
				<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>																								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (182/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 30%;">設備名称等</th> <th style="width: 10%;">性能</th> <th style="width: 10%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> ・その他の事故 対応機能 (水素掃気) </td> <td style="text-align: center;">排風機(200 m³/h)</td> <td style="text-align: center;">272K463 272K464</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> 高放射性廃液のガラス 固化完了まで </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緊急時対応設備</td> <td style="text-align: center;">272K63 272K64</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブロブ(110 m³/h)</td> <td style="text-align: center;">272K63 272K64</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型ブロブ(0.2 m³/分)</td> <td style="text-align: center;">272K63 272K64</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">可搬式圧縮機(0.8 MPa)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">+設備が使用でききる状態であること</p> </div>	要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・その他の事故 対応機能 (水素掃気)	排風機(200 m ³ /h)	272K463 272K464	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	緊急時対応設備	272K63 272K64	ブロブ(110 m ³ /h)	272K63 272K64	可搬型ブロブ(0.2 m ³ /分)	272K63 272K64		可搬式圧縮機(0.8 MPa)			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間																	
・その他の事故 対応機能 (水素掃気)	排風機(200 m ³ /h)	272K463 272K464	高放射性廃液のガラス 固化完了まで																	
	緊急時対応設備	272K63 272K64																		
	ブロブ(110 m ³ /h)	272K63 272K64																		
	可搬型ブロブ(0.2 m ³ /分)	272K63 272K64																		
	可搬式圧縮機(0.8 MPa)																			

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																	
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (183/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">+臨界防止機能</td> <td>ウラン貯蔵所 (U03)</td> <td>三酸化ウラン容器 ハードケース</td> <td rowspan="2">+臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">三酸化ウラン容器の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第二ウラン貯蔵所 (2U03)</td> <td>三酸化ウラン容器 ハードケース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三ウラン貯蔵所 (3U03)</td> <td>三酸化ウラン容器 貯蔵ピット</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	+臨界防止機能	ウラン貯蔵所 (U03)	三酸化ウラン容器 ハードケース	+臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	三酸化ウラン容器の搬出が完了するまで	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	三酸化ウラン容器 ハードケース		第三ウラン貯蔵所 (3U03)	三酸化ウラン容器 貯蔵ピット			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間															
+臨界防止機能	ウラン貯蔵所 (U03)	三酸化ウラン容器 ハードケース	+臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。	三酸化ウラン容器の搬出が完了するまで															
	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	三酸化ウラン容器 ハードケース																	
	第三ウラン貯蔵所 (3U03)	三酸化ウラン容器 貯蔵ピット																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (184/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建号</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能 </td> <td rowspan="4"> 分離精製工場 (MP) アルミニウム転換技術開発施設 (PCDF) </td> <td>濃縮ウラン貯蔵バスケット</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 </td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>粉末缶</td> <td>粉末缶貯蔵容器の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>貯蔵容器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵ポール</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能 	分離精製工場 (MP) アルミニウム転換技術開発施設 (PCDF)	濃縮ウラン貯蔵バスケット	<ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	使用済燃料の搬出が完了するまで	粉末缶	粉末缶貯蔵容器の搬出が完了するまで	貯蔵容器		貯蔵ポール		<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間														
<ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能 	分離精製工場 (MP) アルミニウム転換技術開発施設 (PCDF)	濃縮ウラン貯蔵バスケット	<ul style="list-style-type: none"> 臨界防止機能に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	使用済燃料の搬出が完了するまで														
		粉末缶		粉末缶貯蔵容器の搬出が完了するまで														
		貯蔵容器																
		貯蔵ポール																

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (185/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・臨界の検知及び 警報機能 </td> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> 臨界警報装置 </td> <td rowspan="2"> ・所定の条件において警報を発報 する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 系統除染が完了するまで </td> </tr> <tr> <td> フルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> Cy-1 Cy-2 Cy-3 Cy (n) -4 Ky1 Ky2 Ky3 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・臨界の検知及び 警報機能	分離精製工場 (MP)	臨界警報装置	・所定の条件において警報を発報 する状態であること。	系統除染が完了するまで	フルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)			Cy-1 Cy-2 Cy-3 Cy (n) -4 Ky1 Ky2 Ky3			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・臨界の検知及び 警報機能	分離精製工場 (MP)	臨界警報装置	・所定の条件において警報を発報 する状態であること。	系統除染が完了するまで														
	フルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)																	
		Cy-1 Cy-2 Cy-3 Cy (n) -4 Ky1 Ky2 Ky3																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																		
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (186/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>放射性廃液</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ・熱的制限値の維持機能 </td> <td>廃棄物処理場 (AAF)</td> <td>低放射性廃液第1蒸発缶</td> <td>321PP*12.1 321PP*12</td> <td rowspan="3"> ・設定値において作動する状態であること </td> <td rowspan="3"> 廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td>第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)</td> <td>低放射性廃液第2蒸発缶</td> <td>322PP*12.1 322PP*12</td> </tr> <tr> <td>第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)</td> <td>低放射性廃液第3蒸発缶</td> <td>326PP*10.3 326PP*10.4</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	放射性廃液	設備名称等	性能	維持すべき期間	・熱的制限値の維持機能	廃棄物処理場 (AAF)	低放射性廃液第1蒸発缶	321PP*12.1 321PP*12	・設定値において作動する状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	低放射性廃液第2蒸発缶	322PP*12.1 322PP*12	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	低放射性廃液第3蒸発缶	326PP*10.3 326PP*10.4	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	放射性廃液	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・熱的制限値の維持機能	廃棄物処理場 (AAF)	低放射性廃液第1蒸発缶	321PP*12.1 321PP*12	・設定値において作動する状態であること	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで															
	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	低放射性廃液第2蒸発缶	322PP*12.1 322PP*12																	
	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	低放射性廃液第3蒸発缶	326PP*10.3 326PP*10.4																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (187/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・奇麗ガラスの設置防止機能</td> <td>ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</td> <td>台車(G51M118A) と結合装置(G2IM 11)のインターロック</td> <td>・インターロック機能が動作する状態であること。</td> <td>高放射性廃液のガラス 固化完了まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・奇麗ガラスの設置防止機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	台車(G51M118A) と結合装置(G2IM 11)のインターロック	・インターロック機能が動作する状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・奇麗ガラスの設置防止機能	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	台車(G51M118A) と結合装置(G2IM 11)のインターロック	・インターロック機能が動作する状態であること。	高放射性廃液のガラス 固化完了まで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>								
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (188/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">要求される性能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">設備名称等</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">性能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">・大規模損壊対処性能</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">中型送水ポンプ 可搬型消火設備(放水銃)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">・設備が使用できる状態であること。</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">全ての建家の管理区域 解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される性能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・大規模損壊対処性能	中型送水ポンプ 可搬型消火設備(放水銃)	・設備が使用できる状態であること。	全ての建家の管理区域 解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される性能	設備名称等	性能	維持すべき期間							
・大規模損壊対処性能	中型送水ポンプ 可搬型消火設備(放水銃)	・設備が使用できる状態であること。	全ての建家の管理区域 解除まで							

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (189/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される性能</th> <th style="width: 35%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> ・放射性能率物の 放出機能(気体) </td> <td>主排気筒</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> ・放射性能率物の放出に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 排気元の建家の管理区 域解除まで </td> </tr> <tr> <td>第一付属排気筒</td> </tr> <tr> <td>第二付属排気筒</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される性能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・放射性能率物の 放出機能(気体)	主排気筒	・放射性能率物の放出に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。	排気元の建家の管理区 域解除まで	第一付属排気筒	第二付属排気筒	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される性能	設備名称等	性能	維持すべき期間									
・放射性能率物の 放出機能(気体)	主排気筒	・放射性能率物の放出に影響 するような有意な損傷がない状態 であること。	排気元の建家の管理区 域解除まで									
	第一付属排気筒											
	第二付属排気筒											

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>								
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (190/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">要求される機能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">設備名称等</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">性能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">・放射性廃棄物の放出機能(液体)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">海中放出設備</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">・放射性液体廃棄物の放出に影響するよるな有意な損傷がない状態であること。</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・放射性廃棄物の放出機能(液体)	海中放出設備	・放射性液体廃棄物の放出に影響するよるな有意な損傷がない状態であること。	全ての建家の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間							
・放射性廃棄物の放出機能(液体)	海中放出設備	・放射性液体廃棄物の放出に影響するよるな有意な損傷がない状態であること。	全ての建家の管理区域解除まで							

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																										
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (191/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)</td> <td>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</td> <td>272K60 272K61</td> <td rowspan="2">・圧縮空気を供給できる状態である こと</td> <td>高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td>G66K10 G66K20</td> <td>ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)</td> <td>焼却施設(IF)</td> <td>342K311 342K312</td> <td rowspan="2"></td> <td>焼却施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)</td> <td>538K41 538K42</td> <td>第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)</td> <td>533K661 533K662</td> <td></td> <td>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">空気圧縮機</p>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	272K60 272K61	・圧縮空気を供給できる状態である こと	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	G66K10 G66K20	ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで	・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	焼却施設(IF)	342K311 342K312		焼却施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	538K41 538K42	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	533K661 533K662		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																								
・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	272K60 272K61	・圧縮空気を供給できる状態である こと	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																								
	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	G66K10 G66K20		ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで																								
・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	焼却施設(IF)	342K311 342K312		焼却施設の管理区域解除まで																								
	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	538K41 538K42		第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで																								
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	533K661 533K662		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで																								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (192/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)</td> <td>アルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)</td> <td>F86K11 F86K12 F86K13</td> <td rowspan="3">・圧縮空気を供給できる状態である こと</td> <td>アルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除ま まで</td> </tr> <tr> <td>クリプトン回収技術 開発施設 (KR)</td> <td>K86K77 K86K99</td> <td>クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で</td> </tr> <tr> <td>ユーテリイティ施設 (UC)</td> <td>586K401 586K402 586K403 586K404</td> <td>供給先の建家の管理区 域解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	アルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	F86K11 F86K12 F86K13	・圧縮空気を供給できる状態である こと	アルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除ま まで	クリプトン回収技術 開発施設 (KR)	K86K77 K86K99	クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で	ユーテリイティ施設 (UC)	586K401 586K402 586K403 586K404	供給先の建家の管理区 域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・圧縮空気の供給 (負圧維持機能)	アルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	F86K11 F86K12 F86K13	・圧縮空気を供給できる状態である こと	アルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除ま まで														
	クリプトン回収技術 開発施設 (KR)	K86K77 K86K99		クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で														
	ユーテリイティ施設 (UC)	586K401 586K402 586K403 586K404		供給先の建家の管理区 域解除まで														

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (193/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 10%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 浄水の供給 (消火機能, 保安電源供給機能, 加熱熱除去機能) </td> <td>富材庫</td> <td>浄水設備用ポンプ 585P10 585P11 585P12</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 浄水を供給できる状態であること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全ての建家の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 冷却水の供給 (負圧維持機能) </td> <td>ユーティリティ施設 (UC)</td> <td>冷却水供給ポンプ 563P141 563P142 563P143 563P181 563P182 563P183</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 冷却水を供給できる状態であること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 系統除染が完了するまで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 浄水の供給 (消火機能, 保安電源供給機能, 加熱熱除去機能) 	富材庫	浄水設備用ポンプ 585P10 585P11 585P12	<ul style="list-style-type: none"> 浄水を供給できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての建家の管理区域解除まで 	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水の供給 (負圧維持機能) 	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ 563P141 563P142 563P143 563P181 563P182 563P183	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水を供給できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 系統除染が完了するまで 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> 浄水の供給 (消火機能, 保安電源供給機能, 加熱熱除去機能) 	富材庫	浄水設備用ポンプ 585P10 585P11 585P12	<ul style="list-style-type: none"> 浄水を供給できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての建家の管理区域解除まで 													
<ul style="list-style-type: none"> 冷却水の供給 (負圧維持機能) 	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ 563P141 563P142 563P143 563P181 563P182 563P183	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水を供給できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 系統除染が完了するまで 													

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (194/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能 ・蒸気の供給 (補給/夜移送 機能)</th> <th style="width: 15%;">建家 中央運転管理室</th> <th style="width: 15%;">設備名称等 蒸気設備</th> <th style="width: 15%;">性能 ・蒸気を供給できる状態であること。</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間 系統除染が完了するまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能 ・蒸気の供給 (補給/夜移送 機能)	建家 中央運転管理室	設備名称等 蒸気設備	性能 ・蒸気を供給できる状態であること。	維持すべき期間 系統除染が完了するまで						<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能 ・蒸気の供給 (補給/夜移送 機能)	建家 中央運転管理室	設備名称等 蒸気設備	性能 ・蒸気を供給できる状態であること。	維持すべき期間 系統除染が完了するまで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (195/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計画制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 高放射性廃液 貯蔵罐(HAW) </td> <td> 高放射性 廃液貯槽 </td> <td rowspan="2"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 </td> <td> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td> 槽内圧力 上昇警報 装置 </td> <td> 高放射性廃液貯蔵場の 管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 建家及び セル換気 系 </td> <td> 負圧警報 装置 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計画制御系 (負圧維持機能)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	高放射性 廃液貯槽	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	槽内圧力 上昇警報 装置	高放射性廃液貯蔵場の 管理区域解除まで		建家及び セル換気 系	負圧警報 装置			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・計画制御系 (負圧維持機能)	高放射性廃液 貯蔵罐(HAW)	高放射性 廃液貯槽	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで															
		槽内圧力 上昇警報 装置		高放射性廃液貯蔵場の 管理区域解除まで															
	建家及び セル換気 系	負圧警報 装置																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (196/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">高放射線 廃液貯槽</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (真正維持機能)</td> <td>高放射線廃液 貯蔵場(HAW)</td> <td></td> <td>圧力計 272PR31.1 272PR32.1 272PR33.1 272PR34.1 272PR35.1 272PR36.1</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	高放射線 廃液貯槽	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (真正維持機能)	高放射線廃液 貯蔵場(HAW)		圧力計 272PR31.1 272PR32.1 272PR33.1 272PR34.1 272PR35.1 272PR36.1	・圧力を測定できる状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	高放射線 廃液貯槽	設備名称等	性能	維持すべき期間									
・計測制御系 (真正維持機能)	高放射線廃液 貯蔵場(HAW)		圧力計 272PR31.1 272PR32.1 272PR33.1 272PR34.1 272PR35.1 272PR36.1	・圧力を測定できる状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで									

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																																																																																						
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (197/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">要求される機能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">建家</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">建家及びセル換気系</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">設備名称等</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">性能</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">-計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">高放射性廃液貯蔵場(HAW)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">建家及びセル換気系</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">圧力計</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">-圧力を測定できる状態であること。</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI001</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI002</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI003</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI004</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI005</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI006</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI007</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI008</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI009</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI010</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI011</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI201</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI202</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI322</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272dPI358</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	-計測制御系 (負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家及びセル換気系	圧力計	-圧力を測定できる状態であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで				272dPI001						272dPI002						272dPI003						272dPI004						272dPI005						272dPI006						272dPI007						272dPI008						272dPI009						272dPI010						272dPI011						272dPI201						272dPI202						272dPI322						272dPI358			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間																																																																																																			
-計測制御系 (負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家及びセル換気系	圧力計	-圧力を測定できる状態であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																																																																																																			
			272dPI001																																																																																																					
			272dPI002																																																																																																					
			272dPI003																																																																																																					
			272dPI004																																																																																																					
			272dPI005																																																																																																					
			272dPI006																																																																																																					
			272dPI007																																																																																																					
			272dPI008																																																																																																					
			272dPI009																																																																																																					
			272dPI010																																																																																																					
			272dPI011																																																																																																					
			272dPI201																																																																																																					
			272dPI202																																																																																																					
			272dPI322																																																																																																					
			272dPI358																																																																																																					

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (198/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術 閉鎖施設(TVF) ガラス固化技術 閉鎖棟 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> G074PA'07.1 G074PA'07.2 G074PA'003.2 G074PA'004.2 G074PA'005.2 G074PA'006.2 G074PA'007.2 G074PA'018.2 G074PA'028.2 G074PA'101.2 G074PA'102.2 G074PA'103.2 G074PA'116.2 G074PA'122.2 G074PA'144.2 G074PA'211.2 G074PA'221.2 G074PA'240.2 G074PA'240.3 G074PA'311.2 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術 閉鎖施設(TVF) ガラス固化技術 閉鎖棟 	<ul style="list-style-type: none"> G074PA'07.1 G074PA'07.2 G074PA'003.2 G074PA'004.2 G074PA'005.2 G074PA'006.2 G074PA'007.2 G074PA'018.2 G074PA'028.2 G074PA'101.2 G074PA'102.2 G074PA'103.2 G074PA'116.2 G074PA'122.2 G074PA'144.2 G074PA'211.2 G074PA'221.2 G074PA'240.2 G074PA'240.3 G074PA'311.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術 閉鎖施設(TVF) ガラス固化技術 閉鎖棟 	<ul style="list-style-type: none"> G074PA'07.1 G074PA'07.2 G074PA'003.2 G074PA'004.2 G074PA'005.2 G074PA'006.2 G074PA'007.2 G074PA'018.2 G074PA'028.2 G074PA'101.2 G074PA'102.2 G074PA'103.2 G074PA'116.2 G074PA'122.2 G074PA'144.2 G074PA'211.2 G074PA'221.2 G074PA'240.2 G074PA'240.3 G074PA'311.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの 								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>															
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (199/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建築</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+制御制御系 (負圧維持機能)</td> <td>ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟</td> <td>固化セル 圧力上理緊急 操作装置</td> <td>・設定値において作動する状態であること</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C43FP'001.7</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	+制御制御系 (負圧維持機能)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	固化セル 圧力上理緊急 操作装置	・設定値において作動する状態であること	系統除染が完了するまで			C43FP'001.7			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間													
+制御制御系 (負圧維持機能)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	固化セル 圧力上理緊急 操作装置	・設定値において作動する状態であること	系統除染が完了するまで													
		C43FP'001.7															

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (200/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td style="vertical-align: top;"> ガラス固化技術 開裂施設(TVF) ガラス固化技術 開裂棟 </td> <td style="vertical-align: top;"> 圧力計 建家及び セル換気 系 </td> <td style="vertical-align: top;"> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td style="vertical-align: top;"> ガラス固化技術開裂施設 ガラス固化技術開裂棟の 管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> G07dPIRC012.1 G07dPIRC016.1 G07dPIRC018.1 G07dPIRC023.1 G07dPIRC024.1 G07dPIRC028.1 G07dPIRC101.1 G07dPIRC102.1 G07dPIRC112.1 G07dPIRC116.1 G07dPIRC122.1 G07dPIRC144.1 G07dPIRC211.1 G07dPIRC221.1 G07dPIRC240.1 G07dPIRC311.1 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開裂施設(TVF) ガラス固化技術 開裂棟	圧力計 建家及び セル換気 系	・圧力を測定できる状態であること。	ガラス固化技術開裂施設 ガラス固化技術開裂棟の 管理区域解除まで			G07dPIRC012.1 G07dPIRC016.1 G07dPIRC018.1 G07dPIRC023.1 G07dPIRC024.1 G07dPIRC028.1 G07dPIRC101.1 G07dPIRC102.1 G07dPIRC112.1 G07dPIRC116.1 G07dPIRC122.1 G07dPIRC144.1 G07dPIRC211.1 G07dPIRC221.1 G07dPIRC240.1 G07dPIRC311.1			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開裂施設(TVF) ガラス固化技術 開裂棟	圧力計 建家及び セル換気 系	・圧力を測定できる状態であること。	ガラス固化技術開裂施設 ガラス固化技術開裂棟の 管理区域解除まで													
		G07dPIRC012.1 G07dPIRC016.1 G07dPIRC018.1 G07dPIRC023.1 G07dPIRC024.1 G07dPIRC028.1 G07dPIRC101.1 G07dPIRC102.1 G07dPIRC112.1 G07dPIRC116.1 G07dPIRC122.1 G07dPIRC144.1 G07dPIRC211.1 G07dPIRC221.1 G07dPIRC240.1 G07dPIRC311.1															

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (201/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td> ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td> 建家及び セル換気 系 圧力計 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること </td> <td> ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> G07dPIR003.1 G07dPIR004.1 G07dPIR005.1 G07dPIR006.1 G07dPIR007.1 G07dPIR010 G07dPIR011.1 G07dPIR022 G07dPIR026.1 G07dPIR101.1 G07dPIR102.5 G07dPIR103.1 G07dPIR110.1 G07dPIR120.1 G07dPIR140.A G07dPIR210 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで			G07dPIR003.1 G07dPIR004.1 G07dPIR005.1 G07dPIR006.1 G07dPIR007.1 G07dPIR010 G07dPIR011.1 G07dPIR022 G07dPIR026.1 G07dPIR101.1 G07dPIR102.5 G07dPIR103.1 G07dPIR110.1 G07dPIR120.1 G07dPIR140.A G07dPIR210			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで													
		G07dPIR003.1 G07dPIR004.1 G07dPIR005.1 G07dPIR006.1 G07dPIR007.1 G07dPIR010 G07dPIR011.1 G07dPIR022 G07dPIR026.1 G07dPIR101.1 G07dPIR102.5 G07dPIR103.1 G07dPIR110.1 G07dPIR120.1 G07dPIR140.A G07dPIR210															

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (202/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td> ガラス固化技術開発施設 (TVF) 開発施設 ガラス固化技術開発棟 </td> <td> 建家及びセル換気系 圧力計 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td> ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> G07dPI003.3 G07dPI004.3 G07dPI005.3 G07dPI006.3 G07dPI007.3 G07dPI013 G07dPI014 G07dPI101.3 G07dPI102.4 G07dPI103.3 G07dPI110.2 G43PICO'A'001.1 G43PICO'A'001.2 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術開発施設 (TVF) 開発施設 ガラス固化技術開発棟	建家及びセル換気系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで			G07dPI003.3 G07dPI004.3 G07dPI005.3 G07dPI006.3 G07dPI007.3 G07dPI013 G07dPI014 G07dPI101.3 G07dPI102.4 G07dPI103.3 G07dPI110.2 G43PICO'A'001.1 G43PICO'A'001.2			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術開発施設 (TVF) 開発施設 ガラス固化技術開発棟	建家及びセル換気系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで													
		G07dPI003.3 G07dPI004.3 G07dPI005.3 G07dPI006.3 G07dPI007.3 G07dPI013 G07dPI014 G07dPI101.3 G07dPI102.4 G07dPI103.3 G07dPI110.2 G43PICO'A'001.1 G43PICO'A'001.2															

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (203/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td> ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟 </td> <td> 建家及びセル換気系 </td> <td> 圧力計 G43PI001.3 G43PI001.4 G43PI001.5 G43PI001.6 G31PI002.1 G31PI002.2 G31PI002.3 G31PI002.4 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td> ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟	建家及びセル換気系	圧力計 G43PI001.3 G43PI001.4 G43PI001.5 G43PI001.6 G31PI002.1 G31PI002.2 G31PI002.3 G31PI002.4	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟	建家及びセル換気系	圧力計 G43PI001.3 G43PI001.4 G43PI001.5 G43PI001.6 G31PI002.1 G31PI002.2 G31PI002.3 G31PI002.4	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の 管理区域解除まで									

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (204/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>建家及びセル換気系</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>廃棄物処理場 (AAF)</td> <td></td> <td>負圧警報装置 307dPIA:307.6 307dPIA:307.7</td> <td>・警報設定値において警報を発報する状態であること。</td> <td>廃棄物処理場の管理区域 解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	廃棄物処理場 (AAF)		負圧警報装置 307dPIA:307.6 307dPIA:307.7	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	廃棄物処理場の管理区域 解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
・計測制御系 (負圧維持機能)	廃棄物処理場 (AAF)		負圧警報装置 307dPIA:307.6 307dPIA:307.7	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	廃棄物処理場の管理区域 解除まで									

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (205/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (自圧維持機能) </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 建家及びセル換気系 廃棄物処理場 (AAF) </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 圧力計 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理場の管理区域解体まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> 307dPI010 307dPI011 307dPI012 307dPI013 307dPI014 307dPI015 307dPI016 307dPI017 307dPI018 307dPI019 307dPI020 307dPI021 307dPI022 307dPI023 307dPI050 307dPI051 307dPI052 307dPI070 307dPI071 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (自圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及びセル換気系 廃棄物処理場 (AAF) 	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計 	<ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理場の管理区域解体まで 			<ul style="list-style-type: none"> 307dPI010 307dPI011 307dPI012 307dPI013 307dPI014 307dPI015 307dPI016 307dPI017 307dPI018 307dPI019 307dPI020 307dPI021 307dPI022 307dPI023 307dPI050 307dPI051 307dPI052 307dPI070 307dPI071 			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (自圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及びセル換気系 廃棄物処理場 (AAF) 	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計 	<ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理場の管理区域解体まで 													
		<ul style="list-style-type: none"> 307dPI010 307dPI011 307dPI012 307dPI013 307dPI014 307dPI015 307dPI016 307dPI017 307dPI018 307dPI019 307dPI020 307dPI021 307dPI022 307dPI023 307dPI050 307dPI051 307dPI052 307dPI070 307dPI071 															

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (206/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負任維持機能)</td> <td>廃棄物処理場 (AAF)</td> <td>建家及び セル換気 系 圧力計</td> <td>・圧力を測定できる状態であること</td> <td>廃棄物処理場の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>307dPI072 307dPI073 307dPI074 307dPI075 307dPI120 307dPI121 307dPI122 307dPI123 307dPI220 307dPI320 307dPIA 307.6 307dPIA 307.7</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負任維持機能)	廃棄物処理場 (AAF)	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃棄物処理場の管理区域 解除まで			307dPI072 307dPI073 307dPI074 307dPI075 307dPI120 307dPI121 307dPI122 307dPI123 307dPI220 307dPI320 307dPIA 307.6 307dPIA 307.7			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・計測制御系 (負任維持機能)	廃棄物処理場 (AAF)	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃棄物処理場の管理区域 解除まで													
		307dPI072 307dPI073 307dPI074 307dPI075 307dPI120 307dPI121 307dPI122 307dPI123 307dPI220 307dPI320 307dPIA 307.6 307dPIA 307.7															

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (207/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) </td> <td> 負圧警報装置 322dPA-322.R1 322dPA-322.A1 322dPA-322.5 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警報設定値において警報を発報する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除時まで </td> </tr> <tr> <td> 建家及びセル換気系 圧力計 322dPI322.R1 322dPI322.R2 322dPI322.R3 322dPI322.A1 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	負圧警報装置 322dPA-322.R1 322dPA-322.A1 322dPA-322.5	<ul style="list-style-type: none"> 警報設定値において警報を発報する状態であること。 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除時まで	建家及びセル換気系 圧力計 322dPI322.R1 322dPI322.R2 322dPI322.R3 322dPI322.A1	<ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	負圧警報装置 322dPA-322.R1 322dPA-322.A1 322dPA-322.5	<ul style="list-style-type: none"> 警報設定値において警報を発報する状態であること。 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除時まで										
		建家及びセル換気系 圧力計 322dPI322.R1 322dPI322.R2 322dPI322.R3 322dPI322.A1	<ul style="list-style-type: none"> 圧力を測定できる状態であること。 											

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (208/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(2) </td> <td> 建家及び セル換気 系 </td> <td> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 第三低放射性廃液蒸発 処理施設の管理区域解 除まで </td> </tr> <tr> <td> 負圧警報 装置 </td> <td> 327dPA108.1 327dPA120.1 327dPA202.1 327dPA301.1 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 圧力計 </td> <td> 327dPI108 327dPI202 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(2)	建家及び セル換気 系	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	第三低放射性廃液蒸発 処理施設の管理区域解 除まで	負圧警報 装置	327dPA108.1 327dPA120.1 327dPA202.1 327dPA301.1			圧力計	327dPI108 327dPI202		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・計測制御系 (負圧維持機能)	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設(2)	建家及び セル換気 系	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	第三低放射性廃液蒸発 処理施設の管理区域解 除まで															
		負圧警報 装置	327dPA108.1 327dPA120.1 327dPA202.1 327dPA301.1																
		圧力計	327dPI108 327dPI202																

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (209/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">要求される機能</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">建家</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">設備名称等</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">性能</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">負圧警報装置</th> <th style="width: 10%;">350dPA-301</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">*計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td rowspan="2">放出廃液油分 除去施設(C)</td> <td>建家換気系</td> <td>350dPI110 350dPI111</td> <td rowspan="2"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="2">放出廃液油分除去施設 の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	負圧警報装置	350dPA-301	*計測制御系 (負圧維持機能)	放出廃液油分 除去施設(C)	建家換気系	350dPI110 350dPI111	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	放出廃液油分除去施設 の管理区域解除まで	圧力計		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家			設備名称等				性能	維持すべき期間									
		負圧警報装置	350dPA-301															
*計測制御系 (負圧維持機能)	放出廃液油分 除去施設(C)	建家換気系	350dPI110 350dPI111	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	放出廃液油分除去施設 の管理区域解除まで													
		圧力計																

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (210/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 廃溶処理技術 開発施設 (ST) </td> <td> 負圧警報 装置 </td> <td rowspan="2"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃溶処理技術開発施設 の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td> 建家及び セル換気 系 圧力計 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 328dPA1004.2 328dPA120.2 328dPI001 328dPI002 328dPI003 328dPI005 328dPI006 328dPI007.1 328dPI020 328dPI021 328dPI051 328dPI052 328dPI053 328dPI054 328dPI055 328dPI057 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	廃溶処理技術 開発施設 (ST)	負圧警報 装置	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	廃溶処理技術開発施設 の管理区域解除まで	建家及び セル換気 系 圧力計			328dPA1004.2 328dPA120.2 328dPI001 328dPI002 328dPI003 328dPI005 328dPI006 328dPI007.1 328dPI020 328dPI021 328dPI051 328dPI052 328dPI053 328dPI054 328dPI055 328dPI057			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・計測制御系 (負圧維持機能)	廃溶処理技術 開発施設 (ST)	負圧警報 装置	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	廃溶処理技術開発施設 の管理区域解除まで														
		建家及び セル換気 系 圧力計																
		328dPA1004.2 328dPA120.2 328dPI001 328dPI002 328dPI003 328dPI005 328dPI006 328dPI007.1 328dPI020 328dPI021 328dPI051 328dPI052 328dPI053 328dPI054 328dPI055 328dPI057																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (211/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>廃液処理技術 開発施設 (ST)</td> <td> 328dPIC004.1 328dPIC007.1 328dPIC115.1 328dPIC120.1 328dPIC201.1 328dPIC210.1 圧力計 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること </td> <td> 廃液処理技術開発施設 の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	廃液処理技術 開発施設 (ST)	328dPIC004.1 328dPIC007.1 328dPIC115.1 328dPIC120.1 328dPIC201.1 328dPIC210.1 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃液処理技術開発施設 の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・計測制御系 (負圧維持機能)	廃液処理技術 開発施設 (ST)	328dPIC004.1 328dPIC007.1 328dPIC115.1 328dPIC120.1 328dPIC201.1 328dPIC210.1 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃液処理技術開発施設 の管理区域解除まで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (212/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> 建家換気 系 廃却施設 (IF) </td> <td style="text-align: center;"> 負圧警報 装置 342dPA710.2 342dPA710.2 </td> <td style="text-align: center;"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> 廃却施設の管理区域解除 まで </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 圧力計 342dPI106 342dPI109 342dPI302 342dPI401 342dPI405 </td> <td style="text-align: center;"> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	建家換気 系 廃却施設 (IF)	負圧警報 装置 342dPA710.2 342dPA710.2	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃却施設の管理区域解除 まで	圧力計 342dPI106 342dPI109 342dPI302 342dPI401 342dPI405	・圧力を測定できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
・計測制御系 (負圧維持機能)	建家換気 系 廃却施設 (IF)	負圧警報 装置 342dPA710.2 342dPA710.2	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃却施設の管理区域解除 まで										
		圧力計 342dPI106 342dPI109 342dPI302 342dPI401 342dPI405	・圧力を測定できる状態であること。											

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																		
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (213/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>低放射性能縮 廃止措置施設 (LW5F)</td> <td>建家及び セル換気 系</td> <td>圧力計</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td>低放射性能縮廃止措置 施設の管理区域解除ま で</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>S07dP1002 S07dP1003 S07dP1004 S07dPRC002.1 S07dPRC011.1 S07dPRC101.1 S07dPRC117.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	低放射性能縮 廃止措置施設 (LW5F)	建家及び セル換気 系	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	低放射性能縮廃止措置 施設の管理区域解除ま で				S07dP1002 S07dP1003 S07dP1004 S07dPRC002.1 S07dPRC011.1 S07dPRC101.1 S07dPRC117.1			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・計測制御系 (負圧維持機能)	低放射性能縮 廃止措置施設 (LW5F)	建家及び セル換気 系	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	低放射性能縮廃止措置 施設の管理区域解除ま で															
			S07dP1002 S07dP1003 S07dP1004 S07dPRC002.1 S07dPRC011.1 S07dPRC101.1 S07dPRC117.1																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (214/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>アスファルト固化処理施設 (ASP)</td> <td></td> <td>負圧警報装置 A07dPA'07.2 A07dPA'316.2</td> <td>・警報設定値において警報を発報する状態であること。</td> <td>アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	アスファルト固化処理施設 (ASP)		負圧警報装置 A07dPA'07.2 A07dPA'316.2	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
・計測制御系 (負圧維持機能)	アスファルト固化処理施設 (ASP)		負圧警報装置 A07dPA'07.2 A07dPA'316.2	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで									

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (215/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (自圧維持機能)</td> <td>アスファルト固化 処理施設(ASP)</td> <td>建家及び セル換気 系</td> <td>圧力計</td> <td>アスファルト固化処理施設 の管理区域精路まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A07dPI015.1 A07dPI025 A07dPI050 A07dPI051 A07dPI052 A07dPI053 A07dPI054 A07dPI055 A07dPI056 A07dPI057 A07dPI114 A07dPI151 A07dPI152 A07dPI251 A07dPI312 A07dPI316.1 A07dPI352 A07dPI359 A07dPI414</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (自圧維持機能)	アスファルト固化 処理施設(ASP)	建家及び セル換気 系	圧力計	アスファルト固化処理施設 の管理区域精路まで			A07dPI015.1 A07dPI025 A07dPI050 A07dPI051 A07dPI052 A07dPI053 A07dPI054 A07dPI055 A07dPI056 A07dPI057 A07dPI114 A07dPI151 A07dPI152 A07dPI251 A07dPI312 A07dPI316.1 A07dPI352 A07dPI359 A07dPI414	・圧力を測定できる状態であること。		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・計測制御系 (自圧維持機能)	アスファルト固化 処理施設(ASP)	建家及び セル換気 系	圧力計	アスファルト固化処理施設 の管理区域精路まで													
		A07dPI015.1 A07dPI025 A07dPI050 A07dPI051 A07dPI052 A07dPI053 A07dPI054 A07dPI055 A07dPI056 A07dPI057 A07dPI114 A07dPI151 A07dPI152 A07dPI251 A07dPI312 A07dPI316.1 A07dPI352 A07dPI359 A07dPI414	・圧力を測定できる状態であること。														

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>														
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (216/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 廃液臨時貯蔵場 (W/S) </td> <td rowspan="2"> 建家及びセル換気系 </td> <td> 負圧警報装置 333dPA023.2 333dPA300.2 333dPA310.2 </td> <td> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃液臨時貯蔵場の管理区域 解除まで </td> </tr> <tr> <td> 圧力計 333dP1020 333dP1021 333dP1022 333dP1023.3 333dP1024 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	廃液臨時貯蔵場 (W/S)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 333dPA023.2 333dPA300.2 333dPA310.2	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	廃液臨時貯蔵場の管理区域 解除まで	圧力計 333dP1020 333dP1021 333dP1022 333dP1023.3 333dP1024	・圧力を測定できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間											
・計測制御系 (負圧維持機能)	廃液臨時貯蔵場 (W/S)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 333dPA023.2 333dPA300.2 333dPA310.2	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	廃液臨時貯蔵場の管理区域 解除まで											
			圧力計 333dP1020 333dP1021 333dP1022 333dP1023.3 333dP1024	・圧力を測定できる状態であること。												

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (217/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>スラッジ貯蔵場 (LW)</td> <td>建家及びセル換気系</td> <td>307dP1030 圧力計 307dP1031 307dP1032</td> <td>+圧力を測定できる状態であること。</td> <td>スラッジ貯蔵場の管理区 廃除時まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	+計測制御系 (負圧維持機能)	スラッジ貯蔵場 (LW)	建家及びセル換気系	307dP1030 圧力計 307dP1031 307dP1032	+圧力を測定できる状態であること。	スラッジ貯蔵場の管理区 廃除時まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
+計測制御系 (負圧維持機能)	スラッジ貯蔵場 (LW)	建家及びセル換気系	307dP1030 圧力計 307dP1031 307dP1032	+圧力を測定できる状態であること。	スラッジ貯蔵場の管理区 廃除時まで									

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (218/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>建家及びセル換気系</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 第二スラッジ貯蔵場(LW2) </td> <td rowspan="2"> 建家及びセル換気系 </td> <td>負圧警報装置</td> <td> ・警報設定値において警報を発生する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 332dPA003.2 332dPA101.2 332dP1001 332dP1002 332dP1005 332dPMC003.1 332dPMC101.1 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・警報設定値において警報を発生する状態であること。	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。				332dPA003.2 332dPA101.2 332dP1001 332dP1002 332dP1005 332dPMC003.1 332dPMC101.1			<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間																	
・計測制御系 (負圧維持機能)	第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・警報設定値において警報を発生する状態であること。	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで																	
			圧力計	・圧力を測定できる状態であること。																		
			332dPA003.2 332dPA101.2 332dP1001 332dP1002 332dP1005 332dPMC003.1 332dPMC101.1																			

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (219/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> アスファルト固化体 貯蔵施設(AS1) </td> <td> 負圧警報 装置 537dPA*45.2 537dPA*47.2 </td> <td> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> アスファルト固化体貯蔵 施設の管理区域解除ま で </td> </tr> <tr> <td> 圧力計 537dP1011 537dP1052 537dP1115 537dP1152 537dP1311 537dP1416 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	アスファルト固化体 貯蔵施設(AS1)	負圧警報 装置 537dPA*45.2 537dPA*47.2	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	アスファルト固化体貯蔵 施設の管理区域解除ま で	圧力計 537dP1011 537dP1052 537dP1115 537dP1152 537dP1311 537dP1416	・圧力を測定できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
・計測制御系 (負圧維持機能)	アスファルト固化体 貯蔵施設(AS1)	負圧警報 装置 537dPA*45.2 537dPA*47.2	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	アスファルト固化体貯蔵 施設の管理区域解除ま で										
		圧力計 537dP1011 537dP1052 537dP1115 537dP1152 537dP1311 537dP1416	・圧力を測定できる状態であること。											

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (220/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2) </td> <td> 負圧警報 装置 </td> <td> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 第二アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 除まで </td> </tr> <tr> <td> 圧力計 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	負圧警報 装置	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	第二アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 除まで	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
・計測制御系 (負圧維持機能)	第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	負圧警報 装置	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	第二アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 除まで										
		圧力計	・圧力を測定できる状態であること。											

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																			
<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (221/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建家</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>セル換気系</th> <th>負圧警報装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">*計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>高放射線性廃棄物貯蔵庫 (HASWS)</td> <td>セル換気系</td> <td>負圧警報装置 532PIA142 532dPI030 532dPI031 532dPI032 532PIA142</td> <td> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td>高放射線性廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二高放射線性廃棄物貯蔵施設 (HASWS)</td> <td>建家及びセル換気系</td> <td>負圧警報装置 533dPA706 533dPA709 533dPI001 533dPI002 533dPI003 533dPI004 533dPI035 533dPI036 533dPI050 533dPI151 533dPIC102</td> <td> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td>第二高放射線性廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>		要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	セル換気系	負圧警報装置	*計測制御系 (負圧維持機能)	高放射線性廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	負圧警報装置 532PIA142 532dPI030 532dPI031 532dPI032 532PIA142	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	高放射線性廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	第二高放射線性廃棄物貯蔵施設 (HASWS)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 533dPA706 533dPA709 533dPI001 533dPI002 533dPI003 533dPI004 533dPI035 533dPI036 533dPI050 533dPI151 533dPIC102	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	第二高放射線性廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家			設備名称等				性能	維持すべき期間												
		セル換気系	負圧警報装置																		
*計測制御系 (負圧維持機能)	高放射線性廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	負圧警報装置 532PIA142 532dPI030 532dPI031 532dPI032 532PIA142	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	高放射線性廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで																
	第二高放射線性廃棄物貯蔵施設 (HASWS)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 533dPA706 533dPA709 533dPI001 533dPI002 533dPI003 533dPI004 533dPI035 533dPI036 533dPI050 533dPI151 533dPIC102	・警報設定値において警報を発報する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	第二高放射線性廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで																

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (222/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 分析所(CB) </td> <td> 負圧警報装置 107dPIA107.6 107dPIA107.7 </td> <td> ・警報設定値において警報を発報する状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 分析所の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td> 建家及びセル換気系 107dPI025 107dPI026 107dPI027 107dPI145A 107dPI145B 107dPIC021 107dPIC144.2 107dPIA107.6 107dPIA107.7 </td> <td> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	分析所(CB)	負圧警報装置 107dPIA107.6 107dPIA107.7	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	分析所の管理区域解除まで	建家及びセル換気系 107dPI025 107dPI026 107dPI027 107dPI145A 107dPI145B 107dPIC021 107dPIC144.2 107dPIA107.6 107dPIA107.7	・圧力を測定できる状態であること。	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
・計測制御系 (負圧維持機能)	分析所(CB)	負圧警報装置 107dPIA107.6 107dPIA107.7	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	分析所の管理区域解除まで										
		建家及びセル換気系 107dPI025 107dPI026 107dPI027 107dPI145A 107dPI145B 107dPIC021 107dPIC144.2 107dPIA107.6 107dPIA107.7	・圧力を測定できる状態であること。											

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (223/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td rowspan="2"> 分離精製工場 (MP) </td> <td> 高放射線 廃液貯槽 </td> <td rowspan="2"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 </td> <td> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td> 槽内圧力 上昇警報 装置 </td> <td> 272PA12.2 272PA14.2 272PA16.2 272PA18.2 </td> <td> 分離精製工場 の管理区域 解除まで </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td> 建家及び セル換気 系 </td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 負圧警報 装置 </td> <td> 207dPIA207.7 207dPIA207.8 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"> 高放射線 廃液貯槽 </td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td> 圧力計 </td> <td> 272PR12.1 272PR12.3 272PR14.1 272PR14.3 272PR16.1 272PR16.3 272PR18.1 272PR18.3 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	分離精製工場 (MP)	高放射線 廃液貯槽	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	槽内圧力 上昇警報 装置	272PA12.2 272PA14.2 272PA16.2 272PA18.2	分離精製工場 の管理区域 解除まで			建家及び セル換気 系			負圧警報 装置	207dPIA207.7 207dPIA207.8			高放射線 廃液貯槽			圧力計	272PR12.1 272PR12.3 272PR14.1 272PR14.3 272PR16.1 272PR16.3 272PR18.1 272PR18.3					<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																													
・計測制御系 (負圧維持機能)	分離精製工場 (MP)	高放射線 廃液貯槽	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで																													
		槽内圧力 上昇警報 装置		272PA12.2 272PA14.2 272PA16.2 272PA18.2	分離精製工場 の管理区域 解除まで																												
		建家及び セル換気 系																															
		負圧警報 装置			207dPIA207.7 207dPIA207.8																												
		高放射線 廃液貯槽																															
					圧力計	272PR12.1 272PR12.3 272PR14.1 272PR14.3 272PR16.1 272PR16.3 272PR18.1 272PR18.3																											

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>										
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (224/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場 (MP) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 207dPI001 207dPI002 207dPI003 207dPI005A 207dPI005B 207dPI005C 207dPI006 207dPI008 207dPI015 207dPI016 207dPI017 207dPI018 207dPI019 207dPI020 207dPI023 207dPI025A 207dPI025B 207dPI026 207dPI027 207dPI029 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場 (MP) 	<ul style="list-style-type: none"> 207dPI001 207dPI002 207dPI003 207dPI005A 207dPI005B 207dPI005C 207dPI006 207dPI008 207dPI015 207dPI016 207dPI017 207dPI018 207dPI019 207dPI020 207dPI023 207dPI025A 207dPI025B 207dPI026 207dPI027 207dPI029 	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場の管理区域解除まで 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (負圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場 (MP) 	<ul style="list-style-type: none"> 207dPI001 207dPI002 207dPI003 207dPI005A 207dPI005B 207dPI005C 207dPI006 207dPI008 207dPI015 207dPI016 207dPI017 207dPI018 207dPI019 207dPI020 207dPI023 207dPI025A 207dPI025B 207dPI026 207dPI027 207dPI029 	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力を測定できる状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 分離精製工場の管理区域解除まで 								

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (225/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <p>・計画制御系 (真正維持機能)</p> </td> <td rowspan="2"> <p>分選精製工場 (MP)</p> </td> <td> <p>建家及び セル換気 系</p> </td> <td rowspan="2"> <p>・IE力を測定できる状態であること</p> </td> <td rowspan="2"> <p>分選精製工場の管理区域 解除まで</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>圧力計</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>207dPI030 207dPI031 207dPI036 207dPI041 207dPI104 207dPI105D 207dPI107A 207dPI107B 207dPI109A 207dPI109B 207dPI110A 207dPI110B 207dPI110C 207dPI111 207dPI113A 207dPI113B 207dPI114 207dPI122 207dPI124</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計画制御系 (真正維持機能)</p>	<p>分選精製工場 (MP)</p>	<p>建家及び セル換気 系</p>	<p>・IE力を測定できる状態であること</p>	<p>分選精製工場の管理区域 解除まで</p>	<p>圧力計</p>			<p>207dPI030 207dPI031 207dPI036 207dPI041 207dPI104 207dPI105D 207dPI107A 207dPI107B 207dPI109A 207dPI109B 207dPI110A 207dPI110B 207dPI110C 207dPI111 207dPI113A 207dPI113B 207dPI114 207dPI122 207dPI124</p>			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
<p>・計画制御系 (真正維持機能)</p>	<p>分選精製工場 (MP)</p>	<p>建家及び セル換気 系</p>	<p>・IE力を測定できる状態であること</p>	<p>分選精製工場の管理区域 解除まで</p>														
		<p>圧力計</p>																
		<p>207dPI030 207dPI031 207dPI036 207dPI041 207dPI104 207dPI105D 207dPI107A 207dPI107B 207dPI109A 207dPI109B 207dPI110A 207dPI110B 207dPI110C 207dPI111 207dPI113A 207dPI113B 207dPI114 207dPI122 207dPI124</p>																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (226/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (真正維持機能)</td> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td>207dPI125A 207dPI125B 207dPI131 207dPI137 207dPI0140 207dPI0143 207dPI0148 207dPI0149 207dPI0150 207dPI0151 207dPI0152 207dPI020 207dPI032 207dPI033 207dPI034 207dPI035 207dPI1165</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td>分離精製工場の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建家及び セル換気 系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>圧力計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (真正維持機能)	分離精製工場 (MP)	207dPI125A 207dPI125B 207dPI131 207dPI137 207dPI0140 207dPI0143 207dPI0148 207dPI0149 207dPI0150 207dPI0151 207dPI0152 207dPI020 207dPI032 207dPI033 207dPI034 207dPI035 207dPI1165	・圧力を測定できる状態であること。	分離精製工場の管理区域 解除まで			建家及び セル換気 系					圧力計			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
・計測制御系 (真正維持機能)	分離精製工場 (MP)	207dPI125A 207dPI125B 207dPI131 207dPI137 207dPI0140 207dPI0143 207dPI0148 207dPI0149 207dPI0150 207dPI0151 207dPI0152 207dPI020 207dPI032 207dPI033 207dPI034 207dPI035 207dPI1165	・圧力を測定できる状態であること。	分離精製工場の管理区域 解除まで																		
		建家及び セル換気 系																				
		圧力計																				

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>										
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (227/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td> 建築及び セル換気 系 圧力計 207dPIC043 207dPIC046 207dPIC0110 207dPIC143 207dPIC156 207dPIC346 207dPIC568 207dPIA-207.7 207dPIA-207.8 </td> <td>・圧力を測定できる状態であること</td> <td>分離精製工場の管理区域 解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	分離精製工場 (MP)	建築及び セル換気 系 圧力計 207dPIC043 207dPIC046 207dPIC0110 207dPIC143 207dPIC156 207dPIC346 207dPIC568 207dPIA-207.7 207dPIA-207.8	・圧力を測定できる状態であること	分離精製工場の管理区域 解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
・計測制御系 (負圧維持機能)	分離精製工場 (MP)	建築及び セル換気 系 圧力計 207dPIC043 207dPIC046 207dPIC0110 207dPIC143 207dPIC156 207dPIC346 207dPIC568 207dPIA-207.7 207dPIA-207.8	・圧力を測定できる状態であること	分離精製工場の管理区域 解除まで								

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																		
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>表 5-1 性能維持施設 (238/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建家 ウラン脱硝施設 (DN)</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>建家換気 系</th> <th>負圧警報 装置 圧力計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">+計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="2"></td> <td>264dPIA-921</td> <td rowspan="2"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="4">ウラン脱硝施設の管理区 解除後まで</td> </tr> <tr> <td>264dPIA-923</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>264dPIA-921</td> </tr> <tr> <td>264dPIA-923</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家 ウラン脱硝施設 (DN)	設備名称等		性能	維持すべき期間	建家換気 系	負圧警報 装置 圧力計	+計測制御系 (負圧維持機能)			264dPIA-921	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	ウラン脱硝施設の管理区 解除後まで	264dPIA-923		264dPIA-921	264dPIA-923	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家 ウラン脱硝施設 (DN)			設備名称等				性能	維持すべき期間											
		建家換気 系	負圧警報 装置 圧力計																	
+計測制御系 (負圧維持機能)			264dPIA-921	・警報設定値において警報を発報 する状態であること。 ・圧力を測定できる状態であること。	ウラン脱硝施設の管理区 解除後まで															
			264dPIA-923																	
			264dPIA-921																	
			264dPIA-923																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (229/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">建家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>ブルトニウム転換技術閉室施設 (PCDF)</td> <td>建家及びセル換気系</td> <td> 負圧警報装置 P07dPICA*025-1 P07dPICA*027-1 P07dPICA*126-1 P07dPICA*128-1 P07dPICA*227-1 P07dPICA*230-1 P07dPRCA*051-1 P07dPRCA*055-1 </td> <td>・警報設定値において警報を発報する状態であること。</td> <td>ブルトニウム転換技術閉室施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	ブルトニウム転換技術閉室施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 P07dPICA*025-1 P07dPICA*027-1 P07dPICA*126-1 P07dPICA*128-1 P07dPICA*227-1 P07dPICA*230-1 P07dPRCA*051-1 P07dPRCA*055-1	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	ブルトニウム転換技術閉室施設の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	建家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
・計測制御系 (負圧維持機能)	ブルトニウム転換技術閉室施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置 P07dPICA*025-1 P07dPICA*027-1 P07dPICA*126-1 P07dPICA*128-1 P07dPICA*227-1 P07dPICA*230-1 P07dPRCA*051-1 P07dPRCA*055-1	・警報設定値において警報を発報する状態であること。	ブルトニウム転換技術閉室施設の管理区域解除まで									

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (230/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">建家</th> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+計画制御系 (負圧維持機能)</td> <td>プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)</td> <td> P07dPI002-1 P07dPI051-3 P07dPI052-1 P07dPI053-3 P07dPI054-1 P07dPI055-1 P07dPI101-1 P07dPI230-3 P07dPI314-2 P07dPI322-1 P07dPI415-2 P07dPI423-2 P07dPI424-1 P07dPI425-1 </td> <td> 建家及び セル換気 系 圧力計 </td> <td> プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	+計画制御系 (負圧維持機能)	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	P07dPI002-1 P07dPI051-3 P07dPI052-1 P07dPI053-3 P07dPI054-1 P07dPI055-1 P07dPI101-1 P07dPI230-3 P07dPI314-2 P07dPI322-1 P07dPI415-2 P07dPI423-2 P07dPI424-1 P07dPI425-1	建家及び セル換気 系 圧力計	プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間								
+計画制御系 (負圧維持機能)	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	P07dPI002-1 P07dPI051-3 P07dPI052-1 P07dPI053-3 P07dPI054-1 P07dPI055-1 P07dPI101-1 P07dPI230-3 P07dPI314-2 P07dPI322-1 P07dPI415-2 P07dPI423-2 P07dPI424-1 P07dPI425-1	建家及び セル換気 系 圧力計	プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで								

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (231/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (真圧維持機能)</td> <td>プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)</td> <td>建家及び セル換気 系 圧力計</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td>プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P07dPICA#025-1 P07dPICA#027-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#227-1 P07dPICA#230-1 P07dPRCA#051-1 P07dPRCA#055-1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (真圧維持機能)	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで			P07dPICA#025-1 P07dPICA#027-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#227-1 P07dPICA#230-1 P07dPRCA#051-1 P07dPRCA#055-1			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・計測制御系 (真圧維持機能)	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	建家及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	プルトニウム転換技術開発 施設の管理区域解除まで													
		P07dPICA#025-1 P07dPICA#027-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#128-1 P07dPICA#227-1 P07dPICA#230-1 P07dPRCA#051-1 P07dPRCA#055-1															

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (232/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">種家及びセル換気系</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (真圧維持機能) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設 (Kr) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 種家及びセル換気系 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> K07dPA'002.2 K07dPA'003A.2 K07dPA'003B.2 K07dPA'003C.2 K07dPA'004.2 K07dPA'008B.2 K07dPA'052A.2 K07dPA'052B.2 K07dPA'102.3 K07dPA'105.2 K07dPA'150.2 K07dPA'207.2 K07dPA'301 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	種家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (真圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 	<ul style="list-style-type: none"> 種家及びセル換気系 	<ul style="list-style-type: none"> K07dPA'002.2 K07dPA'003A.2 K07dPA'003B.2 K07dPA'003C.2 K07dPA'004.2 K07dPA'008B.2 K07dPA'052A.2 K07dPA'052B.2 K07dPA'102.3 K07dPA'105.2 K07dPA'150.2 K07dPA'207.2 K07dPA'301 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで 	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能	建家	種家及びセル換気系	設備名称等	性能	維持すべき期間									
<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系 (真圧維持機能) 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 	<ul style="list-style-type: none"> 種家及びセル換気系 	<ul style="list-style-type: none"> K07dPA'002.2 K07dPA'003A.2 K07dPA'003B.2 K07dPA'003C.2 K07dPA'004.2 K07dPA'008B.2 K07dPA'052A.2 K07dPA'052B.2 K07dPA'102.3 K07dPA'105.2 K07dPA'150.2 K07dPA'207.2 K07dPA'301 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報設定値において警報を発報する状態であること 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで 									

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (233/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)</td> <td> 建築及び セル換気 系 圧力計 </td> <td>・圧力を測定できる状態であること</td> <td>クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> K07dPI005 K07dPI008A K07dPI009B K07dPI012 K07dPI017 K07dPI018 K07dPI104A K07dPI150.1 K07dPI201A K07dPI204 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	建築及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で			K07dPI005 K07dPI008A K07dPI009B K07dPI012 K07dPI017 K07dPI018 K07dPI104A K07dPI150.1 K07dPI201A K07dPI204			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間													
・計測制御系 (負圧維持機能)	クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	建築及び セル換気 系 圧力計	・圧力を測定できる状態であること	クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で													
		K07dPI005 K07dPI008A K07dPI009B K07dPI012 K07dPI017 K07dPI018 K07dPI104A K07dPI150.1 K07dPI201A K07dPI204															

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (234/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建 築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性 能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計測制御系 (負圧維持機能)</td> <td>クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)</td> <td>圧力計</td> <td>・圧力を測定できる状態であること。</td> <td>クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建家及び セル換気 系</td> <td>K07dPIC001 K07dPIC002.1 K07dPIC003A.1 K07dPIC003B.1 K07dPIC003C.1 K07dPIC004.1 K07dPIC007 K07dPIC008E.1 K07dPIC052A.1 K07dPIC052E.1 K07dPIC101 K07dPIC102.1 K07dPIC105.1 K07dPIC207.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建 築	設備名称等	性 能	維持すべき期間	・計測制御系 (負圧維持機能)	クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で		建家及び セル換気 系	K07dPIC001 K07dPIC002.1 K07dPIC003A.1 K07dPIC003B.1 K07dPIC003C.1 K07dPIC004.1 K07dPIC007 K07dPIC008E.1 K07dPIC052A.1 K07dPIC052E.1 K07dPIC101 K07dPIC102.1 K07dPIC105.1 K07dPIC207.1			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建 築	設備名称等	性 能	維持すべき期間													
・計測制御系 (負圧維持機能)	クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	圧力計	・圧力を測定できる状態であること。	クリプトン回収技術開発 施設の管理区域解除ま で													
	建家及び セル換気 系	K07dPIC001 K07dPIC002.1 K07dPIC003A.1 K07dPIC003B.1 K07dPIC003C.1 K07dPIC004.1 K07dPIC007 K07dPIC008E.1 K07dPIC052A.1 K07dPIC052E.1 K07dPIC101 K07dPIC102.1 K07dPIC105.1 K07dPIC207.1															

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (235/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16"> <p>-計測制御系 (換熱器除去機 能)</p> </td> <td rowspan="16"> <p>高放射線性廃液 貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td rowspan="16"> <p>高放射線性 廃液貯蔵</p> </td> <td rowspan="16"> <p>温度上昇 警報装置</p> </td> <td rowspan="16"> <p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p> </td> <td rowspan="16"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.2-4</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>-計測制御系 (換熱器除去機 能)</p>	<p>高放射線性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>高放射線性 廃液貯蔵</p>	<p>温度上昇 警報装置</p>	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	272TRA'31.1	272TRA'31.2-1	272TRA'31.2-2	272TRA'31.2-3	272TRA'31.2-4	272TRA'32.1	272TRA'32.2-1	272TRA'32.2-2	272TRA'32.2-3	272TRA'32.2-4	272TRA'33.1	272TRA'33.2-1	272TRA'33.2-2	272TRA'33.2-3	272TRA'33.2-4	272TRA'34.1	272TRA'34.2-1	272TRA'34.2-2	272TRA'34.2-3	272TRA'34.2-4	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																													
<p>-計測制御系 (換熱器除去機 能)</p>	<p>高放射線性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>高放射線性 廃液貯蔵</p>	<p>温度上昇 警報装置</p>	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																												
						272TRA'31.1																											
						272TRA'31.2-1																											
						272TRA'31.2-2																											
						272TRA'31.2-3																											
						272TRA'31.2-4																											
						272TRA'32.1																											
						272TRA'32.2-1																											
						272TRA'32.2-2																											
						272TRA'32.2-3																											
						272TRA'32.2-4																											
						272TRA'33.1																											
						272TRA'33.2-1																											
						272TRA'33.2-2																											
						272TRA'33.2-3																											
						272TRA'33.2-4																											
272TRA'34.1																																	
272TRA'34.2-1																																	
272TRA'34.2-2																																	
272TRA'34.2-3																																	
272TRA'34.2-4																																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																					
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (236/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建号</th> <th>高放射線 廃止措置</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> ・制御抑制系 (角礫熱除去機 能) </td> <td rowspan="10"> 高放射線廃液 貯蔵場(HAW) </td> <td rowspan="10"> 高放射線 廃止措置 </td> <td>272TRA'35.1</td> <td rowspan="10"> ・警報設定値において警報を発報 する状態であること </td> <td rowspan="10"> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-4</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建号	高放射線 廃止措置	設備名称等	性能	維持すべき期間	・制御抑制系 (角礫熱除去機 能)	高放射線廃液 貯蔵場(HAW)	高放射線 廃止措置	272TRA'35.1	・警報設定値において警報を発報 する状態であること	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	272TRA'35.2-1	272TRA'35.2-2	272TRA'35.2-3	272TRA'35.2-4	272TRA'36.1	272TRA'36.2-1	272TRA'36.2-2	272TRA'36.2-3	272TRA'36.2-4	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建号	高放射線 廃止措置	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
・制御抑制系 (角礫熱除去機 能)	高放射線廃液 貯蔵場(HAW)	高放射線 廃止措置	272TRA'35.1	・警報設定値において警報を発報 する状態であること	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで																		
			272TRA'35.2-1																				
			272TRA'35.2-2																				
			272TRA'35.2-3																				
			272TRA'35.2-4																				
			272TRA'36.1																				
			272TRA'36.2-1																				
			272TRA'36.2-2																				
			272TRA'36.2-3																				
			272TRA'36.2-4																				

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																															
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (237/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15"> <p>・計測制御系 (排熱熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="15"> <p>高放射性廃液 貯蔵場(HAW)</p> </td> <td rowspan="15"> <p>温度上昇 警報装置</p> </td> <td rowspan="15"> <p>高放射性 廃液貯蔵</p> </td> <td rowspan="15"> <p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること</p> </td> <td rowspan="15"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'31.3-5</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'32.3-5</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-5</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'34.3-5</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (排熱熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場(HAW)</p>	<p>温度上昇 警報装置</p>	<p>高放射性 廃液貯蔵</p>	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	272TRA'31.3-1	272TRA'31.3-2	272TRA'31.3-3	272TRA'31.3-4	272TRA'31.3-5	272TRA'32.3-1	272TRA'32.3-2	272TRA'32.3-3	272TRA'32.3-4	272TRA'32.3-5	272TRA'33.3-1	272TRA'33.3-2	272TRA'33.3-3	272TRA'33.3-4	272TRA'33.3-5	272TRA'34.3-1	272TRA'34.3-2	272TRA'34.3-3	272TRA'34.3-4	272TRA'34.3-5	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																													
<p>・計測制御系 (排熱熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場(HAW)</p>	<p>温度上昇 警報装置</p>	<p>高放射性 廃液貯蔵</p>	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																												
						272TRA'31.3-1																											
						272TRA'31.3-2																											
						272TRA'31.3-3																											
						272TRA'31.3-4																											
						272TRA'31.3-5																											
						272TRA'32.3-1																											
						272TRA'32.3-2																											
						272TRA'32.3-3																											
						272TRA'32.3-4																											
						272TRA'32.3-5																											
						272TRA'33.3-1																											
						272TRA'33.3-2																											
						272TRA'33.3-3																											
						272TRA'33.3-4																											
272TRA'33.3-5																																	
272TRA'34.3-1																																	
272TRA'34.3-2																																	
272TRA'34.3-3																																	
272TRA'34.3-4																																	
272TRA'34.3-5																																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (238/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> <p>・計測制御系 (放射熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="10"> <p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td>高放射性 廃液貯槽</td> <td rowspan="10"> <p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p> </td> <td rowspan="10"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'35.3-5</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-5</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (放射熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	高放射性 廃液貯槽	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	272TRA'35.3-1	272TRA'35.3-2	272TRA'35.3-3	272TRA'35.3-4	272TRA'35.3-5	272TRA'36.3-1	272TRA'36.3-2	272TRA'36.3-3	272TRA'36.3-4	272TRA'36.3-5	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
<p>・計測制御系 (放射熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	高放射性 廃液貯槽	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																		
		272TRA'35.3-1																				
		272TRA'35.3-2																				
		272TRA'35.3-3																				
		272TRA'35.3-4																				
		272TRA'35.3-5																				
		272TRA'36.3-1																				
		272TRA'36.3-2																				
		272TRA'36.3-3																				
		272TRA'36.3-4																				
272TRA'36.3-5																						

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																											
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (239/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14"> <p>・計測制御系 (廃熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="14"> <p>分離精製工場 (MP)</p> </td> <td>高放射性 廃液貯槽</td> <td rowspan="14"> <p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p> </td> <td rowspan="14"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td>温度上昇 警報装置</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'18.1-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'18.1-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'18.1-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'18.1-4</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (廃熱除去機 能)</p>	<p>分離精製工場 (MP)</p>	高放射性 廃液貯槽	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	温度上昇 警報装置	272TRA'12.1-1	272TRA'12.1-2	272TRA'12.1-3	272TRA'12.1-4	272TRA'14.1-1	272TRA'14.1-2	272TRA'14.1-3	272TRA'14.1-4	272TRA'16.1-1	272TRA'16.1-2	272TRA'16.1-3	272TRA'16.1-4	272TRA'18.1-1	272TRA'18.1-2	272TRA'18.1-3	272TRA'18.1-4	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																									
<p>・計測制御系 (廃熱除去機 能)</p>	<p>分離精製工場 (MP)</p>	高放射性 廃液貯槽	<p>・警報設定値において警報を発報 する状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																									
		温度上昇 警報装置																											
		272TRA'12.1-1																											
		272TRA'12.1-2																											
		272TRA'12.1-3																											
		272TRA'12.1-4																											
		272TRA'14.1-1																											
		272TRA'14.1-2																											
		272TRA'14.1-3																											
		272TRA'14.1-4																											
		272TRA'16.1-1																											
		272TRA'16.1-2																											
		272TRA'16.1-3																											
		272TRA'16.1-4																											
272TRA'18.1-1																													
272TRA'18.1-2																													
272TRA'18.1-3																													
272TRA'18.1-4																													

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																														
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (240/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15"> <p>・計測制御系 (前燃熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="15"> <p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td rowspan="15"> <p>温度計</p> </td> <td rowspan="15"> <p>・温度を測定できる状態であること。</p> </td> <td rowspan="15"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr><td>272TRA'31.1</td></tr> <tr><td>272TRA'31.2-1</td></tr> <tr><td>272TRA'31.2-2</td></tr> <tr><td>272TRA'31.2-3</td></tr> <tr><td>272TRA'31.2-4</td></tr> <tr><td>272TRA'31.3-1</td></tr> <tr><td>272TRA'31.3-2</td></tr> <tr><td>272TRA'31.3-3</td></tr> <tr><td>272TRA'31.3-4</td></tr> <tr><td>272TRA'31.3-5</td></tr> <tr><td>272TRA'32.1</td></tr> <tr><td>272TRA'32.2-1</td></tr> <tr><td>272TRA'32.2-2</td></tr> <tr><td>272TRA'32.2-3</td></tr> <tr><td>272TRA'32.2-4</td></tr> <tr><td>272TRA'32.3-1</td></tr> <tr><td>272TRA'32.3-2</td></tr> <tr><td>272TRA'32.3-3</td></tr> <tr><td>272TRA'32.3-4</td></tr> <tr><td>272TRA'32.3-5</td></tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (前燃熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>温度計</p>	<p>・温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	272TRA'31.1	272TRA'31.2-1	272TRA'31.2-2	272TRA'31.2-3	272TRA'31.2-4	272TRA'31.3-1	272TRA'31.3-2	272TRA'31.3-3	272TRA'31.3-4	272TRA'31.3-5	272TRA'32.1	272TRA'32.2-1	272TRA'32.2-2	272TRA'32.2-3	272TRA'32.2-4	272TRA'32.3-1	272TRA'32.3-2	272TRA'32.3-3	272TRA'32.3-4	272TRA'32.3-5	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																												
<p>・計測制御系 (前燃熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>温度計</p>	<p>・温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																												
					272TRA'31.1																											
					272TRA'31.2-1																											
					272TRA'31.2-2																											
					272TRA'31.2-3																											
					272TRA'31.2-4																											
					272TRA'31.3-1																											
					272TRA'31.3-2																											
					272TRA'31.3-3																											
					272TRA'31.3-4																											
					272TRA'31.3-5																											
					272TRA'32.1																											
					272TRA'32.2-1																											
					272TRA'32.2-2																											
					272TRA'32.2-3																											
272TRA'32.2-4																																
272TRA'32.3-1																																
272TRA'32.3-2																																
272TRA'32.3-3																																
272TRA'32.3-4																																
272TRA'32.3-5																																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (241/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> <p>・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="10"> <p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td>温度計</td> <td rowspan="10"> <p>・温度を測定できる状態であること。</p> </td> <td rowspan="10"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'33.3-5</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	温度計	<p>・温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	272TRA'33.1	272TRA'33.2-1	272TRA'33.2-2	272TRA'33.2-3	272TRA'33.2-4	272TRA'33.3-1	272TRA'33.3-2	272TRA'33.3-3	272TRA'33.3-4	272TRA'33.3-5	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
<p>・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	温度計	<p>・温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>																		
		272TRA'33.1																				
		272TRA'33.2-1																				
		272TRA'33.2-2																				
		272TRA'33.2-3																				
		272TRA'33.2-4																				
		272TRA'33.3-1																				
		272TRA'33.3-2																				
		272TRA'33.3-3																				
		272TRA'33.3-4																				
272TRA'33.3-5																						

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (242/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <p>・計測制御系 (船機熱除去機 能)</p> </td> <td rowspan="2"> <p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p> </td> <td> <p>272TRA'34.1</p> <p>272TRA'34.2-1</p> <p>272TRA'34.2-2</p> <p>272TRA'34.2-3</p> <p>272TRA'34.2-4</p> <p>272TRA'34.3-1</p> <p>272TRA'34.3-2</p> <p>272TRA'34.3-3</p> <p>272TRA'34.3-4</p> <p>272TRA'34.3-5</p> </td> <td rowspan="2"> <p>温度を測定できる状態であること。</p> </td> <td rowspan="2"> <p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>温度計</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>高放射性 廃液貯蔵</p> </td> <td> <p>272TRA'35.1</p> <p>272TRA'35.2-1</p> <p>272TRA'35.2-2</p> <p>272TRA'35.2-3</p> <p>272TRA'35.2-4</p> <p>272TRA'35.3-1</p> <p>272TRA'35.3-2</p> <p>272TRA'35.3-3</p> <p>272TRA'35.3-4</p> <p>272TRA'35.3-5</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	<p>・計測制御系 (船機熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>272TRA'34.1</p> <p>272TRA'34.2-1</p> <p>272TRA'34.2-2</p> <p>272TRA'34.2-3</p> <p>272TRA'34.2-4</p> <p>272TRA'34.3-1</p> <p>272TRA'34.3-2</p> <p>272TRA'34.3-3</p> <p>272TRA'34.3-4</p> <p>272TRA'34.3-5</p>	<p>温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>	<p>温度計</p>		<p>高放射性 廃液貯蔵</p>	<p>272TRA'35.1</p> <p>272TRA'35.2-1</p> <p>272TRA'35.2-2</p> <p>272TRA'35.2-3</p> <p>272TRA'35.2-4</p> <p>272TRA'35.3-1</p> <p>272TRA'35.3-2</p> <p>272TRA'35.3-3</p> <p>272TRA'35.3-4</p> <p>272TRA'35.3-5</p>			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間														
<p>・計測制御系 (船機熱除去機 能)</p>	<p>高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)</p>	<p>272TRA'34.1</p> <p>272TRA'34.2-1</p> <p>272TRA'34.2-2</p> <p>272TRA'34.2-3</p> <p>272TRA'34.2-4</p> <p>272TRA'34.3-1</p> <p>272TRA'34.3-2</p> <p>272TRA'34.3-3</p> <p>272TRA'34.3-4</p> <p>272TRA'34.3-5</p>	<p>温度を測定できる状態であること。</p>	<p>廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</p>														
		<p>温度計</p>																
	<p>高放射性 廃液貯蔵</p>	<p>272TRA'35.1</p> <p>272TRA'35.2-1</p> <p>272TRA'35.2-2</p> <p>272TRA'35.2-3</p> <p>272TRA'35.2-4</p> <p>272TRA'35.3-1</p> <p>272TRA'35.3-2</p> <p>272TRA'35.3-3</p> <p>272TRA'35.3-4</p> <p>272TRA'35.3-5</p>																

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																				
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (243/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> ・計測制御系 (崩壊熱除去機 能) </td> <td rowspan="10"> 高放射性能 貯蔵場(HAW) </td> <td rowspan="10"> 高放射性 廃液貯槽 </td> <td rowspan="10"> 温度計 </td> <td> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.2-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-4</td> </tr> <tr> <td>272TRA'36.3-5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">・温度を測定できる状態であること。</p> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	高放射性能 貯蔵場(HAW)	高放射性 廃液貯槽	温度計	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	272TRA'36.1	272TRA'36.2-1	272TRA'36.2-2	272TRA'36.2-3	272TRA'36.2-4	272TRA'36.3-1	272TRA'36.3-2	272TRA'36.3-3	272TRA'36.3-4	272TRA'36.3-5	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																		
・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	高放射性能 貯蔵場(HAW)	高放射性 廃液貯槽	温度計	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで																		
				272TRA'36.1																		
				272TRA'36.2-1																		
				272TRA'36.2-2																		
				272TRA'36.2-3																		
				272TRA'36.2-4																		
				272TRA'36.3-1																		
				272TRA'36.3-2																		
				272TRA'36.3-3																		
				272TRA'36.3-4																		
272TRA'36.3-5																						

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																												
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (244/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">→計測制御系 (崩壊熱除去機 能)</td> <td rowspan="14">分離精製工場 (MP)</td> <td rowspan="14">高放射性 廃液貯槽 温度計</td> <td rowspan="14"></td> <td rowspan="14">廃液の貯蔵への使用を 完了するまで</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1.1-1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1.1-2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1.1-3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'12.1.1-4</td> </tr> <tr> <td>272TR12.2</td> </tr> <tr> <td>272TRW'12.3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1.2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1.3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'14.1.4</td> </tr> <tr> <td>272TR14.2</td> </tr> <tr> <td>272TRW'14.3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1.1</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1.2</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1.3</td> </tr> <tr> <td>272TRA'16.1.4</td> </tr> <tr> <td>272TR16.2</td> </tr> <tr> <td>272TRW'16.3</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	→計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	分離精製工場 (MP)	高放射性 廃液貯槽 温度計		廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	272TRA'12.1.1-1	272TRA'12.1.1-2	272TRA'12.1.1-3	272TRA'12.1.1-4	272TR12.2	272TRW'12.3	272TRA'14.1.1	272TRA'14.1.2	272TRA'14.1.3	272TRA'14.1.4	272TR14.2	272TRW'14.3	272TRA'16.1.1	272TRA'16.1.2	272TRA'16.1.3	272TRA'16.1.4	272TR16.2	272TRW'16.3	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																										
→計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	分離精製工場 (MP)	高放射性 廃液貯槽 温度計		廃液の貯蔵への使用を 完了するまで																										
					272TRA'12.1.1-1																									
					272TRA'12.1.1-2																									
					272TRA'12.1.1-3																									
					272TRA'12.1.1-4																									
					272TR12.2																									
					272TRW'12.3																									
					272TRA'14.1.1																									
					272TRA'14.1.2																									
					272TRA'14.1.3																									
					272TRA'14.1.4																									
					272TR14.2																									
					272TRW'14.3																									
					272TRA'16.1.1																									
272TRA'16.1.2																														
272TRA'16.1.3																														
272TRA'16.1.4																														
272TR16.2																														
272TRW'16.3																														

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (245/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建築</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (崩壊熱除去機 能) </td> <td rowspan="2"> 分離精製工場 (MP) </td> <td>高放射線 廃液貯槽</td> <td rowspan="2"> ・温度を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td>温度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 272TRA'18.1-1 272TRA'18.1-2 272TRA'18.1-3 272TRA'18.1-4 272TRIS.2 272TRW'18.3 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	分離精製工場 (MP)	高放射線 廃液貯槽	・温度を測定できる状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	温度計			272TRA'18.1-1 272TRA'18.1-2 272TRA'18.1-3 272TRA'18.1-4 272TRIS.2 272TRW'18.3			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建築	設備名称等	性能	維持すべき期間														
・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	分離精製工場 (MP)	高放射線 廃液貯槽	・温度を測定できる状態であること。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで														
		温度計																
		272TRA'18.1-1 272TRA'18.1-2 272TRA'18.1-3 272TRA'18.1-4 272TRIS.2 272TRW'18.3																

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (246/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建号</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (崩壊熱除去機 能) </td> <td rowspan="2"> 高放射能廃液 貯蔵場 (HAW) </td> <td>液位計</td> <td>・液位を測定できる状態であること</td> <td rowspan="2"> 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td>密度計</td> <td>・密度を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高放射性 廃液貯槽</td> <td>272LR31.1.1 272LR32.1.1 272LR33.1.1 272LR34.1.1 272LR35.1.1 272LR36.1.1 272DR31 272DR32 272DR33 272DR34 272DR35 272DR36</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	高放射能廃液 貯蔵場 (HAW)	液位計	・液位を測定できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで	密度計	・密度を測定できる状態であること		高放射性 廃液貯槽	272LR31.1.1 272LR32.1.1 272LR33.1.1 272LR34.1.1 272LR35.1.1 272LR36.1.1 272DR31 272DR32 272DR33 272DR34 272DR35 272DR36			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建号	設備名称等	性能	維持すべき期間															
・計測制御系 (崩壊熱除去機 能)	高放射能廃液 貯蔵場 (HAW)	液位計	・液位を測定できる状態であること	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで															
		密度計	・密度を測定できる状態であること																
	高放射性 廃液貯槽	272LR31.1.1 272LR32.1.1 272LR33.1.1 272LR34.1.1 272LR35.1.1 272LR36.1.1 272DR31 272DR32 272DR33 272DR34 272DR35 272DR36																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																															
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (247/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建家</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>受入槽</th> <th>液面計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"> ・計測制御系 (増熱熱除去機 能) </td> <td rowspan="2">ガラス固化技術 開発施設(TVF)</td> <td>受入槽</td> <td>G11LLO*W*A'10.1</td> <td>・液位を測定できる状態であること</td> <td rowspan="6"> 廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td>回収液槽</td> <td>G11DI10</td> <td>・密度を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術 開発棟</td> <td>受入槽</td> <td>G11LLO*W*A'20.1</td> <td>・液位を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>回収液槽</td> <td>G11DI20</td> <td>・密度を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃縮器</td> <td>液面計</td> <td>G12LLO'10.1</td> <td>・液位を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>密度計</td> <td>G12LLO*A'10.2</td> <td>・密度を測定できる状態であること</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	受入槽	液面計	・計測制御系 (増熱熱除去機 能)	ガラス固化技術 開発施設(TVF)	受入槽	G11LLO*W*A'10.1	・液位を測定できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで	回収液槽	G11DI10	・密度を測定できる状態であること	ガラス固化技術 開発棟	受入槽	G11LLO*W*A'20.1	・液位を測定できる状態であること	回収液槽	G11DI20	・密度を測定できる状態であること	濃縮器	液面計	G12LLO'10.1	・液位を測定できる状態であること	密度計	G12LLO*A'10.2	・密度を測定できる状態であること	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家			設備名称等				性能	維持すべき期間																								
		受入槽	液面計																														
・計測制御系 (増熱熱除去機 能)	ガラス固化技術 開発施設(TVF)	受入槽	G11LLO*W*A'10.1	・液位を測定できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで																												
		回収液槽	G11DI10	・密度を測定できる状態であること																													
	ガラス固化技術 開発棟	受入槽	G11LLO*W*A'20.1	・液位を測定できる状態であること																													
		回収液槽	G11DI20	・密度を測定できる状態であること																													
	濃縮器	液面計	G12LLO'10.1	・液位を測定できる状態であること																													
		密度計	G12LLO*A'10.2	・密度を測定できる状態であること																													

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>																				
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (248/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">要求される機能 ・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">建家 廃棄物処理場 (AAF)</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">設備名称等</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">性能</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">318V10</th> <th style="width: 10%;">318V11</th> <th style="width: 10%;">318TRP10</th> <th style="width: 10%;">318TRP11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">廃希釈貯槽</td> <td style="text-align: center;">廃希釈 貯槽</td> <td style="text-align: center;">温度計</td> <td rowspan="2">廃溶媒・廃希釈剤の貯蔵 への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能 ・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)	建家 廃棄物処理場 (AAF)	設備名称等		性能	維持すべき期間	318V10	318V11	318TRP10	318TRP11			廃希釈貯槽	廃希釈 貯槽	温度計	廃溶媒・廃希釈剤の貯蔵 への使用を完了するまで					<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能 ・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)	建家 廃棄物処理場 (AAF)			設備名称等				性能	維持すべき期間													
		318V10	318V11	318TRP10	318TRP11																	
		廃希釈貯槽	廃希釈 貯槽	温度計	廃溶媒・廃希釈剤の貯蔵 への使用を完了するまで																	

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (249/254)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">建家</th> <th colspan="2">設備名称等</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th>低放射性廃液 第1蒸発缶</th> <th>321PIP12</th> <th>322PIP12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (熱的・化学的 制御値等の維 持機能) </td> <td rowspan="2"> 廃棄物処理場 (A-AF) 第二低放射性 廃液蒸発処理 施設(E) </td> <td>低放射性廃液 第2蒸発缶</td> <td>圧力計</td> <td rowspan="2"> ・圧力を測定できる状態であること </td> <td rowspan="2"> 廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	低放射性廃液 第1蒸発缶	321PIP12	322PIP12	・計測制御系 (熱的・化学的 制御値等の維 持機能)	廃棄物処理場 (A-AF) 第二低放射性 廃液蒸発処理 施設(E)	低放射性廃液 第2蒸発缶	圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで			<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家			設備名称等				性能	維持すべき期間										
		低放射性廃液 第1蒸発缶	321PIP12	322PIP12															
・計測制御系 (熱的・化学的 制御値等の維 持機能)	廃棄物処理場 (A-AF) 第二低放射性 廃液蒸発処理 施設(E)	低放射性廃液 第2蒸発缶	圧力計	・圧力を測定できる状態であること	廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで														

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																			
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (250/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維持機能) </td> <td rowspan="2"> 廃液処理技術 関係施設(ST) </td> <td>槽</td> <td rowspan="2"> ・温度を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="2"> 廃液処理等の貯蔵への 使用を完了するまで </td> </tr> <tr> <td>温度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 328V10 328V11 328V20 328V21 328V22 328V23 328V24 328V25 328V30 328V31 328V32 328V40 328V41 328V47 </td> <td> 328TRP*10 328TRP*11 328TRP*20 328TRP*21 328TRP*22 328TRP*23 328TRP*24 328TRP*25 328TRP*30 328TRP*31 328TRP*32 328TRP*40 328TRP*41 328TRP*47 </td> <td rowspan="2"> 廃却処理への使用を 完了するまで </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 焼却灰受槽 焼却灰貯槽 焼却炉 </td> <td> 342TTC*33.1 342TTC*34.1 342TRC*31.3 342TRCW*32.1 </td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維持機能)	廃液処理技術 関係施設(ST)	槽	・温度を測定できる状態であること。	廃液処理等の貯蔵への 使用を完了するまで	温度計			328V10 328V11 328V20 328V21 328V22 328V23 328V24 328V25 328V30 328V31 328V32 328V40 328V41 328V47	328TRP*10 328TRP*11 328TRP*20 328TRP*21 328TRP*22 328TRP*23 328TRP*24 328TRP*25 328TRP*30 328TRP*31 328TRP*32 328TRP*40 328TRP*41 328TRP*47	廃却処理への使用を 完了するまで		焼却灰受槽 焼却灰貯槽 焼却炉	342TTC*33.1 342TTC*34.1 342TRC*31.3 342TRCW*32.1	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間																	
・計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維持機能)	廃液処理技術 関係施設(ST)	槽	・温度を測定できる状態であること。	廃液処理等の貯蔵への 使用を完了するまで																	
		温度計																			
		328V10 328V11 328V20 328V21 328V22 328V23 328V24 328V25 328V30 328V31 328V32 328V40 328V41 328V47	328TRP*10 328TRP*11 328TRP*20 328TRP*21 328TRP*22 328TRP*23 328TRP*24 328TRP*25 328TRP*30 328TRP*31 328TRP*32 328TRP*40 328TRP*41 328TRP*47	廃却処理への使用を 完了するまで																	
	焼却灰受槽 焼却灰貯槽 焼却炉	342TTC*33.1 342TTC*34.1 342TRC*31.3 342TRCW*32.1																			

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (251/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">+計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)</td> <td>廃液貯蔵場 (WS)</td> <td>333V20 333V21 333V22 333V23</td> <td rowspan="2">温度計 温度を測定できる状態であること。</td> <td rowspan="2">廃液線の貯蔵への使用 を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>スラッジ貯蔵場 (LW)</td> <td>333TRP20 333TRP21 333TRP22 333TRP23 333TRP10 333TRP11</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	+計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)	廃液貯蔵場 (WS)	333V20 333V21 333V22 333V23	温度計 温度を測定できる状態であること。	廃液線の貯蔵への使用 を完了するまで	スラッジ貯蔵場 (LW)	333TRP20 333TRP21 333TRP22 333TRP23 333TRP10 333TRP11	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間										
+計測制御系 (熱的・化学的 制限値等の維 持機能)	廃液貯蔵場 (WS)	333V20 333V21 333V22 333V23	温度計 温度を測定できる状態であること。	廃液線の貯蔵への使用 を完了するまで										
	スラッジ貯蔵場 (LW)	333TRP20 333TRP21 333TRP22 333TRP23 333TRP10 333TRP11												

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																							
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (252/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(気体))</th> <th colspan="3" style="width: 30%;">設備名称等</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">性能</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">主排気筒</th> <th style="width: 10%;">第一付風排気筒</th> <th style="width: 10%;">第二付風排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">流量計</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> ・流量を測定できる状態であること。 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 排気元の建家の管理区域 解除まで </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">207FRS001</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A07FRS001S</td> <td style="text-align: center;">C07FIRS400</td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(気体))	設備名称等			性能	維持すべき期間	主排気筒	第一付風排気筒	第二付風排気筒		流量計			・流量を測定できる状態であること。	排気元の建家の管理区域 解除まで			207FRS001				A07FRS001S	C07FIRS400	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(気体))	設備名称等			性能	維持すべき期間																				
	主排気筒	第一付風排気筒	第二付風排気筒																						
	流量計			・流量を測定できる状態であること。	排気元の建家の管理区域 解除まで																				
		207FRS001																							
		A07FRS001S	C07FIRS400																						

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (253/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(液体))</th> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海中放出設備</td> <td>流量計</td> <td>・流量を測定できる状態であること。</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>317FS22 350FS20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(液体))	設備名称等	性能	維持すべき期間	海中放出設備	流量計	・流量を測定できる状態であること。	全ての建家の管理区域解除まで			317FS22 350FS20		<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の見直し。</p>
要求される機能 ・計測制御系 (放射性廃棄物の放出機能(液体))	設備名称等	性能	維持すべき期間											
海中放出設備	流量計	・流量を測定できる状態であること。	全ての建家の管理区域解除まで											
		317FS22 350FS20												

変更箇所を _____ 又は  で示す。


<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (254/254)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">建家</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">*計測制御系 (圧縮空気の供給、負圧維持機能)</td> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>圧空貯槽</td> <td>272V603</td> <td>272PA 603.2</td> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>冷却水設備</td> <td>圧力下 取警報 装置</td> <td>583PA 140.4 583PIA 140.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">*計測制御系 (冷却水の供給、負圧維持機能)</td> <td rowspan="2">ユ-ア-リチイ施設 (UC)</td> <td>圧縮空気設備</td> <td></td> <td>586PA 431.8 586PA 432.6 586PIA 431.7 586PIA 432.7</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*警報設定値において警報を発報する状態であること。</p> </div>	要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間	*計測制御系 (圧縮空気の供給、負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	圧空貯槽	272V603	272PA 603.2	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	冷却水設備	圧力下 取警報 装置	583PA 140.4 583PIA 140.3	*計測制御系 (冷却水の供給、負圧維持機能)	ユ-ア-リチイ施設 (UC)	圧縮空気設備		586PA 431.8 586PA 432.6 586PIA 431.7 586PIA 432.7	供給先の建家の管理区域解除まで				<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>
要求される機能	建家	設備名称等		性能	維持すべき期間																					
*計測制御系 (圧縮空気の供給、負圧維持機能)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	圧空貯槽	272V603	272PA 603.2	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																					
		冷却水設備	圧力下 取警報 装置	583PA 140.4 583PIA 140.3																						
*計測制御系 (冷却水の供給、負圧維持機能)	ユ-ア-リチイ施設 (UC)	圧縮空気設備		586PA 431.8 586PA 432.6 586PIA 431.7 586PIA 432.7	供給先の建家の管理区域解除まで																					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容 (省略)</p> <p>七. 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (省略)</p> <p>2 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 (省略)</p> <p>3 核燃料物質の譲渡し</p> <p>3.1 使用済燃料 (省略)</p> <p>3.2 ウラン製品及びウラン・プルトニウム混合酸化物 (MOX) 粉末 (省略)</p>	<p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容 (変更なし)</p> <p>七. 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (変更なし)</p> <p>2 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 (変更なし)</p> <p>3 核燃料物質の譲渡し</p> <p>3.1 使用済燃料 (変更なし)</p> <p>3.2 ウラン製品及びウラン・プルトニウム混合酸化物 (MOX) 粉末 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。

変更前				変更後				変更理由
令和5年10月30日付け原規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表7-1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 平成29年6月30日現在				表7-1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 令和6年3月29日現在				工程洗浄の終了に伴う記載の見直し 工程洗浄の終了に伴う記載の見直し 工程洗浄の終了に伴う記載の見直し MOX 粉末の払出しに伴う記載の見直し 中和沈殿焙焼体の水洗浄の終了に伴う記載の見直し 工程洗浄の終了に伴う記載の見直し 中和沈殿焙焼体の水洗浄の終了に伴う記載の見直し
種別	施設	部屋名	数量	種別	施設	部屋名	数量	
使用済燃料	分離精製工場 (MP)	貯蔵プール	低濃縮ウラン燃料：約 17.2 tU ^{*1} (112 体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料： 約 23.5 tMOX ^{*2} (153 体)	使用済燃料	分離精製工場 (MP)	貯蔵プール	低濃縮ウラン燃料：約 17.2 tU ^{*1} (112 体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料： 約 23.5 tMOX ^{*2} (153 体)	
ウラン製品 (三酸化ウラン粉末)	ウラン貯蔵所 (U03)	貯蔵室		ウラン製品 (三酸化ウラン粉末)	ウラン貯蔵所 (U03)	貯蔵室		
	第二ウラン貯蔵所(2U03)	貯蔵室			第二ウラン貯蔵所(2U03)	貯蔵室		
	第三ウラン貯蔵所(3U03)	貯蔵室			第三ウラン貯蔵所(3U03)	貯蔵室		
ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	粉末貯蔵室		ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	粉末貯蔵室		
上記の他、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体 ^{*3} (<u>廃液一次処理室に約 ■ kg 保管</u>)及びスクラップ粉末(粉末貯蔵室に約 ■ kgMOX ^{*2} 保管)、 <u>工程内に表-12-1に示す回収可能核燃料物質が存在する。</u>				上記の他、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体 ^{*3} (<u>粉末貯蔵室に約 ■ kg^{*2}保管</u>)及びスクラップ粉末(粉末貯蔵室に約 ■ kgMOX ^{*2} 保管)が存在する。				
※1 金属ウラン換算 ※2 金属ウラン・プルトニウム換算 ※3 中和沈殿焙焼体：硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を脱硝した際に発生する廃液を水酸化ナトリウム溶液で中和することにより発生する沈殿物を乾燥・焙焼した固形物。これらの中和沈殿焙焼体は、水洗浄により更なる安定化を <u>図った後</u> 、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の粉末貯蔵室に保管する。				※1 金属ウラン換算 ※2 金属ウラン・プルトニウム換算 ※3 中和沈殿焙焼体：硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を脱硝した際に発生する廃液を水酸化ナトリウム溶液で中和することにより発生する沈殿物を乾燥・焙焼した固形物。これらの中和沈殿焙焼体は、 <u>平成30年8月から令和3年8月にかけて実施した水洗浄により更なる安定化(中和沈殿焙焼体に含まれる吸湿性のナトリウム塩の除去及び放射線分解により発生するガスの抑制)が図られたことから</u> 、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の粉末貯蔵室に保管する。				

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 (省略)</p> <p>2 解体準備期間における除染</p> <p>解体準備期間における除染は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。</p> <p>分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施したのち、機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として、機器内表面に付着したウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし、必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また、設備によっては補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。対象とする機器は、貯槽、抽出器、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p>クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンダに貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p><u>系統除染に係る詳細な方法等については、工程洗浄やクリプトンの管理した状態での放出後に行う汚染状況の調査を踏まえ、系統除染(平成 32 年度)に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。</u></p> <p>先行して除染・解体に着手する施設以外の施設における解体準備期間における除染については、各施設が<u>系統除染に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。</u></p> <p>3 機器解体期間における除染 (省略)</p>	<p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 (変更なし)</p> <p>2 解体準備期間における除染</p> <p>解体準備期間における除染は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。<u>解体準備期間における除染の方針及び全体像について別添 8-1「解体準備期間における除染(系統除染)の全体方針について」に示す。</u></p> <p>分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施したのち、機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として、機器内表面に付着したウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし、必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また、設備によっては補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。対象とする機器は、貯槽、抽出器、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p>クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンダに貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p><u>これらの工程洗浄等の終了により先行して除染・解体に着手する施設(分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)及びクリプトン回収技術開発施設(Kr))の第一段階における除染について、別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示す。</u></p> <p>先行して除染・解体に着手する施設以外の施設における解体準備期間における除染方法については、各施設が除染に着手するまでに定め、逐次、<u>廃止措置計画の変更認可申請を行う。</u></p> <p>3 機器解体期間における除染 (変更なし)</p>	<p>系統除染の計画の具体化に伴う追加</p> <p>系統除染の計画の具体化に伴う追加</p> <p>記載の適正化 (語句の修正)</p>

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>4 管理区域解除期間における除染 (省略)</p>	<p>4 管理区域解除期間における除染 (変更なし)</p>	

変 更 前 令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p>九. 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄</p> <p>1 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の存在場所ごとの種類及び数量 (省略)</p> <p>2 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 (省略)</p> <p>3 既存施設(低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)を含む。)における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 分離施設の分離第1抽出器からの水相，溶媒回収系の第1溶媒洗浄器からの高放射性の溶媒洗浄廃液，酸回収系の酸回収蒸発缶の濃縮液からの高放射性廃液は，高放射性廃液蒸発缶により蒸発濃縮したのち，分離精製工場(MP)及び高放射性廃液貯蔵場(HAW)に貯蔵する。 工程洗浄により再処理設備本体等から取り出す使用済燃料せん断粉末の溶解液，低濃度のプルトニウム溶液，その他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)及び押し出し洗浄液は，高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽へ送り，貯蔵する。なお，その他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)及び押し出し洗浄液のうち，低放射性廃液として取り扱えるものは，廃棄物処理場(AAF)へ送り，処理する。</p> <p>貯蔵した高放射性廃液は，ガラス固化技術開発施設(TVF)にて必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち，熔融炉へ送り，ガラス原料とともに熔融し，ガラス固化体容器に注入してガラス固化する。ガラス固化体は搬出するまで同施設及び今後必要な時期に建設する保管施設に保管する。</p> <p>ガラス固化技術開発施設(TVF)に係る工程等については，「十. 廃止措置の工程」，「十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期」及び「添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書」に示す。</p>	<p>九. 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄</p> <p>1 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の存在場所ごとの種類及び数量 (変更なし)</p> <p>2 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 (変更なし)</p> <p>3 既存施設(低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)を含む。)における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 分離施設の分離第1抽出器からの水相，溶媒回収系の第1溶媒洗浄器からの高放射性の溶媒洗浄廃液，酸回収系の酸回収蒸発缶の濃縮液からの高放射性廃液は，高放射性廃液蒸発缶により蒸発濃縮したのち，分離精製工場(MP)及び高放射性廃液貯蔵場(HAW)に貯蔵する。 工程洗浄により再処理設備本体等から取り出す使用済燃料せん断粉末の溶解液，低濃度のプルトニウム溶液，その他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)及び押し出し洗浄液は，高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽へ送り，貯蔵する。なお，その他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)及び押し出し洗浄液のうち，低放射性廃液として取り扱えるものは，廃棄物処理場(AAF)へ送り，処理する。 <u>系統除染により発生した廃液で，低放射性廃液として扱えないものについては，高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽へ送り，貯蔵する。</u> 貯蔵した高放射性廃液は，ガラス固化技術開発施設(TVF)にて必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち，熔融炉へ送り，ガラス原料とともに熔融し，ガラス固化体容器に注入してガラス固化する。ガラス固化体は搬出するまで同施設及び今後必要な時期に建設する保管施設に保管する。 ガラス固化技術開発施設(TVF)に係る工程等については，「十. 廃止措置の工程」，「十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期」及び「添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書」に示す。</p>	<p>系統除染の計画の具体化に伴う追加</p>

変 更 前 令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物 (省略)</p> <p>(2) 液体廃棄物 1) 中放射性廃液 (省略)</p> <p>2) 低放射性廃液 各施設（高レベル放射性物質研究施設(CPF)を含む。）から発生する高放射性廃液及び中放射性廃液以外の廃液である低放射性廃液は、放射能レベルの区分や性状に応じて、廃棄物処理場(AAF)、第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)、第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)及び放出廃液油分除去施設(C)等にて処理を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。蒸発処理により発生する低放射性濃縮廃液及び廃溶媒処理技術開発施設(ST)での廃溶媒処理に伴い発生するリン酸廃液は、今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化し、高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)又は東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまで第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)に貯蔵する。低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に係る工程等については、「十. 廃止措置の工程」、「十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期」及び「添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書」に示す。</p> <p>廃溶媒は、廃溶媒処理技術開発施設(ST)の第1抽出槽、第2抽出槽及び第3抽出槽でTBPとドデカンに分離したのち、TBPはプラスチック固化体とし、東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまでアスファルト固化体貯蔵施設(AS1)又は第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)に貯蔵する。固化方法としては、エポキシ樹脂、硬化剤及び添加剤と混合して固化体とする。ドデカンは主に焼却施設(IF)へ送り小型焼却炉で焼却する。</p> <p>その他、スラッジ貯蔵場(LW)及び第二スラッジ貯蔵場(LW2)に貯蔵しているスラッジは、今後必要な時期に建設する東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまで同施設に貯蔵する。</p> <p>なお、高レベル放射性物質研究施設(CPF)からの低放射性廃液の引渡しを受ける際は、再処理施設から発生する低放射性廃液の放出廃液油分除去施設(C)における処理に支障がないように行う。</p>	<p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物 (変更なし)</p> <p>(2) 液体廃棄物 1) 中放射性廃液 (変更なし)</p> <p>2) 低放射性廃液 各施設（高レベル放射性物質研究施設(CPF)を含む。）から発生する高放射性廃液及び中放射性廃液以外の廃液である低放射性廃液は、放射能レベルの区分や性状に応じて、廃棄物処理場(AAF)、第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)、第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)及び放出廃液油分除去施設(C)等にて処理を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。蒸発処理により発生する低放射性濃縮廃液及び廃溶媒処理技術開発施設(ST)での廃溶媒処理に伴い発生するリン酸廃液は、今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化し、高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)又は東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまで第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)に貯蔵する。低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に係る工程等については、「十. 廃止措置の工程」、「十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期」及び「添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書」に示す。</p> <p>廃溶媒は、廃溶媒処理技術開発施設(ST)の第1抽出槽、第2抽出槽及び第3抽出槽でTBPとドデカンに分離したのち、TBPはプラスチック固化体とし、東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまでアスファルト固化体貯蔵施設(AS1)又は第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)に貯蔵する。固化方法としては、エポキシ樹脂、硬化剤及び添加剤と混合して固化体とする。ドデカンは主に焼却施設(IF)へ送り小型焼却炉で焼却する。</p> <p>その他、スラッジ貯蔵場(LW)及び第二スラッジ貯蔵場(LW2)に貯蔵しているスラッジは、今後必要な時期に建設する東海固体廃棄物廃棄体化施設(第2期施設)(TWTF-2)に搬出するまで同施設に貯蔵する。</p> <p>なお、高レベル放射性物質研究施設(CPF)からの低放射性廃液の引渡しを受ける際は、再処理施設から発生する低放射性廃液の放出廃液油分除去施設(C)における処理に支障がないように行う。</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>高レベル放射性物質研究施設(CPF)からの放射性廃棄物の高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)及び東海固体廃棄物廃棄体化施設(第1,2期施設)(TWTF-1,2)への受入れは、これら施設計画の具体化に合わせて、その取扱いを検討する。</p> <p>4 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理 (省略)</p> <p>5 処分に向けた取組 (省略)</p>	<p><u>系統除染により発生した廃液で、低放射性廃液として扱えるものについては、放射能レベルの区分や性状に応じて、廃棄物処理場(AAF)、第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)、第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)、放出廃液油分除去施設(C)等にて処理を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。それらの処理で濃縮された低放射性濃縮廃液については、今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化するまで、廃棄物処理場(AAF)、低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)、第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)、第二スラッジ貯蔵場(LW2)へ送り、貯蔵する。</u></p> <p>高レベル放射性物質研究施設(CPF)からの放射性廃棄物の高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)及び東海固体廃棄物廃棄体化施設(第1,2期施設)(TWTF-1,2)への受入れは、これら施設計画の具体化に合わせて、その取扱いを検討する。</p> <p>4 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理 (変更なし)</p> <p>5 処分に向けた取組 (変更なし)</p>	<p>系統除染の計画の具体化に伴う追加</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>十. 廃止措置の工程 (省略)</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (省略)</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期</p> <p>1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 (省略)</p> <p>2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (省略)</p>	<p>十. 廃止措置の工程 (変更なし)</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (変更なし)</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期</p> <p>1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 (変更なし)</p> <p>2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (変更なし)</p> <p>3 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていることの説明 <u>再処理施設は、表 12-1 に示す回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出す工程洗浄を令和 4 年 6 月 8 日から令和 6 年 2 月 5 日までの期間に実施した。工程洗浄では、再処理設備本体等に残存する回収可能核燃料物質を、溶媒を用いた分離操作を行わずに使用済燃料せん断粉末を溶解するなど、通常の操作の範囲内で再処理設備本体等から取り出すこととし、送液残液の押出し洗浄では、硝酸又は純水を用いて押出し洗浄の効果を確認しながら工程洗浄終了の判断基準を下回るようにした。押出し洗浄により、回収可能核燃料物質は添付別紙 2「工程洗浄終了の判断基準等について」の表-2 に示す工程洗浄後の核燃料物質の保有量の推定値（計画値）を十分下回った。よって、工程洗浄を終了し、計画どおり全ての回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出した。回収可能核燃料物質取出し後（工程洗浄終了時）の核燃料物質の存在場所ごとの保有量を表 12-2、工程洗浄の実績（実施期間）を表 12-3 に示す。詳細については、「添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料」に示す。また、回収可能核燃料物質ごとの取出し実績を以下に示す。</u></p> <p>(1) 使用済燃料せん断粉末 <u>セル内で保管していた使用済燃料せん断粉末は、令和 4 年 6 月 8 日から令和 4 年 8 月 5 日までの期間に全量を濃縮ウラン溶解槽で溶解し、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の高放射性廃液貯槽に送った。その後、使用した系統の押出し洗浄（その他の核燃料物質の取出しを含む。）を実施し、洗浄効果の確認ポイント^{*1}において工程洗浄終了の判断基準（ウラン濃度 1 g/L、プルトニウム</u></p>	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>



<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>表 12-1 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 (省略)</p>	<p>濃度 10 mg/L) を下回ったことから、使用済燃料せん断粉末の取出しを令和 4 年 9 月 12 日に終了した。なお、使用済燃料せん断粉末の取出し終了後において、使用済燃料のせん断処理を行わないことから新たな使用済燃料せん断粉末は生じない。</p> <p>※1 調整槽 (251V10), 高放射性廃液中間貯槽 (252V14), 濃縮液受槽 (273V50) 及び中間貯槽 (108V10, V11)</p> <p>(2) 低濃度のプルトニウム溶液</p> <p>低濃度のプルトニウム溶液は、令和 5 年 3 月 22 日から令和 5 年 5 月 2 日にかけて工程内の一部のウラン溶液と混合した後、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の高放射性廃液貯槽に送った。その後、使用した系統の押し出し洗浄 (その他の核燃料物質の取出しを含む。) を実施し、洗浄効果の確認ポイント^{※2}において、工程洗浄終了の判断基準 (ウラン濃度 1 g/L, プルトニウム濃度 10 mg/L) を下回ったことから低濃度のプルトニウム溶液の取出しを令和 5 年 9 月 29 日に終了した。なお、低濃度のプルトニウム溶液の取出し終了後において、抽出操作を行わないことから新たなプルトニウム溶液は生じない。</p> <p>※2 希釈槽 (266V13), プルトニウム濃縮液受槽 (266V23), 循環槽 (266V24), 計量槽 (267V102), 高放射性廃液中間貯槽 (252V14), 中間貯槽 (255V12, 261V12), プルトニウム精製第 1 抽出器 (265R20), 希釈剤洗浄器 (265R21) 及びプルトニウム精製第 2 抽出器 (265R22)</p> <p>(3) ウラン溶液</p> <p>ウラン溶液は、令和 5 年 12 月 4 日から令和 6 年 1 月 23 日にかけてウラン脱硝施設 (DN) で濃縮・脱硝を行い、ウラン粉末として分離精製工場 (MP) のウラン粉末とともに第三ウラン貯蔵所 (3U03) に送った。その後、使用した系統の押し出し洗浄を実施し、洗浄効果の確認ポイント^{※3}において、工程洗浄終了の判断基準 (ウラン濃度 1 g/L) を下回ったことからウラン溶液 (ウラン粉末を含む。) の取出しを令和 6 年 2 月 5 日に終了した。なお、ウラン溶液 (ウラン粉末を含む。) の取出し終了後において、抽出操作を行わないことから新たなウラン溶液は生じない。</p> <p>※3 希釈槽 (263V18), 受流槽 (201V75), UNH 受槽 (263V31), UNH 貯槽 (263V32, V33), 溶解液受槽 (264V76) 及び硝酸ウラニル貯槽 (P11V14)</p> <p>(4) その他の核燃料物質 (工程内の洗浄液等)</p> <p>その他の核燃料物質 (工程内の洗浄液等) は、使用済燃料せん断粉末の溶解液及び低濃度のプルトニウム溶液の取出しに合わせて高放射性廃液貯槽に送った。</p> <p>表 12-1 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 (変更なし)</p>	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>															
	<p>表 12-2 回収可能核燃料物質取出し後（工程洗浄終了時）の核燃料物質の存在場所ごとの保有量</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月29日現在</p> <table border="1" data-bbox="1368 464 2576 961"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>工程名</th> <th>物質の状態</th> <th>保有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分離精製工場 (MP)</td> <td>溶解 清澄・調整</td> <td>洗浄液</td> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>抽出 (酸回収, リワーク等を含む。)</td> <td>洗浄液</td> </tr> <tr> <td>Pu 製品貯蔵^{※3}</td> <td>洗浄液</td> </tr> <tr> <td>ウラン脱硝施設 (DN)</td> <td>U 濃縮・脱硝</td> <td>洗浄液</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の他、回収可能核燃料物質の取出し後の分析所(CB)の中間貯槽 (108V10, V11) には、洗浄液 (kgU^{*1} 未満, kgPu^{*2} 未満) が存在する (その他、分析所(CB)には分析標準等約 kgU^{*1}, 約 kgPu^{*2} が存在)。</p> <p>※1 金属ウラン換算 ※2 金属プルトニウム換算 ※3 施設区分「製品貯蔵施設」 ※4 高放射性廃液として分離した廃液は微量の核燃料物質を含んでいるが、これを取り出すためには使用済燃料の不溶性残渣による送液装置の詰り対策として通常とは異なる試薬等の適用も検討する必要があることから除く。</p>	施設	工程名	物質の状態	保有量	分離精製工場 (MP)	溶解 清澄・調整	洗浄液		抽出 (酸回収, リワーク等を含む。)	洗浄液	Pu 製品貯蔵 ^{※3}	洗浄液	ウラン脱硝施設 (DN)	U 濃縮・脱硝	洗浄液	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>
施設	工程名	物質の状態	保有量														
分離精製工場 (MP)	溶解 清澄・調整	洗浄液															
	抽出 (酸回収, リワーク等を含む。)	洗浄液															
	Pu 製品貯蔵 ^{※3}	洗浄液															
ウラン脱硝施設 (DN)	U 濃縮・脱硝	洗浄液															



変更箇所を _____ 又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p>十三. 特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 (省略)</p>	<p>表 12-3 工程洗浄の実績 (実施期間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">令和3年度</th> <th colspan="12">令和4年度</th> <th colspan="12">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">廃止措置計画の変更</td> <td colspan="30"> 変更認可申請 (12/17) 補正 (3/1) 認可 (5/17) </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料 せん断粉末</td> <td>設備点検</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>教育訓練</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料せん断粉末の溶解及び取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低濃度の プルトニウム 溶液</td> <td>設備点検</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>教育訓練</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>低濃度のプルトニウム溶液の取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウラン溶液 (ウラン粉末を 含む。)</td> <td>設備点検</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>ウラン粉末の容器移替え</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>教育訓練</td> <td colspan="30"> </td> </tr> <tr> <td>ウラン溶液の粉末化及び取出し・ 押し出し洗浄</td> <td colspan="30"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例  : 計画(令和3年12月申請時)  : 実績</p> <p>十三. 特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 (変更なし)</p>	項目	令和3年度			令和4年度												令和5年度												10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	廃止措置計画の変更		変更認可申請 (12/17) 補正 (3/1) 認可 (5/17)																														使用済燃料 せん断粉末	設備点検																															教育訓練																															使用済燃料せん断粉末の溶解及び取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)																															低濃度の プルトニウム 溶液	設備点検																															教育訓練																															低濃度のプルトニウム溶液の取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)																															ウラン溶液 (ウラン粉末を 含む。)	設備点検																															ウラン粉末の容器移替え																															教育訓練																															ウラン溶液の粉末化及び取出し・ 押し出し洗浄																															<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>
項目	令和3年度			令和4年度												令和5年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
廃止措置計画の変更		変更認可申請 (12/17) 補正 (3/1) 認可 (5/17)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
使用済燃料 せん断粉末	設備点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	教育訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	使用済燃料せん断粉末の溶解及び取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
低濃度の プルトニウム 溶液	設備点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	教育訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	低濃度のプルトニウム溶液の取出し・ 押し出し洗浄(その他の核燃料物質の取出し を含む。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ウラン溶液 (ウラン粉末を 含む。)	設備点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	ウラン粉末の容器移替え																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	教育訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	ウラン溶液の粉末化及び取出し・ 押し出し洗浄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料</p> <p><u>現在,再処理設備本体には表 12-1 に示す回収可能核燃料物質が残存しており, 工程洗浄を実施し,回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す。工程洗浄の実施時期については,「十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期」に示す。工程洗浄の終了後に回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出していることを明らかにする。</u></p>	<p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料</p> <p><u>工程洗浄は再処理施設保安規定に基づき作成した業務の実施計画に従い実施した。工程洗浄では, 回収可能核燃料物質を保有していた機器, 移送経路上の機器及び配管の洗浄を行い, 進捗に応じて洗浄液の核燃料物質濃度を適宜分析しており, 工程洗浄終了後の分析結果は下表に示すとおりである。回収可能核燃料物質が再処理設備本体等から取り出されたことは下表に示す各機器の分析結果が工程洗浄終了の判断基準 (ウラン濃度 1 g/L, プルトニウム濃度 10 mg/L) を下回っていることから明らかである。工程洗浄の実施時期については, 「十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期」に示す。</u></p>	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																																																																																																											
<p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="text-align: center;"> <p>回収可能核燃料物質取出し後（工程洗浄終了時）の核燃料物質の保有量（1/2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">工程名</th> <th rowspan="2">物質の状態</th> <th colspan="2">保管場所</th> <th colspan="2">工程洗浄終了時の集定量（計画値）</th> <th colspan="2">工程洗浄終了時の実納量</th> </tr> <tr> <th>機器名称</th> <th>機器番号</th> <th>数量</th> <th>保有量内訳</th> <th>数量</th> <th>保有量内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">分離・精製工場（MP）</td> <td rowspan="2">じん処理</td> <td rowspan="2">使用済燃料 空缶貯蔵</td> <td>貯蔵缶</td> <td>2333</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄受槽</td> <td>242V13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷却・調整</td> <td rowspan="2">冷却水</td> <td>貯蔵槽</td> <td>243V10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バルブ</td> <td>243V11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">分選・精製工場（MP）</td> <td rowspan="8">洗浄</td> <td rowspan="8">洗浄液</td> <td>中間貯槽</td> <td>248V12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間貯槽</td> <td>249V12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フルトニウム精製第1抽出器</td> <td>262Z20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸餾器</td> <td>262Z21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フルトニウム精製第2抽出器</td> <td>262Z22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮受槽</td> <td>273V50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フルトニウム高濃受槽</td> <td>270V20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フルトニウム製品貯槽</td> <td>265V13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <p>【注】①～③：資料がないことを目録により確認。 ④：減位計の測定値は「0%」であり、貯槽の取出しが上抜き方式のため減量は校正方式より算出。 ⑤：減位計がないため抽出器の吐出量の重さから減量を算出。 ⑥：各機器の減位の測定。 ⑦：各機器の分選時の最小値と最大値を記載。 ⑧：各機器の保有量の測定。 ⑨：減位計の測定値は「0%」であり、貯槽の取出しが低抜き方式のため減量は校正方式より算出。</p> </div>	施設	工程名	物質の状態	保管場所		工程洗浄終了時の集定量（計画値）		工程洗浄終了時の実納量		機器名称	機器番号	数量	保有量内訳	数量	保有量内訳	分離・精製工場（MP）	じん処理	使用済燃料 空缶貯蔵	貯蔵缶	2333						洗浄受槽	242V13						冷却・調整	冷却水	貯蔵槽	243V10						バルブ	243V11						分選・精製工場（MP）	洗浄	洗浄液	中間貯槽	248V12						中間貯槽	249V12						フルトニウム精製第1抽出器	262Z20						蒸餾器	262Z21						フルトニウム精製第2抽出器	262Z22						濃縮受槽	273V50						フルトニウム高濃受槽	270V20						フルトニウム製品貯槽	265V13						<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>
施設	工程名				物質の状態	保管場所		工程洗浄終了時の集定量（計画値）		工程洗浄終了時の実納量																																																																																																			
		機器名称	機器番号	数量		保有量内訳	数量	保有量内訳																																																																																																					
分離・精製工場（MP）	じん処理	使用済燃料 空缶貯蔵	貯蔵缶	2333																																																																																																									
			洗浄受槽	242V13																																																																																																									
	冷却・調整	冷却水	貯蔵槽	243V10																																																																																																									
			バルブ	243V11																																																																																																									
	分選・精製工場（MP）	洗浄	洗浄液	中間貯槽	248V12																																																																																																								
				中間貯槽	249V12																																																																																																								
				フルトニウム精製第1抽出器	262Z20																																																																																																								
				蒸餾器	262Z21																																																																																																								
				フルトニウム精製第2抽出器	262Z22																																																																																																								
				濃縮受槽	273V50																																																																																																								
フルトニウム高濃受槽				270V20																																																																																																									
フルトニウム製品貯槽				265V13																																																																																																									

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																																																																																	
<p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="text-align: center;"> <p>回収可能核燃料物質取出し後（工程洗浄終了時）の核燃料物質の保有量（Z/Z）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">工程名</th> <th rowspan="2">物質の形態</th> <th colspan="2">保管場所</th> <th colspan="2">工程洗浄終了時の測定値（計測値）</th> <th colspan="2">工程洗浄終了後の測定値</th> </tr> <tr> <th>燃料名</th> <th>物質の形態</th> <th>保有量</th> <th>保有率</th> <th>保有量</th> <th>保有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">分離 精製 工程 (MP)</td> <td rowspan="4">ウラン 超濃縮 試薬調整</td> <td rowspan="4">ウラン溶液</td> <td>中間貯槽</td> <td>263V10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時貯槽</td> <td>263V31~V33</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変換槽</td> <td>201V75</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯槽</td> <td>201V77~V79</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウラン 脱硝施設 (DA)</td> <td rowspan="2">ウラン酸類</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td>三酸化ウラン 保管容器</td> <td>201V-5, 8, 10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間貯槽</td> <td>263V32 263V33</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フルトニ ウム転換 技術開発 施設 (ATDF)</td> <td rowspan="2">ウラン酸類</td> <td rowspan="2">ウラン溶液</td> <td>新設ウラン 貯槽</td> <td>211V14</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間貯槽</td> <td>108V10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分析所 (CD)</td> <td rowspan="2">分析</td> <td rowspan="2">分析試料等</td> <td>中間貯槽</td> <td>108V11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間貯槽</td> <td>108V11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">核燃料物質の合計</p> </div> <div data-bbox="2597 472 2893 556" data-label="Text"> <p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p> </div>	施設	工程名	物質の形態	保管場所		工程洗浄終了時の測定値（計測値）		工程洗浄終了後の測定値		燃料名	物質の形態	保有量	保有率	保有量	保有率	分離 精製 工程 (MP)	ウラン 超濃縮 試薬調整	ウラン溶液	中間貯槽	263V10					一時貯槽	263V31~V33					変換槽	201V75					貯槽	201V77~V79					ウラン 脱硝施設 (DA)	ウラン酸類	ウラン粉末	三酸化ウラン 保管容器	201V-5, 8, 10				中間貯槽	263V32 263V33				フルトニ ウム転換 技術開発 施設 (ATDF)	ウラン酸類	ウラン溶液	新設ウラン 貯槽	211V14				中間貯槽	108V10				分析所 (CD)	分析	分析試料等	中間貯槽	108V11				中間貯槽	108V11				
施設	工程名				物質の形態	保管場所		工程洗浄終了時の測定値（計測値）		工程洗浄終了後の測定値																																																																									
		燃料名	物質の形態	保有量		保有率	保有量	保有率																																																																											
分離 精製 工程 (MP)	ウラン 超濃縮 試薬調整	ウラン溶液	中間貯槽	263V10																																																																															
			一時貯槽	263V31~V33																																																																															
			変換槽	201V75																																																																															
			貯槽	201V77~V79																																																																															
ウラン 脱硝施設 (DA)	ウラン酸類	ウラン粉末	三酸化ウラン 保管容器	201V-5, 8, 10																																																																															
			中間貯槽	263V32 263V33																																																																															
フルトニ ウム転換 技術開発 施設 (ATDF)	ウラン酸類	ウラン溶液	新設ウラン 貯槽	211V14																																																																															
			中間貯槽	108V10																																																																															
分析所 (CD)	分析	分析試料等	中間貯槽	108V11																																																																															
			中間貯槽	108V11																																																																															

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>		<p>変更理由</p>												
	<p style="text-align: right;">【参考】</p> <p style="text-align: center;">工程洗浄前後の回収可能核燃料物質の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">回収可能核燃料物質</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">工程洗浄前</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">工程洗浄後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料せん断粉末</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低濃度のプルトニウム溶液</td> <td style="text-align: center;"> <u>267V12 の溶液</u> (約 3 gPu/L)</td> <td style="text-align: center;"> <u>267V12 の溶液</u> (約 4 mgPu/L)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウラン溶液 (ウラン粉末を含む。)</td> <td style="text-align: center;"> <u>263V57 の溶液</u> (約 200 gU/L)</td> <td style="text-align: center;"> <u>263V51～V58 の洗浄液</u> (約 0.5 gU/L (263V18 にて))</td> </tr> </tbody> </table>		回収可能核燃料物質	工程洗浄前	工程洗浄後	使用済燃料せん断粉末			低濃度のプルトニウム溶液	 <u>267V12 の溶液</u> (約 3 gPu/L)	 <u>267V12 の溶液</u> (約 4 mgPu/L)	ウラン溶液 (ウラン粉末を含む。)	 <u>263V57 の溶液</u> (約 200 gU/L)	 <u>263V51～V58 の洗浄液</u> (約 0.5 gU/L (263V18 にて))	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>
回収可能核燃料物質	工程洗浄前	工程洗浄後													
使用済燃料せん断粉末															
低濃度のプルトニウム溶液	 <u>267V12 の溶液</u> (約 3 gPu/L)	 <u>267V12 の溶液</u> (約 4 mgPu/L)													
ウラン溶液 (ウラン粉末を含む。)	 <u>263V57 の溶液</u> (約 200 gU/L)	 <u>263V51～V58 の洗浄液</u> (約 0.5 gU/L (263V18 にて))													

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																								
	<p style="text-align: center;"><u>工程洗浄前後の高放射性廃液貯槽の液量</u></p> <table border="1" data-bbox="1409 373 2531 798"> <thead> <tr> <th>機器番号</th> <th>工程洗浄前(令和 2 年 8 月 31 日時点)の液量 [m³]</th> <th>工程洗浄後(令和 5 年 9 月 30 日時点)の液量 [m³]*</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>272V31</td> <td>55.0</td> <td>49.5</td> <td>工程洗浄での受入量 2.8 m³</td> </tr> <tr> <td>272V32</td> <td>65.6</td> <td>64.6</td> <td>工程洗浄での受入量 10.6 m³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 16.1 m³</td> </tr> <tr> <td>272V33</td> <td>69.2</td> <td>78.0</td> <td>工程洗浄での受入量 11.7 m³</td> </tr> <tr> <td>272V34</td> <td>74.9</td> <td>81.1</td> <td>工程洗浄での受入量 16.0 m³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 14.2 m³</td> </tr> <tr> <td>272V35</td> <td>71.6</td> <td>82.8</td> <td>工程洗浄での受入量 16.9 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自然蒸発等により、工程洗浄後の液量は工程洗浄前の液量及び工程洗浄期間における受払い量から求める液量と一致しない。工程洗浄により高放射性廃液貯槽 (272V31～V35) に受け入れた金属酸化物量は、ガラス固化体約 15 本分に相当</p>	機器番号	工程洗浄前(令和 2 年 8 月 31 日時点)の液量 [m ³]	工程洗浄後(令和 5 年 9 月 30 日時点)の液量 [m ³]*	備考	272V31	55.0	49.5	工程洗浄での受入量 2.8 m ³	272V32	65.6	64.6	工程洗浄での受入量 10.6 m ³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 16.1 m ³	272V33	69.2	78.0	工程洗浄での受入量 11.7 m ³	272V34	74.9	81.1	工程洗浄での受入量 16.0 m ³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 14.2 m ³	272V35	71.6	82.8	工程洗浄での受入量 16.9 m ³	<p>工程洗浄の終了に伴う記載の追加</p>
機器番号	工程洗浄前(令和 2 年 8 月 31 日時点)の液量 [m ³]	工程洗浄後(令和 5 年 9 月 30 日時点)の液量 [m ³]*	備考																							
272V31	55.0	49.5	工程洗浄での受入量 2.8 m ³																							
272V32	65.6	64.6	工程洗浄での受入量 10.6 m ³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 16.1 m ³																							
272V33	69.2	78.0	工程洗浄での受入量 11.7 m ³																							
272V34	74.9	81.1	工程洗浄での受入量 16.0 m ³ ガラス固化技術開発施設 (TVF) への送液量 14.2 m ³																							
272V35	71.6	82.8	工程洗浄での受入量 16.9 m ³																							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (省略)</p>	<p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (変更なし)</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>1 放射線管理 (省略)</p> <p>1.1 作業環境の放射線管理 解体準備期間においては、再処理の運転時から継続して安全確保上必要な機能を維持管理しつつ、主に工程洗浄、系統除染及び施設の汚染状況調査を実施することを計画しており、管理区域において解体作業は行わない。これらの作業は、これまでの維持管理において実施してきた同種作業であり、再処理施設の供用期間中と同様に再処理施設保安規定に基づき放射線管理を適切に行う。 <u>機器解体期間以降も同様の管理を行うこととするが、特別な管理を必要とする場合には、廃止措置計画に反映し廃止措置計画の変更認可を受ける。</u></p> <p>(1) 線量率 (省略)</p> <p>(2) 表面汚染 (省略)</p> <p>(3) 空気汚染 (省略)</p> <p>1.2 被ばく管理 (省略)</p> <p>1.3 放射線業務従事者の出入り及び搬出物品の管理 (省略)</p> <p>1.4 一時的な管理区域の設定及び解除 (省略)</p> <p>1.5 周辺環境の放射線管理 (省略)</p> <p>1.6 放射性廃棄物の発生量 (省略)</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>1 放射線管理 (変更なし)</p> <p>1.1 作業環境の放射線管理 解体準備期間においては、再処理の運転時から継続して安全確保上必要な機能を維持管理しつつ、主に工程洗浄、系統除染及び施設の汚染状況調査を実施することを計画しており、<u>原則として管理区域において解体作業は行わない。</u>これらの作業は、これまでの維持管理において実施してきた同種作業であり、再処理施設の供用期間中と同様に再処理施設保安規定に基づき放射線管理を適切に行う。 <u>なお、系統除染と並行して施設内の一部設備の解体を進める場合においては、安全管理上の措置及び放射線被ばくの管理上の措置も含めて、別途その計画を申請するものとする。</u></p> <p>(1) 線量率 (変更なし)</p> <p>(2) 表面汚染 (変更なし)</p> <p>(3) 空気汚染 (変更なし)</p> <p>1.2 被ばく管理 (変更なし)</p> <p>1.3 放射線業務従事者の出入り及び搬出物品の管理 (変更なし)</p> <p>1.4 一時的な管理区域の設定及び解除 (変更なし)</p> <p>1.5 周辺環境の放射線管理 (変更なし)</p> <p>1.6 放射性廃棄物の発生量 (変更なし)</p>	<p>系統除染の計画の具体化に伴う追加</p> <p>系統除染の計画の具体化に伴う変更</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>1.7 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては、放射性物質に起因する被ばく線を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずる観点から、<u>放出の基準</u>（廃止措置計画に定める1年間の最大放出量等）を定め、廃止措置の進捗に応じて、適宜、これを見直す。なお、<u>直近の作業となるクリプトンの管理した状態での放出や工程洗浄に伴う放出挙動は、使用済燃料の処理に伴う放出挙動と類似しており、放出量への寄与も大きいことから、放出の基準は、まずは工程洗浄が終了した段階に定め、廃止措置計画の変更を行う。</u></p> <p><u>一方、放出の基準を定める間の当面の放出管理として、クリプトン-85、トリチウムについては、これまでの放出実績等から放出管理目標値を定め、これを再処理施設保安規定にて管理する。これらの設定根拠について別紙3-1, 3-2に示す。</u></p> <p><u>また、工程洗浄に係る廃止措置計画の変更時においても工程洗浄に伴う放出管理目標値を定め、これを再処理施設保安規定にて管理する。</u></p> <p>2 被ばく評価 (省略)</p> <p>2.1 放射線業務従事者の被ばく (省略)</p> <p>2.2 公衆の被ばく</p> <p>解体準備期間においては、<u>工程洗浄及び系統除染を実施するが再処理運転中よりも放射性物質の取扱い量が少ないこと、原則として管理区域における解体作業は実施せず、汚染された機器の切断に伴う粉じんの舞い上がりはないことから、放射性気体廃棄物の放射エネルギーの増加はない。</u>また、<u>工程洗浄及び系統除染に伴い発生する放射性液体廃棄物は、放射能濃度に応じて適切な処理を行い、放射性液体廃棄物の放出量が再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。</u></p> <p>一方、解体準備に伴い発生する放射性固体廃棄物は、放射性廃棄物の廃棄施設に搬出し、既往の許認可を受けた放射性廃棄物の貯蔵施設で再処理施設の供用期間中と同様に貯蔵容量以下で保管する。</p> <p><u>以上のことから、再処理事業指定申請書に記載している公衆被ばくの評価値に影響はない。</u></p>	<p>1.7 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては、放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に<u>達成可能な限り</u>講ずる観点から、<u>放出管理目標値</u>（廃止措置計画に定める年間の最大放出量等）を定め、廃止措置の進捗に応じて、適宜、これを見直す。</p> <p><u>クリプトンの管理した状態での放出や工程洗浄が終了したことから、これまでの放出実績等から放出管理目標値を定め、これを再処理施設保安規定に定めて管理する。これらの設定根拠について添三別紙-1, 別紙-2に示す。</u></p> <p>2 被ばく評価 (変更なし)</p> <p>2.1 放射線業務従事者の被ばく (変更なし)</p> <p>2.2 公衆の被ばく</p> <p>解体準備期間において、<u>系統除染等に伴い発生する放射性気体廃棄物は、再処理運転中よりも放射性物質の取扱い量が少ないことから、適切な処理を行い、放射性気体廃棄物の放出量が年間の放出管理目標値を超えないように再処理施設保安規定に定めて管理する。</u>また、<u>系統除染等に伴い発生する放射性液体廃棄物は、放射能濃度に応じて適切な処理を行い、放射性液体廃棄物の放出量が年間の放出管理目標値を超えないように再処理施設保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>一方、解体準備に伴い発生する放射性固体廃棄物は、放射性廃棄物の廃棄施設に搬出し、既往の許認可を受けた放射性廃棄物の貯蔵施設で再処理施設の供用期間中と同様に貯蔵容量以下で保管する。</p> <p><u>平常時の公衆被ばく線量評価の詳細を添三別紙-3に示す。評価の結果、気体廃棄物に起因する実効線量は約 2.2×10^{-3} mSv/年、液体廃棄物に起因する実効線量は約 6.9×10^{-5} mSv/年、放射性廃棄物の保管廃棄施設等からの直</u></p>	<p>記載の適正化 工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に起因する実効線量は約 6.4×10^{-4} mSv/年となる。これらの各廃棄物に起因する線量を合算すると約 2.9×10^{-3} mSv/年となり、線量告示に定められた線量限度を十分に下回る。</u></p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の変更</p>

<p>変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更理由</p>
<p style="text-align: right;">別紙 3-1</p> <p style="text-align: center;">放射性気体廃棄物 (Kr-85, H-3) の放出管理目標値の設定について</p> <p>1. Kr-85</p> <p>Kr-85 は、<u>主にクリプトン回収技術開発施設(Kr)のクリプトン貯蔵シリンダ内(1.0×10⁶ GBq)及び固化体(2.1×10⁵ GBq)として保有しており、それ以外にも今後工程洗浄で取り扱うせん断粉末(10⁴ GBq/年オーダーと想定)、再処理設備本体(溶解槽周り)、高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)及び第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)にも存在しているもの</u>と考える。溶解槽の洗浄、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の高圧ガス点検及び第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)からのこれまでの放出実績は、合計しても100 GBq未満である。</p> <p><u>放出管理目標値の設定では、クリプトン貯蔵シリンダ内のクリプトン(1.0×10⁶ GBq(計算値))の管理した状態での大気への放出が支配的であり、設定に当たっては、管理した状態での大気への放出時の計算値と測定の誤差を見込んで設定する必要がある。須藤らによる報告¹⁾では、東海再処理施設でのオリゲン計算値と排気筒からの放出量の比較で、PWR燃料では計算値/測定値の比が0.79~1.17、BWR燃料ではその比が0.77~1.28と2~3割程度の誤差が生じると報告されており、クリプトンの管理した状態での放出作業を円滑に行えるよう年間2.0×10⁶ GBq/年とする(現行の再処理施設保安規定8.9×10⁷ GBq/年の約1/50)。</u></p> <p>2. H-3</p> <p>H-3は約60%がハルに移行²⁾し、残りが廃液中に移行するとされている。廃液中のH-3は、再処理運転の有無にかかわらず、廃液処理によって、10²~10³ GBq/年オーダーで継続して放出している。</p> <p>これまでの放出実績は微減傾向であるが、ガラス固化技術開発施設(TVF)の運転(4.9×10² GBq/年(計算値*))に伴う廃液処理が継続することから、これを考慮する必要がある。</p> <p>また、今後<u>工程洗浄(10² GBq/年オーダーと想定)及び低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の稼動による放出がある</u>。このため、これまでの実績(10²~10³ GBq/年)に加え、ガラス固化技術開発施設(TVF)の運転及び低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)からの放出を見込み、1.0×10⁴ GBq/年とする(現行の再処理施設保安規定5.6×10⁵ GBq/年の約1/50)。</p> <p>※ガラス固化処理技術開発施設(TVF)設計資料の1日あたりの放出量(4.4×10⁻² Ci/日)を年間(300日)換算した値</p> <p>1) 須藤俊幸, 他「使用済み燃料処理時の⁸⁵Kr放出量と計算値との比較」, 動燃技報, No. 99 1996. 9</p> <p>2) 「東海再処理施設の安全性確認に係る基本データの確認」, JNC TN8410 99-002 (1999)</p>	<p style="text-align: right;">添三別紙-1</p> <p style="text-align: center;">放射性気体廃棄物の放出管理目標値等の設定について</p> <p>1. Kr-85</p> <p>Kr-85 は、<u>クリプトン回収技術開発施設(Kr)の管理放出後においても、クリプトン回収技術開発施設(Kr)内の配管等に残留しているもの並びに高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)及び第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)にも存在しているもの</u>と考える。<u>なお、溶解槽の洗浄、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の高圧ガス点検及び第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)からのこれまでの放出実績は、合計しても100 GBq未満である。</u></p> <p><u>Kr-85は、再処理施設内の存在が考えられること及びフィルタ等による過が難しいことから、工程洗浄後は、線量告示の別表第一第五欄の周辺監視区域外の空気中の濃度限度(以下「空気中濃度限度」という。)(1×10⁻¹ Bq/cm³)に主排気筒の排気量(396,000 m³/h)を乗じて算出した3.4×10⁵ GBq/年を年間の放出管理目標値とする。</u></p> <p><u>Kr-85の放出管理目標値及び再処理運転終了後(平成20年度から令和4年度まで)の放出実績を図3-1に示す。</u></p> <p>2. H-3</p> <p>H-3は約60%がハルに移行¹⁾し、残りが廃液中に移行するとされている。廃液中のH-3は、再処理運転の有無にかかわらず、廃液処理によって、10²~10³ GBq/年オーダーで継続して放出している。</p> <p>これまでの放出実績は微減傾向であるが、ガラス固化技術開発施設(TVF)の運転(4.9×10² GBq/年(計算値*))に伴う廃液処理が継続することから、これを考慮する必要がある。</p> <p>また、今後<u>低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の稼動による放出がある</u>。このため、これまでの実績(10²~10³ GBq/年)に加え、ガラス固化技術開発施設(TVF)の運転及び低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)からの放出を見込み、1.0×10⁴ GBq/年を年間の放出管理目標値とする。</p> <p><u>H-3の放出管理目標値及び再処理運転終了後(平成20年度から令和4年度まで)の放出実績を図3-1に示す。</u></p> <p>※ガラス固化処理技術開発施設(TVF)設計資料の1日当たりの放出量(4.4×10⁻² Ci/日)を年間(300日)換算した値</p>	<p>記載の適正化</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更と追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 10 月 30 日付け原規規発第 2310304 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>3. C-14</p> <p><u>C-14 は、低放射性濃縮廃液及び高放射性廃液へ移行し、ガラス固化技術開発施設 (TVF) の運転及び低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) からの放出が見込まれる。</u></p> <p><u>再処理事業指定申請書において、使用済燃料を年間 210 t 再処理する場合の年間放出量は、5.1×10^3 GBq²⁾であり、これまでの再処理施設での全処理量(1,140 t)を考慮すると、約 2.8×10^4 GBq を受け入れていると推定される。一方、平成 3 年度以降の放出実績は、3.96×10^3 GBq であるため、再処理施設内の存在量は、2.4×10^4 GBq と推定される。C-14 の多くは、低放射性濃縮廃液に移行していることから、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転期間(20 年)を考慮し、1.2×10^3 GBq/年を年間の放出管理目標値とする。</u></p> <p><u>C-14 の放出管理目標値及び再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-1 に示す。</u></p> <p>4. I-129</p> <p><u>I-129 は、低放射性濃縮廃液へ移行していると考えられるが、再処理運転終了後は放出実績がほとんどない (図 3-1 参照。2 回の実測以外は、検出限界濃度を下回る。)。また、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転時においても再処理事業指定申請書に記載されるように放出の可能性は小さい。しかしながら、I-129 は長半減期核種(1,570 万年)であり、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転に加えて、系統除染等の放出管理が必要であることから、空气中濃度限度(1×10^{-6} Bq/cm³)の 1/10 に主排気筒の排気量(396,000 m³/h)を乗じて算出した 3.4×10^{-1} GBq/年を年間の放出管理目標値とする。なお、空气中濃度限度(1×10^{-6} Bq/cm³)に主排気筒の排気量(396,000 m³/h)を乗じ、年間推定放出量を算出すると 3.4 GBq/年となり、再処理事業指定申請書の I-129 の年間最大放出量である 1.7 GBq/年を上回るため、公衆被ばく低減の観点から、検出限界濃度との関係を踏まえ、空气中濃度限度の 1/10 とした。</u></p> <p><u>I-129 の放出管理目標値及び再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-1 に示す。</u></p> <p>5. その他の核種</p> <p>(1) 短半減期核種</p> <p><u>再処理事業指定申請書で線量評価時に考慮していた Zr-95(半減期: 64.032 日), Nb-95(半減期: 34.991 日), Ru-103(半減期: 39.26 日), Ru-106(半減期: 373.59 日), Rh-106(半減期: 29.80 秒), Ce-144(半減期: 284.91 日), Pr-144(半減期: 17.28 分)及び I-131(半減期: 8.02070 日)については、再処理運転終了後、15 年経過しており、再処理施設内にはほとんど存在せず、再処理運転終了後は、全β放射能及び I-131 の放出実績もない (検出限界濃度を下回る。)*ことから、フィルタの DF 等を考慮すると放出する可能性は非常に低い。このため、放出管理及び線量評価の対象核種から除</u></p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>外する。</u></p> <p>※東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響(平成22年度及び平成23年度)を除く。</p> <p>(2) <u>α線を放出しない核種</u></p> <p>α線を放出しない核種については、(1)に示すように短半減期核種のほとんどは存在せず、再処理運転終了後は、全β放射能及びI-131の放出実績はない(検出限界濃度を下回る。)</p> <p>しかしながら、Sr-90及びCs-137は、生成量が大きく、比較的半減期が長い(半減期：28.79年及び30.1671年)ため、再処理施設内に存在していると想定され、低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の運転に加えて、系統除染等の放出管理が必要であることから、Sr-90及びCs-137のうち、空気中濃度限度が小さいSr-90(5×10^{-6} Bq/cm³)の1/10をα線を放出しない核種の3か月間平均の放射性物質濃度の管理値とし、再処理施設保安規定に定めて管理する。なお、空気中濃度限度(5×10^{-6} Bq/cm³)に主排気筒の排気量(396,000 m³/h)を乗じ、年間推定放出量を算出すると17 GBq/年となり、再処理事業指定申請書のSr-90(これら以外のβ線を放出する核種を含む。)の年間最大放出量8.2 GBq/年とCs-137(これら以外のγ線を放出する核種を含む。)の年間最大放出量2.6 GBq/年の合算値である10.8 GBq/年を上回るため、公衆被ばく低減の観点から、検出限界濃度との関係を踏まえ、空気中濃度限度の1/10とした。</p> <p>(3) <u>α線を放出する核種</u></p> <p>α線を放出する核種については、再処理運転終了後はほとんど放出実績がない(平成29年度の実測以外は、検出限界濃度を下回る。)。Pu-239(空気中濃度限度：3×10^{-9} Bq/cm³)を代表核種として、α線を放出する核種の3か月間平均の放射性物質濃度の管理値を設定し、再処理施設保安規定に定めて管理する。</p> <p>1) 「東海再処理施設の安全性確認に係る基本データの確認」, JNC TN8410 99-002 (1999) 2) 「東海再処理施設におけるC-14の挙動」, JNC TN 8410 2001-021(2001)</p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の追加</p> <p>記載の適正化 工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の追加</p>

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p>再処理施設からの放射性気体廃棄物 (Kr-85、H-3) の放出量【平成18年度～平成29年度（1月まで）】</p> <p>◆ H-3 ▲ Kr-85</p> <p>— Kr-85 放出管理目標値 (2.0 × 10⁶ GBq)</p> <p>— H-3 放出管理目標値 (1.0 × 10⁴ GBq)</p> <p>【施設の運転状況】 (MP-PCDF) (MP-PCDF-TVF) (PCDF) (PCDF-TVF) (PCDF-TVF) (TVF)</p>	<p>変更後</p> <p>■ Kr-85: 年間放出量 ▲ H-3: 年間放出量</p> <p>● C-14: 年間放出量 ◆ I-129: 年間放出量</p> <p>Kr-85の管理放出</p> <p>H-3は定期的に放出</p> <p>ガラス固化処理運転</p> <p>I-129は再処理運転終了後は2回検出された以外は検出限界濃度を下回る</p> <p>工程洗浄終了以後</p> <p>廃止措置計画認可後</p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の変更</p> <p>図3-1 放出管理目標値及び再処理運転終了後（平成20年度から令和4年度まで）の放出実績（気体廃棄物）</p>

変 更 前 令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">別紙 3-2</p> <p style="text-align: center;">放射性液体廃棄物 (H-3) の放出管理目標値の設定について</p> <p>1. <u>処理済廃液に移行する H-3 量の算出</u></p> <p>H-3 は主に高放射性廃液, 低放射性濃縮廃液, ハルに含まれている。H-3 の放出管理目標値の設定に当たっては, 高放射性廃液及び低放射性濃縮廃液等の廃棄物処理に伴う放出量を考慮して算出する。なお, ハルは今後建設する高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)で処理する予定であり, ハルからの H-3 の放出については高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)を整備するまでに検討する。</p> <p>(1) 貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量</p> <p>貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量は, 使用済燃料の再処理及びガラス固化処理が行われていない平成20年度から平成26年度までの放出実績から, 約 1.0×10^3 GBq/年とする。</p> <p>(2) ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量</p> <p>ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量は, ガラス固化処理に伴い発生する低放射性廃液に高放射性廃液中に含まれる H-3 が全量移行するものと仮定し, 高放射性廃液の推定濃度の最大値* (約 5.7×10^4 Bq/ml) とガラス固化の計画(ここでは, ガラス固化処理をできるだけ前倒しで進めることを想定し製造本数 約 100 本/年として設定: 高放射性廃液約 100 m^3/年相当) から, 約 5.7×10^3 GBq/年とする。</p> <p>※高放射性廃液は年間 30 m^3 程度蒸発しており, 蒸発した高放射性廃液に再処理施設から気体廃棄物及び液体廃棄物として放出された H-3 が全て含まれるものとして平成20年度から平成26年度までの放出実績から高放射性廃液中の H-3 濃度を推定。</p> <p>(3) 低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量</p> <p>低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量は, 今後稼働する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における固化処理に伴う放出として, 低放射性濃縮廃液等に含まれる H-3 が全量移行するものと仮定し, 低放射性濃縮廃液等の分析濃度の最大値(約 3.8×10^4 Bq/ml) と LWTF の処理計画(ここでは, 蒸発固化として約 660 m^3/年を想定) から, 約 2.5×10^4 GBq/年とする。</p>	<p style="text-align: center;">添三別紙-2</p> <p style="text-align: center;">放射性液体廃棄物 (処理済廃液) の放出管理目標値の設定について</p> <p>1. <u>H-3</u></p> <p>H-3 は主に高放射性廃液, 低放射性濃縮廃液, ハルに含まれている。H-3 の放出管理目標値の設定に当たっては, 高放射性廃液及び低放射性濃縮廃液等の廃棄物処理に伴う放出量を考慮して算出する。なお, ハルは今後建設する高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)で処理する予定であり, ハルからの H-3 の放出については高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設(第2期施設)(HWTF-2)を整備するまでに検討する。</p> <p>(1) 貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量</p> <p>貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量は, 使用済燃料の再処理及びガラス固化処理が行われていない平成20年度から平成26年度までの放出実績から, 約 1.0×10^3 GBq/年とする。</p> <p>(2) ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量</p> <p>ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量は, ガラス固化処理に伴い発生する低放射性廃液に高放射性廃液中に含まれる H-3 が全量移行するものと仮定し, 高放射性廃液の推定濃度の最大値* (約 5.7×10^4 Bq/ml) とガラス固化の計画(ここでは, ガラス固化処理をできるだけ前倒しで進めることを想定し製造本数 約 100 本/年として設定: 高放射性廃液約 100 m^3/年相当) から, 約 5.7×10^3 GBq/年とする。</p> <p>※高放射性廃液は年間 30 m^3 程度蒸発しており, 蒸発した高放射性廃液に再処理施設から気体廃棄物及び液体廃棄物として放出された H-3 が全て含まれるものとして平成20年度から平成26年度までの放出実績から高放射性廃液中の H-3 濃度を推定。</p> <p>(3) 低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量</p> <p>低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量は, 今後稼働する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における固化処理に伴う放出として, 低放射性濃縮廃液等に含まれる H-3 が全量移行するものと仮定し, 低放射性濃縮廃液等の分析濃度の最大値(約 3.8×10^4 Bq/ml) と LWTF の処理計画(ここでは, 蒸発固化として約 660 m^3/年を想定) から, 約 2.5×10^4 GBq/年とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 10 月 30 日 付 け 原 規 規 発 第 2310304 号 を も っ て 認 可 を 受 け た 廃 止 措 置 計 画 認 可 申 請 書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>
<p>2. 放出管理目標値の設定</p> <p>H-3 の放出管理目標値は、1. で示した「貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量」, 「ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量」, 「低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量」を合算した値 (約 3.2×10^4 GBq/年) から、4.0×10^4 GBq/年とする (現行の再処理施設保安規定 1.9×10^6 GBq/年の約 1/50)。</p>	<p>(4) 放出管理目標値の設定</p> <p>H-3 の放出管理目標値は、(1) から (3) で示した「貯蔵管理に伴い定常的に移行する H-3 量」, 「ガラス固化処理に伴い移行する H-3 量」, 「低放射性濃縮廃液等の固化処理に伴い移行する H-3 量」を合算した値 (約 3.2×10^4 GBq/年) から、4.0×10^4 GBq/年とする。</p> <p>H-3 の放出管理目標値及び再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-2 に示す。</p> <p>2. I-129</p> <p>I-129 は、低放射性濃縮廃液へ移行していると考えられるが、再処理運転終了後の放出実績がほとんどなく (図 3-2 参照。6 回の実測以外は、検出限界濃度を下回る。), 廃液処理の方法にも変更がないことから放出の可能性は小さい。しかしながら、長半減期核種 (1,570 万年) であり、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転に加えて、系統除染等の放出管理が必要であることから、線量告示の別表第一第六欄の周辺監視区域外の水中の濃度限度 (以下「水中濃度限度」という。)(9×10^{-3} Bq/cm³) に、1 回 300 m³ の放出を 2 回/週、4 週で行った場合の 12 か月の放出水量 (28,800 m³) * を乗じて算出した 2.6×10^{-1} GBq/年を年間の放出管理目標値とする。</p> <p>I-129 の放出管理目標値及び再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-2 に示す。</p> <p>※再処理運転終了後、平成 20 年度～令和 4 年度までの放出水量は、1,875～22,882 m³。なお、年間の放出水量を制限するものではなく、年間の放出管理目標値を超えないように再処理施設保安規定に定めて管理する。</p> <p>3. Sr-90 及び Cs-137</p> <p>Sr-90 及び Cs-137 は、大部分が高放射性廃液へ移行していると考えられるが、生成量が大きく、比較的半減期が長い (半減期: 28.79 年及び 30.1671 年) ため、低放射性濃縮廃液を含む再処理施設内に存在していると考えられる。再処理運転終了後は放出実績がほとんどなく (図 3-2 参照。Sr-90 の 1 回の実測以外は、検出限界濃度を下回る。Cs-137 及び全 β 放射能については、検出限界濃度を下回る。), 廃液処理の方法にも変更がないことから放出の可能性は小さい。しかしながら、生成量が大きく、比較的半減期が長い核種であり、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転に加えて、系統除染等の放出管理が必要であることから、水中濃度限度 (Sr-90: 3×10^{-2} Bq/cm³, Cs-137: 9×10^{-2} Bq/cm³) に、1 回 300 m³ の放出を 2 回/週、4 週で行った場合の 12 か月の放出水量 (28,800 m³) を乗じて算出した Sr-90: 8.6×10^{-1} GBq/</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更と追加</p> <p>工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の追加</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>年, Cs-137 : 2.6 GBq/年を年間の放出管理目標値とする。また, H-3 を除く, 全β放射能の年間の放出管理目標値は, Sr-90 及び Cs-137 の年間の放出管理目標値の合計値として再処理施設保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>Sr-90 及び Cs-137 の放出管理目標値並びに再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-2 に示す。</u></p> <p>4. Pu(α)</p> <p><u>Pu(α)は, 大部分がプルトニウム製品として回収されており, また, 再処理運転終了後は放出実績がほとんどなく (図 3-2 参照。5 回の実測以外は, 検出限界濃度を下回る。), 廃液処理の方法にも変更がないことから放出の可能性は小さい。しかしながら, 半減期が長く, 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の運転に加えて, 系統除染等の放出管理が必要であることから, Pu-239 の水中濃度限度 (4×10^{-3} Bq/cm³) に, 1 回 300 m³ の放出を 2 回/週, 4 週で行った場合の 12 か月の放出水量 (28,800 m³) を乗じて算出した 1.2×10^{-1} GBq/年を年間の放出管理目標値とする。また, 全α放射能の年間の放出管理目標値も, 1.2×10^{-1} GBq/年として再処理施設保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>Pu(α)の放出管理目標値及び再処理運転終了後 (平成 20 年度から令和 4 年度まで) の放出実績を図 3-2 に示す。</u></p> <p>5. その他の核種</p> <p><u>再処理事業指定申請書で線量評価時に考慮していたSr-89(半減期: 50.53 日), Zr-95(半減期: 64.032日), Nb-95(半減期: 34.991日), Ru-103(半減期: 39.26日), Ru-106(半減期: 373.59日), Rh-106(半減期: 29.80秒), Cs-134(半減期: 2.0648年), Ce-141(半減期: 32.508日), Ce-144(半減期: 284.91日), Pr-144(半減期: 17.28分)及びI-131(半減期: 8.02070日)については, 再処理運転終了後, 15年経過しており, 再処理施設内にはほとんど存在せず, 放出実績もない (検出限界濃度を下回る。) ことから, 放出する可能性は非常に低い。このため, 放出管理及び線量評価の対象核種から除外する。</u></p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の追加</p>

変更箇所を _____ 又は ☁️ で示す。

<p>変更前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
		<p>工程洗浄の終了等に 伴う放出管理目標値 の見直しに係る記載 の変更</p>

図3-2 放出管理目標値及び再処理運転終了後（平成20年度から令和4年度まで）の放出実績（液体廃棄物）

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 (省略)</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 (変更なし)</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を _____ 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。</p> <p>また、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の安全対策として申請した令和2年5月29日、令和2年8月7日、令和2年10月30日、令和3年2月10日、令和3年5月31日の変更認可申請において新たに設けるとした施設及び過去に緊急安全対策として配備したが改めて事故対処設備として位置づけを改めた施設を性能維持施設とする（添六別紙-1）。</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき施設の維持管理を表6-1-1に示す。今後、本格的に廃止措置が進展し、施設におけるリスクの低減が確認できた段階で、性能の維持を必要とされなくなった性能維持設備の解除等を行うが、そのための性能維持施設の解除の条件、対象設備、時期については、系統除染や設備解体等といったリスクの低減に結びつく廃止措置活動の計画の具体化を進める際に定めて、廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設としてきた。</p> <p>また、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の安全対策として申請した令和2年5月29日、令和2年8月7日、令和2年10月30日、令和3年2月10日、令和3年5月31日の変更認可申請において新たに設けるとした施設及び過去に緊急安全対策として配備したが改めて事故対処設備として位置づけを改めた設備を性能維持施設としている（添六別紙-1）。</p> <p>工程洗浄の終了に伴い再処理施設の廃止措置の段階が進展することにより、再処理施設の系統及び機器については、その後も一定期間は使用済燃料・核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵を継続する設備と使用済燃料・核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵に使用せず除染・解体を進めていく設備に分類することができる。それらについては、廃止措置を安全に進めるために必要な公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの抑制又は低減に係る安全機能を整理し、当該安全機能を有する設備を性能維持施設とする（添六別紙-2）。</p> <p>今後、廃止措置の進展により施設におけるリスクが低減する段階において、当該安全機能の必要性の確認を行い、性能維持施設の解除等に係る廃止措置計画の変更認可申請を行う。</p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の見直し。</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p>変 更 前</p> <p>令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更理由</p>
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/169) ~ (169/169)</p>	<p>(削る)</p>	<p>工程洗浄の終了等に 伴う性能維持施設の 見直し。</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月30日付け原規規発第2310304号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 (変更なし)</p>	
<p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (変更なし)</p>	
<p>添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (変更なし)</p>	
<p>添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 (変更なし)</p>	
<p>添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 (省略)</p>	<p>添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 (変更なし)</p>	

解体準備期間における除染（系統除染）の全体方針について

1. 系統除染の方針

使用済燃料又は核燃料物質により汚染した再処理施設の工程内の機器については、それらの機器解体着手までに解体時における放射線業務従事者の被ばく低減を主たる目的として、機器・配管（以下「機器等」という。）の内面に付着した放射性物質の除去（工程洗浄の対象外であった洗浄液の取出しを含む。）を行う。以下ではこれら機器解体前の除染を「系統除染」という。

再処理施設では工程（プロセス）ごとに取り扱う放射性物質の量及び種類や、その化学形態が異なることから、それらの特徴を踏まえて工程及び機器ごとに適切な方法を検討する。系統除染の終了の判断については、機器表面の線量率又は機器周辺及びセル・部屋等の線量率や系統除染により発生した廃液（以下「除染廃液」という。）の放射能濃度の低下の程度と、除染廃液の発生量、機器解体の方法（遠隔又は近接のどちらで実施するのか。）、解体作業時の累積被ばく線量の推定等を総合して合理的に判断する。そのため、系統除染は適宜その効果を汚染状況調査により把握しながら進める。

再処理施設では、再処理運転終了後において、使用済燃料又は核燃料物質により汚染した機器等やそれら機器を設置するセル内の汚染状況等の詳細なデータを採取していない。したがって、系統除染の開始時点でその全体計画の詳細を定め難いことから、はじめに全体計画の概略を示した上で、工程内の機器等やそれら機器等を設置するセル内の汚染状況調査を行いつつ、段階的に計画を詳細化していく。系統除染の各段階から次の段階、あるいは機器解体段階へ移行する際には、汚染状況調査の結果と詳細化した次段階の計画に基づき、廃止措置計画の変更認可申請を行う。

2. 系統除染の全体計画の概要

2.1 系統除染の考え方

系統除染の計画において、再処理施設の状況に基づき検討した考え方を以下に示す。

- ① 再処理施設の汚染の大部分は、再処理運転時に取り扱った使用済燃料又は核燃料物質が機器等の内面に付着した汚染であり、機器等（特に溶接構造の機器等）の解体を行うまではそれらを直接サンプリングして分析することが難しく、また、放射化したもののように計算によって推定することができない。更に、再処理運転時に取り扱う物質が高放射性であった機器等は厳重に閉じ込め・遮蔽されたセル内に設置されているとともに、使用終了後も汚染の程度が高く、機器等の周辺の線量率が高い状態にあることから、調査のための物理的なアクセスも容易ではない。したがって、解体準備期間における汚染状況調査は、放射線計測や除染廃液の分析といった間接的な方法を主体として行う。
- ② 上記①の付着汚染の程度は再処理の工程ごとに取り扱っていた放射性物質や化学的環境の違いにより異なる。したがって、系統除染の方法はそれらの工程の特徴に基づいて定めるとともに、除染の効果を慎重に確認しながら進める。

- ③ 除染廃液はその放射能濃度や化学成分等に基づき、高放射性廃液と混合してガラス固化技術開発施設 (TVF) にてガラス固化処理を行うものと、低放射性廃液として低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) にてセメント固化処理を行うものに分類して処理する。したがって、使用する除染試薬はこれらの既存の施設での放射性廃棄物の流れ（「九. 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄」の図 9-1）で取扱いが可能な量及び成分であることを基本とする。
- ④ 上記③において、既存の施設で取扱いが可能な除染試薬としては、これまでの再処理運転でも使用・処理していた試薬（硝酸水溶液及びアルカリ水溶液（水酸化ナトリウム水溶液））がある。ただし、試薬に含まれるナトリウム (Na) 及び硝酸根 (NO_3) は既存施設のプロセス処理能力（LWTF における硝酸根分解プロセス）及び固化体（ガラス固化体及びセメント固化体）への含有量に制約があることから、既存施設の処理能力に基づく処理計画へ与える負荷の程度や固化体発生本数への影響を考慮し、使用する総量の低減を図る。
- ⑤ 上記④で示した硝酸水溶液及びアルカリ水溶液（水酸化ナトリウム水溶液）以外の特別な試薬等については、既存の施設における貯蔵時の安全性及び処理の可能性（プロセスにおける運転安定性・安全性等に与える影響）の確認や、処理後の廃棄物の処分の可能性（廃棄体の安定性や、処分場に影響を与える化学的有害成分の有無等）についての確認をあらかじめ行った上で、その使用を判断する。
- ⑥ 上記④及び⑤において、除染廃液は固化処理を行うまでは既存の放射性的の液体廃棄物の廃棄施設にて貯蔵する。既存の放射性的の液体廃棄物の廃棄施設には、廃止措置段階においても特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体で、その放射能が 3.7 TBq 以上のもの）が貯蔵された状態にあることから、新たな廃液について受入れ可能な容量に限界がある。また、これらの廃棄施設では、施設の運転や除染を行わない状態においても保全活動やオフガスの洗浄等で定常的に発生する廃液を受入れる必要がある。したがって、系統除染で用いる除染試薬の量については、既存の放射性的の液体廃棄物の廃棄施設の容量を著しく圧迫しないように管理する必要があり、除染廃液の量を減容する必要が生じた場合には既設の蒸発缶等の設備を活用することを考慮する。
- ⑦ 上記④及び⑤の観点から、系統除染前の状態においても放射線業務従事者が近接して解体可能であることが確認できる機器等（性能維持施設でないもの）については、それ以上の除染の必要性が低いことから、系統除染を行わずに機器解体期間に移行することも考慮する。また、使用する必要のなくなった施設周辺設備（非管理区域にある一般設備等で性能維持施設でないもの）の解体も適宜実施する。
- ⑧ 系統除染の第一の目的は機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することで機器解体作業を容易にすることであるが、合理的な範囲で汚染の程度

を下げるできない場合（多量の除染廃液の発生や、既施設では処理処分が困難な除染廃液の発生等が懸念される場合）には、遠隔機器による機器解体を考慮する。

- ⑨ ⑧とは逆に、系統除染での除染効率が高く、容易に汚染のレベルを低減可能な場合には、除染廃液の取扱いを考慮した上で、解体後の廃棄物の処分を容易にすること（解体廃棄物の処分区分を下げることを）を目的として追加的な除染を行うことも考慮する。

2.2 系統除染の全体計画

系統除染の全体計画を、2.1項に示した考え方にに基づき、使用する除染試薬の種類と除染目的に応じて基本となる以下の4つの段階として区分する（図-1）。

各段階の詳細は以下に示すが、どの段階まで系統除染を進めるか、ある段階を飛ばして先の段階の除染に着手するか、あるいは、どの段階の系統除染を終えた後に機器解体へ進むかについては、各段階の前後に実施する汚染状況調査の結果や、除染に必要な除染試薬の量や種類及び期待される除染効果、除染廃液の処理・貯蔵及び廃棄体へ与える影響、除染後に行う機器解体の具体的方法等に基づき総合的に判断する。

○系統除染第一段階（低濃度の硝酸水溶液による除染）

系統除染第一段階では、除染試薬として、再処理運転において一般的に使用してきたことから取扱い上の安全性や廃液の処理に問題がないことが分かっている低濃度（目安として3 mol/L以下）の硝酸水溶液を用いて可能な程度の除染を行うことを目的とする。また、第一段階では既設の設備系統の改造は行わずに除染を実施する。

除染に先立ち、対象機器等の汚染状況の調査を行う。汚染状況としては、機器に残留している洗浄液（再処理運転終了時の所定の操作として系統を洗浄した液の残りや、構造上機器・配管等に残留してしまうものや、有意な量のウラン及びプルトニウムを含まないことから工程洗浄の対象外としていたもの）の放射性物質濃度、機器又はセル内の線量率、可能であれば機器等の表面汚染密度等の測定を実施するほか、再処理運転時の運転履歴等の調査結果も参考とする。

対象機器等の汚染状況を把握した後、機器等への放射線業務従事者の近接可否の観点から除染対象とするものを選定する。判断の目安として保安規定等に定める特殊放射線作業における線量条件等を参考とする。

除染試薬の除染対象機器等への通液は、既設の配管や送液装置によって系統構成された送液経路を用いて行う。除染試薬を通液し、一定時間浸漬・攪拌した後、機器に残留している洗浄液とともに排出した後、機器等の周辺又はセル内の線量率等の汚染状況調査を行って除染効果を確認する。また、使用した除染試薬は、より汚染レベルの高い機器の洗浄に再利用するなどして可能な限り除染廃液の発生量の低減化を図る。

除染廃液は、低放射性の液体廃棄物として廃棄物処理場（AAF）へ送液可能な放射性物質濃度（ウラン濃度：1 gU/L 以下，プルトニウム濃度：0.1 mgPu/L 以下及び全 γ ： 3.7×10^4 Bq/mL 以下）のものは、廃棄物処理場（AAF）へ送液し、所定の処理を行った後、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設で貯蔵する。それらを超える濃度の除染廃液は高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ送液して貯蔵する。

系統除染第一段階の終了の目安としては、除染廃液の濃度が低放射性の液体廃棄物として廃棄物処理場（AAF）へ送液可能な放射性物質濃度（ウラン濃度：1 gU/L 以下，プルトニウム濃度：0.1 mgPu/L 以下及び全 γ ： 3.7×10^4 Bq/mL 以下）まで低減していること、機器等の周辺の線量率が放射線業務従事者が近接可能な程度まで低減していることなどを考慮するが、加えて、目安を満足させるために必要な除染試薬が既存の放射性の液体廃棄物の処理・廃棄施設に与える影響や、機器解体の具体的方法に基づいて要求される線量条件等も含めて総合的に判断する。

一方、再処理運転時に固体状・粉末状の放射性物質を含む粉末（せん断粉末，ウラン粉末及び MOX 粉末）のみを取り扱ってきた工程の機器等については、水溶液を用いた除染は行わず、これまでの定常的な保守で実施してきたウエスやブラシ等を用いた拭取りや掃出しにより可能な範囲の除染を行う。それら機器等のうち、セル及びグローブボックス内にあるもので分解可能なものについては、セル及びグローブボックス内部で機器等を分解した上で拭取り等による除染を行う。

これらの工程の機器等の汚染状況調査は、非破壊測定装置による核燃料物質のホールドアップ測定，目視による粉末状物質の残留状況の確認，機器等の周辺の線量率測定，スマイヤ測定等により行う。

○系統除染第二段階（アルカリ水溶液による除染）

系統除染第一段階において放射線業務従事者が近接して解体作業を行えるようになる程度まで除染できなかった機器等に対しては、系統除染第二段階の実施の必要性と効果の観点に基づき判断する。系統除染第二段階においては、除染試薬として、再処理運転における一部のプロセスや保全作業で使用してきたことから、取扱い上の安全性や廃液の処理に問題がないことが分かっているアルカリ水溶液（水酸化ナトリウム水溶液）と硝酸水溶液を用いて可能な程度の除染，特に第一段階で行う硝酸水溶液のみの除染では除去できず機器等の周辺の線量率が高くなる原因として考えられる使用済燃料の不溶解残渣の除染を行うことを目的とする。また，第二段階では既設の設備系統の改造は行わずに除染を実施する。

アルカリ水溶液の除染対象機器等への通液は、既設の配管や送液装置によって系統構成された送液経路を用いて行う。水酸化ナトリウム水溶液と硝酸水溶液を交互に通液し、一定時間浸漬・攪拌した後に抜出しを行う。除染廃液の排出後に、機器等の周辺又はセル内の線量率等の汚染状況調査を行って除染効果を確認する。また，使

用した除染試薬は、より汚染レベルの高い機器の洗浄に再利用するなどにより可能な限り除染廃液の発生量の低減化を図る。

除染廃液は、低放射性廃液として廃棄物処理場（AAF）へ送液可能な放射性物質濃度（ウラン濃度：1 gU/L 以下、プルトニウム濃度：0.1 mgPu/L 以下及び全 γ ： 3.7×10^4 Bq/mL 以下）のものは、廃棄物処理場（AAF）へ送液し、所定の処理を行った後に、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設で貯蔵する。それらを超える濃度の除染廃液は高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ送液して貯蔵する。低放射性廃液としてセメント固化する場合と高放射性廃液に混合してガラス固化する場合のいずれにおいても、廃液中のナトリウム量が過剰となると固化体の発生量が増加するおそれがあることから、水酸化ナトリウム水溶液の使用量は、それぞれの固化体の標準組成の範囲内となるようにあらかじめ定める。

系統除染第二段階の終了の目安としては、除染廃液の濃度が低放射性の液体廃棄物として廃棄物処理場（AAF）へ送液可能な放射性物質濃度（ウラン濃度：1 gU/L 以下、プルトニウム濃度：0.1 mgPu/L 以下及び全 γ ： 3.7×10^4 Bq/mL 以下）まで低減していること、機器等の周辺の線量率について放射線業務従事者が近接可能な程度まで低減していることなどを考慮するが、加えて、目安を満足させるために必要な除染試薬が既存の放射性の液体廃棄物の処理・廃棄施設に与える影響、使用したナトリウムに起因する固化体本数増加の影響や、機器解体の具体的方法に基づいて要求される線量条件等も含めて総合的に判断する。

○系統除染第三段階（解体作業を容易にするための特別な試薬等による除染）

系統除染第一段階及び第二段階終了後においても、放射線業務従事者が近接した解体作業が可能な程度まで除染できなかった機器等に対しては、特別な試薬等を用いる系統除染第三段階の実施の必要性和効果の観点に基づき判断する。

特別な試薬とは、再処理運転においてプロセス運転のために使用していた試薬以外のものであるが、硝酸水溶液及びアルカリ水溶液より高い除染効果が期待できるものを指す。そのため、系統除染第三段階を実施する前には、それらの試薬を多量に使用した場合の安全性や、再処理施設の既存の放射性の液体廃棄物の処理・廃棄施設及び製造される廃棄体への影響をあらかじめ確認した上で除染計画を具体化し、廃止措置計画の変更認可申請を行う。

また、試薬による化学的除染以外に、高圧水等による機械的な除染についても、対象機器等を改造せずにその場に設置したままの状態で行うものは、系統除染第三段階として扱う。その際、接続配管等の系統の一部の改造を伴う場合も考えられることから、具体的な計画や方法及び安全管理上の措置を定めた上で廃止措置計画の変更認可申請を行う。

○系統除染第四段階（解体廃棄物の処分を簡易化するための特別な試薬等による除染）

系統除染第四段階は、対象機器等の解体で生じる廃棄物の処分を簡易化するために、低いレベルの廃棄体に求められる要件（処分の受入基準）を満たせるまで汚染を低減することを目的とする。系統除染第一段階から第三段階が終了した後、系統除染第四段階の実施の必要性と効果の観点に基づき判断するが、現状では廃棄体に求められる要件（処分の受入基準）が定まっていないことから、当該要件が定まった後に判断し、実施する場合においては具体的な除染方法及び安全管理上の措置を定めた上で廃止措置計画の変更認可申請を行う。

なお、実施については、機器解体後除染により実施する場合と系統除染第四段階を行わずに廃棄体とする場合との比較や、除染廃液に起因して新たに発生する廃棄体（二次廃棄物）の扱い等を総合的に評価し、判断する。

3. 系統除染の対象施設

工程洗浄の終了後に先行して除染・解体に着手するとしている分離精製工場（MP）、プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）、ウラン脱硝施設（DN）及びクリプトン回収技術開発施設（Kr）の4施設については系統除染第一段階を行う。これらの施設における系統除染第一段階の考え方については、別添8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示す。

その他の対象施設については、それらの施設の供用が終了した後、廃止措置の進捗に応じて適宜追加する。

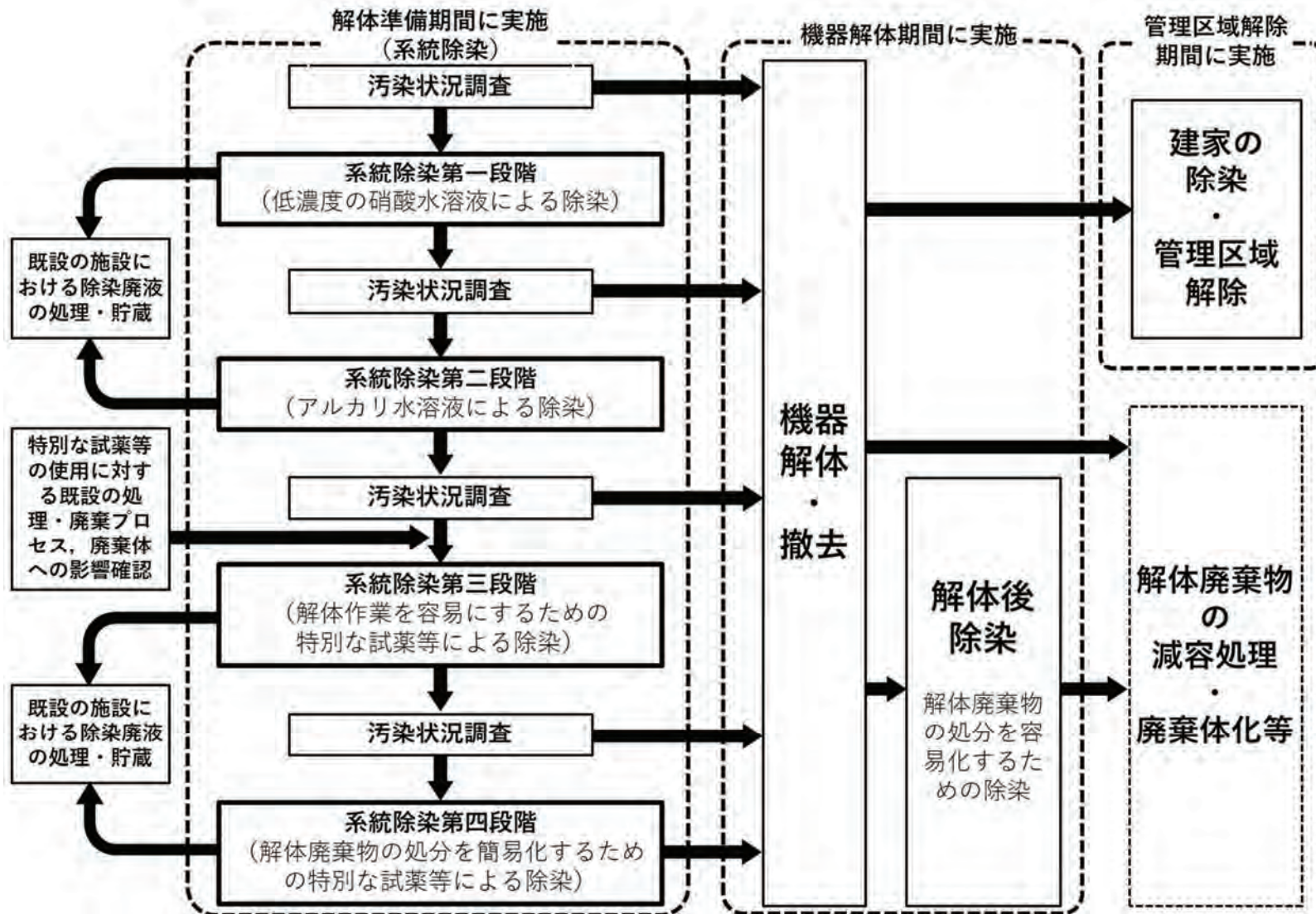


図-1 再処理施設における系統除染の全体計画

先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針

1. 基本的な考え方

1.1 系統除染対象施設

供用を終了した以下の4施設を系統除染第一段階の対象とする。

- ・工程洗浄により回収可能核燃料物質の取出しが終了し、今後の廃止措置において特定廃液等の廃棄物の処理に使用しない再処理設備本体を構成する分離精製工場（MP）及びウラン脱硝施設（DN）
- ・工程洗浄の終了により保有していた硝酸ウラニル溶液を取り出し、今後、硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の転換を実施する必要がなくなったプルトニウム転換技術開発施設（PCDF）
- ・保管していた放射性クリプトンガスの管理放出を終了し、今後の廃止措置においても分離精製工場（MP）から廃気を受け入れて放射性クリプトンガスの回収試験を行わないクリプトン回収技術開発施設（Kr）

ただし、上記施設のうち、分離精製工場（MP）の使用済燃料の貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）の貯蔵ホール、クリプトン回収技術開発施設（Kr）のクリプトン固定化試験設備においては、それぞれ使用済燃料集合体、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末等、クリプトン固化体の貯蔵を継続することから、貯蔵の継続に必要な関連設備も含めて系統除染の対象外とする。

1.2 系統除染範囲

系統除染対象施設の工程・機器等の除染については、「対象」、「汚染状況調査に基づき判断」、「対象外」に区分する。区分の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 再処理運転終了時の状態（運転終了時に溶液の押出し洗浄等の所定の操作を行った状態）でも残された汚染により機器等の放射能汚染が高いと推定される工程及び再処理運転終了時の洗浄液等が残留している工程については、汚染状況調査と除染の対象とする。
- (2) 再処理運転時の状態でも放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接して解体作業が可能な工程の設備は、除染の対象外とする。
- (3) 再処理運転時の状態において放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接可能であるものの、解体作業においては内部被ばく対策のため特別な保護具等の対策が必要と考えられる工程の内部被ばくを低減するための除染については、汚染状況調査に基づき判断する。
- (4) 系統除染第一段階で使用する硝酸水溶液では除染効果が低いと推定される箇所（高線量の不溶解残渣が固着していると推定される機器等）の除染については、汚染状況調査に基づき判断する。
- (5) 系統構成の改変・改造を行わずに除染できる範囲が限られている箇所については

対象外とし、汚染状況調査のみを実施する。

- (6) 管理区域解除まで使用する換気系設備や、定常的に発生する廃液及び除染廃液を処理・貯蔵・移送する設備等、今後も一定期間は使用を継続する必要がある工程について、当面の間は除染の対象外とし、供用終了後に汚染状況調査を行い除染の可否を判断する。

1.3 系統除染の方法

1.3.1 溶液を扱う工程

系統除染第一段階においては、再処理運転において一般的に使用してきたことから取扱い上の安全性や廃液の処理に問題がないことが分かっている低濃度（目安として3 mol/L 以下）の硝酸水溶液を用い、既設の設備系統の改造・改変は行わずに除染を実施する。除染廃液は分析を行って成分・放射性物質濃度等を確認し、より汚染レベルの高い機器等への除染試薬として繰り返し使用するなどして、除染廃液の発生量の低減を図る。

1.3.2 溶液を扱わない工程

再処理運転時に固体状・粉末状の放射性物質を含む粉末（せん断粉末、ウラン粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末）のみを取り扱ってきた工程の機器等については、水溶液を用いた除染は行わず、これまでの定常的な保守で実施してきたウエスやブラシ等を用いた拭取りや掃出し等の清掃により、可能な範囲の除染を行う。セル及びグローブボックス内にある機器等で分解可能なものについては、セル及びグローブボックス内部で機器等を分解した上で同様の除染を行う。

1.4 発生する放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の取扱い方針

1.4.1 溶液を扱う工程

除染廃液は、低放射性の液体廃棄物として廃棄物処理場（AAF）へ送液可能な放射性物質濃度（ウラン濃度：1 gU/L 以下、プルトニウム濃度：0.1 mgPu/L 以下及び全 γ ： 3.7×10^4 Bq/mL 以下）のものは、廃棄物処理場（AAF）へ送液し、所定の処理を行った後、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設^{*1}で貯蔵する。それらを超える濃度の除染廃液は、高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ送液して貯蔵する。

再処理施設における低放射性の廃液については、それらをセメント固化する低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）の運転開始までは、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設にて貯蔵を継続する。除染廃液のうち低放射性の廃液として扱うものについては、これまでに再処理運転時に発生した低放射性の廃液と同様に廃棄物処理場（AAF）、第二低放射性廃液蒸発処理施設（E）及び第三低放射性廃液蒸発処理施設（Z）にて蒸発処理を行って減容した後、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設にて貯蔵する。既

設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設での貯蔵量は、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) でセメント固化処理運転を開始するまでは減少することがなく、また、除染廃液以外に再処理施設の維持管理で定常的に発生する廃液についても受け入れて貯蔵することから、既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設の貯蔵容量が超過しないよう、除染廃液の発生量を管理する。具体的には、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) でセメント固化処理運転を開始できるようになるまでの期間、再処理施設の維持管理で定常的に発生する廃液について10年程度は受入れ可能となるよう既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設の空き容量を常に確保することとして、系統除染に使用する除染試薬量を制限する。

※1 既設の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設：廃棄物処理場 (AAF) の貯槽 (331V10, 331V11, 331V12)、低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) の貯槽 (S21V10, S21V11, S21V20, S21V30)、第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の貯槽 (326V50A, 326V50B, 326V51A, 326V51B)、第二スラッジ貯蔵場 (LW2) の貯槽 (332V21) 及びアスファルト固化処理施設 (ASP) の貯槽 (A12V20, A12V21)。

このうち、アスファルト固化処理施設 (ASP) の貯槽 (A12V20, A12V21) については新規の受入れは行わない。また、第二スラッジ貯蔵場 (LW2) の貯槽 (332V21) は予備の位置づけが強いことから、除染廃液の受入れは基本的に行わない。

再処理施設における高放射性廃液については、ガラス固化技術開発施設 (TVF) にてガラス固化処理を行うまでの間、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の高放射性廃液貯槽 (272V31, 272V32, 272V33, 272V34, 272V35) にて貯蔵する。これらの貯槽は耐震性裕度確保のため、貯蔵容量を各貯槽とも 90 m^3 に制限している。除染廃液のうち廃棄物処理場 (AAF) に送液できない放射性物質濃度の高い除染廃液については、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) にて貯蔵する。ただし、ガラス固化処理が進み高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の貯槽のいずれかが空になるまでは、貯蔵容量の裕度確保の観点から、高放射性廃液貯槽に貯蔵中の高放射性廃液が自然蒸発で減少する量^{※2} に相当する液量の範囲で系統除染を実施する。

※2 自然蒸発量は一月当たり約 $0.2 \sim 0.5 \text{ m}^3$ /基であるが、除染試薬の使用量は実際に測定される減少液量に基づき管理する。

1.4.2 溶液を扱わない工程

溶液を扱わない工程の除染 (清掃) で発生した放射性物質を含む固体廃棄物等は容器に封入又は梱包し、その性状に応じて保安規定に定められた所定の場所にて貯蔵する。容器に封入する際には、貯蔵中の安定性確保の観点から必要な前処理や封入内容物の確認等の適切な処置を講じる。

これらの放射性の固体廃棄物の発生量は、既設の放射性の固体廃棄物の廃棄施設の保管容量を超えないように管理するとともに、優先して取り組んでいる高放射性廃液のガラス固化処理を阻害しないよう、ガラス固化処理に伴い生じる放射性の固体廃棄

物の貯蔵も行う既設の放射性の固体廃棄物の廃棄施設については保管容量に十分な裕度を確保する。

1.5 系統除染第一段階の安全性

系統除染第一段階では既設の設備・機器を改造・改変することなく使用し、設備の新規設置や改造は行わない。使用する除染試薬は、これまでの再処理運転中にも一般的に用いていた低濃度の硝酸水溶液や純水であり、除染廃液の放射能濃度も、再処理運転時に扱っていた使用済燃料溶解液、硝酸プルトニウム溶液、高放射性廃液等に比べ十分小さい。また、分析や保守作業に用いる少量のものを除き、火災・爆発等の原因となる化学薬品等は使用しない。これらのことから、系統除染第一段階では既設の安全設計の範囲で作業の安全性を確保することが可能である。

系統除染期間中に放出される放射性廃棄物の量は、既設設備による蒸発・凝縮等の措置を行い放出管理目標値を超えないように管理した上で、所定の放出経路から放出する。

1.6 安全管理上の措置

上述のとおり、系統除染第一段階で実施する作業は、これまでの再処理施設の供用期間中及び廃止措置計画の認可以降の施設の維持管理・保安業務として実施してきた作業に含まれるものであることから、同様に再処理施設保安規定に基づく安全管理上の措置を適切に行う。

- ・作業はあらかじめ計画を定め、実施に必要な体制及び要員、要領書、異常時の措置等について準備する。
- ・管理区域内作業においては、作業の内容に応じて適切な汚染拡大防止措置を講じるとともに、防護具・保護具の着用等により被ばく低減対策を講じる。
- ・作業者の習熟やミス防止のため、机上教育や訓練を実施する。
- ・故障リスク低減のため、系統除染で操作する設備の点検及び整備を確実に実施する。

1.7 その他の措置

供用を終了した施設においては、廃止措置において使用しない他施設からの放射性物質の受入れ系統の隔離や主要なプロセス機器の使用停止措置等を系統除染期間中に行い、誤った受入れや起動・作動等のおそれがないようにする。

2. 除染対象施設の系統除染第一段階の具体的計画

2.1 分離精製工場（MP）

分離精製工場（MP）の系統除染第一段階に実施する具体的な内容は、別添 8-2-1「分

離精製工場（MP）における系統除染第一段階の計画」に示す。

2.2 ウラン脱硝施設（DN）

ウラン脱硝施設（DN）の系統除染第一段階に実施する具体的な内容は、別添 8-2-2「ウラン脱硝施設（DN）における系統除染第一段階の計画」に示す。

2.3 プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）

プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）の系統除染第一段階に実施する具体的な内容は、別添 8-2-3「プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）における系統除染第一段階の計画」に示す。

2.4 クリプトン回収技術開発施設（Kr）

クリプトン回収技術開発施設（Kr）の系統除染第一段階に実施する具体的な内容は、別添 8-2-4「クリプトン回収技術開発施設（Kr）における系統除染第一段階の計画」に示す。

3. 除染対象施設の系統除染第一段階の実施工程

4つの除染対象施設における系統除染第一段階としては、約3年間で対象範囲に対する一通りの汚染状況調査や系統除染を実施して、その結果をレビューし、次段階の方針を判断する。実施工程を表-1に示す。

ここで、レビュー時点において、汚染状況調査や除染効果を踏まえて系統除染第一段階を継続するか、第二段階に進むか、第二段階以降の系統除染を行わずに機器解体に着手するかを判断する。その後、次段階の除染、機器解体等の計画を具体化した上で、廃止措置計画の変更認可申請を行う。除染の必要のないウラン脱硝施設（DN）及びクリプトン回収技術開発施設（Kr）については、汚染状況調査に基づく機器解体の計画を具体化した上で、廃止措置計画の変更認可申請を行う。

なお、非管理区域に設置された設備のうち、供用を終えて性能維持施設となっていないものについては適宜機器解体・撤去を進める。

表-1 先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の工程

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)以降
分離精製工場(MP)				▼ 除染結果のレビュー
		汚染状況調査 ^{※1} ・系統除染第一段階		(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)
ウラン脱硝施設(DN)				
		汚染状況調査 ^{※2}		(徹底解体計画を具体化し申請)
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)				▼ 除染結果のレビュー
		汚染状況調査 ^{※1} ・系統除染第一段階		(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)				
		汚染状況調査 ^{※2}		(徹底解体計画を具体化し申請)

※1: 除染後の汚染状況調査を含む。 ※2: 除染を必要とせず、徹底解体を前提とした汚染状況調査

別添 8-2-1

分離精製工場（MP）における系統除染第一段階の計画

1. 系統除染の対象範囲

別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した系統除染範囲の考え方にに基づき、分離精製工場（MP）における系統除染第一段階の対象とする工程，機器等を以下のとおりに分類する。その対象とする主要な工程について表-1 及び図-1 に示す。

- (1) 再処理運転終了時の状態でも残された汚染により機器等の放射能汚染が高いと推定される工程及び再処理運転終了時の洗浄液等が残留している工程であることから除染の対象とする工程

再処理運転時に清澄後の使用済燃料溶解液，高放射性廃液等を扱っていた工程として，

- ・清澄（U243）のパルス発生槽（243V17）の下流工程
- ・給液調整（U251）
- ・分離第 1 サイクル抽出（U252，U253）
- ・分離第 1 サイクル溶媒再生（U254）
- ・分離第 2 サイクル抽出（U255）
- ・分離第 2 サイクル溶媒再生（U256）
- ・高放射性廃液の濃縮（U271）（高放射性廃液蒸発缶（271E10）を除く。）
- ・高放射性廃液の貯蔵（U272）
- ・酸回収（U273）（酸回収精留塔（273T40）から下流の機器等及び希釈剤受槽（273V104）から下流の廃希釈剤を扱う機器等を除く。）
- ・リワーク（U276）

- (2) 再処理運転時の状態でも放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接して解体作業が可能な工程であることから除染の対象外（汚染状況調査のみ実施）とする工程

再処理運転時に精製された硝酸ウラニル溶液やそれらを脱硝したウラン酸化物のみを扱っていた工程（ウランの精製（U261）のウラン精製第 2 抽出器（261R15）の下流側の工程，機器等）として，

- ・ウランの精製（U261）の希釈剤洗浄器（261R14）
- ・ウランの精製溶媒再生（U262）
- ・ウラン溶液の濃縮（U263）
- ・脱硝（U264）
- ・試薬調整（U201）で試薬として硝酸ウラニル溶液を扱っていた機器等

酸回収蒸発缶により十分に除染された低放射性廃液を扱う工程及び分離第 2 サイクル抽出以降の抽出器から発生する水相（低放射性の液体廃棄物）を希釈剤洗浄した

後の廃希釈剤を扱う工程として、

- ・ 酸回収 (U273) の酸回収精留塔 (273T40) から下流の機器等
- ・ 酸回収 (U273) の希釈剤受槽 (273V104) から下流の機器等

再処理運転時には放射性気体のみを扱っていた工程で系統内での放射性物質の残留が軽微で、廃止措置段階では使用する必要がない工程として、

- ・ 廃気の一時的貯蔵 (U246)

- (3) 再処理運転時の状態において放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接可能であるものの、解体作業においては内部被ばく対策のため特別な保護具等の対策が必要と考えられる工程であることから、汚染状況調査に基づき除染を実施するか判断する工程

再処理運転時に精製された硝酸ウラニル溶液や硝酸プルトニウム溶液を扱っていた工程として、

- ・ ウランの精製 (U261) (希釈剤洗浄器 (261R14) を除く。)
- ・ プルトニウムの精製 (U265)
- ・ プルトニウム溶液の濃縮 (U266)
- ・ プルトニウム製品の貯蔵 (U267)

- (4) 系統除染第一段階で使用する硝酸水溶液では除染効果が低いと推定されるため、汚染状況調査に基づき除染の対象とするか判断する工程

硝酸水溶液では除染が難しい使用済燃料溶解時に発生する不溶解残渣が残留している工程 (再処理運転時に清澄前の不溶解残渣を含む高放射性の使用済燃料溶解液を扱っていた工程、機器等) として、

- ・ 濃縮ウラン溶解 (U242)
- ・ 清澄 (U243) のパルス発生槽 (243V17) より上流側の機器等

- (5) 系統構成の変更を行わずに除染できる範囲が限られていることから、汚染状況調査のみを実施する工程、機器等

除染のためには大型の装置の分解・撤去が必要となる機器として、

- ・ 濃縮ウラン機械処理セル (U232~U236) のせん断装置 (232-1), 燃料分配器 (232-3) 等

一部の通液経路が隔離された状態にある不稼働設備として、

- ・ 高放射性廃液の濃縮 (U271) の高放射性廃液蒸発缶 (271E10)

(6) 管理区域解除まで使用する換気系設備，定常的に発生する低放射性の液体廃棄物や除染廃液を貯蔵・移送する設備等，今後も一定期間は使用を継続することから当面の間，除染の対象外とする工程

- ・低放射性廃液の中間貯蔵（U275）
- ・溶解槽及び燃料せん断装置からの廃気（U244）
- ・一般の槽類などからの廃気処理（U245）
- ・建家換気及びセル換気（U207）
- ・分析試料採取（U203）

使用済燃料の受入れ・貯蔵に関する工程として，

- ・受入れ（U211）からプール水処理（U217）までの工程

2. 系統除染の方法

分離精製工場（MP）の系統除染第一段階では，除染対象の工程及び機器等の範囲を区切り，その範囲に対する一連の作業（除染前の汚染状況調査－除染試薬の供給－除染－除染廃液の処理－除染後の汚染状況調査）を一つのサイクルとして，除染作業ごとに作業計画を作成してから実施する。なお，実施時期や実施体制等の必要に応じて，汚染状況調査の作業を除染作業と分離して計画する。

2.1 除染前の汚染状況調査

系統除染を行うに当たっては，まず対象機器等の汚染状況調査を行う。系統除染の段階では機器等の内面に付着している汚染状況を直接観測又は測定することは困難であることから，機器等の周辺の線量率や機器等の表面での線量率といった間接的な測定値により，汚染状況の大きな把握を行う。

セル内部等の通常時に放射線業務従事者が立ち入ることができない区域については，点検孔や貫通配管等から線量計等を挿入して測定を行う。

セル外部等の通常時に放射線業務従事者が立ち入ることができる区域については，サーベイメータ等の可搬式測定器による線量率測定，機器等の表面のスミヤ取得等により汚染測定を行う。セル内部において上記の測定の結果，放射線業務従事者の立入りが可能であることが確認できた場合には同様の測定を行う。

2.2 機器等の除染

機器等の除染では，既設の配管や開口部等から硝酸水溶液や純水を流し入れ，浸漬・攪拌を行って，機器等の内部を洗浄する。除染廃液は分析を行って成分・濃度・放射能量等を確認し，より汚染レベルの高い機器等への除染試薬として繰り返し使用するなどして，合理的に可能な範囲で除染廃液の発生量を低減する。用いる除染試薬の量は，除染廃液が既存の放射性の液体廃棄物の廃棄施設の貯蔵容量を著しく圧迫しないものであることを作業計画時にあらかじめ確認する。

除染廃液は、分析により成分・濃度・放射エネルギー等を確認し、低放射性廃液として扱える場合は、低放射性廃液の中間貯蔵（U275）で一時貯蔵した後に廃棄物処理場（AAF）へ、扱えない場合は高放射性廃液の貯蔵（U272）で一時貯蔵した後に高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ送液し、それぞれ再処理運転時に扱っていた廃液と同様の処理・貯蔵を行う。

2.3 除染後の汚染状況調査

除染による効果を確認し、追加の除染あるいは第二段階以降の系統除染を判断するために、除染後に2.1項と同様の汚染状況調査を実施する。

2.4 系統除染第一段階の安全性

分離精製工場（MP）の系統除染第一段階では、低濃度の硝酸水溶液のみを用い、送液・浸漬・攪拌以外のプロセス操作は行わない。

また、系統除染第一段階ではTBP等の溶媒を用いることはなく、有機溶媒を扱う系統においては再処理運転終了時に硝酸水溶液による押し出し洗浄を行っていることから系統内にTBP等の溶媒が多量に残留している可能性は少ない。

以上のことから、既設の安全設計の範囲で作業の安全性を確保することが可能である。

2.5 その他の措置

分離精製工場（MP）から硝酸ウラニル溶液をウラン脱硝施設（DN）へ送液する系統については、使用できないように隔離の措置を行う。

分離精製工場（MP）から硝酸ウラニル溶液又は硝酸プルトニウム溶液をプルトニウム転換技術開発施設（PCDF）へ送液する系統については、使用できないように隔離の措置を行う。

分離精製工場（MP）からせん断・溶解オフガスをクリプトン回収技術開発施設（Kr）へ送る系統については、使用できないように隔離の措置を行う。

除染廃液の管理において、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の貯蔵容量との関係から、高放射性廃液の濃縮（U271）及び酸回収（U273）を活用して、高放射性廃液貯蔵場（HAW）で貯蔵する除染廃液を減容する必要性が生じた場合には、除染廃液の処理計画等を具体化した上で、廃止措置計画の変更認可申請を行う。

表-1 分離精製工場（MP）の主要な工程と系統除染第一段階の対象について

工程	系統除染第一段階の除染の対象*	
受入れからプール水処理（U211～U217）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
濃縮ウラン機械処理セル（U232～U236）	(5)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
濃縮ウラン溶解（U242）	(4)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
清澄（U243）	(1)	対象（一部は汚染状況調査に基づき判断）
溶解槽及びせん断装置からの廃気（U244）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
一般の槽類などからの廃気処理（U245）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
廃気の一時的貯蔵（U246）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
給液調整（U251）	(1)	対象
分離第1サイクル抽出（U252, U253）	(1)	対象
分離第1サイクル溶媒再生（U254）	(1)	対象
分離第2サイクル抽出（U255）	(1)	対象
分離第2サイクル溶媒再生（U256）	(1)	対象
ウランの精製（U261）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）、一部は対象外（汚染状況調査のみ実施）
ウランの精製溶媒再生（U262）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
ウラン溶液の濃縮（U263）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
脱硝（U264）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
プルトニウムの精製（U265）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
プルトニウム溶液の濃縮（U266）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
プルトニウム製品の貯蔵（U267）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
高放射性廃液の濃縮（U271）	(1)	対象（一部は汚染状況調査のみ実施）
高放射性廃液の貯蔵（U272）	(1)	対象
酸回収（U273）	(1)	対象（一部は汚染状況調査のみ実施）
リワーク（U276）	(1)	対象
低放射性廃液の中間貯蔵（U275）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
試薬調整（U201）	—	対象外（放射性物質を扱わない）
	(2)	対象外（一部は汚染状況調査のみ実施）
建家換気及びセル換気（U207）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
分析試料採取（U203）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
ユーティリティ（U281～U287）	—	対象外（放射性物質を扱わない）

※（）の数字は別添8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した区分。

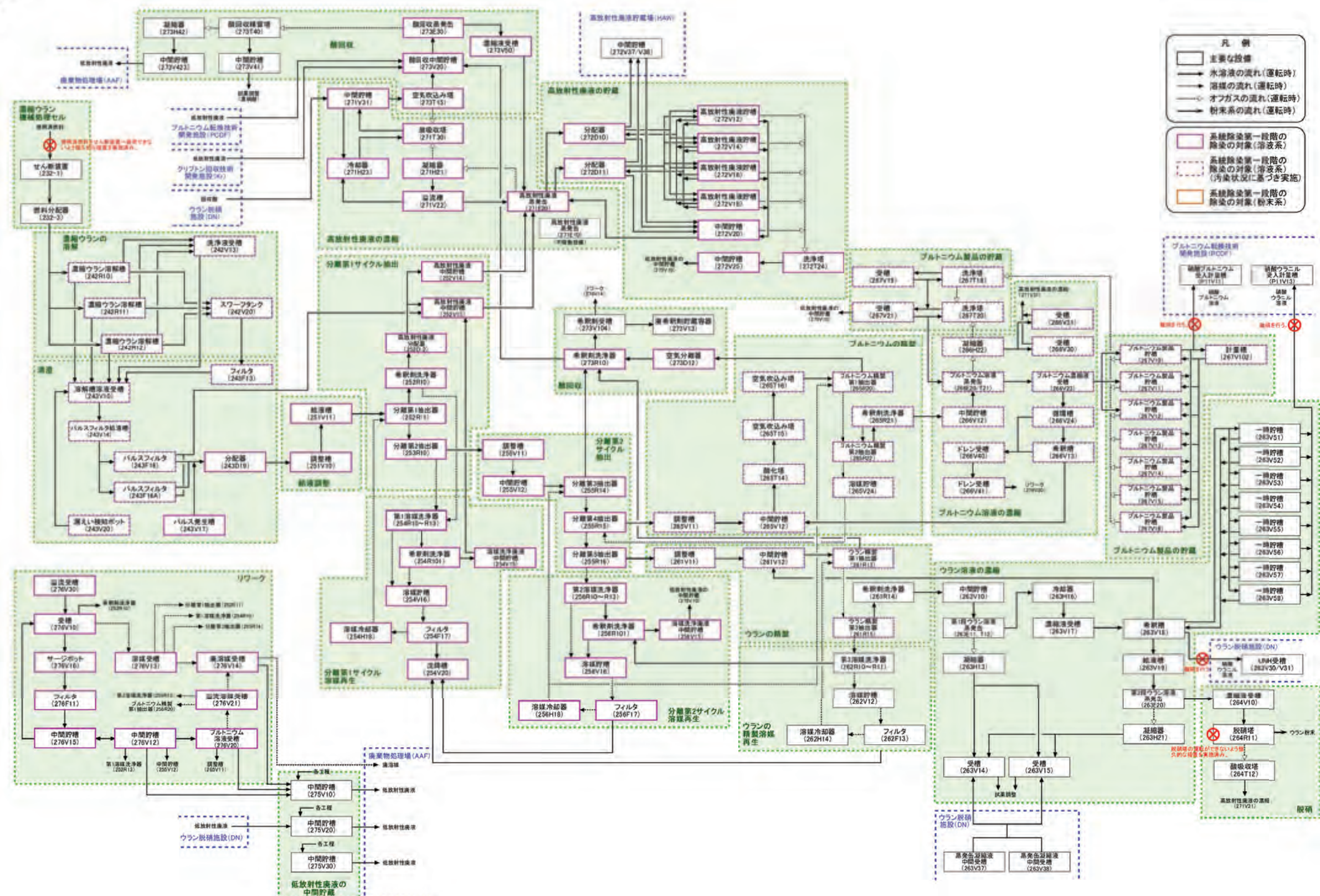


図-1 分離精製工場 (MP) の系統除染第一段階の対象となる主要な工程

別添 8-2-2

ウラン脱硝施設（DN）における系統除染第一段階の計画

1. 系統除染の対象範囲

別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した系統除染範囲の考え方にに基づき、ウラン脱硝施設 (DN) における系統除染第一段階の対象とする工程，機器等を以下のとおりに分類する。その対象とする主要な工程について表-1 及び図-1 に示す。

- (1) 再処理運転終了時の状態でも残された汚染により機器等の放射能汚染が高いと推定される工程及び再処理運転終了時の洗浄液等が残留している工程であることから除染の対象とする工程
該当なし。
- (2) 再処理運転時の状態でも放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接して解体作業が可能な工程であることから除染の対象外（汚染状況調査のみ実施）とする工程
再処理運転時に精製された硝酸ウラニル溶液や三酸化ウラン粉末のみを扱っていた工程であり，工程洗浄において押し出し洗浄を行って洗浄後の廃液中のウラン濃度が十分に低いことを確認している工程として，
 - ・ウラン溶液の濃縮 (U263)
 - ・脱硝 (U264) (換気設備等を除く。)
- (3) 再処理運転時の状態において放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接可能であるものの，解体作業においては内部被ばく対策のため特別な保護具等の対策が必要と考えられる工程であることから，汚染状況調査に基づき除染を実施するか判断する工程
該当なし。
- (4) 系統除染第一段階で使用する硝酸水溶液では除染効果が低いと推定されるため，汚染状況調査に基づき除染の対象とするか判断する工程
該当なし。
- (5) 系統構成の改変を行わずに除染できる範囲が限られていることから，汚染状況調査のみを実施する工程
該当なし。
- (6) 管理区域解除まで使用する換気系設備や，定常的に発生する低放射性の液体廃棄物や除染廃液を貯蔵・移送する設備等，今後も一定期間は使用を継続することから当面の間，除染の対象外とする工程

- ・脱硝（U264）の換気設備等

2. 系統除染の方法

ウラン脱硝施設（DN）の系統除染第一段階では、除染対象となる機器等がないことから、汚染状況調査のみを実施する。

2.1 機器等の汚染状況調査

ウラン脱硝施設（DN）は全ての管理区域で、通常時においても放射線業務従事者が近接して作業できる環境であることから、サーベイメータ、線量計等による線量測定を行う。また通常の保全作業で実施可能な作業の範囲内で、機器等の内部のスミヤ取得等により機器等の内面の汚染測定を行う。

2.2 系統除染第一段階の安全性

ウラン脱硝施設（DN）の系統除染第一段階では、汚染状況調査以外の作業を行わないことから、プロセス操作に起因する安全上のリスクはない。

2.3 その他の措置

分離精製工場（MP）から硝酸ウラニル溶液をウラン脱硝施設（DN）へ送液する系統については、使用できないように離隔の措置を行う。

表-1 ウラン脱硝施設（DN）の主要な工程と系統除染第一段階の対象について

工程	系統除染第一段階の除染の対象※	
ウラン溶液の濃縮（U263）	（2）	対象外（汚染状況調査のみ実施）
脱硝（U264）	（2）	対象外（汚染状況調査のみ実施）、一部は対象外（使用継続のため）

※（ ）の数字は別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した区分。

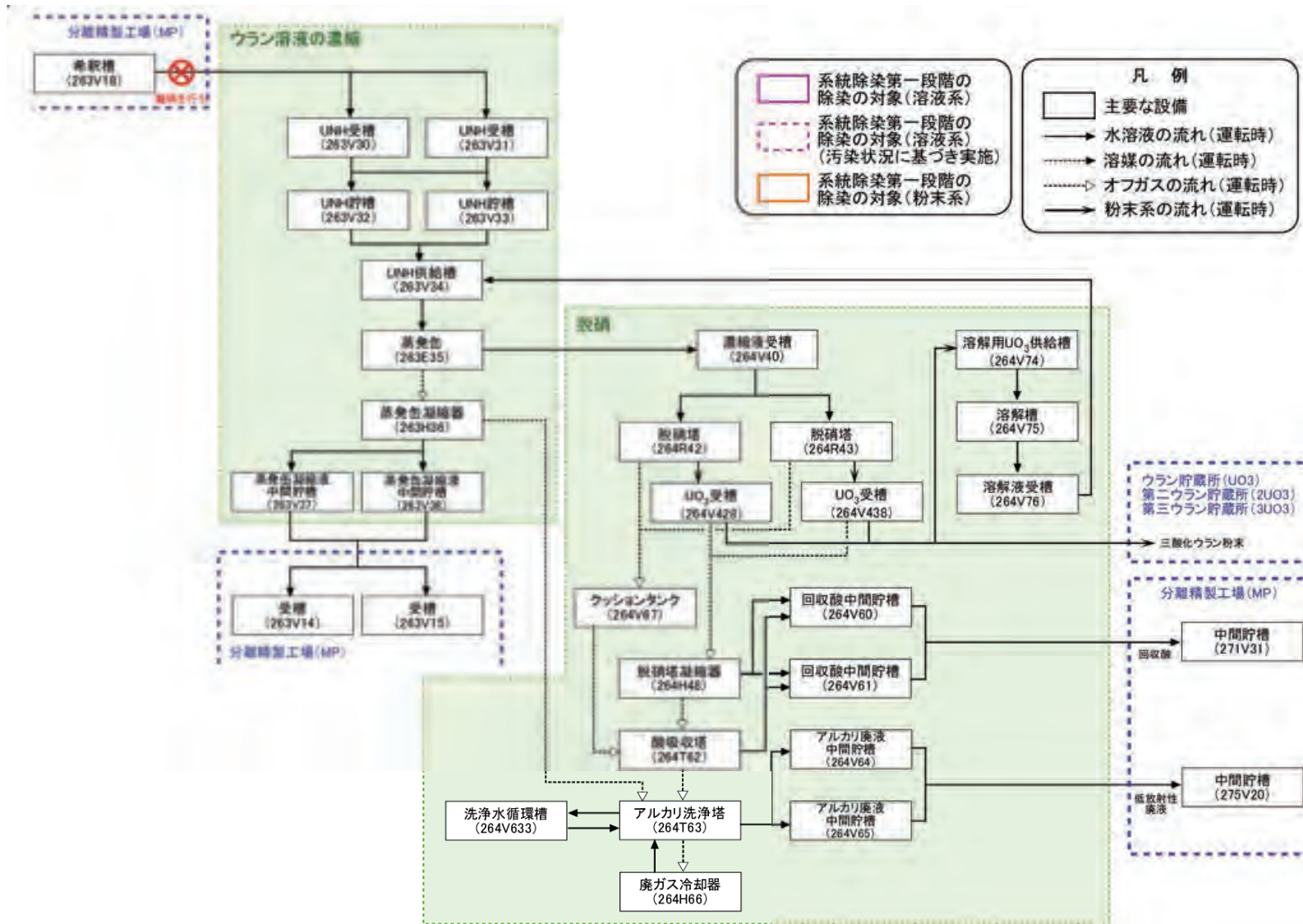


図-1 ウラン脱硝施設 (DN) の系統除染第一段階の対象となる主要な工程

プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）における
系統除染第一段階の計画

1. 系統除染の対象範囲

別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した系統除染範囲の考え方に基づき、プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) における系統除染第一段階の対象とする工程，機器等を以下のとおりに分類する。その対象とする主要な工程について表-1 及び図-1 に示す。

- (1) 再処理運転終了時の状態でも残された汚染により機器等の放射能汚染が高いと推定される工程や，再処理運転終了時の洗浄液等が残留している工程であることから除染の対象とする工程

再処理運転時に粉末状のウラン・プルトニウム混合酸化物を扱っており，グローブボックス，機器等の内部に粉末状のウラン・プルトニウム混合酸化物が付着している工程として，

- ・脱硝 (P13) (凝縮器 (P13H61/H71) を除く。)
- ・焙焼還元 (P14)
- ・粉砕 (P15)
- ・中間貯蔵 (P16) (中間貯蔵ホール (P16X16) を除く。)
- ・粉末混合 (P17)
- ・充てん (P18)

- (2) 再処理運転時の状態でも放射線作業従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接して解体作業が可能な工程であることから除染の対象外 (汚染状況調査のみ実施) とする工程，機器等

再処理運転時に精製された硝酸ウラニル溶液の受入れを行っていた工程，機器等として，

- ・受入 (P11) の硝酸ウラニル受入計量槽 (P11V13) 及び硝酸ウラニル貯槽 (P11V14)
- ・試薬調整 (P01)

放射能濃度が十分低い低放射性廃液を扱っていた工程として，

- ・廃気一次処理 (P31, P32)
- ・廃液払出し (P74)
- ・廃気二次処理 (P76)

少量の放射性物質のみを扱っていた工程として，

- ・基礎実験 (P41)
- ・工程分析 (P61)
- ・機器分析 (P62)
- ・分析試料採取 (P03)

- (3) 再処理運転時の状態において放射線作業従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接可能であるものの、解体作業においては内部被ばく対策のため特別な保護具等の対策が必要と考えられる工程であることから、汚染状況調査に基づき除染を実施するか判断する工程

再処理運転時に精製された硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液と硝酸プルトニウム溶液の混合溶液を扱っていた工程、機器等として、

- ・受入 (P11) の硝酸プルトニウム受入計量槽 (P11V11) 及び硝酸プルトニウム貯槽 (P11V12)
- ・混合 (P12)
- ・脱硝 (P13) の凝縮器 (P13H61)
- ・リワーク (P75)

再処理運転時に脱硝 (P13) から発生する廃液の処理を行っていた工程として、

- ・廃液蒸発濃縮 (P71)
- ・廃液一次処理 (P72)
- ・廃液二次処理 (P73)

- (4) 系統除染第一段階で使用する硝酸水溶液では除染効果が低いと推定されるため、汚染状況調査に基づき除染の対象とするか判断する工程

該当なし。

- (5) 系統構成の変更・改造を行わずに除染できる範囲が限られていることから、汚染状況調査のみを実施する工程

該当なし。

- (6) 管理区域解除まで使用する換気系設備や、定常的に発生する低放射性廃液や除染廃液を貯蔵・移送する設備等、今後も使用を継続することから除染の対象外とする工程

- ・換気 (P07)
- ・中間貯蔵 (P16) の中間貯蔵ホール (P16X16)
- ・払出し (P19)
- ・粉末貯蔵 (P21)
- ・計測制御 (P50)
- ・ドレン (P97)

2. 系統除染の方法

プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の系統除染第一段階では、除染対象の工程、機器等の範囲を区切り、その範囲に対する一連の作業 (溶液系については除染前の汚

染状況調査－除染試薬の供給－除染－除染廃液の処理－除染後の汚染状況調査，粉末（固体）系については，除染前の汚染状況調査－除染（グローブボックス内部での機器等の分解・清掃）－固体廃棄物の処理－除染後の汚染状況調査）を一つのサイクルとして，除染作業ごとに作業計画を作成してから実施する。なお，実施時期や実施体制等の必要に応じて，汚染状況調査の作業を除染作業と分離して計画する。

2.1 系統除染前の汚染状況調査

系統除染を行うに当たっては，まず対象機器等の汚染状況調査を行う。系統除染の段階では，機器等の内面に付着している汚染状況を直接観測又は測定することは困難であることから，機器等の周辺の空間線量や機器等の表面での線量といった間接的な測定値により，汚染状況の把握を行う。

セル外部等の通常時に放射線作業従事者が立ち入ることができる区域については，サーベイメーター等の可搬式測定器による線量率測定，非破壊測定装置による核物質の計量測定，機器等の表面のスミヤ取得等により汚染測定を行う。セル内部において上記の測定の結果，放射線作業従事者の立入りが可能であることが確認できた場合にも，同様の測定を行う。

2.2 機器等の除染

溶液状の放射性物質を扱っていた機器等の除染では，既設の配管や開口部等から硝酸水溶液や純水を流し入れて，機器等の内部を洗浄する。除染廃液は分析を行って成分・濃度・放射エネルギー等を確認し，より汚染レベルの高い機器等への除染試薬として繰り返し使用するなどして，合理的に可能な範囲で除染廃液の発生量を低減する。用いる除染試薬の量は，除染廃液が既存の低放射性の液体廃棄物の廃棄施設の貯蔵容量を著しく圧迫しないものであることを作業計画時にあらかじめ確認する。除染廃液については廃液払出し（P74）の低放射性廃液貯槽（P74V11，P74V12）で一時貯蔵した上で，分離精製工場（MP）を経由して廃棄物処理場（AAF）へ払い出す。

粉末（固体）状の放射性物質を扱っていた機器等の系統除染では，閉じ込めの機能を維持したグローブボックス内部で機器を分解し，ウエス，ブラシ等を用いた拭取りや掃出しにより清掃を行う。グローブボックス内部（グローブボックス間の気送配管を含む。）についても同様にウエス，ブラシ等を用いた拭取りや掃出しにより清掃を行う。清掃により集めたウラン・プルトニウム混合酸化物粉末については，所定の貯蔵用の容器に封入して貯蔵ホール（P21X11）にて貯蔵するが，有機物によるガスの発生を防止するために，容器への封入前に焙焼還元炉（P14X14）で焙焼する。

2.3 除染後の汚染状況調査

除染による効果を確認し、追加の除染あるいは第二段階以降の系統除染を判断するために、除染後に2.1項と同様の汚染状況調査を実施する。

2.4 系統除染第一段階の安全性

プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)で溶液状の放射性物質を扱っていた工程の系統除染第一段階では、低濃度の硝酸水溶液のみを用い、送液・攪拌以外のプロセス操作は行わない。

プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)で粉末(固体)状の放射性物質を扱っていた工程の系統除染第一段階では、清掃前に非破壊測定装置による核物質の計量を行って再処理事業指定申請書及び保安規定で定めた臨界管理上の制限値以下であることを確認した上で作業を行う。

機器等の清掃は、負圧が維持されたグローブボックス内部で行う。

清掃により集めたウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を容器に封入する前に、焙焼処理を行って含まれている有機物を除去する。焙焼処理における温度は、再処理事業指定申請書で定めた温度管理上の制限値以下で管理し、焙焼還元炉の炉端部は冷却を行う。なお、焙焼還元炉(P14X14)で焙焼する際には、還元のための水素ガスは用いない。

以上のことから、既設の安全設計の範囲で作業の安全性を確保することが可能である。

2.5 その他の措置

分離精製工場(MP)から硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液をプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)へ送液する系統、並びに再処理施設外からの濃縮ウラン溶液の受入れ系統については、使用できないように離隔の措置を行う。

ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を処理する焙焼還元炉(P14X14)において、還元処理は今後実施しないことから、安全性向上(水素ガスによる火災爆発のリスク源の除去)のため、還元プロセスで使用する水素供給設備及びマイクロ波発振器の離隔を行う。

表-1 プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）の主要な工程と系統除染第一段階の対象について

工程	系統除染第一段階の除染の対象*	
受入（P11）	(2)	対象外（硝酸ウラニル溶液系は汚染状況調査のみ実施）
	(3)	対象（硝酸プルトニウム溶液系は汚染状況調査に基づき判断）
混合（P12）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
脱硝（P13）	(1)	対象（一部は汚染状況調査に基づき判断）
焙焼還元（P14）	(1)	対象
粉砕（P15）	(1)	対象
中間貯蔵（P16）	(1)	対象（一部は対象外（使用継続のため））
粉末混合（P17）	(1)	対象
充てん（P18）	(1)	対象
払出し（P19）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
粉末貯蔵（P21）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
廃気一次処理（P31, P32）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
廃気二次処理（P76）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
換気（P07）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
基礎実験（P41）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
計測制御（P50）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）
工程分析（P61）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
機器分析（P62）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
廃液蒸発濃縮（P71）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
廃液一次処理（P72）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
廃液二次処理（P73）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
廃液払出し（P74）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
リワーク（P75）	(3)	対象（汚染状況調査に基づき判断）
試薬調整（P01）	(2)	対象外（ウラン溶液を扱っていた系統については汚染状況調査のみ実施）
分析試料採取（P03）	(2)	対象外（汚染状況調査のみ実施）
ユーティリティ（P84, P85, P86, P87）	—	対象外（放射性物質を扱わない）
ドレン（P97）	(6)	当面の間、対象外（使用継続のため）

※（ ）の数字は別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した区分。

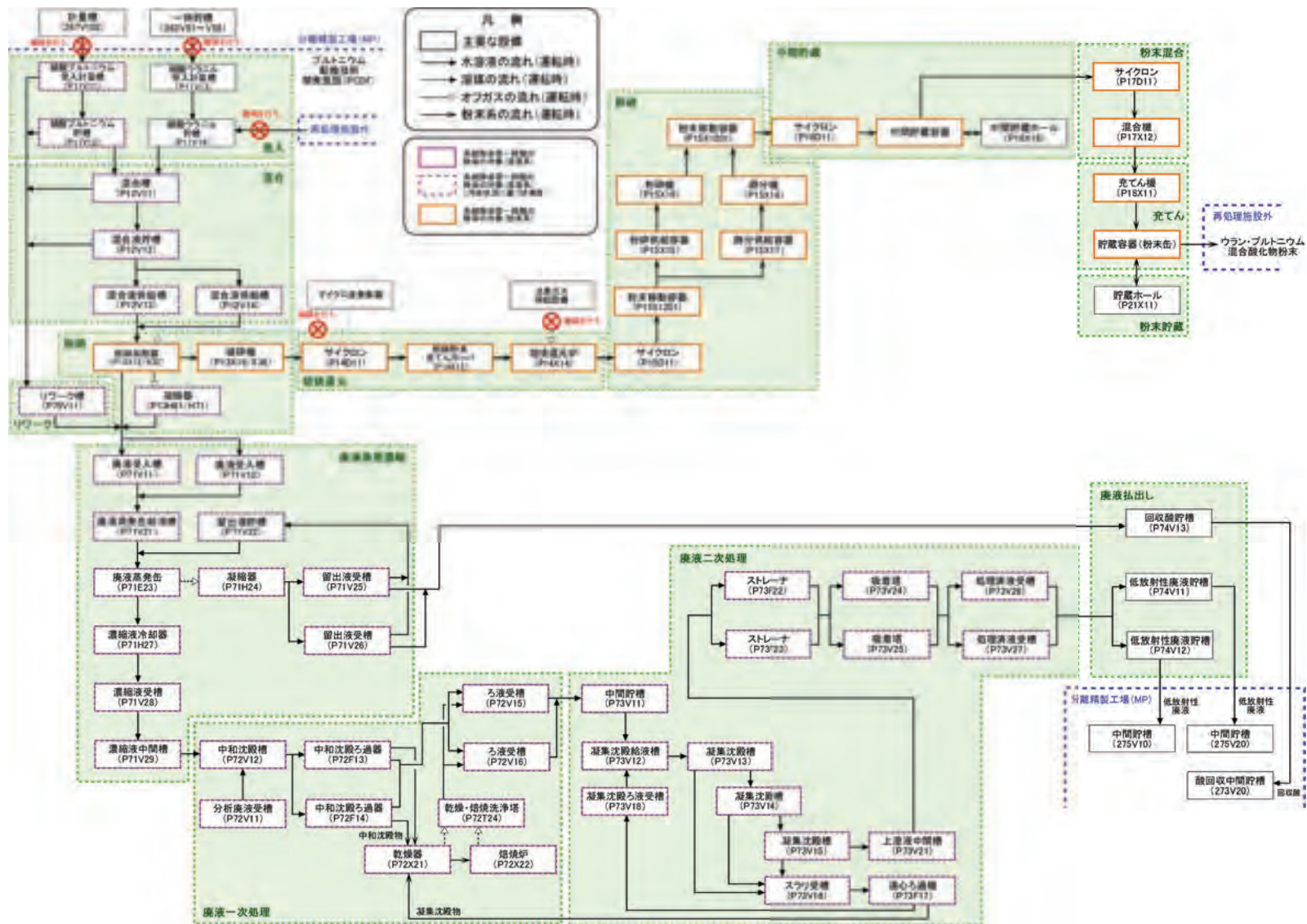


図-1 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の系統除染第一段階の対象となる主要な工程

クリプトン回収技術開発施設（Kr）における
系統除染第一段階の計画

1. 系統除染の対象範囲

別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した系統除染範囲の考え方にに基づき、クリプトン回収技術開発施設 (Kr) における系統除染第一段階の対象とする工程，機器等を以下のとおりに分類する。その対象とする主要な工程について表-1 及び図-1 に示す。

- (1) 再処理運転終了時の状態でも残された汚染により機器等の放射能汚染が高いと推定される工程及び再処理運転終了時の洗浄液等が残留している工程であることから除染の対象とする工程

該当なし。

- (2) 再処理運転時の状態でも放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接して解体作業が可能な工程であることから除染の対象外（汚染状況調査のみ実施）とする工程，機器等

放射性クリプトンガスの管理放出が完了し，他の放射性気体も含めて系統内での放射性物質の残留が軽微な工程，機器等として，

- ・受入・調整 (K11, K15)
- ・脱酸素処理 (K12)
- ・吸着処理 (K13)
- ・クリプトン精留・キセノン精留 (K14)
- ・クリプトン貯蔵 (K21)
- ・キセノン貯蔵 (K22)
- ・廃液の中間貯蔵 (K75) (廃液中間貯槽 (K75V60) を除く。)
- ・安全弁噴出ガスの一時貯蔵 (K76)
- ・回収 (K77)
- ・計測制御・分析 (K09) (一部機器等を除く。)

- (3) 再処理運転時の状態において放射線業務従事者が特別な保護具等の対策を行わずとも近接可能であるものの，解体作業においては内部被ばく対策のため特別な保護具等の対策が必要と考えられる工程であることから，汚染状況調査に基づき除染を実施するか判断する工程

該当なし。

- (4) 系統除染第一段階で使用する硝酸水溶液では除染効果が低いと推定されるため，汚染状況調査に基づき除染の対象とするか判断する工程

該当なし。

(5) 系統構成の変更を行わずに除染できる範囲が限られていることから、汚染状況調査のみを実施する工程

該当なし。

(6) 管理区域解除まで使用する換気系設備や、定常的に発生する低放射性の液体廃棄物や除染廃液を貯蔵・移送する設備等、今後も一定期間は使用を継続することから当面の間、除染の対象外とする工程

- ・ 廃液の中間貯蔵 (K75) の廃液中間貯槽 (K75V60)
 - ・ 建家換気及びセル換気 (K07)
 - ・ 計測制御・分析設備 (K09) のうち、当面使用を継続する一部機器
- クリプトン固化体の貯蔵を継続する設備として、
- ・ クリプトン固定化試験設備 (K31)

2. 系統除染の方法

クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の系統除染第一段階では、除染対象となる機器等がないことから、汚染状況調査のみを実施する。

2.1 機器等の汚染状況調査

クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域で、通常時においても放射線業務従事者が近接して作業できる環境の区域においては、サーベイメータ、線量計等による線量率測定を行う。また、通常の保全作業で実施可能な作業の範囲内で、機器等の内部のスミヤ取得等により機器等の内面の汚染測定を行う。コールドコンテナ (K14V55) 及びウォームコンテナ (K13V35) の内部は、断熱材 (粒子状のパーライト) が充填されていることから、断熱材のサンプリング等により内部の汚染状況調査を行う。

2.2 系統除染第一段階の安全性

クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の系統除染第一段階では、汚染状況調査以外の作業を行わないことから、プロセス操作に起因する安全上のリスクはない。

2.3 その他の措置

分離精製工場 (MP) からせん断・溶解オフガスをクリプトン回収技術開発施設 (Kr) へ送る系統については、使用できないように隔離の措置を行う。

表-1 クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の主要な工程と系統除染第一段階の対象について

工程	系統除染第一段階の除染の対象※	
受入・調整 (K11, K15)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
脱酸素処理 (K12)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
吸着処理 (K13)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
クリプトン精留・キセノン精留 (K14)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
クリプトン貯蔵 (K21)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
キセノン貯蔵 (K22)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
建家換気及びセル換気 (K07)	(6)	当面の間, 対象外 (使用継続のため)
クリプトン固定化試験設備 (K31)	(6)	当面の間, 対象外 (使用継続のため)
廃液の中間貯蔵 (K75)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施), 一部は対象外 (使用継続のため)
安全弁噴出ガスの一時貯蔵 (K76)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
回収 (K77)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施)
計測制御・分析 (K09)	(2)	対象外 (汚染状況調査のみ実施), 一部は対象外 (使用継続のため)
ユーティリティ (K82, K83, K84, K85, K86)	—	対象外 (放射性物質を扱わない)

※ () の数字は別添 8-2「先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の方針」に示した区分。

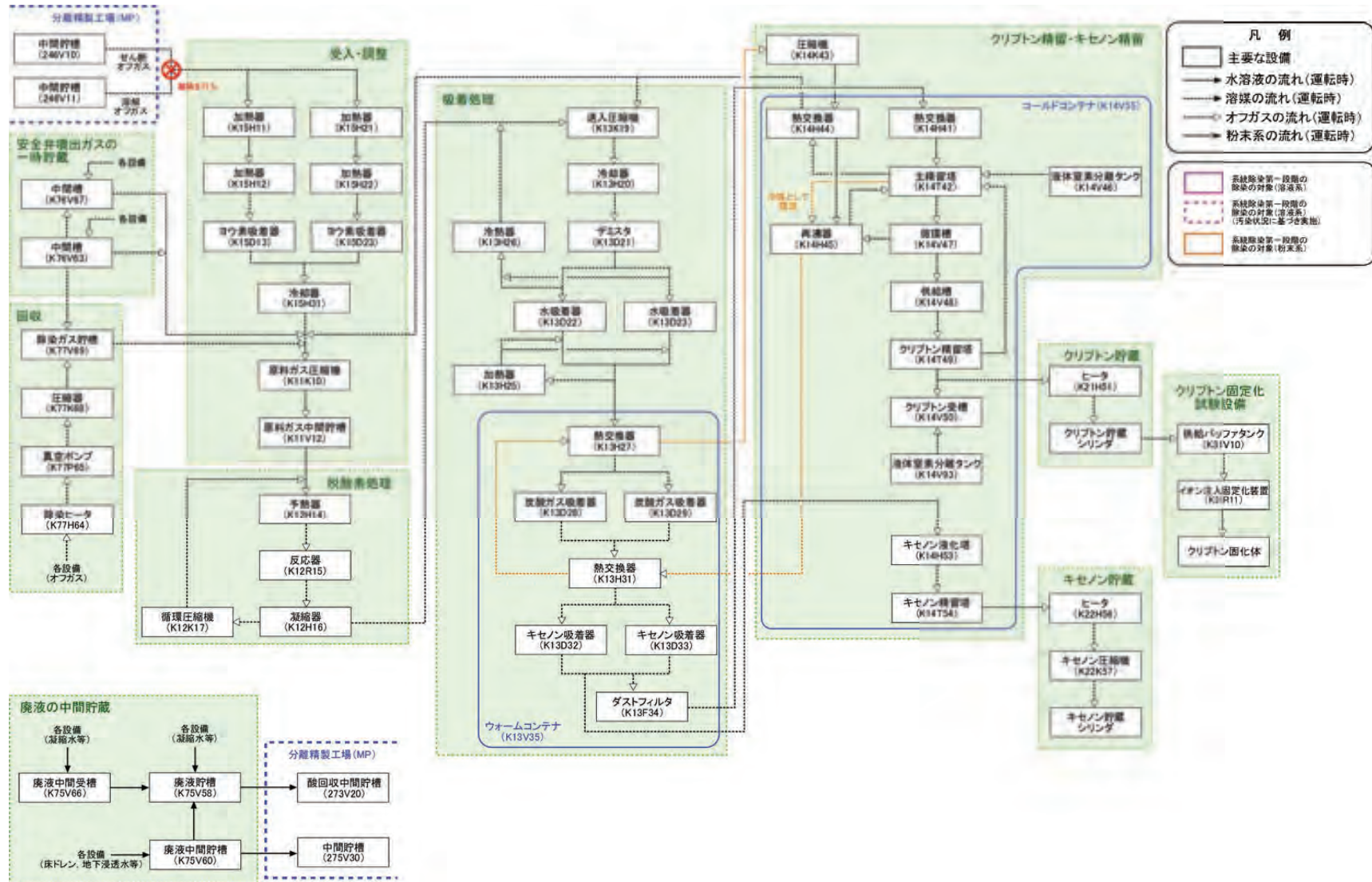


図-1 クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の系統除染第一段階の対象となる主要な工程

工程洗浄後の平常時の公衆被ばく線量評価

1. 線量評価の考え方

工程洗浄後の平常時の公衆被ばく線量評価に当たっては、「再処理事業指定申請書」¹⁾の「添付書類 7 使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」の評価方法を参考に実効線量を評価する。

気体廃棄物に起因する線量の評価は、放射性雲からの外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく、地表に沈着する放射性物質による外部被ばく及び農・畜産物の摂取による内部被ばくについて行う。液体廃棄物に起因する線量の評価は、海産物摂取による内部被ばく並びに漁業活動及び海浜利用による外部被ばくについて行う。また、放射性廃棄物の保管廃棄施設等に起因する線量の評価は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばくについて行う。なお、内部被ばくの実効線量は ICRP Publication 119²⁾に示される実効線量係数を用いて計算する。放射性ヨウ素に起因する内部被ばくによる実効線量については、日本人のデータを考慮して実効線量係数を設定する^{3),4)}。

実効線量に係る被ばく経路の合算に当たっては、放射性雲からの外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく及び地表に沈着する放射性物質による外部被ばくは、同一地点において同時に被ばくするものとして、実効線量を加算する。さらに、この値に、農・畜産物摂取及び海産物摂取による内部被ばく並びに漁業活動及び海浜利用による外部被ばくによる実効線量を加算する。また、放射性廃棄物の保管廃棄施設等に起因する実効線量を合算するに当たっては、その評価対象地域において最大となる地点の値を用いることとする。

2. 気体廃棄物に起因する線量評価

(1) 線量評価に用いる年間放出量

線量の計算では、主排気筒から大気中に放出する主な放射性物質の年間放出量を本文の表 4-1 に示す年間の放出管理目標値とする。第 1 表に線量評価に用いる年間放出量を示す。なお、炭素-14 については第一付属排気筒あるいは第二付属排気筒から放出した場合についても評価する。

第1表 線量評価に用いる主な放射性物質の年間放出量

核種	年間放出量 (GBq)
Kr-85	3.4×10^5
H-3	1.0×10^4
C-14	1.2×10^3
I-129	3.4×10^{-1}

また、上記以外の核分裂生成物の年間放出量は、1.7 GBq (セシウム-137 が、 9.5×10^{-1} GBq, ストロンチウム-90 が、 7.5×10^{-1} GBq) ※¹として、プルトニウム(α)の年間放出量は 1.0×10^{-2} GBq※²として線量を計算する。

※¹ セシウム-137 とストロンチウム-90 の年間放出量については、「東海再処理施設の安全性確認に係る基本データの確認(JNC TN8410 99-002)」の基準燃料 1 t 当たりの生成量(セシウム-137: 3.2×10^6 GBq, ストロンチウム-90: 2.5×10^6 GBq)の比で振り分けた。

※² プルトニウム-239 の周辺監視区域外の空気中の濃度限度(3×10^{-9} Bq/cm³)に主排気筒の排気風量(396,000 m³/h)を乗じた値。

(2) 空気中の放射性物質の濃度の計算

空気中の放射性物質の濃度の計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」⁵⁾ (以下「気象指針」という。)に基づいて実施する。

(i) 基本拡散式

平常時における放射性物質の空気中濃度は、風向、風速、その他の気象条件がすべて一様に定常であって、放射性物質が放出源から定常的に放出され、かつ、地形が平坦であるとした場合に、放射性物質の空間濃度分布が水平方向、鉛直方向とも正規分布になると仮定された次の拡散式を基本として計算する。

この場合、拡散式の座標は、放出源直下の地表を原点に、風下方向をx軸、直角方向をy軸、鉛直方向をz軸とする直角座標である。

$$\chi(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_zU} \cdot \exp\left(-\lambda\frac{x}{U}\right) \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \quad (1)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- $\chi(x, y, z)$: 点(x, y, z)における空气中放射性物質濃度(Bq/m³)
Q : 放射性物質の放出率(Bq/s)
U : 放出源高さを代表する風速(m/s)
 λ : 放射性物質の崩壊定数(1/s)
H : 放出源の高さ(m)
 σ_y : 濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ(m)
 σ_z : 濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ(m)

放射性物質の放出率Qは、「(1) 線量評価に用いる年間放出量」に示した年間放出量が、年間を通じて連続的に放出されるものと仮定して計算する。また、濃度分布の拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z は、気象指針に示される方法に従って計算する。

(ii) 放出源の高さ

(1)式では、地形は平坦であり、また、放出源の高さは定常的に不変であると仮定している。したがって、施設周辺の地形及び排気筒の吹上げを考慮した放出源の有効高さを次式により計算し、これを放出源の高さとして用いる。

$$H_e = H_\ell + \Delta H - G_\ell \quad (2)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- H_e : 放出源の有効高さ(m)
 H_ℓ : 排気筒の海拔高さ(m)
 ΔH : 排気筒の吹上げ高さ(m)
 G_ℓ : 周辺の地表面の海拔高さ(m)

排気筒の海拔高さ H_ℓ は、再処理施設主排気筒の地上高さ 90 m、同排気筒設置地点の海拔高さ約 6 mを加えた高さ約 96 mとする。なお、第一付属排気筒及び第二

付属排気筒については、排気筒の地上高さ 90 m、同排気筒設置地点の海拔高さ約 6 m を加えた高さ約 96 m とする。周辺の地表面の海拔高さ G_p は、再処理施設周辺の地形を考慮し、第 2 表に示すとおりとする。また、排気筒の吹上げ高さ ΔH は、次式により求める。

$$\Delta H = 3 \cdot \frac{W}{U} \cdot D \quad (3)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- W : 吹出し速度(m/s)
- U : 放出源高さを代表する風速(m/s)
- D : 排気筒出口直径(m)

再処理施設の主排気筒の吹出し速度 W は、定期的な電気設備の点検に伴う建家・セル排風機の制限運転時の実績等を踏まえた排気風量約 280,000 m^3/h 及び同排気筒出口直径約 2.9 m から、約 11.8 m/s とする。

第一付属排気筒の吹出し速度 W は、低放射性廃棄物処理技術開発施設（以下「LWTF」という。）の運転開始前と運転開始後の定期的な電気設備の点検に伴う建家・セル排風機の制限運転時の実績等を踏まえた排気風量を考慮する。LWTF 運転開始前の第一付属排気筒の吹出し速度 W は、排気風量約 67,000 m^3/h 及び同排気筒出口直径約 2.4 m から、約 4.1 m/s とする。また、LWTF 運転開始後の第一付属排気筒の吹出し速度 W は、排気風量約 117,000 m^3/h 及び同排気筒出口直径約 2.4 m から、約 7.2 m/s とする。

第二付属排気筒の吹出し速度 W は、リサイクル機器試験施設(RETf)分を除く排気風量約 96,000 m^3/h 及び同排気筒出口直径約 2.8 m から、約 4.3 m/s とする。

第2表 方位別にみた施設周辺の地表面の海拔高さ

風下方位	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
地表面海拔高さ (m)	30	30	30	30	30	10	10	10
風下方位	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
地表面海拔高さ (m)	10	0	0	0	0	0	0	0

(iii) 年間平均濃度の計算

放射性物質の地表面上の濃度分布は、放射性物質が着目地点に向かう間の減衰の効果を無視すると、次式のように表される。

$$\chi(x, y, 0) = \frac{Q}{\pi\sigma_y\sigma_z U} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right) \quad (4)$$

年間平均濃度を計算するに当たっては、着目方位及び隣接方位の寄与を考慮する。したがって、着目方位及びその隣接方位の寄与を、それぞれの方位の年間平均気象データを用い、それぞれの寄与について着目方位内での平均化を行い、着目方位への寄与を総計するという方法を用いる。この計算の基本は次に示すとおりである。

$$\chi = \sum_{s=A}^F \left[\frac{Q}{\pi\sigma_{ys}\sigma_{zs} U_{s1}} \cdot \exp\left(-\frac{H_{e1}^2}{2\sigma_{zs}^2}\right) \cdot F_{s1} + \frac{Q}{\pi\sigma_{ys}\sigma_{zs} U_{s2}} \cdot \exp\left(-\frac{H_{e2}^2}{2\sigma_{zs}^2}\right) \cdot F_{s2} + \frac{Q}{\pi\sigma_{ys}\sigma_{zs} U_{s3}} \cdot \exp\left(-\frac{H_{e3}^2}{2\sigma_{zs}^2}\right) \cdot F_{s3} \right] \quad (5)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- σ_{ys}, σ_{zs} : 大気安定度sのときの σ_y, σ_z (m)
- U_{s1} : 大気安定度sのときの着目方位の風速 (m/s)
- U_{s2}, U_{s3} : 大気安定度sのときの隣接方位の風速 (m/s)

- H_{e1} : 着目方位に対する放出源の有効高さ (m)
 H_{e2}, H_{e3} : 隣接方位に対する放出源の有効高さ (m)
 F_{s1} : 大気安定度sのときの着目方位の濃度の平均化の係数
 F_{s2}, F_{s3} : 大気安定度sのときの隣接方位の濃度の平均化の係数

また、濃度の平均化の係数 F_{s1} 、 F_{s2} 及び F_{s3} は次式で示される。

$$F_{s1} = \frac{\int_0^{y_1} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_{ys}^2}\right) dy}{y_1} \quad (6)$$

$$F_{s2} = F_{s3} = \frac{\int_0^{y_2} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_{ys}^2}\right) dy - \int_0^{y_1} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_{ys}^2}\right) dy}{y_2 - y_1} \quad (7)$$

放出点から着目地点までの距離を x (m)とすると、上式中の y_1 及び y_2 は、それぞれ $\pi x / 16$ 及び $3\pi x / 16$ である。 H_{e1} 、 H_{e2} 及び H_{e3} は、(2)式を用いて計算する。

(iv) 気象条件

気象条件は、日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所における平成24年から令和4年までの気象観測データの異常年棄却検定を行い、異常年ではないことを確認した令和2年1月から令和2年12月までの観測結果を使用する。

年間平均濃度の計算を行う際に用いる(5)式中の $1/U_{s1}$ 、 $1/U_{s2}$ 及び $1/U_{s3}$ としては、風向別大気安定度別風速逆数の総和から求める年間平均値を使用し、また、放出源の有効高さを計算する際に用いる(3)式中の $1/U$ としては、風向別風速逆数の平均を使用する。

(3) 実効線量の計算

(i) 放射性雲からの外部被ばく

放射性雲からの外部被ばくによる実効線量は、クリプトン-85のガンマ線及びベータ線に起因する実効線量を計算する。計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」⁴⁾の計算式等を参考とする。

① 空気カーマ率の計算

計算地点(x, y, 0)における空気カーマ率は、次式により計算する。

$$D = K_1 E \mu_{\text{en}} \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{e^{-\mu r}}{4\pi r^2} B(\mu r) \chi(x', y', z') dx' dy' dz' \quad (8)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

D : 計算地点(x, y, 0)における空気カーマ率 (μ Gy/h)

K₁ : 空気カーマ率への換算係数 $\left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu \text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$

$$K_1 = 4.46 \times 10^{-4}$$

E : クリプトン-85 のガンマ線の実効エネルギー (MeV/dis)

$$E = 2.21 \times 10^{-3}$$

μ_{en} : 空気に対するクリプトン-85 のガンマ線の線エネルギー吸収係数 (1/m)

$$\mu_{\text{en}} = 3.84 \times 10^{-3}$$

μ : 空気に対するクリプトン-85 のガンマ線の線減衰係数 (1/m)

$$\mu = 1.11 \times 10^{-2}$$

r : 放射性雲中の点(x', y', z')から計算地点(x, y, 0)までの距離 (m)

B(μr) : 空気に対するクリプトン-85 のガンマ線の再生係数

$\chi(x', y', z')$: 放射性雲中の点(x', y', z')におけるクリプトン-85 の濃度 (Bq/m³)

ここで、ガンマ線の再生係数B(μr)は、次の近似式から求める。

$$B(\mu r) = 1 + \alpha \mu r + \beta (\mu r)^2 + \gamma (\mu r)^3 \quad (9)$$

ただし、クリプトン-85 のガンマ線のエネルギー0.514 MeV に対する再生係数は、以下の2つの近似式により、0.5 MeV 及び0.6 MeV に対する値を計算し、内挿により0.514 MeV に対するB(μr)_{0.514}を求めるものとする。

$$B(\mu r)_{0.5} = 1 + 0.98982 \mu r + 0.45070 (\mu r)^2 + 0.0038726 (\mu r)^3$$

$$B(\mu r)_{0.6} = 1 + 0.96881\mu r + 0.37066(\mu r)^2 + 0.00030405(\mu r)^3$$

なお、 $\chi(x',y',z')$ は、(1)式、(2)式及び(3)式により計算する。

② 実効線量の計算

実効線量の計算は、主排気筒を中心として 16 方位に分割した各方位の計算地点において、計算地点を含む方位及びその他の方位に向かう放射性雲からの空気カーマ率を合算して求める線量に皮膚の線量を加えて求める。

まず、 i 番目の方位に着目し、その方位内の風向分布を、頻度分布 $f_i(\theta_i)$ により表す。ただし、 $f_i(\theta_i)$ は、 $-\pi/16 \leq \theta_i \leq \pi/16$ の範囲で定義され、 $\int_{-\pi/16}^{\pi/16} f_i(\theta_i) d\theta_i = 1$ である。

また、(8)式は直角座標で表しているが、これを極座標 (ρ, θ) で表すことにする。この場合、 i 番目の方位へ向かう放射性雲からの年間平均空気カーマ率 $\bar{D}_i(\rho, \theta_i)$ (μ Gy/h)は、次式のように表される。

$$\bar{D}_i(\rho, \theta_i) = \int_{-\pi/16}^{\pi/16} f_i(\theta_i') D_i(\rho, \theta_i - \theta_i') d\theta_i' \quad (10)$$

ここで、 $f_i(\theta_i)$ は、方位内の風向分布は一様であると仮定し、 $f_i(\theta_i) = 8/\pi$ とする。

着目方位及びその他の方位に向かう放射性雲からのガンマ線による空気カーマ率を合計することにより、計算地点における年間平均空気カーマ率 $\bar{D}(\rho, \theta)$ (μ Gy/h)は次式のように表される。

$$\bar{D}(\rho, \theta) = \sum_{i=1}^{16} \bar{D}_i\left(\rho, \theta - (i-1)\frac{\pi}{8}\right) \quad (11)$$

上記の年間平均空気カーマ率の計算結果に基づき、次式により年間の実効線量に換算する。

$$D_\gamma(\rho, \theta) = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \bar{D}(\rho, \theta) + W_T \cdot 365 \cdot 24 \cdot K_4 \cdot \bar{\chi} \quad (12)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

$D_Y(\rho, \theta)$: 計算地点における実効線量 (mSv/y)

K_2 : 空気カーマ率から実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/y}}{\mu \text{ Gy/h}} \right)$

$$K_2 = 0.8 \times 10^{-3} \times 365 \times 24 = 7.01$$

f_h : 家屋の遮蔽係数

$$f_h = 1$$

f_0 : 居住係数

$$f_0 = 1$$

W_T : 皮膚の組織荷重係数 (0.01)

K_4 : 半無限雲中のクリプトン-85 からのベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/h}}{\text{Bq/m}^3} \right)$

$$K_4 = 4.7 \times 10^{-8}$$

$\bar{\chi}$: クリプトン-85 の年間平均空気中濃度 (Bq/m³)

皮膚の等価線量への換算係数 K_4 については、D. C. Kocher の計算した半無限雲中のクリプトン-85 からのベータ線による皮膚の組織線量当量への換算係数⁶⁾を単位換算して用いる。

(ii) 地表に沈着する放射性物質による外部被ばく

地表に沈着する放射性物質に起因する外部被ばくによる実効線量は、次式により計算する。

$$D_G = \sum_i \bar{\chi}_i \cdot V_{gi} \cdot (1 - e^{-\lambda_{Gi} \cdot t_b}) / \lambda_{Gi} \cdot T_G \cdot DF_{Gi} \quad (13)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_G : 地表に沈着する放射性物質からの実効線量(mSv/y)
 \bar{x}_i : 核種 i の年間平均空気中濃度(Bq/m³)
 V_{gi} : 核種 i の年間平均沈着速度(m/d)^{4), 7), 8), 9), 10)}
 $V_{gi} = 864$
 λ_{Gi} : 核種 i の土壌からの実効除去係数(1/d)
 $\lambda_{Gi} = \lambda_i + \lambda_{GWi}$
 λ_i : 核種 i の崩壊定数(1/d)
 λ_{GWi} : 核種 i の土壌からの除去係数(1/d), 無視
 t_b : 土壌中の核種 i の蓄積期間(d)
 $t_b = 7305$
 T_G : 年間の被ばく時間(d/y)
 $T_G = 365$
 DF_{Gi} : 地表に沈着する核種 i に起因する実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/d}}{\text{Bq/m}^2}\right)$

実効線量への換算係数 DF_{Gi} は、D. C. Kocher の計算した地表面に沈着した放射性物質による地表 1 m の高さにおける実効線量当量への換算係数¹¹⁾を単位換算して用いる。

(iii) 吸入摂取による内部被ばく

吸入摂取による実効線量は、次式により計算する。

$$D_I = 365 \cdot \sum_i M_a \cdot \bar{x}_i \cdot K_{Ii} \quad (14)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_I : 吸入摂取による実効線量(mSv/y)
 M_a : 吸入率(m³/d)
 $M_a = 22.2$ ¹²⁾ (トリチウムについては、この値の 1.5 倍¹²⁾)
 \bar{x}_i : 核種 i の年間平均空気中濃度(Bq/m³)
 K_{Ii} : 核種 i の吸入摂取に対する実効線量係数^{2), 3)} (mSv/Bq)

(iv) 農・畜産物摂取による内部被ばく

農・畜産物摂取に起因する内部被ばくによる実効線量の計算は、周辺地域の産業実態を考慮し、現在及び将来、農・畜産物の生産の可能性のある地点のうち、放射性物質の地表空气中濃度が最大となる地点で生産される葉菜、米及び牛乳を対象とする。

空气中の放射性物質の農・畜産物への移行は、米国 NRC の Regulatory Guide 1.109^{7),13)}を参考として計算する。この場合、内部被ばくによる実効線量は、次式により表される。

$$D_F = 365 \cdot \sum_i A_{Fi} \cdot K_{Ti} \quad (15)$$

$$A_{Fi} = C_i^V \cdot f_d \cdot f_m^V \cdot M_V + C_i^R \cdot f_m^R \cdot M_R + C_i^M \cdot f_m^M \cdot M_M \quad (16)$$

$$C_i^M = F_{Mi} \cdot C_i^P \cdot Q_P \cdot f_t \cdot e^{-\lambda_i \cdot t_f} \quad (17)$$

$$C_i = \bar{\chi}_i \cdot V_{gi} \cdot \left(\frac{r_i(1 - e^{-\lambda_{Ei} \cdot t_e})}{Y \cdot \lambda_{Ei}} + \frac{B_i(1 - e^{-\lambda_i \cdot t_b})}{P \cdot \lambda_i} \right) \cdot e^{-\lambda_i \cdot t_h} \quad (18)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_F : 農・畜産物摂取による実効線量(mSv/y)
- K_{Ti} : 核種 i の経口摂取に対する実効線量係数^{2),3)}(mSv/Bq)
- A_{Fi} : 核種 i の経口摂取率(Bq/d)
- C_i^V : 葉菜中の核種 i の濃度(Bq/kg)
- f_d : 葉菜の除染係数⁴⁾
- f_m^V : 葉菜の市場希釈係数
- M_V : 葉菜の摂取量(kg/d)⁴⁾
- C_i^R : 白米中の核種 i の濃度(Bq/kg)
- f_m^R : 米の市場希釈係数
- M_R : 米の摂取量(kg/d)¹⁴⁾
- C_i^M : 牛乳中の核種 i の濃度(Bq/l)
- f_m^M : 牛乳の市場希釈係数

- M_M : 牛乳の摂取量 (ℓ/d)⁴⁾
 F_{Mi} : 乳牛が1日当りに摂取した核種 i のうち牛乳へ移行する割合
 $\left(\frac{Bq/\ell}{Bq/d}\right)^{7), 13)}$
 C_i^P : 牧草中の核種 i の濃度 (Bq/kg)
 Q_P : 乳牛の牧草摂取量 (kg/d)⁷⁾
 f_t : 牧草の育成期間の年間比⁴⁾
 λ_i : 核種 i の崩壊定数 ($1/d$)
 t_f : 牛乳の採取から摂取までの時間 (d)
 C_i : 葉菜, 米及び牧草中の核種 i の濃度 (Bq/kg)
 $\bar{\chi}_i$: 核種 i の年間平均空気中濃度 (Bq/m^3)
 V_{gi} : 核種 i の年間平均沈着速度 (m/d)^{4), 7), 8), 9), 10)}
 r_i : 核種 i の直接沈着による可食部への移行率^{7), 13), 15), 16)}
 λ_{Ei} : 核種 i の有効除去係数 ($1/d$)
 $\lambda_{Ei} = \lambda_i + \lambda_b$
 λ_b : ウェザリング等による除去係数 ($1/d$)⁷⁾
 t_e : 生育中の植物が放射性物質を含む空気さらされる期間 (d)
 Y : 栽培密度 (kg/m^2)^{7), 17)}
 B_i : 核種 i の土壌からの可食部への移行率 $\left(\frac{Bq/kg}{Bq/kg}\right)^{7), 13)}$
 t_b : 沈着の継続時間 (d)
 P : 土壌の実効表面密度 (kg/m^2)⁷⁾
 t_h : 葉菜, 米及び牧草の採取から摂取までの時間 (d)

ただし、植物中（葉菜、米及び牧草）のトリチウム及び炭素-14濃度は、これら核種と天然の水素及び炭素との比率が植物中と空気中で同じになるものとして、以下の式により計算する。

$$C_T = \bar{\chi}_i \cdot 0.75 \cdot (0.5 / H) \cdot e^{-\lambda_i \cdot t_h} \quad (19)$$

$$C_C = \bar{\chi}_i \cdot F_C / C_{ac} \cdot e^{-\lambda_i \cdot t_h} \quad (20)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- C_T : 葉菜, 米及び牧草中のトリチウム濃度 (Bq/kg)

- H : 空气中水分量 (kg/m^3)⁷⁾
C_C : 葉菜, 米及び牧草中の炭素-14 濃度 (Bq/kg)
F_C : 葉菜, 米及び牧草中の炭素割合 (kgC/kg)^{8), 18)}
C_{aC} : 空气中炭素濃度 (kg/m^3)¹⁹⁾

計算式中の各パラメータの値を第3表に示す。

第3表 農・畜産物摂取による実効線量の計算に用いるパラメータ

記号	単位	パラメータ	数値														
f_d	—	葉菜の除染係数	0.5 (ヨウ素) 1.0 (ヨウ素以外)														
f_m^V	—	葉菜の市場希釈係数	1														
M_V	kg/d	葉菜の摂取量	0.1														
f_m^R	—	米の市場希釈係数	1														
M_R	kg/d	米の摂取量	0.3														
f_m^M	—	牛乳の市場希釈係数	1														
M_M	ℓ/d	牛乳の摂取量	0.2														
F_{Mi}	$\frac{Bq/\ell}{Bq/d}$	乳牛が1日あたりに摂取した核種 <i>i</i> のうち牛乳へ移行する割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th> <th>F_{Mi}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H</td> <td>1.0×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.2×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>Sr</td> <td>8.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>6.0×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>Cs</td> <td>1.2×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>Pu</td> <td>2.0×10^{-6}</td> </tr> </tbody> </table>	元素	F_{Mi}	H	1.0×10^{-2}	C	1.2×10^{-2}	Sr	8.0×10^{-4}	I	6.0×10^{-3}	Cs	1.2×10^{-2}	Pu	2.0×10^{-6}
			元素	F_{Mi}													
H	1.0×10^{-2}																
C	1.2×10^{-2}																
Sr	8.0×10^{-4}																
I	6.0×10^{-3}																
Cs	1.2×10^{-2}																
Pu	2.0×10^{-6}																
Q_P	kg/d	乳牛の牧草摂取量	50														
f_t	—	牧草の成育期間の年間比	0.5														
t_f	d	牛乳の採取から摂取までの時間	0														
V_{gi}	m/d	核種 <i>i</i> の年間平均沈着速度	864 牧草上へのヨウ素の沈着のみ 432														

第3表 (続)

記号	単位	パラメータ	数値																							
r_i	—	核種 i の直接沈着による可食部への移行率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">元素</th> <th colspan="3">r_i</th> </tr> <tr> <th>葉菜</th> <th>米</th> <th>牧草</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S r</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>0.2</td> <td>0.01</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>C s</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>P u</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	元素	r_i			葉菜	米	牧草	S r	0.2	0.1	0.2	I	0.2	0.01	0.3	C s	0.2	0.1	0.2	P u	0.2	0.1	0.2
			元素		r_i																					
				葉菜	米	牧草																				
			S r	0.2	0.1	0.2																				
			I	0.2	0.01	0.3																				
C s	0.2	0.1	0.2																							
P u	0.2	0.1	0.2																							
λ_b	1/d	ウェザリング等による除去係数	0.0495																							
t_e	d	生育中の植物が放射性物質を含む空気にさらされる期間	葉菜 : 60 米 : 180 牧草 : 30																							
Y	kg/m ³	栽培密度	葉菜 : 2.3 米 : 0.4 牧草 : 0.7																							
B_i	$\frac{Bq/kg}{Bq/kg}$	核種 i の土壌から可食部への移行率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">元素</th> <th colspan="3">B_i</th> </tr> <tr> <th>葉菜</th> <th>米</th> <th>牧草</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S r</td> <td>1.7×10^{-2}</td> <td>1.7×10^{-2}</td> <td>1.7×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>2.0×10^{-2}</td> <td>2.0×10^{-2}</td> <td>2.0×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>C s</td> <td>1.0×10^{-2}</td> <td>1.0×10^{-2}</td> <td>1.0×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>P u</td> <td>2.5×10^{-4}</td> <td>2.5×10^{-4}</td> <td>2.5×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>	元素	B_i			葉菜	米	牧草	S r	1.7×10^{-2}	1.7×10^{-2}	1.7×10^{-2}	I	2.0×10^{-2}	2.0×10^{-2}	2.0×10^{-2}	C s	1.0×10^{-2}	1.0×10^{-2}	1.0×10^{-2}	P u	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}
			元素		B_i																					
				葉菜	米	牧草																				
			S r	1.7×10^{-2}	1.7×10^{-2}	1.7×10^{-2}																				
			I	2.0×10^{-2}	2.0×10^{-2}	2.0×10^{-2}																				
C s	1.0×10^{-2}	1.0×10^{-2}	1.0×10^{-2}																							
P u	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}																							
t_b	d	沈着の継続時間	7305 (20 y)																							
P	kg/m ²	土壌の実効表面密度	240																							
H	kg/m ³	空気中水分量	0.012																							
t_h	d	葉菜, 米及び牧草の採取から摂取までの時間	0																							
F_C	kgC/kg	葉菜, 米及び牧草中の炭素割合	葉菜 : 0.032 米 : 0.41 牧草 : 0.33																							
C_{aC}	kg/m ³	空気中炭素濃度	0.00018																							

3. 液体廃棄物に起因する線量評価

(1) 線量評価に用いる年間放出量

線量の計算では、放出管から海中へ放出する処理済廃液の主な放射性物質の年間放出量を本文の表 4-2 に示す年間の放出管理目標値とする。第 4 表に線量評価に用いる年間放出量を示す。

第 4 表 線量評価に用いる主な放射性物質の年間放出量

核 種	年間放出量 (GBq)
H-3	4.0×10^4
Sr-90	8.6×10^{-1}
Cs-137	2.6
I-129	2.6×10^{-1}
Pu(α)	1.2×10^{-1}

(2) 海水中の放射性物質の濃度の計算

(i) 流れの軸上濃度の計算

放出された処理済廃液が海洋中で拡散するとき、核種 i の流れの軸上の濃度分布は、流れの軸を x 軸とすると、次式で表される^{20), 21), 22)}。

$$C_i(x) = \frac{q_i}{uHY} \operatorname{erf}\left(\frac{Yu}{4\sqrt{\alpha x}}\right) \quad (21)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- $C_i(x)$: 核種 i の流れの軸上の海水中の濃度 (Bq/cm^3)
- q_i : 核種 i の放出率 (Bq/s)
- u : 流れの速さ (cm/s)
- H : 鉛直混合層の厚さ (cm)
- Y : 水平面内で流れの軸に垂直に見た拡散源の幅 (cm)
- x : 放出点からの軸上距離 (cm)

$$\operatorname{erf}(y) = \frac{2}{\sqrt{\pi}} \int_0^y e^{-t^2} dt$$

核種 i の放出率 q_i は、第 4 表に示した年間放出量が、年間を通じて連続的に放出されるものとして計算する。この他のパラメータは、これまでの拡散実験及び流動調査の結果を参考とし、流れの速さを 10 cm/s 、鉛直混合層の厚さを 690 cm 、拡散源の幅を 200 cm 、 α を 0.1415 とする。

線量の計算に用いる海水中的放射性物質濃度は、(21) 式から計算される流れの軸上の海水中的放射性物質濃度に流向頻度を乗じたものとする。

(ii) 放出口付近の濃度の計算

線量を計算する際の核種 i の海水中的濃度として、放出口付近の海水中的平均濃度を用いる場合、その濃度は次式により計算する。

$$\bar{C}_i(x) = \frac{q_i \frac{x}{u}}{\frac{\pi}{4} x^2 H} = \frac{4q_i}{\pi u x H} \quad (22)$$

ここで、 x は評価対象とする海域 (円) の直径 (cm) であり、他の記号の意味は (21) 式と同様とする。

(3) 実効線量の計算

(i) 海産物摂取による内部被ばく

① 計算の前提

再処理施設からの処理済廃液に起因する内部被ばくの経路として、当該海域において産出する海産物の摂取を取り上げる。海産物の種類としては、当該海域における海産物の棲息状況及び漁業実態を考慮し、稚魚 (シラス)、成魚、褐藻 (ワカメ等)、紅藻 (ノリ等)、貝類、頭足類 (タコ、イカ) 及び甲殻類 (エビ、カニ) に区分し、処理済廃液中の放射能が、これら海産物に移行するものとする。海産物の摂取については、東海村周辺における海産物の消費実態調査の結果^{23), 24), 25), 26)}を参考とし、成人 1 人 1 日当たりの摂取量を、第 5 表に示すとおりとする。また、市場希釈は考慮せず、当該海域の各評価地点で採取された海産物のみを摂取するものとする。

第5表 成人1人1日当たりの海産物の摂取量

海産物の種類	1人1日当たりの摂取量 (g)
稚魚 (シラス)	50
成魚	120
褐藻 (ワカメ等)	38
紅藻 (ノリ等)	2
貝類	10
頭足類 (タコ, イカ)	30
甲殻類 (エビ, カニ)	10
合計	260

② 評価地点における海水中の放射性物質の濃度の計算

線量の計算においては、当該海域における海産物の棲息実態及び漁業実態、放出口から棲息地点までの距離等を考慮する。稚魚（シラス）は、遊泳能力がないものとし、放出口に達したシラスが処理済廃液の流れに乗って移動するものと仮定する。

成魚、頭足類及び甲殻類は、放出口付近を回遊するものとして、放出口付近の直径1 kmの円状海域（放出口を円周上に持つ直径1 kmの円状海域）で産するものとする。海藻類は、南方約7 kmの磯崎と北方5 km以上の久慈、水木で産するが、放出口からの距離と流向頻度を考慮し、北5 km地点において産するものとする。また、貝類は、海岸から沖合300 mの海岸線にほぼ平行な南北線上で産するものとし、放出口からの距離と流向頻度を考慮して、北5 km地点において産するものと仮定する。評価対象とする海産物に係る海水中の放射性物質の濃度の計算地点を、流向頻度と併せて第6表に示す。

第6表 海水中の放射性物質の濃度の計算地点及び流向頻度

海産物の種類		計算地点	流向頻度(%)
稚魚(シラス)		軸上	100
成魚		放出口付近の直径1 kmの円状海域	—
海藻	褐藻	放出口より北5 km地点	11.5
	紅藻	同上	11.5
貝類		同上	11.5
頭足類 (タコ, イカ)		放出口付近の直径1 kmの円状海域	—
甲殻類 (エビ, カニ)		同上	—

③ 実効線量の計算

海産物に移行した放射性物質の摂取に起因する実効線量は、次式により計算する。

$$D_W = 365 \sum_i \sum_k m_k \cdot A_{ki} \cdot K_{Wi} \quad (23)$$

$$A_{ki} = C_{Fki} C_i(x) \quad (24)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_W : 海産物の摂取に起因する実効線量 (mSv/y)
- m_k : 海産物kの1人1日当たりの摂取量 (g/d)
- A_{ki} : 海産物k中の核種iの濃度 (Bq/g)
- K_{Wi} : 核種iの経口摂取に対する実効線量係数^{2), 3)} (mSv/Bq)
- C_{Fki} : 核種iの海産物kへの濃縮係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$
- $C_i(x)$: 海水中の核種iの濃度 (Bq/cm³)

海水中の核種 i の濃度は、第 6 表に示す海水中濃度の計算地点において、成魚、頭足類及び甲殻類は(22)式により、また、海藻類及び貝類については(21)式により計算する。核種 i の海産物 k への濃縮係数 C_{Fki} は、第 7 表に示す各元素の値とする。

また、シラスについては、次式によりシラス体内の放射性物質濃度を計算し、体内の放射性物質濃度が最大となる値を A_{ki} として用いる。

$$A_i(x) = \frac{k_i C_{FSi}}{u} e^{-\frac{k_i}{u}x} \int_0^x C_i(x') e^{\frac{k_i}{u}x'} dx' \quad (25)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- $A_i(x)$: 放出点から軸上距離 x でのシラス体内の核種 i の濃度 (Bq/g)
 k_i : シラスからの核種 i の排泄率 (1/s)
 C_{FSi} : 核種 i のシラスの濃縮係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$
 u : 流速 (cm/s)

ここで、上式中の $C_i(x')$ は、(21)式により計算する。

実効線量の計算に用いるシラスからの核種 i の排泄率 k_i 及び核種 i のシラスの濃縮係数 C_{FSi} は、第 8 表に示す各元素の値とする。なお、放射性ヨウ素、トリチウム及びプルトニウムについては、シラス体内からの放射性物質の排泄率が与えられていないことから、シラスを成魚として実効線量を計算する。

第7表 各元素の海産物への濃縮係数

元 素	濃縮係数 C_{Fki} $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$					
	成魚	紅藻	褐藻	貝類	甲殻類	頭足類
H	1	1	1	1	1	1
S r	3	20	20	5	30	2
I	30	1000	2000	60	30	3
C s	30	10	30	9	20	10
P u	100	3000	3000	200	400	200

第8表 シラスにおける各元素の排泄率及び濃縮係数

元 素	排泄率 k_i (1/s)	濃縮係数 C_{FSi} $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$
S r	8.03×10^{-6}	4
C s	1.60×10^{-6}	20

(ii) 外部被ばく

① 計算の前提

再処理施設からの処理済廃液に起因する外部被ばくの経路として、当該海域の沿岸海岸砂、魚網等を取り上げる。被ばくの形態としては、当該海域の海浜利用、漁業等の実態を考慮し、海岸砂からの被ばく、魚網からの被ばく、海面からの被ばく、海水中での被ばく及び船体からの被ばくについて計算する。

② 評価地点における海水中の放射性物質の濃度の計算

線量の計算においては、当該海域における漁業活動及び海浜利用の実態を考慮する。海岸砂からの被ばく及び海水中での被ばくは、放出口から南南西方向7.8 kmの海岸において被ばくするものとする。海面からの被ばくは、放出口付近の直径1 kmの円状海域で被ばくするものとする。また、魚網からの被ばく

及び船体からの被ばくは，放出口付近の直径 1 km の円状海域において，放射性物質が魚網及び船体に移行するものとする。外部被ばくに係る海水中の放射性物質の濃度の計算地点を，流向頻度と併せて第 9 表に示す。

第 9 表 海水中の放射性物質の濃度の計算地点及び流向頻度

対 象	計 算 地 点	流向頻度(%)
海岸砂	放出口より南南西 7.8 km の海岸	13.3
魚網	放出口付近の直径 1 km の円状海域	—
海面	同 上	—
海水中	放出口より南南西 7.8 km の海岸	13.3
船体	放出口付近の直径 1 km の円状海域	—

③ 実効線量の計算

(a) 海岸砂

海岸砂からの外部被ばくによる実効線量は，次式により計算する。

$$D_{ES} = \sum_i T_{ES} \cdot C_{FSi} \cdot C_i(x) \cdot \rho_S \cdot DF_{ESi} \cdot F \quad (26)$$

ここで，各記号の意味は以下のとおりとする。

D_{ES} : 海岸砂からの外部被ばくによる実効線量 (mSv/y)

T_{ES} : 海岸砂からの年間の被ばく時間 (h/y)

C_{FSi} : 核種 i の海岸砂の汚染係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$

$C_i(x)$: 核種 i の評価地点における海水中の濃度 (Bq/cm³)

ρ_S : 海岸砂の密度 (g/cm³)

$$\rho_S = 1.7$$

DF_{ESi} : 核種 i の無限平面線源から実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/h}}{\text{Bq/cm}^2} \right)$

F : 無限平面線源から半無限体積線源への形状変換係数 (cm)

$$F = 5$$

年間の被ばく時間 T_{ES} は、海浜利用の実態を考慮し、海岸砂から被ばくを受ける時間を 500 時間として計算する。

核種 i の海岸砂の汚染係数 C_{FSi} は、第 10 表に示す各元素の値とする。

無限平面線源から実効線量への換算係数 DF_{ESi} は、D. C. Kocher の計算した地表面に沈着した放射性物質による地表 1 m の高さにおける実効線量当量への換算係数¹¹⁾を単位換算して用いる。

第 10 表 海岸砂の汚染係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$ ^{27), 28)}

S r	10
C s	100
I	1000
P u	1000

(b) 魚網

魚網からの外部被ばくによる実効線量は、次式により計算する。

$$D_{EN} = \sum_i \left[T_{EN} \cdot C_{FNi} \cdot \bar{C}_i(x) \cdot \frac{W_{Net}}{V_{Net}} \cdot DF_{ENi} + W_T \cdot D_{Sni} \cdot F_a \right] \quad (27)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

D_{EN} : 魚網からの外部被ばくによる実効線量 (mSv/y)

T_{EN} : 魚網からの年間の被ばく時間 (h/y)

C_{FNi} : 核種 i の魚網の汚染係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$

$\bar{C}_i(x)$: 核種 i の評価地点における海水中の濃度 (Bq/cm³)

W_{Net} : 魚網の湿重量 (g)

- V_{Net} : 魚網の体積 (cm^3)
 DF_{ENi} : 核種 i の魚網からの実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/h}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$
 W_T : 皮膚の組織荷重係数 (0.01)
 D_{SNi} : 核種 i の魚網からのベータ線外部被ばくによる皮膚の
 等価線量 (mSv/y)
 F_a : 体表面積の平均化係数 (1.0)

地先海域における漁業で一般に用いられている約 10 t までの小型漁船を対象とした場合、もっとも大きな網は湿重量約 360 kg で、体積は約 1.6 m^3 である。また、年間の被ばく時間 T_{EN} は、漁業従事者を対象とし、船上に積載した魚網から被ばくを受ける時間を 1,000 時間として計算する。

核種 i の魚網の汚染係数 C_{FNI} は、英国ドーンレイ発電所周辺の測定結果²⁹⁾を参考として、第 4 表に示す全核種について $4,000 \left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$ とする。

核種 i の魚網からの実効線量への換算係数 DF_{ENi} は、魚網から 1 m 離れた地点における実効線量を点減衰核積分法により計算した値を用いる。なお、操網者は線源（魚網）に対して不規則に動き回るものと考え、実効線量への換算は、ICRP Publication 74³⁰⁾ に与えられている係数のうち、回転ジオメトリ（ROT）に対する値を用いる。

また、核種 i の魚網からのベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量 D_{SNi} は、次式により計算する³¹⁾。

$$D_{SNi} = 2.89 \times 10^{-4} \cdot T_{SN} \frac{\mu_{ti} E_{\beta i} \bar{C}_i(x) C_{FNI}}{\rho_t \mu_{Neti}} \int_{d\mu_{ti}}^{\infty} E_1(y) dy \quad (28)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_{SNi} : 核種 i の魚網からの皮膚の等価線量 (mSv/y)
 T_{SN} : 魚網からの年間の被ばく時間 (h/y)
 μ_{ti} : 核種 i の組織の吸収係数 ($1/\text{cm}$)

$E_{\beta i}$: 核種 i のベータ線平均エネルギー (MeV)

ρ_t : 組織の密度 (g/cm^3)

$$\rho_t = 1.0$$

$\mu_{\text{Net}i}$: 核種 i の魚網の吸収係数 ($1/\text{cm}$)

d : 皮膚不感層の厚さ (cm)

$$d = 0.007$$

$$E_1(y) : \int_y^{\infty} \frac{e^{-t}}{t} dt$$

被ばく時間 T_{SN} については、魚網の年間の操作時間を 2,000 時間として計算する。また、核種 i のベータ線平均エネルギー $E_{\beta i}$ については、ICRP Publication 107 の電子データベースである DECDATA³²⁾ の値を用いる。

(c) 海面

海面からの外部被ばくによる実効線量は、次式により計算する。

$$D_{\text{ESS}} = \sum_i T_{\text{ESS}} \cdot \bar{C}_i(x) \cdot DF_{\text{ESS}i} \cdot F \quad (29)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

D_{ESS} : 海面からの外部被ばくによる実効線量 (mSv/y)

T_{ESS} : 海面からの年間の被ばく時間 (h/y)

$\bar{C}_i(x)$: 核種 i の評価地点における海水中の濃度 (Bq/cm^3)

$DF_{\text{ESS}i}$: 核種 i の無限平面線源から実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv}/\text{h}}{\text{Bq}/\text{cm}^2} \right)$

F : 無限平面線源から半無限体積線源への形状変換係数 (cm)

$$F = 10$$

放出口周辺の海域で船上にある人が海面から受ける実効線量は、海面上 1 m において、被ばく時間 T_{ESS} を年間 2,000 時間として計算する。

核種 i の無限平面線源から実効線量への換算係数の $DF_{\text{ESS}i}$ は、海岸砂と同様、D. C. Kocher の計算した地表面に沈着した放射性物質による地表 1 m の高

さにおける実効線量当量への換算係数¹¹⁾を単位換算して用いる。

(d) 海水中

海水中での外部被ばくによる実効線量は、次式により計算する。

$$D_{EW} = \sum_i T_{EW} \cdot C_i(x) \cdot DF_{EWi} \quad (30)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_{EW} : 海水中での外部被ばくによる実効線量(mSv/y)
 T_{EW} : 海水中での年間の被ばく時間(h/y)
 $C_i(x)$: 核種 i の評価地点における海水中の濃度(Bq/cm³)
 DF_{EWi} : 核種 i の海水中での浸漬による実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv/h}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$

被ばく時間 T_{EW} は、年間 100 時間として計算する。また、核種 i の海水中での浸漬による実効線量への換算係数 DF_{EWi} は、D. C. Kocher の計算した実効線量当量への換算係数¹¹⁾を単位換算して用いる。

(e) 船体

処理済廃液に含まれる放射性物質は、放出口付近で操業する漁船の船内、甲板等に移行することが考えられる。船体からの外部被ばくによる実効線量は、次式により計算する。

$$D_{ED} = \sum_i T_{ED} \cdot C_{FEDi} \cdot \bar{C}_i(x) \cdot DF_{EDi} \cdot F \quad (31)$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりとする。

- D_{ED} : 船体からの実効線量(mSv/y)
 T_{ED} : 船体からの年間の被ばく時間(h/y)

C_{FEDi} : 核種 i の船体の汚染係数 $\left(\frac{\text{Bq}/\text{cm}^2}{\text{Bq}/\text{cm}^3} \right)$

$\bar{C}_i(x)$: 核種 i の評価地点における海水中の濃度 (Bq/cm^3)

DF_{EDi} : 核種 i の無限平面線源から実効線量への換算係数 $\left(\frac{\text{mSv}/\text{h}}{\text{Bq}/\text{cm}^2} \right)$

F : 無限平面線源から円板平面線源への形状変換係数

$$F = 0.3$$

表面汚染の程度についてはデータが少ないが、俊鷲丸での測定値^{33), 34), 35)}から、核種 i の船体の汚染係数 C_{FEDi} は $10 \left(\frac{\text{Bq}/\text{cm}^2}{\text{Bq}/\text{cm}^3} \right)$ とする。

被ばく時間 T_{ED} は、漁業従事者の作業時間を考慮し、年間 3,000 時間として計算する。線源は、漁船の甲板面積を考慮して半径 380 cm の円板平面線源とする。核種 i の無限平面線源から実効線量への換算係数の DF_{EDi} は、海岸砂と同様、D. C. Kocher の計算した地表面に沈着した放射性物質による地表 1 m の高さにおける実効線量当量への換算係数¹¹⁾を単位換算して用いる。

4. 放射性廃棄物の保管廃棄施設等に起因する線量評価

放射性廃棄物の保管廃棄施設等からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に起因する線量の評価は、人の居住の可能性のある地域を対象とする。

線量評価に用いる放射線源は、各施設における放射性物質の最大貯蔵能力等から求める。線量評価に用いる主な施設の線源強度及び線源スペクトルは、第 11 表に示すとおりとする。線源スペクトルについては、廃止措置段階であることから、使用済燃料の平均冷却期間 13 年以上、再処理運転終了後 15 年経過していることを考慮し設定した。

計算は、点減衰核積分法により行う。線量への換算は、ICRP Publication 74³⁰⁾に与えられている係数のうち、直接ガンマ線については回転ジオメトリー (ROT) に対する値を用い、スカイシャインガンマ線については等方ジオメトリー (ISO) に対する値を用いる。

計算に用いる線源は、実際の形状に応じて直方体又は円筒形状にモデル化を行う。また、遮蔽材は、セル壁、建家外壁等の線源を取り囲むコンクリートとする。線量評価に用いる主な施設の遮蔽構造は、第 13 表に示すとおりとする。

なお、線源が地下に設置されている等、直接ガンマ線が無視できるものについては、スカイシャインガンマ線に起因する線量のみを評価する。

第 11 表 線量評価に用いる主な施設の線源強度及び線源スペクトル

施 設	線源強度	線源スペクトル
分離精製工場 (高放射性廃液貯蔵セル)	約 7.8×10^{16} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
廃棄物処理場 (濃縮廃液貯蔵セル)	約 1.7×10^{16} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
高放射性固体廃棄物貯蔵庫	約 3.1×10^{14} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-2 を乗じて求める。
ウラン貯蔵所	約 3.2×10^{12} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-4 を乗じて求める。
第二ウラン貯蔵所	約 1.6×10^{13} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-4 を乗じて求める。
第二低放射性固体廃棄物 貯蔵場	約 1.3×10^{12} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
アスファルト固化体 貯蔵施設	約 3.1×10^{13} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。

第 11 表 (続)

施 設	線源強度	線源スペクトル
高放射性廃液貯蔵場	約 6.0×10^{19} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
第一低放射性固体廃棄物 貯蔵場	約 2.2×10^{12} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
第二アスファルト固化体 貯蔵施設	約 3.2×10^{16} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
第二高放射性固体廃棄物 貯蔵施設	約 2.4×10^{16} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-2 を乗じて求める。
ガラス固化技術開発施設 (保管セル)	約 2.8×10^{18} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-3 を乗じて求める。
第三ウラン貯蔵所	約 1.6×10^{13} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-4 を乗じて求める。
低放射性濃縮廃液貯蔵施設	約 1.1×10^{16} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。
低放射性廃棄物 処理技術開発施設	約 3.1×10^{15} (photons/s)	線源強度に第 12 表に示す スペクトル-1 を乗じて求める。

第12表 線量評価に用いるスペクトル

スペクトル-1		スペクトル-2		スペクトル-3		スペクトル-4	
Energy (MeV)		Energy (MeV)		Energy (MeV)		Energy (MeV)	
0.010	5.70×10^{-2}	0.010	2.42×10^{-3}	0.3	4.67×10^{-2}	0.010	6.43×10^{-1}
0.025	1.04×10^{-2}	0.025	1.43×10^{-3}	0.63	9.18×10^{-1}	0.025	5.30×10^{-2}
0.0375	6.07×10^{-2}	0.0375	4.79×10^{-4}	1.1	2.93×10^{-2}	0.0375	2.92×10^{-2}
0.0575	1.92×10^{-2}	0.0575	2.32×10^{-4}	1.55	5.70×10^{-3}	0.0575	6.04×10^{-2}
0.085	6.07×10^{-3}	0.085	9.12×10^{-5}	1.99	5.79×10^{-4}	0.085	7.79×10^{-2}
0.125	8.02×10^{-3}	0.125	4.17×10^{-5}	2.38	9.43×10^{-5}	0.125	2.76×10^{-2}
0.225	5.83×10^{-3}	0.225	1.08×10^{-4}	2.75	7.28×10^{-6}	0.225	5.24×10^{-2}
0.375	2.50×10^{-3}	0.375	6.10×10^{-4}	3.25	2.31×10^{-7}	0.375	2.27×10^{-2}
0.575	8.19×10^{-1}	0.575	7.38×10^{-4}			0.575	1.95×10^{-2}
0.85	5.44×10^{-3}	0.85	2.71×10^{-3}			0.85	6.00×10^{-3}
1.25	5.55×10^{-3}	1.25	9.91×10^{-1}			1.25	2.58×10^{-3}
1.75	1.81×10^{-4}	1.75	2.79×10^{-11}			1.75	8.50×10^{-4}
2.25	1.05×10^{-8}	2.25	5.25×10^{-6}			2.25	1.80×10^{-7}
2.75	3.72×10^{-9}	2.75	1.63×10^{-8}			2.75	4.82×10^{-3}
3.5	2.82×10^{-9}	3.5	0.00			3.5	5.56×10^{-8}
5.0	1.20×10^{-9}	5.0	0.00			5.0	2.37×10^{-8}
7.0	1.39×10^{-10}	7.0	0.00			7.0	2.73×10^{-9}
9.5	1.60×10^{-11}	9.5	0.00			9.5	3.13×10^{-10}

第 13 表 線量評価に用いる主な施設の遮蔽構造

施 設	材 料	厚 さ
分離精製工場 (高放射性廃液貯蔵セル)	コンクリート	天井方向 約 2.1 m 側壁方向 約 1.8 m
廃棄物処理場 (濃縮廃液貯蔵セル)	コンクリート	天井方向 約 1.3 m 側壁方向 約 0.2 m
高放射性固体廃棄物貯蔵庫	コンクリート	天井方向 約 0.8 m 側壁方向 約 0.8~1.5 m
ウラン貯蔵所	コンクリート	天井方向 約 0.1 m 側壁方向 約 0.5 m
第二ウラン貯蔵所	コンクリート	天井方向 約 0.2 m 側壁方向 約 0.5~1.0 m
第二低放射性固体廃棄物 貯蔵場	コンクリート	天井方向 約 0.5 m 側壁方向 約 0.5~0.8 m
アスファルト固化体 貯蔵施設	コンクリート	天井方向 約 0.5 m 側壁方向 約 0.6~0.7 m

第13表 (続)

施設	材料	厚さ
高放射性廃液貯蔵場	コンクリート	天井方向 約 2.2 m 側壁方向 約 2.3 m
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	コンクリート	天井方向 約 1.0 m 側壁方向 約 0.7~0.9 m
第二アスファルト固化体貯蔵施設	コンクリート	天井方向 約 1.4 m 側壁方向 約 2.1 m
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	コンクリート	天井方向 約 2.0 m 側壁方向 約 1.4 m
ガラス固化技術開発施設 (保管セル)	コンクリート	天井方向 約 3.3 m 側壁方向 約 3.2~5.7 m
第三ウラン貯蔵所	コンクリート	天井方向 約 0.5 m 側壁方向 約 0.7 m
低放射性濃縮廃液貯蔵施設	コンクリート	天井方向 約 0.8~1.5 m 側壁方向 約 0.8~1.7 m
低放射性廃棄物 処理技術開発施設	コンクリート	天井方向 約 2.0 m 側壁方向 約 1.6~2.0 m

5. 線量計算結果のまとめ

各被ばく経路における実効線量は、1. 項に示した考え方に従って合算する。

気体廃棄物に起因する実効線量は、LWTF 運転開始前の排気風量を考慮した場合が最大となる。放射性雲からの外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく及び地表に沈着する放射性物質による実効線量の加算値は、主排気筒から南西方向約 1.6 km 地点において最大となる。また、農・畜産物摂取による内部被ばくによる実効線量は、主排気筒から南西方向約 1.1 km 地点（炭素-14 が第一付属排気筒から全量放出された場合）において最大となる。これらの結果を合算すると、気体廃棄物に起因する実効線量は、約 2.2×10^{-3} mSv/y となる。海産物摂取による内部被ばくによる実効線量と、液体廃棄物に起因する外部被ばくによる実効線量を加算して得られる液体廃棄物に起因する実効線量は、約 6.9×10^{-5} mSv/y となる。この結果、気体廃棄物及び液体廃棄物に起因する実効線量の合算値は、約 2.3×10^{-3} mSv/y となる。被ばく経路ごとの内訳を第 14 表に示す。

また、放射性廃棄物の保管廃棄施設等からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に起因する実効線量は、主排気筒から西方向約 370 m の周辺監視区域境界において最大となり、その値は約 6.4×10^{-4} mSv/y となる。直接線・スカイシャイン線計算結果のまとめを第 15 表に示す。

上述の各廃棄物に起因する線量を合算すると、約 2.9×10^{-3} mSv/y となる。この値は法令に定められた線量限度を十分に下回る。

第14表 実効線量計算結果（気体廃棄物・液体廃棄物）のまとめ

経路		実効線量(mSv/y)
気体廃棄物	放射性雲からの外部被ばく	約 1.5×10^{-5}
	地表沈着による外部被ばく	約 4.2×10^{-4}
気体廃棄物	吸入摂取による内部被ばく	約 5.6×10^{-5}
	農・畜産物摂取による内部被ばく	約 1.7×10^{-3} (約 1.6×10^{-3}) ^{※1}
計		約 2.2×10^{-3} (約 2.1×10^{-3}) ^{※1}
液体廃棄物	海産物摂取による内部被ばく	約 6.1×10^{-5}
	外部被ばく	約 7.9×10^{-6}
計		約 6.9×10^{-5}
合計		約 2.3×10^{-3} (約 2.2×10^{-3}) ^{※1}

※1 LWTF 運転開始後の計算結果。

第15表 実効線量計算結果（直接線・スカイシャイン線）のまとめ

経路	実効線量(mSv/y)
直接線・スカイシャイン線	約 6.4×10^{-4}

参 考 文 献

- 1) 再処理事業指定申請書(平成 18 年 5 月 29 日許可)
- 2) International Commission on Radiological Protection, “Compendium of Dose Coefficients based on ICRP Publication 60”, ICRP Publication 119, 2011
- 3) 原子力安全委員会, 「環境放射線モニタリングに関する指針」, 平成 13 年 3 月 29 日改訂
- 4) 原子力安全委員会, 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」, 平成 13 年 3 月 29 日改訂
- 5) 原子力安全委員会, 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」, 平成 13 年 3 月 29 日改訂
- 6) D. C. Kocher, “Dose-Rate Conversion Factors for External Exposure to Photons and Electrons”, NUREG/CR-1918, ORNL/NUREG-79, August 1981
- 7) U. S. NRC, “Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I”, Regulatory Guide 1. 109, October 1977
- 8) National Council on Radiation Protection and Measurements, “Radiological Assessment: Predicting the Transport, Bioaccumulation, and Uptake by Man of Radionuclides Released to the Environment”, NCRP Report No.76, March 1984
- 9) G. A. Sehmel, “Deposition and Resuspension, in Atmospheric Science and Power Production edited by D. Randerson”, DOE/TIC-27601, 1984
- 10) H. D. Brenk et al., “Transport of Radionuclides in the Atmosphere, in Radiological Assessment edited by J. E. Till and H. R. Meyer”, NUREG/CR-3332. 1983
- 11) D. C. Kocher, “Dose Rate Conversion Factors for External Exposure to Photons and Electrons”, Health Physics Vol.45, No.3, September 1983
- 12) International Commission on Radiological Protection, “Age-dependent Doses to Members of the Public from Intake of Radionuclides:Part4 Inhalation Dose Coefficients”, ICRP Publication 71, 1995
- 13) U. S. NRC, “Calculation of Annual Doses to Man from Routine Release of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I”, Regulatory Guide 1. 109 (For Comment), March 1976
- 14) 厚生省保健医療局健康増進栄養課編, 「平成元年版 国民栄養の現状」, 平成元年 3 月

- 15) 財団法人政策科学研究所, 「大気中放射性沃素の葉菜・牧草・米への移行に関する研究報告書」, 平成元年3月
- 16) J.K.Soldat, “Radiation Doses from Iodine-129 in the Environment”, Health Physics Vol.30. January 1976
- 17) 関東農政局統計情報事務所編集, 「茨城農林水産統計年報 昭和52～53年」, 昭和53年
- 18) Y.C.Ng, “Methodology for Assessing Dose Commitment to Individuals and to the Population from Ingestion of Terrestrial Foods Contaminated by Emissions from a Nuclear Fuel Reprocessing Plant at the Savannah River Plant”, UCID-17743, 1978
- 19) G.G.Killough and P.S.Rohwer, “A New Look at the Dosimetry of ^{14}C Released to the Atmosphere as Carbon Dioxide”, Health Physics Vol.34, February 1978
- 20) 日本原子力研究所, 「保健物理部の活動」, JAERI-5014, 1965年
- 21) 日本原子力研究所, 「保健物理部の活動」, JAERI-5015, 1967年
- 22) 岩崎皓二 他, 「再処理施設低レベル放射性廃液放出に伴う海洋拡散調査」
PNCT841-78-69, 1978年12月
- 23) 財団法人 原子力安全研究協会, 「放射性廃液の海洋放出調査特別委員会5か年研究成果報告書」, 原安協報告-32, 1972年
- 24) 財団法人 原子力安全研究協会, 「放射能クリティカル経路の調査」, 放射能クリティカル経路調査グループ, 1973年7月
- 25) 財団法人 原子力安全研究協会, 「放射能クリティカル経路の調査」, 放射能クリティカル経路調査グループ, 1974年8月
- 26) 財団法人 原子力安全研究協会, 「放射能クリティカル経路の調査」, 放射能クリティカル経路調査グループ, 1975年8月
- 27) 財団法人 原子力安全研究協会, 「放射性廃棄物の海洋放出による外部被曝線量の試算」, 海洋放出調査特別委員会試算分科会報告書(Ⅲ), 1968年
- 28) 原子力安全委員会, 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」, 平成13年3月29日一部改訂
- 29) Ministry of Agriculture, Fisheries and Food Fisheries Radiobiological laboratory, “Fisheries Radiological Laboratory : Radioactivity in Surface and Coastal Waters of the British Isles”, Technical Report FRL-1, 1967
- 30) International Commission on Radiological Protection, “Conversion Coefficients

for use in Radiological Protection against External Radiation”, ICRP Publication 74, 1996

- 31) 福田整司, 神永博史, 井沢庄治, 「外部被曝による β 線吸収線量の評価」, JAERI 1065, 1964年10月
- 32) International Commission on Radiological Protection, “Nuclear Decay Data for Dosimetric Calculations (ICRP Publication 107. Annals of the ICRP , Vol.38, No.3 (2008)) ”, ICRP Publication107の電子データベース, DECDATA, https://journals.sagepub.com/doi/suppl/10.1177/ANIB_38_3
- 33) 水産庁調査研究部, 「ビキニ海域における放射能調査」, 1955年
- 34) 水産庁調査研究部, 「昭和29年におけるビキニ海域の放射能調査報告(第2集)」, 1955年
- 35) 水産庁調査研究部, 「1956年核爆発実験影響調査報告書(第1集)」, 1956年

工程洗浄後の状況に基づく性能維持施設の整理について

1. はじめに

廃止措置計画の初回申請(平成29年6月30日)においては、工程洗浄の詳細な手順が定まっていなかったことから、再処理運転と同様の運転手順による工程洗浄を行う場合も想定し、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策・シビアアクシデント対策(以下「緊急安全対策等」という。)として整備した設備を性能維持施設とした。

その後、高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の安全対策のために新たに設けるとした設備等を性能維持施設に追加した。

工程洗浄の終了により廃止措置の段階が進展することから、工程洗浄終了後の施設の状況を踏まえ、今後の廃止措置において必要な安全機能を整理し、性能維持施設を見直す。

2. 性能維持施設に係る経緯等

廃止措置計画の初回申請においては、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所(再処理施設)の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」の性能維持施設に係る記載を踏まえ、「再処理運転時の施設定期自主検査」の対象としていた設備及び「緊急安全対策等」として整備した設備を性能維持施設として抽出し、認可を受けた。

- 「再処理運転時の施設定期自主検査」の対象としていた設備としては、再処理運転を安全に実施するため、再処理事業指定申請書等に記載した条件において確実に作動することの確認、再処理事業指定申請書等に記載した性能・能力を満足することの確認が定期的に必要な設備が該当する。ただし、貯槽、配管等の静的な機能のみを持つものについては頻繁な保全を要しないことから検査の対象外としていた。
- 「緊急安全対策等」として整備した設備とは、東北地方太平洋沖地震後の経済産業大臣からの指示文書「平成23年福島第一・第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策の実施について(指示)(平成23・04・28原第72号 平成23年5月1日付け)」及び「原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施について(指示)(平成23・06・13原第10号 平成23年6月15日付け)」に基づき新たに設置あるいは配備した設備で、移動式発電機、浸水防止扉及び制御室の作業環境の確保のための資機材、高線量対応防護服等の資機材、がれき撤去用の重機等である。なお、これらの緊急安全対策等で整備した設備については、緊急的な措置に基づくもので許認可対象でなかったことから、施設定期自主検査の対象とはしていなかった。

上記の設備を性能維持施設として選定した理由としては、廃止措置計画の初回申請時点では回収可能核燃料物質が分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)から取り出されていない状態であって、その取出しのためには分離精製工場(MP)等の再処理設備本体を再処理運転と同様の運転手順により動かす必要が生じることも想定されたため、それが完了するまでは設備の性能として運転時と同様の状態を維持する必要があると考えたためである。

その後、高放射性廃液のリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については廃止措置計画用設計津波(以下「設計津波」という。)や廃止措置計画用設計地震動(以下「設計地震動」という。)等から両施設を守るための安全対策を講じた。その際、新たに設置した設備と過去に緊急安全対策等として整備した設備を合わせ、高放射性廃液の蒸発乾固を防止するための安全対策設備・事故対処設備として位置づけを明確化した上で性能維持施設に追加した(添六別紙-1)。

今回、工程洗浄の実施により、分離精製工場(MP)等からの回収可能核燃料物質の取出しが終了し、再処理設備本体の運転を今後行う必要がなくなったことから、再処理運転を行う場合に必要であった安全機能については維持が不要となる。一方、今後の系統除染等により貯槽等内に残留する放射性物質が低減するまでの間、セル外や建家外への漏えいを防止する機能等を維持していく必要がある。また、放射性廃棄物の処理・貯蔵を行う施設のうち、高放射性廃液を取り扱う高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、処理・貯蔵の終了まで重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)とともに、それらの機能を外的・内的事象から防護するための機能を維持していく必要がある。その他の放射性廃棄物の処理・貯蔵等を行う施設については、高放射性廃液と比較するとリスクは低いものの、長期にわたり放射性廃棄物等の処理・貯蔵を継続する施設が多く、処理・貯蔵の終了まで必要な安全機能を維持する必要がある。

以上の経緯や工程洗浄後の施設の状況を踏まえ、今後の廃止措置において必要な安全機能を整理し、性能維持施設を見直す。

3. 基本方針

工程洗浄後の再処理施設では、今後も一定期間は使用済燃料・核燃料物質の貯蔵並びに放射性廃棄物の処理・貯蔵を継続する。廃止措置を安全に進める上では使用済燃料・核燃料物質の貯蔵並びに放射性廃棄物の処理・貯蔵を行う設備の公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを抑制又は低減する機能の維持が必要である。また、最優先で対策を講じた高放射性廃液に係る重要な安全機能は、高放射性廃液に係るリスクがなくなるまで確実に維持することも重要である。

このため、各施設内で保有する放射性物質に起因する公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを抑制又は低減するための機能(以下「廃止措置の安全確保のための機能」という。)を有する設備、高放射性廃液に係る重要な安全機能である崩壊熱除去機能及び閉じ込め機能を外的・内的事象から防護するための機能(以下「高放射性廃液に係る事故等への対処のための機能」という。)を有する設備を性能維持施設として選定する。

なお、リスクの低減の観点で放射性廃棄物の処理を進めることは重要であるが、放射性廃棄物の処理を行う施設の処理運転の機能のみを有する設備(試薬や原料の供給設備等で故障時に安全上の影響が生じない設備)については、保安規定に基づく保守管理により、処理に必要な機能を確保することとし、性能維持施設として選定しない。

4. 必要な安全機能の整理

工程洗浄の終了により、再処理設備本体を構成する分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の再処理運転のための安全機能は不要となる。一方、分

離精製工場(MP)で使用済燃料の貯蔵や低放射性廃液等の取扱いを継続するなど、工程洗浄後に必要な安全機能は設備の状態で異なる。このため、放射性物質を保有する設備について、今後も一定期間は使用済燃料・核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の処理・貯蔵を継続する設備(以下「処理・貯蔵を継続する設備」という。)並びに使用済燃料・核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の処理・貯蔵に使用せず、今後除染・解体を進めていく設備(以下「今後処理・貯蔵に用いない設備」という。)に分類し、その関連設備も含め、維持すべき機能を整理する。

「処理・貯蔵を継続する設備」は、放射性物質を安全に取り扱うための基本機能として閉じ込めの機能を維持する必要がある。また、「処理・貯蔵を継続する設備」が取り扱う物質や処理プロセス上の特徴に応じて、その関連設備の放射線の遮蔽、核的制限値の維持、熱的・化学的制限値等の維持、崩壊熱除去、水素の滞留防止等の機能を維持する必要がある。

一方、「今後処理・貯蔵に用いない設備」は、今後除染・解体を進めていく設備であることから、放射性物質を設備内に閉じ込める機能は不要とするが、設備内に放射性物質が残留・付着するため、関連設備の放射性物質の閉じ込めの機能、放射線の遮蔽の機能を維持する必要がある。

上記について図 2-1 に示す。また、工程洗浄後の設備の状態から、必要な安全機能を再処理施設の技術基準に関する規則を参照し整理した結果を表 2-1 及び以下に示す。

今回の見直しにおいて、貯槽や配管等からの放射性物質の漏えいを防止するために必要な安全機能として「放射性物質の保持機能(系統及び機器)」,「放射性物質の放出経路の維持機能, 捕集・浄化機能(系統及び機器)」及び「負圧維持機能(系統及び機器)」を追加した。また、汚染拡大防止のために必要な安全機能としての「漏えい検知機能」及び「漏えい液移送機能」を追加した。更に「大規模損壊対処機能」を追加する等の見直しを行っている。なお、耐震性については単独で設けられる安全機能ではなく、他の安全機能の重要度に対応してその施設に付与される安全機能であることから、別個の安全機能としては明示せず、他の安全機能に含有される(当該施設の設置時に認可を受けた耐震重要度分類に基づく性能を備える。)ものとして扱う。

(1) 処理・貯蔵を継続する設備

- ・「処理・貯蔵を継続する設備」については、系統及び機器からの放射性物質の漏えいを防止するため「放射性物質の保持機能(系統及び機器)」を維持する。
- ・放射性物質を系統及び機器内に閉じ込めるため、関連設備である槽類換気設備の「放射性物質の放出経路の維持機能, 捕集・浄化機能(系統及び機器)」及び「負圧維持機能(系統及び機器)」を維持する。
- ・放射性物質をセル内・建家内に閉じ込めるため、関連設備であるセル換気設備の「放射性物質の放出経路の維持機能, 捕集・浄化機能(セル)」及び「負圧維持機能(セル)」, 建家換気設備の「放射性物質の放出経路の維持機能, 捕集・浄化機能(建家)」及び「負圧維持機能(建家)」を維持する。
- ・汚染拡大防止のため、セル等の「漏えい検知機能」, 「漏えい拡大防止機能」及び「漏えい液移送機能」を維持する。
- ・「処理・貯蔵を継続する設備」が高放射性廃液を取り扱う場合には、「津波・竜巻・火災・溢水による損傷の防止機能」, 「有毒ガスの検出・警報機能」, 「事故対処機能」及び「通信連絡機能」を維持する。

- ・処理・貯蔵を行う放射性物質に応じ、「使用済燃料等の搬送機能」、「遮蔽機能(プール)」、「崩壊熱除去機能」、「熱的・化学的制限値等の維持機能」、「水素の滞留防止機能」、「臨界防止機能」、「核的制限値の維持機能」及び「熔融ガラスの誤流下防止機能」を維持するとともに、事故対処のための「その他の事故対処機能(ガラス固化体の冷却)」、「その他の事故対処機能(水素掃気)」及び「臨界の検知及び警報機能」を維持する。
- ・放射性物質を安全に取り扱うための基本機能として「遮蔽機能」、「消火機能、火災感知機能」、「照明機能」、「保安電源供給機能」、「放射線管理機能」、「大規模損壊対処機能」、「放射性廃棄物の放出機能(気体)」及び「放射性廃棄物の放出機能(液体)」を維持する。

(2) 今後処理・貯蔵に用いない設備

- ・「今後処理・貯蔵に用いない設備」については、放射性物質をセル内・建家内に閉じ込めるため、関連設備であるセル換気設備の「放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能(セル)」及び「負圧維持機能(セル)」並びに建家換気設備の「放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能(建家)」及び「負圧維持機能(建家)」を維持する。
- ・放射性物質を安全に取り扱うための基本機能として「遮蔽機能」、「消火機能、火災感知機能」、「照明機能」、「保安電源供給機能」、「放射線管理機能」、「放射性廃棄物の放出機能(気体)」及び「放射性廃棄物の放出機能(液体)」を維持する。

5. 性能維持施設の選定

5.1 選定方法

既往の許認可に記載した設備から前項の必要な安全機能を有する設備の抽出を行う。

廃止措置の安全確保のための機能を有する設備については、まず放射性物質を保有する設備を抽出し、「処理・貯蔵を継続する設備」と「今後処理・貯蔵に用いない設備」に分類する。次に設備の状態を踏まえ、廃止措置の安全確保のための機能を有する関連設備を抽出する。更に安全機能の維持に必要なユーティリティ供給設備等を抽出する。

高放射性廃液に係る事故等への対処のための機能を有する設備については、高放射性廃液の貯蔵の状況に大きな変化はなく、必要な機能は変わっていないことから、高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の安全対策において選定した性能維持施設(添六別紙-1)とする。

5.2 静的な機器について

これまで、静的な機能のみを持ち、かつ、使用環境の影響による劣化や経年劣化を受けにくく、頻繁な保全を要しないことから、貯槽等については性能維持施設として明示しておらず、貯槽等に設置された計測制御設備や警報装置等を性能維持施設としていた。今回の見直しにより、静的な機能も含めて必要な安全機能を整理することで、放射性物質の処理・貯蔵に用いる貯槽等についても放射性物質の保持機能を有する設備として選定する。今後処理・貯蔵に用いない貯槽等については、放射性物質の保持機能を有する設備として選定しないが、4(2)項に示す機能を有する関連設備を選定する。また、放射性物質の保持機能を有する設備のうち、性能の維持のために頻繁

かつ定期的な保全活動(日常的な巡視・定期的な点検による機能維持状態の確認や保守作業)を行わずとも長期間その性能を維持して継続使用できるように設計・製作したもので、さらに、腐食を促進させる環境(風雨を直接受ける屋外、高温多湿環境、硝酸水溶液等の腐食性のある液体に晒される環境等)でない状態でセル内に保管する放射性物質の貯蔵容器等については、検査を行う必要性は低い。これらの貯蔵容器等の検査を行う場合、検査を想定した設備ではないことなどにより、廃止措置工程への影響(検査のために廃棄物処理が大幅に遅延するなど)やリスク(貯蔵容器等のハンドリング及び作業員の被ばく等)の観点から、合理的な検査を行うことが困難なものがある。このため、貯蔵容器等のうち、検査を行う必要性が低く、かつ、合理的な検査を行うことが困難なものについては、性能維持施設としては選定しないが、4(2)項に示す機能を有する関連設備については選定の対象とする。

静的な安全機能とその対象設備を表 2-2 に示す。

処理・貯蔵を継続する設備の貯槽等については、今後の放射性廃棄物の処理・貯蔵において使用する際にその損傷により放射性物質の漏えいの可能性がある配管等も含め放射性物質の保持機能を有するものとして性能維持施設とする。一方、再処理施設においては貯槽や付属配管の数が多く、小型のポットやバルブ等の付属品・配管アクセサリといった細かな部品単位まですべて列挙することは合理的でない。このため、「五.性能維持施設」の「表 5-1 性能維持施設」(以下「表 5-1」という。)には系統を代表する主要な貯槽等について記載することとし、それらには送液先の貯槽等までの配管やポット等の付属品を含むものとする(別紙 6-2-1)。

また、処理・貯蔵を継続する設備の貯槽・配管等が設置されたセル・室のドリフトレイ等は漏えい拡大防止機能を有するものとして性能維持施設とする。

処理・貯蔵を継続する設備の貯槽等の槽類換気設備については貯槽等から建家・セル換気設備と合流するまでの経路上の洗浄塔、フィルタ及び配管等を放射性物質の放出経路の維持機能や捕集・浄化機能を有するものとして性能維持施設とする。建家・セル換気設備については入気から排気筒又は局所排気口までのフィルタ及びダクト等も放射性物質の放出経路の維持機能や捕集・浄化機能を有するものとして性能維持施設に含める。表 5-1 には洗浄塔、排風機、フィルタを記載することとし、そこには排気経路の配管及びダクト等を含むものとする。

なお、表 5-1 に記載しない配管や付属品等も含め、保安規定の下部要領等で性能維持施設とした設備を明確にし、管理する。

5.3 関連設備について

各安全機能を成立させるために必須の計装設備は性能維持施設とする。

また、計装設備や排風機の電源、漏洩検知装置の圧縮空気及び漏えい液移送用スチームジェットの蒸気等の安全機能の維持に必要なユーティリティがあり、これらのユーティリティを供給する設備も性能維持施設とし、ユーティリティ供給源である以下の設備から各性能維持施設までの経路上の設備は配管等の静的な設備も含め性能維持施設に含むものとする。なお、電源については多くの安全機能を成立させるために必要なことから、保安電源供給機能として整理した。

電源 :各施設の非常用発電機

圧縮空気:各施設の空気圧縮機

水 : 資材庫の浄水設備用ポンプ
蒸気 : 中央運転管理室のボイラ装置

5.4 選定結果

工程洗浄後の各施設の状況について表 2-3 に示す。また、5.1 項から 5.3 項に基づき選定した性能維持施設を表 5-1 に示す。

今回の見直しにより、性能維持施設として明示・追加した設備並びに除外した設備の主要なものを以下に示す。また、性能維持施設の選定の経緯と対象設備を図 2-2 に示す。

(1) 性能維持施設として明示・追加した設備(表 2-4)

「放射性物質の保持機能(系統及び機器)」等を必要な安全機能としたことや「消火機能、火災感知機能」及び「照明機能」を高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設も対象としたこと等により、性能維持施設に以下の設備を明示・追加した。

- ・処理・貯蔵を継続する設備の貯槽等とその槽類換気設備、ドリフトレイ及び漏えい液の移送設備
- ・設工認を行って製作し、使用前検査を受検した貯蔵容器等
- ・高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設に設置されている自動火災報知設備、消火設備及び照明設備
- ・大規模損壊対処設備

なお、分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)及びクリプトン回収技術開発施設(Kr)の貯槽等については、再処理運転や工程洗浄等が終了したことにより、貯槽等の大部分は今後処理・貯蔵に用いない設備である。このため、分離精製工場(MP)の廃液等の処理・貯蔵を継続する一部の貯槽等を除き、放射性物質の保持機能を有する設備として選定していないが、設備内に残留する放射性物質をセル・建家内に閉じ込めるため、関連設備であるセル・建家の負圧維持機能等を有する設備を選定した。

また、今回の見直しで各建家の自動火災報知設備・消火設備とともに火災による有意な放射性物質の放出を防止するための設備(表 2-5)を性能維持施設としている。

(2) 性能維持施設から除外した設備(表 2-6)

廃止措置の進捗により安全機能が不要となる設備や安全対策の検討・実施により対象外となる設備等を性能維持施設から除外した。除外した性能維持施設の類型及び主要な設備を以下に示す。

① 廃止措置の進捗により安全機能が不要となる設備を除外するもの

再処理運転や工程洗浄の終了等の廃止措置の進捗により、今後は安全機能が不要となる再処理運転時のみに必要な安全機能を有する設備等を除外した。

- ・今後処理・貯蔵に用いない貯槽等の計測制御設備
- ・今後使用済燃料を取り扱わないクレーン
- ・クリプトンの管理した状態での放出の終了により、連続測定を要さなくなったクリプトン

回収技術開発施設(Kr)の一部の放射線管理設備及び当該設備等の無停電電源装置

②安全対策の検討・実施により対象設備を明確にし、対象外の設備を除外するもの

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の安全対策、分離精製工場(MP)等の施設の安全対策の検討・実施を行ったことにより、設計津波に対する安全機能を有する設備を明確化し、既に性能維持施設としている。今回の見直しにおいては、緊急安全対策等で整備した設備のうち、廃止措置計画の認可を受けた安全対策で使用しない設備を除外する。また、設計津波に対する安全機能を「津波による損傷の防止機能」とし、緊急安全対策等で整備した設備のうち、設計津波に対する安全機能を有さない設備を除外した。

- ・分離精製工場(MP)の浸水防止扉、ハッチ扉、閉止板及び延長ダクト等
- ・プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の浸水防止扉、ハッチ扉、閉止板及び延長ダクト等
- ・ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の2階以上の閉止板及び延長ダクト等
- ・ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術管理棟の浸水防止扉、ハッチ扉、閉止板及び延長ダクト等
- ・分析所(CB)の浸水防止扉、ハッチ扉及び閉止板
- ・中間開閉所の浸水防止扉及び閉止板
- ・第二中間開閉所の浸水防止扉及び閉止板
- ・緊急安全対策等で整備した設備のうち、廃止措置計画の認可を受けた安全対策で使用しないものとした緊急電源接続盤、タンクローリー、制御室空気循環用機材、可搬式発電機、可搬式圧縮機及び高線量対応防護服等

③設備の運転の安定等を目的とし、安全機能を有さない設備を除外するもの

再処理運転時の施設定期自主検査の対象には設備の運転の安定等を目的とした設備も一部含まれており、施設定期自主検査の対象であったことから性能維持施設としたもののうち、安全機能を有さない設備を除外した。

- ・排水モニタ室(建家)
- ・高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び分離精製工場(MP)の冷水設備用ポンプ

(3)性能維持施設として維持を継続する設備

既往の廃止措置計画において性能維持施設とした設備については、必要な安全機能の整理に伴い、機能名の変更^{※1}、機能の増減^{※2}、対象範囲の変更^{※3}はあるものの、上記(2)に該当するものを除き、性能維持施設として選定した。

※1:「閉じ込めの機能」としていたものを「放射性物質の保持機能」、「放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能」、「負圧維持機能」、「漏えい検知機能」、「漏えい液拡大防止機能」及び「漏え

い液移送機能」へ細分化したことなどによる。

※2:「地震による損傷の防止機能」を個別の安全機能としないこと、設計津波に対する安全機能を「津波による損傷の防止機能」としたことなどによる。

※3:従来、排風機のみを性能維持施設としていたものを系統内のダクト・フィルタ等の静的な機能のみを持つ設備も対象としたことなどによる。

なお、ユーティリティ供給を行う設備の建家は、放射性物質を取り扱わないことから建家自体には直接の安全機能を有していないが、建家内に性能維持施設を設置しているものについては、建家を建家内の性能維持施設の一部として整理し、維持を継続する。

6. 性能について

「処理・貯蔵を継続する設備」の関連設備で性能維持施設とした設備については、再処理運転時と同様の状態であるため、既往の許認可に記載した性能を維持する。

「今後処理・貯蔵に用いない設備」の関連設備で性能維持施設とした設備については、工程洗浄時点で性能の変更が必要な設備はないことから、当面は既往の許認可に記載した性能を維持する。なお、廃止措置の進捗に伴い性能や必要な機器の基数の変更が必要となった際には、廃止措置計画の変更認可申請を行い、廃止措置計画に記載した基数の機器の性能を維持する。

性能維持施設とした設備については、廃止措置計画に性能、その性能を維持すべき期間等を定めるとともに、定期事業者検査の具体的な検査方法、判定基準等については、既往の許認可に記載した設備の仕様等を踏まえ、保安規定に基づく計画及び要領に定め性能を維持していく。

なお、既往の廃止措置計画における性能維持施設の性能に係る記載では、再処理運転時の施設定期自主検査の対象等から性能維持施設を抽出した経緯から、具体的な定期事業者検査の方法や判定基準も含めた記載としていたが、それらは本来定期事業者検査の計画や要領に記載すべき内容であることから廃止措置計画からは削除することとし、廃止措置段階における機能維持のための要求性能水準(機能が維持されるために必要な設備の状態)を記載する。

7. 維持すべき期間について

性能維持施設の機能については、放射性物質の残存の状況、除染・解体を考慮し、廃止措置を進める上での支障とならないよう、適切な時期に解除していく必要がある。機能を維持すべき期間は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの抑制又は低減に当該機能が必要とされる期間とし、具体的には、処理・貯蔵への使用の完了、使用済燃料の搬出の完了、高放射性廃液のガラス固化の完了、廃棄物の搬出の完了及び管理区域の解除等とする。取り扱う放射性物質の低減等により、廃止措置計画に記載した維持すべき期間以前に安全機能を有さなくなった設備を性能維持施設から除外する場合については廃止措置計画の変更認可申請を行う。

また、廃止措置計画に記載した維持すべき期間となり、機能の解除や性能維持施設から除外する場合には、保安規定等に基づきその妥当性を確認する。また、機能の解除や性能維持施設からの除外の判断に評価が必要な場合においては、保安規定等に基づき、評価の方法を定め、評価を行う(別紙 6-2-2)。

8. 検査について

今回の見直しにより、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備に加えて、静的な機能のみを持つ設備も性能維持施設として選定した。これら、静的な機能のみを持つ設備については、使用環境の影響による劣化や経年劣化を受けにくく、頻繁な保全を要しない設備である。これらの設備についても原則として定期事業者検査の対象とする。静的な機能のみを持つ設備の検査については、設備の構造や設置環境を考慮し、設備ごとに検査する方法と複数の設備を纏めて検査する方法から適切な方法を選択する。複数の設備を纏めて検査する例として、同一の区域に設置する複数の貯槽等を1つの漏洩検知装置で監視する場合、使用状態(内部に溶液を保持した状態)において漏洩検知装置が作動していないことを確認することにより、一括して区域内に設置された貯槽等の「放射性物質の保持機能」が失われていないことを検査する。また、換気設備の洗浄塔及びフィルタ等が配管で接続されて系統を構成している場合には、当該系統を構成している複数の機器の「放射性物質の放出経路の維持機能」について系統内が負圧に維持されていることを確認することにより、一括してその健全性が失われていないことを検査する。

これらと同様の複数の性能維持施設を一括して検査する方法も用い、放射線業務従事者の被ばく及び廃液発生の抑制に配慮した合理的な方法で検査を実施する。また、検査については、自主検査での実績及び経年変化の影響を踏まえた適切な頻度で実施するものとし、腐食を促進させる環境のない屋内に貯蔵・保管している貯蔵容器等については抜き取り検査も用いる。具体的な検査の方法の例を以下に示す。

各性能維持施設については、設置状況、これまでの検査実績、経年変化の状況等を踏まえ、検査の方法及び頻度を判断し、それらを保安規定等に定めて維持管理を実施する。

○貯槽等とそのドリフトレイ・漏えい液の送液装置等

- ・セル内に設置されている貯槽等については、使用時の液量において漏えいがないことを漏洩検知装置が作動しないことにより「放射性物質の保持機能」が維持されていることを確認する。
- ・セル内のドリフトレイ等については、少量の水を供給し、漏洩検知装置が作動することにより「漏えい液拡大防止機能」が維持されていることを確認する。
- ・漏えい液の送液装置については、漏洩検知装置が作動した状態で送液装置を作動し、漏洩検知装置が非作動となることにより「漏えい液移送機能」が維持されていることを確認する。

○換気設備の配管・ダクト・フィルタ等

- ・換気設備については、送排風機を運転し、系統内が負圧で維持されることにより系統内の設備が健全であるものとし、「放射性物質の放出経路の維持機能」及び「捕集・浄化機能」が維持されていることを確認する。

○貯蔵容器及びその関連設備等

- ・三酸化ウラン容器、二酸化プルトニウム及び二酸化ウランの混合酸化物の粉末缶及び貯蔵容器については、抜き取った容器(移動を行ったもの、貯蔵期間の長いものなどから抜き取り)の外観観察により「放射性物質の保持機能」及び「臨界防止機能」が維持されていることを確認する。
- ・三酸化ウラン容器のバードケージについては抜き取ったもの(移動を行ったもの、貯蔵期間の長いものなどからの抜き取り)の外観観察により「臨界防止機能」が維持されていることを確認する。

- 三酸化ウラン容器の貯蔵ピット並びに二酸化プルトニウム及び二酸化ウランの混合酸化物の貯蔵容器の貯蔵ホールについては外観観察により「臨界防止機能」が維持されていることを確認する。
- 燃料貯蔵バスケットについては、外観観察により有害な変形がないことで「臨界防止機能」が維持されていることを確認する。

表2-1 設備の状態と必要な安全機能

設備の状態	必要な機能の考え方	処理・貯蔵を継続する設備とその関連設備		今後処理・貯蔵に用いない設備とその関連設備	
		放射性物質を保有する設備に必要な安全機能	関連設備に必要な安全機能	放射性物質が残留・付着する設備に必要な安全機能	関連設備に必要な安全機能
放射性物質を取り扱う	放射性物質の漏えいを防止するため、放射性物質を系統及び機器内で保持する必要がある。	放射性物質の保持機能 (系統及び機器)		—	
	放射性物質の漏えいを防止するため、放射性物質の放出経路を維持する必要がある。また、放射性物質のろ過等を行う必要がある。	(a)	放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 (系統及び機器)		—
	放射性物質を系統及び機器内に閉じ込めるため、系統及び機器内に負圧に保つ必要がある。		負圧維持機能 (系統及び機器)		—
	放射性物質の漏えいを防止するため、放射性物質の放出経路を維持する必要がある。また、放射性物質のろ過等を行う必要がある。		放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 (セル)		放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 (セル)
	放射性物質をセルに閉じ込めるため、セル内に負圧に保つ必要がある。		負圧維持機能 (セル)		負圧維持機能 (セル)
	放射性物質の漏えいを防止するため、放射性物質の放出経路を維持する必要がある。また、放射性物質のろ過等を行う必要がある。		放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 (建家)		放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 (建家)
	放射性物質を建家に閉じ込めるため、建家内に負圧に保つ必要がある。		負圧維持機能 (建家)		負圧維持機能 (建家)
	線量を低減するため、遮蔽を行う必要がある。		遮蔽機能		遮蔽機能
	可燃物・危険物を建家内で取扱うため、火災を防止する必要がある。		消火機能・火災感知機能 (建家内)		消火機能・火災感知機能 (建家内)
	放射性物質を含む可燃物・危険物をセル内で取扱うため、火災を防止する必要がある。		消火機能・火災感知機能 (セル内)		消火機能・火災感知機能 (セル内)
	従事者の避難のため、照明用の電源が喪失した場合の照明を確保する必要がある。		照明機能		照明機能
	施設の安全性を確保するため、外部電源系統からの電気が停止した場合に電気を供給する必要がある。		保安電源供給機能		保安電源供給機能
	放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理等を行う必要がある。		放射線管理機能		放射線管理機能
液体状の放射性物質の処理・貯蔵を行う	汚染の拡大を防止するため、放射性物質を含む溶液が漏えいした場合に検知する必要がある。		漏えい検知機能		—
	汚染の拡大を防止するため、放射性物質を含む溶液が漏えいした場合にセル内で保持する必要がある。		漏えい拡大防止機能		—
	汚染の拡大を防止するため、放射性物質を含む溶液が漏えいした場合に移送する必要がある。		漏えい液移送機能		—
高放射性廃液の処理を行う	高放射性廃液を貯蔵しているため、重要な安全機能である崩壊熱除去機能及び閉じ込め機能を外的事象 (津波、竜巻)・内的事象 (内部火災、内部溢水) から防護する必要がある。	(b)	津波・竜巻・火災・溢水による損傷の防止機能		—
	運転員が制御室にとどまるために、有毒ガスの発生を検出・警報し、換気する必要がある。		有毒ガスの検出・警報機能		—
	高放射性廃液の蒸発乾固等を防止するため、常設事故対処設備及び可搬型事故対処設備を用いた事故対処機能を維持する必要がある。		事故対処機能		—
固体状の放射性物質の処理・貯蔵を行う	使用済燃料の貯蔵を行う	使用済燃料を破損させないため、安全に搬送する必要がある。	使用済燃料等の搬送機能		—
	ガラス固化体の貯蔵を行う	線量を低減するため、遮蔽を行う必要がある。	遮蔽機能 (プール)		—
冷却が必要な崩壊熱が発生する	高放射性廃液・ガラス固化体の崩壊熱を除去するため、冷却する必要がある。		崩壊熱除去機能		—
可燃性物質等を取り扱う	可燃物・危険物を設備内で取扱うため、火災を防止する必要がある。		熱的・化学的制限値等の維持機能		—
	希釈が必要な放射線分解水素が発生する	爆発を防止するため、発生した水素を希釈する必要がある。 水素による爆発を防止するため、事故対処機能を維持する必要がある。	水素の滞留防止機能 その他の事故対処機能 (水素掃気)		—
核燃料物質の貯蔵を行う	臨界を防止するため、容器等の相互距離を確保する必要がある。		臨界防止機能		—
	臨界を防止するため、核燃料物質の濃度を管理する必要がある。		核的制限値の維持機能		—
	臨界事故を防止するため、臨界の発生を直ちに検知する必要がある。		臨界の検知及び警報機能		—
放射性廃棄物の処理を行う	蒸発処理に伴う溶媒の火災等を防止するため、熱的制限値を維持する必要がある。		熱的制限値の維持機能 (蒸発缶)		—
	溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器と溶融炉を確実に結合する必要がある。		溶融ガラスの誤流下防止機能		—
核燃料物質の貯蔵・放射性物質の処理・貯蔵を行う	航空機落下火災等の大規模損壊に対処する必要がある。		大規模損壊対処機能		—
放射性廃棄物の廃棄を行う	周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度を低減するため、排気筒から放出する必要がある。		放射性廃棄物の放出機能 (気体)		放射性廃棄物の放出機能 (気体)
	液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を低減するため、放出口から放出する必要がある。		放射性廃棄物の放出機能 (液体)		放射性廃棄物の放出機能 (液体)

※ (a)(b)(f)は、図2-1設備の状態と必要な安全機能と対応

表 2-2 静的な安全機能とその対象設備

必要な安全機能	主要な対象機器
放射性物質の保持機能(系統及び機器)	放射性物質の処理・貯蔵に用いる貯槽、配管、貯蔵容器
放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能(系統及び機器)	槽類換気系の洗浄塔、フィルタ、ダクト
放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能(セル)	セル換気系のフィルタ、ダクト、グローブボックス、セル
放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能(建家)	建家換気系のフィルタ、ダクト
漏えい拡大防止機能	放射性物質の処理・貯蔵に用いる貯槽等のドリフトレイ
臨界防止機能	核燃料物質の貯蔵を継続する貯蔵容器、ピット、バードケージ

表2-3 工程洗浄後の各施設の状況

施設名称	工程洗浄後の状況
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液の貯蔵を継続する。
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	高放射性廃液のガラス固化処理, ガラス固化体の保管を継続する。
廃棄物処理場 (AAF)	低放射性濃縮廃液, 廃溶媒の貯蔵を継続する。 低放射性廃液の処理を継続する。
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	低放射性廃液の処理を継続する。
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	低放射性濃縮廃液の貯蔵を継続する。 低放射性廃液の処理を継続する。
放出廃液油分除去施設 (C)	低放射性廃液の処理を継続する。
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒の貯蔵を継続する。 廃溶媒の処理を継続する。
焼却施設 (IF)	低放射性固体廃棄物の処理を継続する。
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	低放射性濃縮廃液, リン酸廃液の貯蔵を継続する。
アスファルト固化処理施設 (ASP)	低放射性濃縮廃液の貯蔵を継続する。
廃溶媒貯蔵場 (WS)	廃溶媒の貯蔵を継続する。
スラッジ貯蔵場 (LW)	廃溶媒, スラッジ, 廃砂等の貯蔵を継続する。
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	低放射性廃液, スラッジの貯蔵を継続する。
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	アスファルト固化体, PVC固化体, エポキシ固化体の貯蔵を継続する。
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	低放射性固体廃棄物の貯蔵を継続する。
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	高放射性固体廃棄物の貯蔵を継続する。
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	
ウラン貯蔵所 (UO3)	ウラン製品の貯蔵を継続する。
第二ウラン貯蔵所 (2UO3)	
第三ウラン貯蔵所 (3UO3)	
分析所 (CB)	各施設から採取・移送された放射性試料の分析を継続する。
分離精製工場 (MP)	回収可能核燃料物質の取出し (工程洗浄) を終了している。 使用済燃料貯蔵プールで使用済燃料の貯蔵を継続する。 高放射性廃液貯槽で未濃縮液・希釈液の貯蔵を継続する。
ウラン脱硝施設 (DN)	回収可能核燃料物質の取出し (工程洗浄) を終了している。
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	回収可能核燃料物質の取出し (工程洗浄) を終了している。 MOX粉末の貯蔵を継続する。
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	クリプトンガスの管理した状態での放出を終了している。 クリプトン固化体の保管を継続する。

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(1/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応		
放射線物質の保持機能	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽	272V31 272V32 272V33 272V34 272V35 272V36	⑤	
		中間貯槽	272V37 272V38 272V45		
		水封槽	272V41 272V42		
		放射性廃液貯槽	272V50 272V51 272V52		
		分配器	272D12 272D13		
		冷却器	272H43		
		除湿器	272H46		
		洗浄塔	272T44		
		ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	受入槽		G11V10
		回収液槽	G11V20		
		冷却器	G11H11 G11H21		
		凝縮器	G12H11		
		冷却器	G12H13		
	濃縮液槽	G12V12			
	濃縮液供給槽	G12V14			
	凝縮液槽	G12V20			
	濃縮器	G12E10			
	溶融炉	G21ME10			
	ろ過器	G22F13			
	除染装置	G22M12			
	デミスタ	G41D23 G41D33 G41D43			
	冷却器	G41H20 G41H22 G41H30 G41H32			
	スクラップ	G41T10			
	ベンチュリスクラップ	G41T11			
	吸収塔	G41T21			
	洗浄塔	G41T31			
	凝縮液槽	G43V20			
	廃液槽	G71V10			
	中放射性廃液貯槽	G71V11 G71V12			
	濃縮液槽	G71V22 G71V42 G71V72			
	凝縮液槽	G71V30 G71V60 G71V80 G71V81			
	低放射性廃液第一貯槽	G71V31			
	低放射性廃液第二貯槽	G71V61			
	洗浄廃水貯槽	G71V82 G71V83			
	デミスタ	G71D33			
	中放射性廃液蒸発缶	G71E20			
	低放射性廃液第一蒸発缶	G71E40			
	低放射性廃液第二蒸発缶	G71E70			
	凝縮器	G71H21 G71H41 G71H71			

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(2/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応				
放射性物質の保持機能	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	冷却器	G71H32	⑤			
		廃水貯槽	G71U018 G71U027				
	廃棄物処理場(AAF)	中間受槽	312V10		312V11	312V12	
			低放射性廃液貯槽		313V10	313V11	
					中間受槽	314V10	314V11
		低放射性廃液貯槽	314V12			314V13	314V14
			ろ過前貯槽		315V10	315V11	
					放出廃液貯槽	316V10	316V11
		廃希釈剤貯槽	318V10				
		廃溶媒・廃希釈剤貯槽	318V11				
		低放射性廃液第1蒸発缶(蒸発部)	321V11				
		サイクロン	321V14				
		低放射性廃液第1蒸発缶(加熱部)	321E12				
		予熱器	321H10				
		凝縮器	321H30				
		冷却器	321H31				
		中和槽	323V10		323V11		
			反応槽		323V12	323V13	323V14
		沈降槽			323V15		
					清澄槽	325V20	
		サンドフィルタ	325F10				
		低放射性濃縮廃液貯槽	331V10		331V11	331V12	
	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)		低放射性廃液第2蒸発缶(蒸発部)		322V11		
			サイクロン		322V14		
		デミスタ	322V15				
		復水槽	322V32				
		ドレン受槽	322V33				
		濃縮液槽	322V34				
		低放射性廃液第2蒸発缶(加熱部)	322E12				
		予熱器	322H10				
	凝縮器	322H30					
	冷却器	322H31					
	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	廃液受入貯槽	326V01		326V02		
		低放射性廃液第3蒸発缶(蒸発部)	326V11				
		濃縮液貯槽	326V50A		326V50B	326V51A	
			326V51A		326V51B		
			ドレン受槽		326V70		
			サイクロン		326D12		
		低放射性廃液第3蒸発缶(加熱部)	326E10				
		予熱器	326H01				
		凝縮器	326H13				
		冷却器	326H14				
		粗調整槽	327V60				
		中和反応槽	327V61				
	中間貯槽	327V62					

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(3/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応		
放射線物質の保持機能	放出廃液油分除去施設 (C)	低放射性廃液貯槽	350V10 350V11 350V12	⑤	
		放出廃液貯槽	350V20 350V21 350V22 350V23		
		シックナ	350V30		
		廃炭貯槽	350V31		
		スラッジ貯槽	350V32		
		サンドフィルタ	350F13 350F14		
		活性炭吸着塔	350T15 350T16 350T17		
		廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	受入貯槽		328V10 328V11
			洗浄槽		328V20
			第1抽出槽		328V21
			第2抽出槽		328V22
			第3抽出槽		328V23
			希釈剤受槽		328V24
			希釈剤中間受槽		328V25
	希釈剤貯槽		328V30		
	TBP貯槽		328V31		
	廃シリカゲル貯槽		328V32		
	廃液洗浄槽		328V40		
	廃液供給槽		328V41		
	サイクロン		328V42		
	廃液中間貯槽		328V43		
	凝縮液受槽		328V44		
	希釈剤洗浄槽		328V47		
	中間受槽		328V48		
	TBP定量槽		328V50		
	蒸発缶		328E45		
	凝縮器		328H46		
	シリカゲル吸着塔	328T26 328T27			
	焼却施設 (IF)	回収ドデカン貯槽	342V21		
		廃活性炭貯槽	342V24		
		廃活性炭供給槽	342V25		
		焼却灰受槽	342V33		
		焼却灰貯槽	342V34		
		小型焼却灰貯槽	342V44		
		ショット貯槽	342V45		
		高温フィルタ	342F32		
		バグフィルタ	342F43		
		小型熱交換器	342H42		
		焼却炉	342In31		
		小型焼却炉	342In41		
		廃棄物投入機	342M18		
		デミスタ	342D54		
		ルテニウム吸着塔	342F57		
		熱交換器	342H51		
		凝縮器	342H55		
		加熱器	342H56		
		洗浄塔	342T52		
		低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	中間貯槽		S21V01 S21V02 S21V03
	低放射性濃縮廃液貯槽		S21V10 S21V11 S21V20		
	シールポット		S21V15 S21V25		
濃縮液貯槽	S21V30				

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(4/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応		
・放射性物質の保持機能	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	廃液貯槽	S21V40	⑤	
	アスファルト固化処理施設(ASP)	中間貯槽	A11V22		
		凝縮液貯槽	A11V23		
		低放射性廃液中間貯槽	A11V24		
		オイルポット	A11V28		
		廃液受入貯槽	A12V20		
		A12V21	A12V21		
		反応槽	A12V30		
		A12V31	A12V31		
		供給槽	A12V32		
		A12V33	A12V33		
		溶媒回収蒸発缶	A21E42		
		中間貯槽	A45V50		
	冷却器	A45H52			
	洗浄塔	A45T51			
	廃溶媒貯蔵場(W5)	廃溶媒貯槽	333V20 333V21 333V22 333V23		
	スラッジ貯蔵場(LW)	スラッジ貯槽	332V10 332V11		
		廃溶媒貯槽	333V10 333V11		
	第二スラッジ貯蔵場(LW2)	スラッジ貯槽	332V20		
		濃縮液貯槽	332V21		
		廃砂・廃樹脂貯槽	332V22		
	アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	床ドレンピット	537Pit111		
	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	廃液貯槽	538V20		
		538V21	538V21		
	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	ハル貯蔵庫	532U112 532U122		
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	極低放射性廃液貯槽	533V501		
		低放射性廃液貯槽	533V502		
		イオン交換塔	533T580 533T581		
		湿式貯蔵セル	533U003 533U004		
		533U004	533U004		
	分析所(CB)	中間貯槽	108V20 108V21 108V30 108V31 108V32 108V40		
		サンドフィルタ	中間貯槽		217V140
			217F20		217F20
			217F21		217F21
			217F40		217F40
			217F41		217F41
	217F42	217F42			
	分離精製工場(MP)	イオン交換樹脂塔	217T30		
			217T31		
			217T32		
			217T33		
217T34					
217T35					
中間貯槽		245V11			
除湿器		245H12			
洗浄塔		245T10			
高放射性廃液貯槽		272V12 272V14 272V16 272V18			

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(5/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応			
放射線物質の保持機能	分離精製工場(MP)	中間貯槽	272V20 272V25	⑤			
		分配器	272D10 272D11				
		凝縮器	272H22				
		除湿器	272H26				
		洗浄塔	272T24				
		中間貯槽	275V10 275V20 275V30 275V31				
		予備貯蔵プール	R0101				
		燃料取出しプール	R0102				
		予備機械処理プール	R0103				
		予備溶解槽装荷プール	R0104				
		濃縮ウラン貯蔵プール	R0107				
		濃縮ウラン移動プール	R0108				
		プール用水貯蔵ピット	R0143				
		ハル取出し通路	R0153				
放射線物質の放出経路の維持機能、 捕集・浄化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	槽類換気系	フィルタ	272F4611 272F4613 272F4621 272F4623	⑦		
			よう素フィルタ	272F465 272F466			
			排風機	272K463 272K464			
			洗浄塔	272T44			
			配管等				
			ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	槽類及びセル換気系 (溶解炉系)		フィルタ	G41F26 G41F27
						排風機	G41K50 G41K51
						スクラップ	G41T10
	ベンチュリスクラップ	G41T11					
	吸収塔	G41T21					
	ルテニウム吸着塔	G41T25					
	配管等						
	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	槽類及びセル換気系 (貯槽換気系)				フィルタ	G41F36 G41F37
						排風機	G41K60 G41K61
						洗浄塔	G41T31
						ルテニウム吸着塔	G41T35
						配管等	
			ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	槽類及びセル換気系 (工程換気系)		フィルタ	G41F88 G41F89
						排風機	G41K90 G41K91 G41K92
						ルテニウム吸着塔	G41T82 G41T83
	ヨウ素吸着塔	G41T86 G41T87					
	配管等						
	廃棄物処理場(AAF)	槽類換気系				フィルタ	307F157 307F158
						ヨウ素除去フィルタ	307F1571 307F1572
						排風機	307K155 307K156
			配管等				
			配管等				

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(6/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応		
・放射性物質の放出経路の維持機能、 捕集・浄化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	槽類換気系	ヨウ素除去フィルタ 307F1573 307F1574		
			フィルタ 327F101 327F111		
			排風機 326K10 326K11		
			配管等		
	放出廃液油分除去施設(C)	槽類換気系	フィルタ 350F304		
			排風機 350K309 350K310		
			配管等		
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)	槽類換気系	フィルタ 328F371 328F372		
			ヨウ素フィルタ 328F375		
			排風機 328K381 328K382		
			配管等		
	焼却施設(IF)	オフガス処理系	フィルタ 342F58		
			排風機 342K591 342K592 342K593		
			配管等		
			低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	槽類換気系	フィルタ S45F20 S45F21 S45F50 S45F51
	ヨウ素フィルタ S45F40 S45F41				
	排風機 S45K60 S45K61				
	配管等				
	アスファルト固化処理施設(ASP)	槽類換気系			フィルタ A45F531 A45F532
					排風機 A45K54 A45K55
			洗浄塔 A45T51		
			配管等		
	廃溶媒貯蔵場(WS)	槽類換気系	フィルタ 333F201 333F202		
			排風機 333K201 333K202		
			配管等		
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	槽類換気系	フィルタ 533F561 533F562		
			排風機 533K565 533K566		
			配管等		
分析所(CB)	槽類換気系	フィルタ 108F701 108F702 108F703			
		排風機 108K70 108K71			
		配管等			
		分離精製工場(MP)	槽類換気系	フィルタ 245F121 245F122	
ヨウ素除去フィルタ 245F133 245F134					
槽類換気系	排風機 245K123 245K124 245K136 245K137				
	洗浄塔 245T10				
	配管等				
	配管等				

⑦

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(7/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応
・放射性物質の放出経路の維持機能、 捕集・浄化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	分離精製工場(MP)	槽類換気系	フィルタ 272F261 272F262	⑦
			排風機 272K263 272K264	
			洗浄塔 272T24	
			配管等	
・消火機能・火災感知機能(建家内)	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術管理棟	消火設備	自動火災報知設備	⑦
			消火器	
	廃棄物処理場(AAF)		消火栓(屋内・屋外)	
	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)		自動火災報知設備	
	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)		消火器	
	放出廃液油分除去施設(C)		消火栓(屋内・屋外)	
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)		水噴霧消火設備	
	焼却施設(IF)		炭酸ガス消火設備	
	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSP)		自動火災報知設備	
	アスファルト固化処理施設(ASP)		消火器	
	廃溶媒貯蔵場(WS)		消火栓(屋内)	
	スラッジ貯蔵場(LW)		水噴霧消火設備	
	第二スラッジ貯蔵場(LW2)		炭酸ガス消火設備	
	アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)		自動火災報知設備	
	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)		消火器	
	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)		消火栓(屋内・屋外)	
			水噴霧消火設備	
			自動火災報知設備	
			消火器	
			消火栓(屋内・屋外)	

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(8/14)

要求される機能	設備名称等		図2-2との対応					
・消火機能・火災感知機能(建家内)	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)	消火設備	自動火災報知設備	⑦				
	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)		消火器					
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)		消火栓(屋外)					
	ウラン貯蔵所(UO3)		自動火災報知設備					
	第二ウラン貯蔵所(2UO3)		消火器					
	第三ウラン貯蔵所(3UO3)		消火栓(屋外)					
	分析所(CB)		セル内散水装置					
	除染場(DS)		消火器具					
	排水モニタ室		自動火災報知設備					
	分離精製工場(MP)		消火器					
	ウラン脱硝施設(DN)		消火栓(屋内・屋外)					
	ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)		自動火災報知設備					
	クリプトン回収技術開発施設(Kr)		消火器					
	ユーティリティ施設(UC)		消火栓(屋内・屋外)					
	中間開閉所		自動火災報知設備					
	第二中間開閉所		消火器					
	資材庫		消火栓(屋内・屋外)					
	・消火機能・火災感知機能(セル内)		アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)		セル等	煙感知器	FDS	⑦
	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)		ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)		温度検知装置	532FDT030	532FDT040-046	
					温度上限警報装置	P72TA*04-1		

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(9/14)

要求される機能	設備名称等				図2-2との対応		
・ 熱的・化学的制限値等の維持機能	廃棄物処理場(AAF)	廃希釈剤貯槽	318V10	温度記録上限 緊急操作装置	318TRP ¹⁰	⑦	
		廃溶媒・廃希釈剤貯槽	318V11		318TRP ¹¹		
	焼却施設(IF)	回収ドデカン貯槽	342V21	温度上限警報 装置	342TA ^{21.2}		⑦
		廃活性炭供給槽	342V25		342TA ^{25.2}		
		焼却炉	342In31	温度上限操作 上限警報装置	342TO ^A 31.2		⑦
	廃溶媒貯蔵場(WS)	廃溶媒貯槽	333V20		温度記録上限 緊急操作装置		
			333V21	333TRP ²¹			
			333V22	333TRP ²²			
			333V23	333TRP ²³			
	スラッジ貯蔵場(LW)		333V10		333TRP ¹⁰		⑦
333V11			333TRP ¹¹				
・ 照明機能	ガラス固化技術開発施設(TVF)	照明設備	非常灯及び誘導灯	非常灯	⑦		
	ガラス固化技術管理棟						
	廃棄物処理場(AAF)						
	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)						
	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)						
	放出廃液油分除去施設(C)						
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)						
	焼却施設(IF)						
	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)						
	アスファルト固化処理施設(ASP)						
	廃溶媒貯蔵場(WS)						
	スラッジ貯蔵場(LW)						
	第二スラッジ貯蔵場(LW2)						
	アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)						
	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)						
	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)						
	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)						
	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)						
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)						
	ウラン貯蔵所(UO3)						
	第二ウラン貯蔵所(2UO3)						
	第三ウラン貯蔵所(3UO3)						
	分析所(CB)						
	除染場(DS)					⑧	
	分離精製工場(MP)					⑦	
	ウラン脱硝施設(DN)					⑧	
	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)					⑦	
	クリプトン回収技術開発施設(Kr)					⑧	
ユーテリティ施設(UC)							
中間閉所	⑦						
第二中間閉所							
資材庫							

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(10/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応			
・漏えい検知機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	セル等	漏洩検知装置	327LW*004	⑦		
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)			328LA*008			
				328LA*012a 328LA*012b 328LA*013			
	焼却施設(IF)			342LA*308			
	アスファルト固化処理施設(ASP)			342LA*005.1			
	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)			342LA*005.4			
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	342LA*005.5						
・漏えい拡大防止機能	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	ドリップトレイ	272U001 272U002 272U003 272U004 272U005 272U006 272U007 272U008 272U009 272U010 272U011 272U201 272U202 272U451 272U453 272U455	G04U001a G04U001b G04U003 G04U004 G04U005 G04U006 G04U013 G04U014 G04U015 G04U016 G04U026 G04U102B	⑦		
						ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	318U022
							318U023
							321U120
							321U123
						廃棄物処理場(AAF)	331U050
							331U051
						第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	331U052
						第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	322U1
						廃溶媒処理技術開発施設(ST)	322U2
	331U001						
	326U120						
	328U001						
	328U002						
	328U003						
	328U004						
	328U005						
	328U006						
328U007							
328U008							
328U010a							
328U012a							
328U012b							
328U013							

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(11/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応				
・漏えい・拡大防止機能	廃溶媒処理技術開発施設(ST)	ドリップトレイ	328U020a 328U020b 328U020c 328U020d 328U020e 328U020f 328U021 328U046 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U120b 328U121 328U902 328U903	⑦				
	焼却施設(IF)		342U005-1 342U005-4 342U005-5 342U308					
	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)		プロセスドレンボット		S71V20			
	アスファルト固化処理施設(ASP)		ドリップトレイ		S04U002 S04U003 S04U004			
	廃溶媒貯蔵場(WS)				A08U051 A08U052 A08U055 A08U056 A08U251 A08U352 A08U359			
	スラッジ貯蔵場(LW)				333U020 333U021 333U022 333U023 333U100A 333U100B			
	第二スラッジ貯蔵場(LW2)				333U031 333U032			
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)				332U501 332U502 332U503			
	分離精製工場(MP)				533U001 533U002 533U035 533U151			
	・漏えい・液移送機能				漏えい・液移送装置	204U005A 204U005B 204U0140 204U016 204U017 204U030 204U216	⑦	
						高放射性廃液貯蔵場(HAW)		272J0011 272J0012 272J0013 272J0021 272J0022 272J0023 272J0031 272J0032 272J0033 272J0041 272J0042

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(12/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応	
・漏えい液移送機能	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	漏えい液移送装置	スチームジェット	272J0043 272J0051 272J0052 272J0053 272J0061 272J0062 272J0063 272J007 272J0081 272J0082 272J0083 272J009 272J010 272J011	⑦
	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟		重力流配管	272U201 272U202 272U451 272U453 272U455	
	廃棄物処理場(AAF)		スチームジェット	G04J0011 G04J0012 G04J0013 G04J0014 G04J003 G22J1311	
	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)		ポンプ	G04P004 G04P005 G71P6121 G71P6122 G71P8021 G71P8022 G71P0271 G71P0272	
	第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)		重力流配管	308P111 308P121	
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)		スチームジェット	308J201 308J202 308J211 308J212 308J221 308J222 308J501 308J502 308J511 308J512	
			重力流配管	321U120 321U123	
			スチームジェット	322J200 322J201	
			重力流配管	331U001	
			ポンプ	326P041	
			重力流配管	326U120	
			スチームジェット	328J101 328J201 328J211 328J251 328J252 328J301 328J311 328J321 328J401 328J431 328J441	

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(13/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応	
・漏えい液移送機能	廃溶媒処理技術開発施設(ST)	漏えい液移送装置	重力流配管	328U010a 328U020a 328U020b 328U020c 328U020d 328U020e 328U020f 328U021 328U046 328U051 328U052 328U053 328U054 328U055 328U057 328U120a 328U121 328U902 328U903	⑦
	焼却施設(IF)			342U005-5	
	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)		スチームジェット	S04J0020 S04J0021 S04J0030 S04J0031 S04J0040 S04J0041 S71J201	
	アスファルト固化処理施設(ASP)			A11J203 A11J213 A11J233	
			重力流配管	A08U251 A08U352 A08U359	
	廃溶媒貯蔵場(WS)		スチームジェット	333J201 333J211 333J221 333J231	
			重力流配管	333U100A 333U100B	
	スラッジ貯蔵場(LW)		スチームジェット	332J121 333J501 333J502 333J504 333J505	
	第二スラッジ貯蔵場(LW2)		重力流配管	332U501 332U502 332U503	
	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)		スチームジェット	533J521 533J525 533J526	
			重力流配管	533U035 533U151	
	分析所(CB)		スチームジェット	108J214 108J404	
			ポンプ	108P501	
	分離精製工場(MP)		スチームジェット	204J005A 204J005B 204J0140 204J016 204J017 204J028 204J029 204J030	
	重力流配管	204U216			

表2-4 性能維持施設として明示・追加した設備(14/14)

要求される機能	設備名称等			図2-2との対応
・津波による損傷の防止機能	スラッジ貯蔵場(LW)	止水弁		⑦
・遮蔽機能(プール)	分離精製工場(MP)	予備貯蔵プール	液位下限警報装置	217LA^101.2
		濃縮ウラン貯蔵プール		217LA^107.2
・崩壊熱除去機能	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	浄水用ポンプ	272P761 272P762	⑦
		浄水受槽	272V76	
		中間熱交換器	272H314	
			272H315	
			272H324	
			272H325	
			272H334	
			272H335	
			272H344	
			272H345	
272H354				
272H355				
272H364				
272H365				
ガンマボット	272V3191			
	272V3192			
	272V3291			
	272V3292			
	272V3391			
	272V3392			
	272V3491			
	272V3492			
	272V3591			
	272V3592			
272V3691				
272V3692				
1次冷却水用ポンプ	272P3161			
	272P3162			
	272P3261			
	272P3262			
	272P3361			
	272P3362			
	272P3461			
	272P3462			
	272P3561			
	272P3562			
272P3661				
272P3662				
ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	冷却器	G83H30 G83H40		
	膨張水槽	G83V11 G83V21 G83V31 G83V41		
・放射性物質の保持機能 ・臨界防止機能	ウラン貯蔵所(UO3)	三酸化ウラン容器	⑤	
	第二ウラン貯蔵所(2UO3)			
	第三ウラン貯蔵所(3UO3)			
	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	粉末缶 貯蔵容器		
・臨界防止機能	ウラン貯蔵所(UO3)	ハードケース	⑦	
	第二ウラン貯蔵所(2UO3)			
	第三ウラン貯蔵所(3UO3)	貯蔵ビット		
	分離精製工場(MP)	濃縮ウラン貯蔵バスケット		
	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	貯蔵ホール		
・大規模損壊対処機能	中型送水ポンプ		⑩	
	可搬型消火設備(放水銃)			

表 2-5 その他の施設の防護対象と火災防護対策 (防消火設備) (1/2)

施設	防護対象	防護対象を貯蔵する機器等		防護対象を設置するセル等		火災感知の方法		特別な火災防護対策	消火方法
		名称	機器番号	部屋名	部屋番号	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)		
廃棄物処理場 (AAF)	廃溶媒	廃希釈剤貯槽	318W10	廃溶媒貯蔵セル	R022	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃棄物処理場 (AAF)	廃溶媒	廃溶媒・廃希釈剤貯槽	318W11	廃溶媒貯蔵セル	R023	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	受入貯槽	328W10 328W11	廃溶媒受入セル	R006	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	洗浄槽	328W20	廃溶媒洗浄セル	R001	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	希釈剤受槽	328W24	希釈剤分離セル	R002	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	希釈剤洗浄槽	328W47	希釈剤分離セル	R002	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	第1抽出槽	328W21	希釈剤分離セル	R002	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	第2抽出槽	328W22	希釈剤分離セル	R002	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	第3抽出槽	328W23	希釈剤分離セル	R002	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	廃液洗浄槽	328W40	廃液中和セル	R003	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	TBP貯槽	328W31	TBP貯蔵セル	R005	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒	廃シリカゲル貯槽	328W32	廃シリカゲル貯蔵セル	R007	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
焼却施設 (IF)	低放射性固体廃棄物	一時貯蔵ラック	342M151 342M152	カーボン貯蔵室	A001	—	—	水噴霧消火設備	
焼却施設 (IF)	回収トデカン	回収トデカン貯槽	342W21	オフガス処理室	A005	温度上限警報装置 (TA+)	—	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
焼却施設 (IF)	低放射性固体廃棄物	金属製の棚 (不燃シート養生)	—	オフガス処理室	A005	—	—	水噴霧消火設備	
焼却施設 (IF)	低放射性固体廃棄物	ドラム缶	—	焼却吹ドラム保管室	A006	—	—	水噴霧消火設備	
焼却施設 (IF)	廃活性炭スラリー	廃活性炭供給槽	342W25	廃活性炭供給室	A308	温度上限警報装置 (TA+)	—	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W20	廃溶媒貯蔵セル	R020	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W21	廃溶媒貯蔵セル	R021	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W22	廃溶媒貯蔵セル	R022	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W23	廃溶媒貯蔵セル	R023	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
スラッジ貯蔵場 (LW)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W10	廃溶媒貯蔵セル	R031	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
スラッジ貯蔵場 (LW)	廃溶媒	廃溶媒貯槽	333W11	廃溶媒貯蔵セル	R032	温度記録上限緊急操作装置 (TRP+)	温度警報装置 (FDT)	炭酸ガス消火設備 水噴霧消火設備	
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R051	温度警報装置 (FDT)	煙感知器 (FDS)	水噴霧消火設備	
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R052	温度警報装置 (FDT)	煙感知器 (FDS)	水噴霧消火設備	
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R151	温度警報装置 (FDT)	煙感知器 (FDS)	水噴霧消火設備	
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R152	温度警報装置 (FDT)	煙感知器 (FDS)	水噴霧消火設備	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	雑固体廃棄物 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R051	温度警報装置 (FDT)	—	水噴霧消火設備	

表 2-5 その他の施設の施設の防護対象と火災防護対策 (防消火設備) (2/2)

施設	防護対象	防護対象を貯蔵する機器等		防護対象を設置するセル等	特別な火災防護対策	
		名称	機器番号		火災感知の方法	消火方法
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	雑固体廃棄物 アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R151	温度警報装置 (FDI) 水噴霧消火設備
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	雑固体廃棄物 アスファルト固化体 プラスチック固化体	金属製の容器	—	貯蔵セル	R251	温度警報装置 (FDI) 水噴霧消火設備
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASMS)	分析廃ジャグ等	合成樹脂の容器	—	予備貯蔵庫	R030	温度検知装置 (FDI) セル内散水装置
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASMS)	分析廃ジャグ等	合成樹脂の容器	—	汚染機器類貯蔵庫	R040~R046	温度検知装置 (FDI) 消火治具
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. I-1)	低放射性分析室	G116	消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. I-1)	低放射性分析室	G115	消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. I-3)	低放射性分析室	G115	消火用バルブ 消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. I-4)	低放射性分析室	G115	消火用バルブ 消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. II-3)	低放射性分析室	G115	消火用バルブ 消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. II-5)	低放射性分析室	G115	消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. No.4)	機器分析準備室	G124	消火用バルブ 消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. No.5)	機器分析準備室	G124	消火用バルブ 消火器 (炭酸ガス消火器)
分析所 (CB)	分析試料等	金属製容器 (グローブボックス)	(G.B. No.7)	機器分析準備室	G124	消火器 (炭酸ガス消火器)
ブルトニウム転換技術開発施設 (PDF)	中和沈殿廃体	金属製容器 (グローブボックス)	(P72B04)	廃液一次処理室	A129	温度上限警報装置 (TA+) 消火器 (炭酸ガス消火器)

表2-6 性能維持施設から除外した設備(1/10)

設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応		
分離精製工場(MP)	燃料受入系扉	シャッタ扉(211-6, 7)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック	・閉じ込めの機能	3つの異なる管理区域(ホワイト, グリーン, アンバー)間の扉が同時に開いて負圧バランスを崩さないようにするための装置である。使用済燃料の受入れを終了し、今後の使用済燃料搬出等では高頻度での操作は行わないことから、要領書に操作方法を定め、負圧バランスを確保するため。	①	②		
		トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック						
		トラップ扉(211-8, 9)とシャッタ扉(211-6, 7), トラップ扉(211-2)のインターロック						
	貯蔵プール熱交換器	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器	・使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	使用済燃料の崩壊熱を除去するための設備であり、現在貯蔵中の使用済燃料は十分に冷却されており、今後、新たな使用済燃料の受入れはないことから、崩壊熱が増加することがなく、貯蔵プールの水温度が上昇しないため。	①	②		
		予備貯蔵プールの熱交換器						
プルトニウム溶液蒸発缶	液面制御装置	・核燃料物質の臨界防止機能	プルトニウム溶液蒸発缶の液位を制御するための装置であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②			
冷水設備用ポンプ	284P101 284P102	・その他(冷却水供給機能)	オフガス系のフィルタの差圧上昇防止のための除湿器等で用いる冷水の供給用ポンプであり、設備の運転の安定を目的とした設備であるため。	③	④			
						高放射性廃液貯蔵場(HAW)	冷水設備用ポンプ	272P901 272P911 272P921 272P931
排水モナ室	建家・構築物	・地震による損傷の防止機能	放出が承認された海中放出液の放射能濃度を測定(運転管理や放出管理には使用しない。)するための設備を設置する建家であり、安全機能を有していないため。	③	④			
分離精製工場(MP)	浸水防止扉	MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3	・津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和3年10月5日原規規発第2110059号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬		
		ハッチ扉					MP-8 MP-32	
		閉止板					MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	
							その他、延長ダクト等の浸水防止設備	MP-21 MP-31

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (2/10)

設備名称等		要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	浸水防止扉	PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和3年10月5日原規規発第2110059号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬
	ハッチ扉	PCDF-4				
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	PCDF-3				
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	閉止板	開発棟16 開発棟17	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和2年7月10日原規規発第2007104号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑭
	閉止板(盾式角落し)	開発棟11 開発棟12 開発棟13 開発棟14				
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟15				
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術管理棟	浸水防止扉	管理棟1 管理棟3(電動) 管理棟5 管理棟8(横引)	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和2年7月10日原規規発第2007104号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬
	閉止板	管理棟2 管理棟7				
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	管理棟4 管理棟6				
分析所 (CB)	浸水防止扉	CB-1 CB-5 CB-2 CB-4	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和3年10月5日原規規発第2110059号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬
	ハッチ扉	CB-3				
	閉止板	CB-6 CB-7 CB-8				
中間開閉所	浸水防止扉	中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和3年10月5日原規規発第2110059号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬
	閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5 中開-スリット1 中開-スリット2 中開-排水口1 中開-排水口2 中開-排水口3 中開-排水口4 中開-共同溝1 中開-共同溝2 中開-共同溝3 中開-配管				
第二中間開閉所	浸水防止扉	二中開-扉1 二中開-扉2 二中開-扉3 二中開-扉4 二中開-扉5	・ 津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和2年7月10日原規規発第2007104号)の設計津波に対する安全対策により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑬

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (3/10)

設備名称等		要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応	
第二中間開閉所	閉止板	二中開-壁1 二中開-壁2 二中開-壁3 二中開-壁4 二中開-窓1 二中開-窓2 二中開-窓3 二中開-窓4 二中開-給気口1 二中開-給気口2 二中開-給気口3 二中開-給気口4 二中開-ガラリ1 二中開-ガラリ2 二中開-ガラリ3 二中開-換気扇1 二中開-換気扇2 二中開-換気扇3 二中開-換気扇4 二中開-排水口1 二中開-排水口2 二中開-排水口3 二中開-共同溝1 二中開-共同溝2 二中開-共同溝3 二中開-配管	・津波による損傷の防止機能	設計津波に対する安全対策以前に津波対策のため整備した設備であり、設計津波に対する安全対策(令和2年7月10日原規規発第2007104号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑩
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	ガンマ線エリアモニタ	γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8 γ-9 γ-10 γ-11	・放射線管理施設(放射線測定機能)	施設内での線量の異常な上昇を検知するための装置であり、クリプトンガスの管理放出を終了したことにより、異常な上昇の原因がなくなったため。	①	②
緊急時対応設備	緊急電源接続盤	分離精製工場	・事故対処機能(移動式発電機からの電源供給機能)	設計津波及び設計地震動に対する安全対策以前に整備した設備であり、設計津波及び設計地震動に対する安全対策(令和2年7月10日原規規発第2007104号)により、当該機能を有さなくなったため。	②	⑩
		タンクローリー(3,530 L)	・事故対処機能(燃料運搬機能)			
	中央制御室空気循環用機材(1式)	空気循環装置(28 m ³ /分)	・事故対処機能(制御室の空気循環機能)			
		可搬型入気装置(9 m ³ /分)				
		エアロック用グリーンハウス				
		可搬型発電機(554 kVA)	・事故対処機能(工程監視設備への電源供給機能)			
		可搬型発電機(6.5 kVA)	・事故対処機能(可搬式圧縮機への電源供給機能)			
		可搬式圧縮機(1.08 MPa)	・事故対処機能(水素掃気機能)			
		可搬式圧縮機(0.93 MPa)	・事故対処機能(計装設備への圧空供給機能)			
	高線量対応防護服類(1式)	タングステン製防護服	・事故対処機能(事故対応要員の放射線防護機能)			
タングステンエプロン						
TVF制御室空気循環用機材(1式)	給気ユニット(5 m ³ /分)	・事故対処機能(制御室の空気循環機能)				
	空気循環装置(188.3 m ³ /分)					

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (4/10)

設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の 類型	図2-2 との対応						
分離精製工場 (MP)	溶解槽	圧力上限緊急 操作装置[Ⅰ]	242PP ⁺ 10.2, 242PP ⁺ 11.2, 242PP ⁺ 12.2	・安全保護回路	溶解槽における異常反応を検知し、反応を停止するための装置であり、今後、使用済燃料の溶解運転を行わないため。	①	②					
		圧力上限緊急 操作装置[Ⅱ]	242PP ⁺ 10.3, 242PP ⁺ 11.3, 242PP ⁺ 12.3									
	溶解槽溶液受槽	密度制御操作 装置	243DRO ⁺ 10	・核燃料物質の臨界防止機能	核的制限値を超える溶液を移送できないようにするための装置であり、工程洗浄の終了により、核的制限値を超える溶液を移送することがないため。	①	②					
	第1ストリップ調整槽	温度上限操作 上限警報装置	201TO ⁺ A ⁺ 19.3, 201TO ⁺ A ⁺ 19.4	・火災等による損傷の防止機能	抽出器へ供給する試薬の温度異常を検知し、加熱用蒸気の供給を停止するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②					
	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作 上限警報装置	201CO ⁺ A ⁺ 19.2, 201CO ⁺ A ⁺ 19.3	・核燃料物質の臨界防止機能	抽出器へ供給する試薬の濃度異常を検知し、試薬の供給を停止するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②					
	温水器 (282H50)	温度上限操作 上限警報装置	282TO ⁺ A ⁺ 50.2, 282TO ⁺ A ⁺ 50.3	・火災等による損傷の防止機能	抽出器を加熱する温水の温度異常を検知し、温水の供給を停止するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②					
	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作 装置	201CIRO ⁻ 20	・核燃料物質の臨界防止機能	抽出器へ供給する試薬の濃度異常を検知し、試薬の供給を停止するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②					
	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作 装置	201CIRO ⁻ 21									
	第1スクラブ調整槽	密度下限操作 装置	201DIRO ⁻ 13									
	第3スクラブ調整槽	電導度下限操作 装置	201CIRO ⁻ 16									
	抽出器	流量低下緊急 操作装置	252FIP ⁻ 11.1, 252FIP ⁻ 11.2, 253FIP ⁻ 10.1, 253FIP ⁻ 10.2, 253FIP ⁻ 10.3, 253FIP ⁻ 10.4, 255FIP ⁻ 14.1, 255FIP ⁻ 14.2, 255FIP ⁻ 15.5, 255FIP ⁻ 16.1, 255FIP ⁻ 16.2, 261FIP ⁻ 13.1, 261FIP ⁻ 13.3, 261FIP ⁻ 15.1, 261FIP ⁻ 15.2, 265FP ⁻ 20.1, 265FP ⁻ 22.3-1, 265FP ⁻ 22.3-2, 265FP ⁻ 22.3-3, 254FP ⁻ 18.2, 256FP ⁻ 18.2, 256FP ⁻ 18.4, 256FP ⁻ 18.6, 256FP ⁻ 18.8, 262FP ⁻ 14.3	・安全保護回路	抽出器への給液の低下を検知し、抽出器を停止するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②					
			溶媒流量上限 警報装置					254FA ⁺ 18.2, 254FA ⁺ 18.6, 256FA ⁺ 18.13, 256FA ⁺ 18.2	・核燃料物質の臨界防止機能	抽出器への溶媒供給流量の異常を検知するための装置であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②
	プルトニウム溶液蒸発缶		圧力上限緊急 操作装置					266PP ⁺ 20.3	・安全保護回路	蒸発缶の圧力異常を検知し、反応を停止するための装置であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②
								温度上限緊急 操作装置		266TRP ⁺ 20.4		
			蒸発缶加熱蒸気 温度警報装置					266TRA ⁺ 20.1	・火災等による損傷の防止機能	蒸発缶の温度異常を検知するための装置であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②
加熱蒸気凝縮水 放射性物質検知 装置								266 α RP ⁺ 20	・閉じ込めの機能	蒸発缶の加熱蒸気凝縮水の放射性物質を検知し、蒸発缶の運転を停止する装置であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②
密度上限警報 装置								266DA ⁺ 20.2	・火災等による損傷の防止機能	蒸発缶の密度異常を検知するための装置であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (5/10)

設備名称等		要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応	
分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	液面上限緊急操作装置 [I] 263LP*12.2	・安全保護回路	蒸発缶のカラム部の溶液を上昇させないための装置であり、今後、高濃度のウラン溶液の蒸発処理は行わないため。	① ②	
		液面上限緊急操作装置 [II] 263LP*12.3				
		蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 263TA*11	・火災等による損傷の防止機能	蒸発缶の加熱蒸気温度の異常を検知するための装置であり、今後、高濃度のウラン溶液の蒸発処理は行わないため。	① ②	
		温度上限緊急操作装置 263TIRP*12.1	・安全保護回路	蒸発缶の温度異常を検出し、加熱を停止するための装置であり、今後、高濃度のウラン溶液の蒸発処理は行わないため。	① ②	
		圧力上限操作上限警報装置 263PO*A*11.2	・火災等による損傷の防止機能	蒸発缶の加熱蒸気圧力の異常を検出し、加熱を停止するための装置であり、今後、高濃度のウラン溶液の蒸発処理は行わないため。	① ②	
ウラン脱硝施設 (DN)	UNH受槽	ウラン濃縮度記録上限操作装置 263URO*30	・核燃料物質の臨界防止機能	硝酸ウラン溶液の濃縮度が所定の値以下でなければ送液できないようにするための装置であり、工程洗浄の終了により、高濃度の硝酸ウラン溶液の送液は行わないため。	① ②	
		密度指示上限操作装置 263DIO*30, 263DIO*31				
	溶解液受槽	密度指示上限操作装置 264DIO*76.1	・核燃料物質の臨界防止機能	硝酸ウラン溶液の密度が所定の値以下でなければ送液できないようにするための装置であり、工程洗浄の終了により、高濃度の硝酸ウラン溶液の送液は行わないため。	① ②	
		脱硝塔	温度下限緊急操作装置 264TP*42.10, 264TP*43.10	・安全保護回路	脱硝塔の流動層の作動を良好に保つため温度が低下した場合に給液を停止するための装置であり、今後、脱硝運転を行わないため。	① ②
	圧力上限緊急操作装置 264PP*42.2.2, 264PP*43.2.2		脱硝塔の異常反応を検出し、運転を停止するための装置であり、今後、脱硝運転を行わないため。		① ②	
	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 273TIA*30.3	・火災等による損傷の防止機能	酸回収蒸発缶の加熱蒸気温度の異常を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理に伴う酸回収運転を行わないため。	① ②
			缶内圧力上限緊急操作装置 273PP*30.1	・閉じ込めの機能	酸回収蒸発缶の圧力異常を検出し、運転を停止するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理に伴う酸回収運転を行わないため。	① ②
		高放射性廃液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置 [I] 271PP*20.3	・安全保護回路	高放射性廃液蒸発缶における異常反応を検出し、反応を停止するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②
圧力上限緊急操作装置 [II] 271PP*20.4						
圧力上昇警報装置 271PRW*20.2			・閉じ込めの機能	高放射性廃液蒸発缶における異常反応を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②	
蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 271TA*20.4			・火災等による損傷の防止機能	高放射性廃液蒸発缶における温度異常を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②	
圧力上限操作上限警報装置 271PO*A*20.6				高放射性廃液蒸発缶の加熱蒸気圧力の異常を検出し、蒸気供給を停止するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②	
温度上限操作上限警報装置 271TO*A*20.7			高放射性廃液蒸発缶の温度の異常を検出し、蒸気供給を停止するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②		
液位下限警報装置 271LA*20.2			高放射性廃液蒸発缶の液位低下を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②		
γ線上限警報装置 271γRA*22			・閉じ込めの機能	高放射性廃液蒸発缶の凝縮液の放射性物質濃度上昇を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②	
流量上昇警報装置 271FIW*10.1, 271FIW*10.2	・火災等による損傷の防止機能	高放射性廃液蒸発缶への試薬供給流量の異常を検知するための装置であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	① ②			

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (6/10)

設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の 類型	図2-2 との対応
分離精製工場 (MP)	プルトニウム製 品貯槽	液位上昇警報 装置	267LA ⁺ 10.2, 267LA ⁺ 11.2, 267LA ⁺ 12.2, 267LA ⁺ 13, 267LA ⁺ 14, 267LA ⁺ 15, 267LA ⁺ 16	・核燃料物質の臨界防止機能	臨界防止のためのプルトニウム製 品貯槽の液位上昇警報装置であり、 工程洗浄の終了により、今後、 高濃度のプルトニウム溶液を貯蔵 しないため。	① ②
	グローブボック ス(267X65)	液位上限操作 上限警報装置	267LO ⁺ A*65	・その他 (漏えい検知機能)	臨界防止のためのグローブボック スの液位上昇警報装置であり、 工程洗浄の終了により、今後、高濃 度のプルトニウム溶液を取り扱わ ないため。	① ②
	蒸気凝縮水系	放射性物質 検知装置	282γRP ⁺ 60.1, 282γRP ⁺ 60.2	・閉じ込めの機能	溶解槽や高放射性廃液蒸発缶等 の蒸気凝縮水の放射性物質を検 知する装置であり、今後、使用済 燃料や高放射性廃液の処理を行 わないため。	① ②
	廃ガス貯槽	槽内圧力上昇 警報装置	246PRW ⁺ 42	・閉じ込めの機能	使用済燃料の溶解オフガスを一 時的に貯留する設備の圧力上昇 警報装置であり、今後、使用済燃 料の溶解を行わないため。	① ②
分析所 (CB)	セル等	温度警報装置	107FDT144	・火災等による損傷の防止機能	有機溶媒による火災を検知する ための装置であり、今後、セル内 等で有機溶媒を取り扱わないた め。	① ②
		漏洩検知装置	108LW ⁺ 027	・閉じ込めの機能	中間貯槽(108V10, 108V11)等の 漏えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②
分離精製工場 (MP)	セル等	温度警報装置	230FDT131.1, 230FDT131.2, 230FDT131.3, 230FDT131.4, 230FDT131.5, 230FDT131.6, 230FDT333.1, 230FDT333.2, 230FDT334.1, 230FDT334.2, 230FDT334.3, 230FDT1165, 252FDT107A, 256FDT109A.1, 256FDT109A.2, 256FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008	・火災等による損傷の防止機能	有機溶媒による火災を検知する ための装置であり、今後、セル内 等で有機溶媒を取り扱わないた め。	① ②
			204LW ⁺ 0114	・閉じ込めの機能	攪拌槽(212V70)等の漏えいを検 知するための装置であり、今後、 対象設備を処理・貯蔵に用いな いため。	① ②
			204LW ⁺ 001		濃縮ウラン溶解槽(242R10)等の 漏えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②
			204LW ⁺ 002		濃縮ウラン溶解槽(242R11)等の 漏えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②
			204LW ⁺ 003		濃縮ウラン溶解槽(242R12)等の 漏えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②
			204LW ⁺ 005C		配管等の漏えいを検知するた めの装置であり、今後、対象設備 を処理・貯蔵に用いないため。	① ②
			204LW ⁺ 006		溶解槽溶液受槽(243V10)等の 漏えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②
			204LW ⁺ 026		パルスフィルタ(243F16A)等の漏 えいを検知するための装置で あり、今後、対象設備を処理・貯 蔵に用いないため。	① ②

表2-6 性能維持施設から除外した設備(7/10)

設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応	
分離精製工場(MP)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	204LW*027	洗浄槽(235V10)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*008	受槽(276V10)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*015.1	ブルトニウム精製第1抽出器(265R20)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*015.2	調整槽(265V11)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*023	ブルトニウム製品貯槽(267V10～267V12)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*025B	ドレン受槽(266V40, 266V41)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*107A	パルスフィルタ(243F16)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*109A.2	分離第2抽出器(253R10)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*109B	溶媒貯槽(254V16)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*114	ウラン精製第1抽出器(261R13)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204FW*125B	ブルトニウム溶液蒸発缶(266E20)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				254LW*17.1	フィルタ(254F17)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				256LW*17.1	フィルタ(256F17)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				262LW*13.1	フィルタ(262F13)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*041	ブルトニウム製品貯槽(267V13～267V16)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*018	高放射性廃液蒸発缶(271E20)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
				204LW*019	高放射性廃液蒸発缶(271E10)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
204LW*020	溢流槽(271V12, 271V22)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②				
204LW*022	中間貯槽(263V10)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②				
ウラン脱硝施設(DN)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	UNH貯槽(263V30～263V33)等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②	

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (8/10)

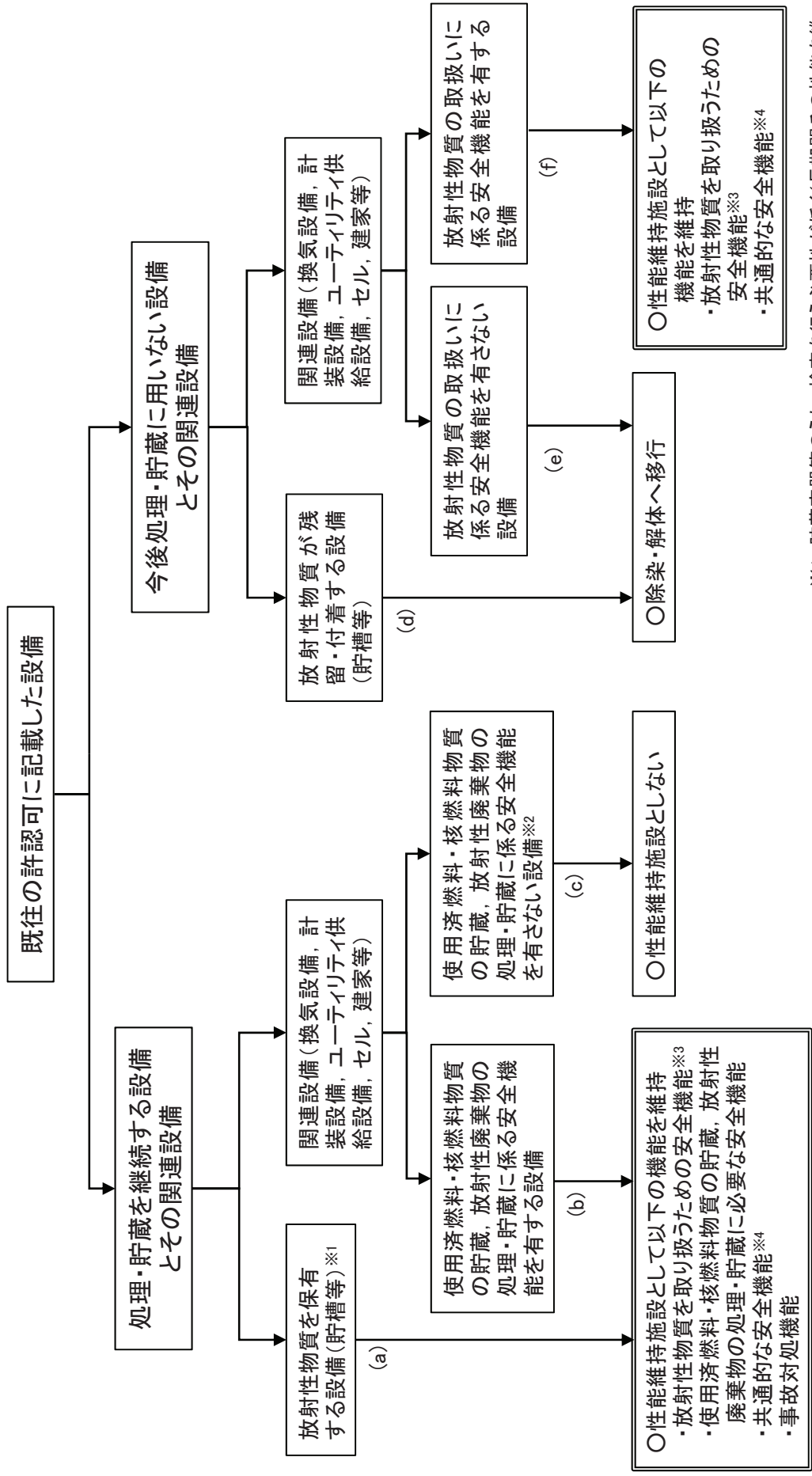
設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等	温度警報装置	P07TRA ⁺ 051-1	・火災等による損傷の防止機能	混合液貯槽 (P12V12) 等が設置されたセルの排気系の温度計であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P07TRA ⁺ 052-1		混合槽 (P12V11) 等が設置されたセルの排気系の温度計であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P07TRA ⁺ 053-1		硝酸プルトニウム受入計量槽 (P11V11) 等が設置されたセルの排気系の温度計であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P07TRA ⁺ 054-1		硝酸プルトニウム貯槽 (P11V12) 等が設置されたセルの排気系の温度計であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P07TRA ⁺ 055-1		リワーク槽 (P75V11) 等が設置されたセルの排気系の温度計であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
	セル等	漏洩検知装置	P11LW ⁺ 11-4	・閉じ込めの機能	硝酸プルトニウム受入計量槽 (P11V11) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P11LW ⁺ 12-4		硝酸プルトニウム貯槽 (P11V12) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P12LW ⁺ 11-4		混合槽 (P12V11) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P12LW ⁺ 12-3		混合液貯槽 (P12V12) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
			P75LW ⁺ 11-4		リワーク槽 (P75V11) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	セル等	漏洩検知装置	K75LW ⁺ 58.3	・閉じ込めの機能	廃液貯槽 (K75-V58) 等の漏えいを検知するための装置であり、今後、対象設備を処理・貯蔵に用いないため。	①	②
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)		非常用電源	無停電電源装置	・保安電源設備の給電機能	ガンマ線エアモニタ等の無停電電源装置であり、クリプトンガスの管理放出を終了したことにより、連続給電の必要がなくなったため。	①	②
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉	温度上限緊急操作装置	P14TP ⁺ 14-1, P14TP ⁺ 14-2, P14TP ⁺ 14-3	・安全保護回路	焙焼還元炉の温度が異常に上昇した場合に炉の加熱を停止するための装置であり、今後、脱硝粉末の焙焼還元運転を行わないため。	①	②
		流量下限緊急操作装置	P14FP ⁺ 14-1, P14FP ⁺ 14-2		焙焼還元炉の炉端部冷却水の流量が異常に低下した場合に炉の加熱を停止するための装置であり、今後、脱硝粉末の焙焼還元運転を行わないため。	①	②
	窒素水素混合ガス供給系	水素濃度上限緊急操作装置	P86H ₂ P ⁺ 43-1	・安全保護回路	窒素水素混合ガスの水素濃度が制限値を超えないようにするための装置であり、今後、窒素水素混合ガスを用いないため。	①	②
		水素濃度上限警報上限操作装置	P86H ₂ RA ⁺ O ⁺ 43-2	・火災等による損傷の防止機能			
	廃液蒸発缶	温度上限緊急操作装置	P71TP ⁺ 23-1	・火災等による損傷の防止機能	廃液蒸発缶の温度が異常に上昇した場合に加熱を停止するための装置であり、今後、廃液の蒸発運転を行わないため。	①	②
		圧力上限緊急操作装置	P71PP ⁺ 23-1		廃液蒸発缶の圧力が異常に上昇した場合に加熱を停止するための装置であり、今後、廃液の蒸発運転を行わないため。		
分離精製工場 (MP)	溶解槽	温度計	242TR10.1, 242TR10.2, 242TR11.1, 242TR11.2, 242TR12.1, 242TR12.2	・計測制御系統施設 (測定機能)	使用済燃料の溶解運転時の運転状況の監視に用いる装置であり、今後、使用済燃料の溶解運転を行わないため。	①	②
		圧力計	242PR10, 242PR11, 242PR12, 242dPR10.1, 242dPR11.1, 242dPR12.1				
	溶解槽溶液受槽	密度計	243DRO ⁺ 10				

表2-6 性能維持施設から除外した設備 (9/10)

設備名称等			要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応			
分離精製工場 (MP)	抽出器	流量計	252FIC11.3,253FIC10.5, 254FRC18.1-1,254FRC18.1-2, 254FR18.5,255FIC14.4, 255FIC16.3,255FRC125, 255FRC126,255FIC1505.3, 255FIC1507.2,255FIC1508.2, 255FIC1510.2,256FRC18.1-1, 256FRC18.1-2,256FRC18.3-1, 256FRC18.3-2,256FRC18.5, 256FRC18.7,256FR18.11, 256FR18.12,261FIC13.4, 261FIC15.4,261FRC124, 261FIC1312.2,262FRC14.2-1, 262FRC14.2-2,262FR14.4, 265FRC164,265FIC2207, 265FIC2211,265FIC2209	*計測制御系統施設 (測定機能)	抽出器へ供給する試薬等の流量計であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②		
	第1スクラップ調整槽	密度計	201DIRO [±] 13		抽出器へ供給する試薬の密度計であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②		
	第3スクラップ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 16		抽出器へ供給する試薬の電導度計であり、今後、抽出運転を行わないため。	①	②		
	第2ストリップ調整槽		201CIRO [±] 20						
	第3ストリップ調整槽		201CIRO [±] 21						
	プルトニウム溶液蒸発缶	温度計	266TRP [°] 20.4,266TRA [°] 20.1, 266TR20.2,266TR20.3		プルトニウム溶液蒸発缶の温度計、圧力計であり、今後、プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②		
		圧力計	266PR20.1,266PRC20.4, 266PIC20.2						
	ドレン受槽 (266V41)	液位計	266LIR41.1		ドレン受槽の液位計であり、工程洗浄の終了により、高濃度のプルトニウム溶液は取り扱わないため。	①	②		
ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計	263TIRP [°] 12.1	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)の温度計、圧力計、給液の流量計であり、今後、ウラン溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②				
	圧力計	263PI12.1							
	流量計	263FRC104							
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	温度計	264TR42.1,264TR42.2.1, 264TR42.4.1,264TR42.5.1, 264TR42.6,264TR42.7, 264TR42.8,264TR43.1, 264TR43.2.1,264TR43.4.1, 264TR43.5.1,264TR43.6, 264TR43.7,264TR43.8, 264TIRC42.2.2,264TIRC42.5.2, 264TIRC43.2.2,264TIRC43.5.2, 264TRW [±] 42.3,264TRW [±] 42.4.3, 264TRW [±] 43.3,264TRW [±] 43.4.3, 264TIC42.4.2,264TIC43.4.2	*計測制御系統施設 (測定機能)	脱硝塔の温度計であり、今後、脱硝運転を行わないため。	①	②		
		圧力計	264PR42.1,264PR42.2.1, 264PR43.1,264PR43.2.1, 264dPR42.1.1,264dPR42.2, 264dPR42.3.1,264dPR43.1.1, 264dPR43.2,264dPR43.3.1		脱硝塔の圧力計であり、今後、脱硝運転を行わないため。	①	②		
	UNH受槽	密度計	263DIO [°] 30, 263DIO [°] 31		UNH貯槽の密度計であり、工程洗浄の終了により、高濃度の硝酸ウラン溶液は受け入れないため。	①	②		
		ウラン濃縮度モニタ	263URO [°] 30		硝酸ウラン溶液のウラン濃度を測定するための濃縮度モニタであり、工程洗浄の終了により、高濃度の硝酸ウラン溶液の送液は行わないため。	①	②		
	溶解槽	温度計	264TIC75.1,264TI75.2		溶解槽の温度計、圧力計、密度計であり、今後、三酸化ウランの溶解運転を行わないため。	①	②		
		圧力計	264PI75.1						
		密度計	264DR75.1,264DI75.2						
	溶解液受槽	密度計	264DIO [°] 76.1		溶解液受槽の密度計であり、工程洗浄の終了により、高濃度の硝酸ウラン溶液は取り扱わないため。	①	②		
	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	温度計		273TIC30.1,273TR30.2, 273TR30.3, 273TIA [°] 30.3	*計測制御系統施設 (測定機能)	酸回収蒸発缶の温度計、圧力計であり、今後、高放射性廃液の蒸発処理に伴う酸回収運転を行わないため。	①	②
			圧力計		273PR30,273dPR30.1				
高放射性廃液中間貯槽		液位計	252LR13.1,252LR14.1	高放射性廃液中間貯槽の液位計であり、今後、高放射性廃液を取り扱わないため。	①				

表2-6 性能維持施設から除外した設備(10/10)

設備名称等				要求される機能	除外理由	除外理由の類型	図2-2との対応
分離精製工場(MP)	高放射性廃液蒸発缶	温度計	271TR20.1.1,271TR20.1.2, 271TR20.2.1,271TR20.2.2	・計測制御系統施設(測定機能)	高放射性廃液蒸発缶の温度計, 圧力計, 液位計等であり, 今後, 高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。	①	②
		圧力計	271PRC20.1,271PRW ⁺ 20.2, 271PIC10.5				
		液位計	271LRC20.1				
		密度計	271DR20				
		電導度計	271CR12				
		γ線計	271γRA ⁺ 22				
	廃ガス貯槽	圧力計	246PRW ⁺ 42		使用済燃料の溶解オフガスを一時的に貯留する廃ガス貯槽の圧力計であり, 今後, 溶解オフガスの貯留を行わないため。	①	②
	溶解施設給液槽	流量計	251FRC119, 251FRC121		給液槽の液位計, 密度計, 給液の流量計であり, 今後, 溶解液は取り扱わないため。	①	②
		液位計	251LRO ⁺ 11.1				
密度計		251DR11					
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	焙焼還元炉	温度計	P14TRC14-4,P14TRC14-5, P14TRC14-6	・計測制御系統施設(測定機能)	焙焼還元炉の温度計であり, 今後, 脱硝粉末の焙焼還元運転を行わないため。	①	②
		流量計	P14FI14-3, P14FI14-4				
	窒素水素混合ガス供給系	水素濃度計	P86H ₂ RA ⁺ O ⁺ 43-2		窒素水素混合ガスの水素濃度計であり, 今後, 窒素水素混合ガスを用いないため。	①	②
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	セル	温度計	532TI11, 532TI12	・計測制御系統施設(測定機能)	燃料被覆管等を貯蔵する湿式セルの水溫測定用温度計であり, 今後, 燃料被覆管の受入れによる水溫上昇がないため。	①	④
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	セル	温度計	533TR003, 533TR004	・計測制御系統施設(測定機能)	燃料被覆管等を貯蔵する湿式セルの水溫測定用温度計であり, 今後, 燃料被覆管の受入れによる水溫上昇がないため。	①	④
分離精製工場(MP)	燃料移動プールクレーン		セル内クレーン	・搬送設備(搬送機能)	使用済燃料の搬送を行う設備であり, 今後, 使用済燃料の搬送に使用しないため。	①	②
	セル内クレーン						
	廃ガス貯槽(246V42)		・閉じ込めの機能	使用済燃料の溶解オフガスを一時的に貯留する設備であり, 今後, 使用済燃料の溶解を行わないため。	①	②	
分離精製工場(MP)	加熱蒸気供給系	安全弁	266C3	・火災等による損傷の防止機能	プルトニウム蒸発缶の加熱蒸気系の安全弁であり, 今後, プルトニウム溶液の蒸発処理を行わないため。	①	②
			271C10		高放射性廃液蒸発缶の加熱蒸気系の安全弁であり, 今後, 高放射性廃液の蒸発処理を行わないため。		



※1 貯蔵容器等のうち、検査を行う必要性が低く(長期間その性能を維持して継続使用できるように設計・製作し、腐食を促進させる環境でない状態で保管)、かつ、合理的な検査を行うことが困難なものは対象外とし、関連設備の機能を維持

※2 供給が停止しても安全に影響のないユーティリティ供給設備(試薬、加熱用蒸気等)、安全に係る制御を行わない計器等

※3 遮蔽機能、放射性物質の放出経路の維持機能、負圧維持機能等

※4 建家の消火機能・火災感知機能、放射線管理機能等

図2-1 設備の状態と必要な安全機能

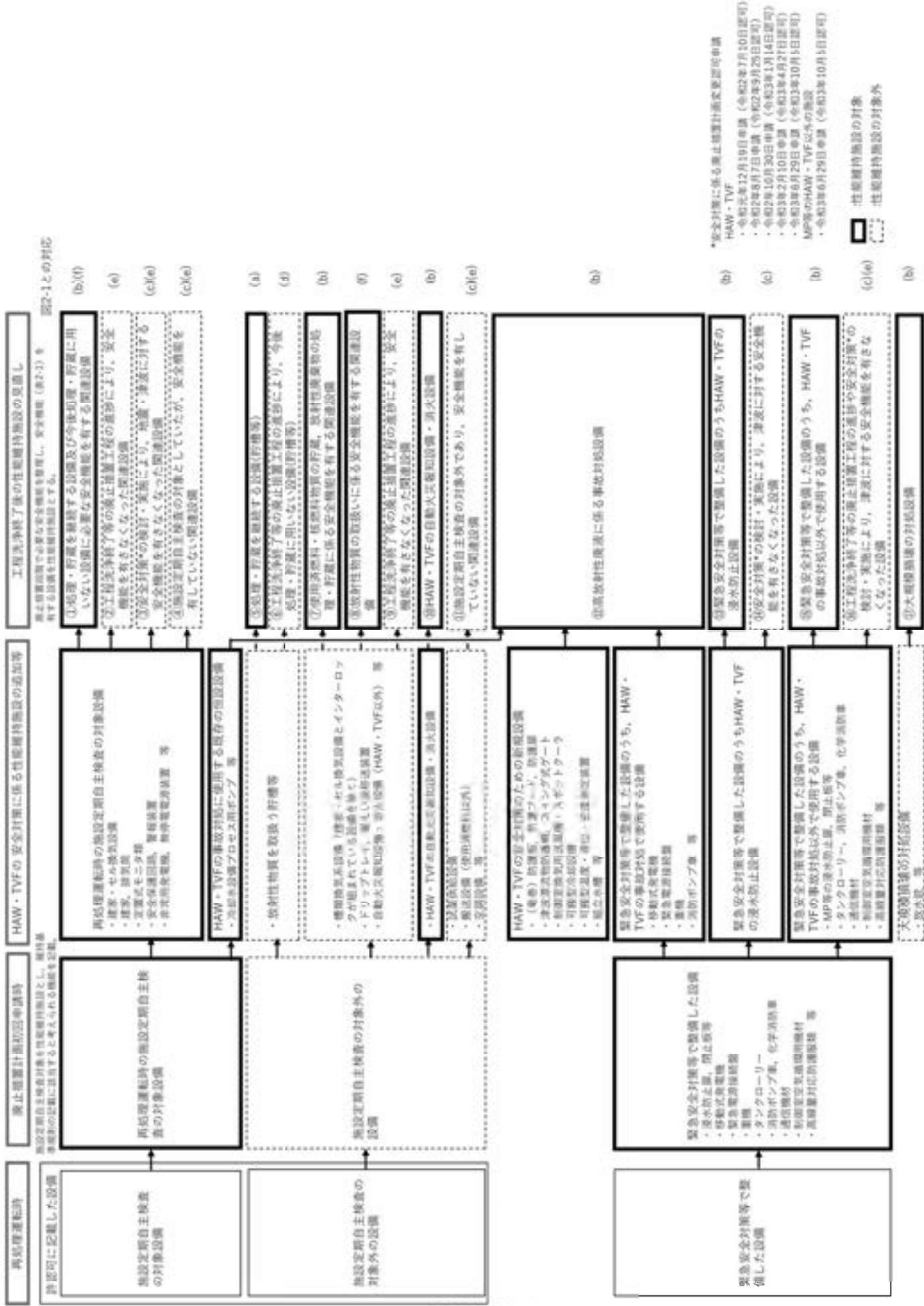


図2-2 性能維持施設の選定の経緯と対象設備

*安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請
HAW・TVF
・令和元年12月19日申請（令和2年7月10日認可）
・令和2年8月7日申請（令和2年9月25日認可）
・令和2年10月30日申請（令和3年1月14日認可）
・令和3年2月10日申請（令和3年4月27日認可）
・令和3年6月29日申請（令和3年10月5日認可）
MP等のHAW・TVF以外の施設
・令和3年6月29日申請（令和3年10月5日認可）

□ 性能維持施設の対象
○ 性能維持施設の対象外

代表的な貯槽等の考え方

○再処理施設では、多数の機器を識別するために機器ごとに ID 番号を付与しており、その機器が含まれる工程の ID 番号(ユニット番号)と組み合わせて個々の機器の固有の ID 番号を原則として以下のように構成している。

- ID 番号の一文字目はアルファベットで機器の種類を示す。その後、2桁以上の数値を付けて機器番号としている(例:槽類はV, 送液装置であるスチームジェットはJ, 蒸発缶はE等)。
- 数値部分については、主要な機器には2桁, 主要な機器に付属するものには3桁以上の数値を付与している(例:大型の貯槽はV10, 送液装置であるスチームジェットは小型の付属機器であることからJ101。)
- 付属機器を意味する3桁以上の機器番号では、頭の2桁はそれがどの主要機器に付属するものであるかを示すために、主要機器と同じ数字を割り当てる(例:スチームジェット J101 は、主要機器である貯槽 V10 に付属する。)
- ユニット番号は英数字の3文字の組合せで再処理施設内のそれぞれの工程が固有の ID 番号となるように割り当てている(例:242 は分離精製工場(MP)の濃縮ウランの溶解工程, G21 はガラス固化技術開発施設(TVF)のガラス溶融系等)。
- 施設の詳細な系統構成を表現するためのユニット番号・機器番号は、事業指定申請書では記載していないが、設工認の申請書に記載している。

○貯槽や付属配管の数が多いことから、申請書には原則として貯槽等の主要機器(機器番号2桁*)を記載する。ただし、そこには送液先の主要機器(機器番号2桁)までの送液経路の配管, 送液装置, ポット(機器番号3桁以上)等, 主要機器の付属機器を含むものとする(図1)。

*系統内に機器番号2桁の貯槽等がない場合は3桁以上の貯槽等から主要機器を選定する。

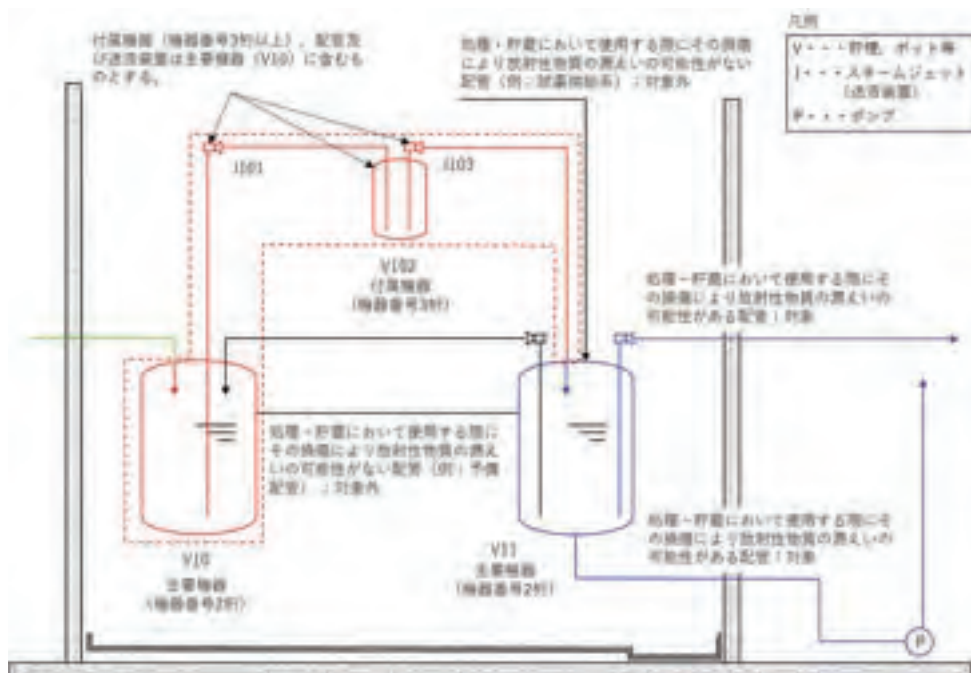


図1 放射性物質の保持機能の対象設備と主要機器の考え方

性能維持施設から除外する際の確認プロセス

性能維持施設は、設備の除染・解体等の廃止措置を進める上で支障とならないように、性能の維持が不要となった後の時期に、その機能を解除して性能維持施設から除外する必要がある。性能維持施設は、基本的に定性的な確認によって、その機能が不要となったことが明確に判断できるものは性能維持施設から除外する。一方、定性的な確認のみで、その機能の要否の判断が難しいものは定量的な評価を行って機能を解除しても安全性に問題がないことを確認する。

性能維持施設の除外に当たっては、設備所掌課が保安規定に基づき、設備の点検、検査等の方法などを整理した施設管理実施計画(設備保全整理表)の改訂を行う。性能維持施設の除外の妥当性の確認は、施設管理実施計画(設備保全整理表)の承認までの各段階で行う。

① 定性的な確認により性能維持施設から除外するケース

廃止措置の進捗により、以下に示すように設備状況、測定結果等から性能維持施設の機能が不要であることが判断できるものは性能維持施設から除外する。

- 工程洗浄の終了や使用済燃料の搬出が終了したことなどにより、今後処理・貯蔵に用いないと判断できる設備
- 処理・貯蔵を継続する設備であるものの、扱う放射性物質が大幅に低減したなどにより、安全上の影響を及ぼさないことが測定値により確認できる設備(例えば、貯蔵中の放射性物質の崩壊熱量が十分低く、崩壊熱除去や温度監視のための機能が不要となる等)

② 定量的な評価により性能維持施設から除外するケース

詳細な評価により、性能維持施設の機能の要否を判断するものは表 1 に示すように、その機能に期待しない場合を想定した評価を行い、機能の解除の判断を行う。機能に応じた基準に対して許容できる評価結果を得られた場合には性能維持施設から除外する。

当該評価は、解析業務に係る必要な品質保証活動として、評価実施部署が再処理施設保安規定の下部要領に従い、評価、審査及び検証を行い、その評価の妥当性を確認する。

表 1 性能維持施設の除外に伴う確認・評価の主な例

性能維持施設の除外方法	性能維持施設の機能	確認・評価 タイミング	確認・評価の項目	確認・評価の方法	確認・評価の基準
① 定性的な確認	放射性物質の保持機能 (系統及び機器)	系統及び機器を今後処理・貯蔵に用いない時	今後処理・貯蔵に用いないことの確認	系統及び機器の運転が終了していることを確認する。	今後処理・貯蔵に用いないことが明らかなこと。
	使用済燃料の崩壊熱除去機能 (冷却機能)	性能維持施設の見直し時	使用済燃料が使用済燃料貯蔵プールの水温上昇に寄与しないことの確認	使用済燃料の冷却機能を停止し、使用済燃料貯蔵プールの水温が上昇しないことを確認する。	現在貯蔵中の使用済燃料では使用済燃料貯蔵プールの水温度が上昇しないこと。
② 定量的な評価	使用済燃料等の搬送機能 (プール)	使用済燃料の搬出終了時	使用済燃料の搬出が終了したことの確認	貯蔵中の使用済燃料が全て搬出されていることを確認する。	使用済燃料を貯蔵していないこと。
	崩壊熱除去機能 (冷却機能)	系統及び機器が保有する溶液等の崩壊熱量が十分低下した時	冷却機能に期待しない場合における溶液等の温度評価	冷却機能に期待しない場合にセル換気(空気冷却)等による除熱を考慮した溶液等の温度評価を行う。	溶液等の平衡温度が沸点等に至らないこと、又は沸点等に至るまでの時間裕度が十分長いこと。
	遮蔽機能	系統及び機器の放射線量が十分低下した時	遮蔽機能に期待しない場合の放射線量評価	セル壁等の遮蔽機能に期待しない場合にセル壁等の位置における放射線量を評価する。	セル壁等の位置における放射線量が十分低いこと。